

令和 8 年第 1 回定例会

市 議 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 1 2 日（開会）

令和 8 年 3 月 1 6 日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和八年第一回定例会会議録

（令和八年三月）

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（2月12日）（木曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第1号 上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第2号 上程	10
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第3号～議案第7号 一括上程	12
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第8号・議案第9号 一括上程	16
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第10号～議案第13号 一括上程	18
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第14号・議案第15号 一括上程	22
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第16号～議案第18号 一括上程	24
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第19号 上程	25
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第20号～議案第27号 一括上程	30
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第28号～議案第37号 一括上程	36
説明	
1. 日程報告	45
1. 散 会	45

第2号（2月25日）（水曜日）

1. 開 議	48
1. 議案第19号～議案第27号 一括上程	48

委員長報告、質疑、討論、表決	4 8
1. 令和 8 年度施政方針及び各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	5 0
宮迫 隆憲 議員	5 1
1 元女性消防職員に係る第三者委員会の調査報告について	
(1) 環境整備の不備について	
(2) ハラスメントについて	
(3) 退職理由について	
(4) 再発防止策について	
2 二川地区の安心安全について	
(1) 報告会での主な意見について	
(2) 今後の計画について	
3 台湾行政視察について	
(1) 視察の内容について	
(2) 今後の事業の方向性について	
高橋 理枝子 議員	5 9
1 垂水市消防本部における性別による不当な取扱いの疑いに係る第三者委員会報告書から考える自治体としての在り方	
(1) 元女性消防職員の退職した直接の原因	
ア 組織体制の不備	
イ 本部職員のマネジメント能力の不足	
ウ 人員不足	
(2) 再発防止のために望まれる対応の具体策	
ア 女性（消防）職員のための新しい相談環境創設の予定は	
イ 消防本部はもちろんのこと、全庁的に管理職のマネジメント能力を向上させる施策は	
ウ 消防を含めた市職員の人員拡大について市長の認識を伺う	
(3) セクシャルハラスメント 2 事案の事実認定後の元職員への本市の対応	
2 第 2 次垂水市男女共同参画基本計画について	
(1) 重点目標②の政策、方針決定過程への女性の参画拡大への策を具体的に伺う	
3 ごみ出し困難者への支援	
(1) 県内市町村のごみ出し戸別回収（困難者向け）の現状は	
(2) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援の特別交付税について（高市総	

務大臣時) 把握しているか何う	
(3) 今後早い段階での本市ごみ出し困難者支援策導入の考えは	
4 歴史民俗資料館調査研究事業について	
(1) どのような調査研究を想定しているか	
(2) 垂水市史談会、大隅史談会など他団体との関わりは	
(3) 方向性について	
堀内 貴志 議員	70
1 2月に実施した台湾視察の内容と成果について	
(1) 今回の訪問の目的と訪問先について	
(2) 協議の具体的な内容について	
(3) 視察に要した総経費と期待される成果について	
(4) 今後の具体的なスケジュールについて	
(5) 市民への情報公開と報告の在り方について	
2 ハラスメント防止条例制定の必要性について	
(1) 現状の認識においてハラスメントのリスクや課題が存在すると認識しているか	
(2) 条例制定の必要性について	
3 特産品販路拡大支援事業と観光PR事業について	
(1) 継続予算 特産品販路拡大支援事業について	
ア JALとの連携事業の目的とこれまでの事業総額及び費用対効果をどう分析しているか	
イ 継続に当たって明確な判断基準があるのか	
(2) 観光PR事業について	
ア これまでの事業内容について	
イ 新規764万円の内容と期待される効果	
(3) 新規事業 クルーズ船乗客の誘致に係る観光モビリティ共創事業について	
ア 具体的な内容について	
イ 事業者の内訳と持続可能性について	
新原 勇 議員	82
1 垂水市施政方針について	
(1) おくやみコーナー設置検討の内容について	
(2) 認知症高齢者等見守り事業について	
2 海業について	

- (1) 国が進める海業について市の見解は
 - (2) 漁港などを活用した交流拠点の整備について
 - 3 有害鳥獣対策について
 - (1) 捕獲実績は（令和6・7年）
 - (2) 捕獲後の処分について現在の状況は
 - (3) 有害鳥獣駆除個体の資源化（堆肥化）にできないか
 - 4 再生可能エネルギーの契約について
 - (1) リニューアル・ジャパンの他自治体の不祥事を受けて契約はどのようなになっているか
 - (2) これからの公共物施設に対して再生可能エネルギー事業の契約についてはどうしていくのか
 - 5 水道インフラについて
 - (1) 基幹管路の耐震化計画と基幹管路の耐震化率は。また、耐震化率は県平均と比べてどうか
 - (2) 資金残高・最低2億5千万円確保について
 - (3) ふるさと納税を活用した水道インフラ整備について
- 前田 隆 議員..... 92
- 1 財政状況について
 - (1) 本市の市債残高及び基金残高は類似団体と比較した場合の水準がどの位置でどのように認識しているのか伺う
 - (2) 市債残高と基金残高のバランスについてどのような課題があると認識しているのか伺う
 - (3) 市債の発行抑制と基金積立の確立をどのように両立させていくのか具体的な方策について伺う。また、基金をどの程度の水準で確保していく考えか、中長期的な財政見通しと併せて伺う
 - (4) 持続可能で健全な財政運営をどのように進めていくのか、基本的な考えは
 - 2 市立学校の今後について
 - (1) 学校の在り方検討委員会に諮問した答申内容と答申後の進め方について
 - ア 教育委員会としてどのように基本方針を策定していくのか
 - イ 関係課との庁内連携や財政面の検討はどのような形で調整していくのか伺う。また、統廃合が想定される場合、保護者や地域住民への説明、合意形成はどの段階でどのような方法で進めていくのか

か

ウ 実施計画の策定期限、議会への説明、予算化へのスケジュールを
どのように考えているか

(2) 本市の学校の将来像をどのように描かれているのか教育長に伺う。

3 AI活用について

(1) 本市の活用状況と効果について

ア 現在、どのような分野でAIが導入されているのか。また、導入
目的と効果をどのように評価しているのか

イ 住民サービスの活用についてはどのような取組が進められている
か

(2) 今後の展開について

ア 新年度はどんな事業を計画されているか。また、今後どの分野で
どんな活用を進めていく考えか伺う

4 森林整備について

(1) 令和8年度の森林環境譲与税の利活用の具体的取組事業は

(2) 令和8年度の「おおすみ100年の森」との連携取組事業はどんな計
画を実施するのか

(3) 本市の森林整備について市長の考えを伺う

5 市道内ノ野線の改良工事について

(1) 内ノ野辺地に係る総合整備計画策定の概要説明と用地交渉の進捗状
況は

(2) 用地交渉専門職員の配置の考えはないか

梅木 勇 議員..... 103

1 垂水市建設残土処分地について

(1) これまでの経緯を伺う

(2) 今後どのようにしていくのか

2 クルーズ船乗客の誘致に係る垂水市観光モビリティ共創実証事業につい
て

(1) 事業の取組を伺う

ア 交通対策は

イ 市内の周遊は

ウ クルーズ船乗客への誘致案内と外国人への対応は

エ 時期と回数は

3 垂水市3つの駅を核とした稼ぐ観光地づくり事業について

(1) 3つの駅の整備内容は	
(2) 活用する国・県の支援事業は	
4 市内事業者の人材確保支援について	
(1) 支援の取組方法を伺う	
(2) 庁内の取組について	
(3) 事業成果について	
5 歴史民俗資料館調査研究事業について	
(1) 事業の進め方について	
(2) 調査内容について	
(3) 陳情書についての考え方	
1. 日程報告	1 1 2
1. 散 会	1 1 3

第3号（2月26日）（木曜日）

1. 開 議	1 1 6
1. 令和8年度施政方針及び各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	1 1 6
池田 みすず 議員	1 1 6
1 訪問給食事業について	
(1) 訪問給食事業において、来年度から「市外業者が調理（週6日）を行い、市内業者が配達を担う」という体制への変更が予定されていると聞いた。そこで、以下の点について市の考えを伺う。	
ア 今回の体制変更に至った具体的な経緯及び現在の市内委託先との間でどのような事前協議や調整が行われたのか	
2 社会福祉協議会窓口の対応について	
(1) 垂水市社会福祉協議会の入口に「人員不足・業務多忙につき、内容によっては対応できない場合がある」旨の張り紙が掲示されている。地域福祉の核心を担う窓口において、このような掲示がなされている現状に対し、どのような認識をもっているか。	
このような掲示は、生活困窮や介護、孤立など、深刻な悩みを抱える市民が相談を躊躇し、支援から漏れてしまうという重大な不利益を招きかねない。	
そこで、市民が安心して相談できる体制を維持・確保するために、市として人員配置の支援や業務過多の解消に向けた具体的な改善策をどう講じていくのか。市民の「最後の拠り所」を守るための市の	

対応を伺う

3 子育て支援センターの直営化について

(1) 来年度から、子育て支援センターが直営化されると聞いた。直営化に当たり、以下の3点について市の考えを伺う

ア 直営化に関し、現運営主体が現場で培った経験や専門性を損なわないよう現スタッフの雇用継続やノウハウの承継が滞りなく進められているか

イ 直営化されることで、サービスの質や利用ルールに急激な変化が生じ、保護者や子どもたちが混乱をきたす懸念はないか

ウ 年度当初の混乱を最小限に抑えるため、トラブル発生時にどう対応していくか

4 元女性消防職員のハラスメント事案について

(1) 元女性消防職員によるハラスメント事案について、当初、市は「ハラスメントの事実の確認できなかった」と説明してきたが、第三者委員会の調査により一転してハラスメントが認定された。

この重い事実を、市長並びに当局はどう受け止めているか。

当初の説明が覆ったという事実は、組織内における調査能力の欠如、あるいは身内を守ろうとする内向きな姿勢があったのではと言わざるを得ない。ついては、以下の3点を問う

ア なぜ当初は事実を把握できなかったのか。被害者の声が届かない既存の相談体制の欠陥をどう分析しているか

イ 消防組織に留まらず、全庁的なコンプライアンス意識の欠如が懸念される。第三者委員会の提言をどう市政運営に生かすのか

ウ 被害者の尊厳を守り、二度と同様の事案を起こさないための具体策を、どのようなタイムスケジュールで実行に移すのか

5 全庁的な連携と危機管理について

(1) 訪問給食の運営変更、子育て支援センターの直営化に伴う業務量の増加、さらにはハラスメント事案への対応。これら一連の課題を通じ、担当課単独の対応能力を超えた「組織の目詰まり」が浮き彫りになっている。

市民にとって、窓口がどこであるかは重要ではない。必要な支援が、必要な時に、途切れることなく届くことこそが行政の責務である。

一つの課で対応が困難な事案に対し、全庁が「自分事」として迅速に連携し、市民に不利益を生じさせないための体制をどう構築して

いくのか。

市長のリーダーシップによる、部局を越えたマネジメント強化と危機管理体制の抜本的刷新について伺う

持留 良一 議員 1 2 5

総括質疑

1 市長の政治姿勢と市政の課題

～暮らしに寄り添い支える垂水市政を

(1) 財政問題について

ア 国は予算編成で「留意事項」3点を示している。これらにどう対応していく考えか

(ア) 財政健全化の推進

(イ) 効率的な事業運営

(ウ) 住民参加の促進

イ 持続可能な財政基盤の強化をどう図っていく考えか

(2) 農業振興について

ア 市場まかせの農政からの転換で、持続可能な農業と農山村を再生するためにも食料自給率の抜本的向上が必要と考えるが見解は

(3) 安心な介護保険制度について

ア 介護の基盤崩壊を打開するための緊急対策を実施、高齢者も現役世代も安心できる制度の改革が必要と考えるが見解を

(ア) 国庫負担を10%引上げ、公費負担を60%の改革にする必要がある。

(イ) ケア労働者の大幅賃上げ

(4) 「高額療養費問題」の自己負担限度額を引き上げようとしている。

必要な治療を諦める人が増えるのではと不安が広がっている。声を上げる必要があると考えるが見解は

2 森の駅たるみず条例の一部を改正する問題

(1) 使用料引上げの積算根拠、その妥当性と客観性について見解を

3 一般質問

(1) 学校における保護者負担の軽減について

ア 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者負担軽減について(通知 令和7年6月25日)

(ア) これまで3回の通知を発出している

(イ) 物価高騰等における実態の把握は

(ウ) どのような取組が行われたか	
(エ) 今後の取組の考え方は	
a 通学用服等	
b 修学旅行等	
(2) 妊産婦医療費助成制度について	
ア 成育基本法（2018年成立）	
イ 妊産婦が安心して生み育てる環境整備の更なる必要性が問われている	
ウ 「妊産婦医療費助成制度」の創設を	
(ア) 全国・県内の状況は	
(イ) 県と垂水市の事業は	
(ウ) 創設への考えは	
篠原 静則 議員	1 3 7
1 市政について	
(1) 瀬戸口藤吉翁顕彰事業について	
ア これまでの取組と今後の計画は	
(2) 包括連携協定について	
ア 件数について	
イ 市・市民のメリットについて	
(3) 選挙公約について	
ア 取組と進捗状況について	
感王寺 耕造 議員	1 4 4
1 均衡ある街づくりの考え方について	
(1) 新城・牛根地区については昭和の大合併以前、行政区であったが、両地区とも人口減が著しい。均衡ある街づくりについて市長の考えを伺う	
2 消費税について	
(1) 新年度予算で、歳入「地方消費税交付金」「社会保障財源交付金」として3億円が計上されているが、全額社会保障費として使っているのか。また、歳出の内訳について伺う	
(2) 今回の衆議院選挙において、自民党の公約として「飲食料品については2年間に限り消費税の対象としないことについて、国民会議において実現に向けた検討を加速する」とあった。免税か非課税かまだ不明であるが、実行された場合、本市への影響は。また、財源不	

足が懸念されるが地方消費税交付金の減収分をどう補っていくのか

3 私立高校無償化について

- (1) 突然の衆議院解散で、高校授業料の無償化拡充の4月スタートが不透明な状況に陥っている。予算案と改正法案の審議が大幅に遅れるため年度内成立は絶望的である。現在、受験の真っ最中であるが、子供たちの入学金、授業料等の支払いに困難を生ずることが懸念される。本市独自の救済策の考えはないのか

4 「垂水高校振興対策」と新施策「地域みらい留学制度」について

- (1) これまでの年間約1,000万円の振興予算が、生徒数増加に結びついているのか
- (2) 「地域みらい留学制度」の具体的な概要を伺う
- (3) 地元ではなく「外」に目を向けた留学制度が必要なのか、市長・教育長の明確な狙いを伺う

5 スマート農業の推進について

- (1) 施政方針で説明された「垂水市農業生き生き支援事業」について、想定しているスケジュールと実証する機器はどのようなものかを考えているのか。また、垂水の地形や品目に対応したものが必要であり、農家の所得向上に向けてどのような観点で検討していくのか

池山 節夫 議員 1 5 6

1 市政について

(1) 財政について

ア 2026年度一般会計当初予算案は前年度比8%減となっているが少し後退してはいないか

イ 県内19市の当初予算案をみると自主財源比率はどうなっているか

(2) 垂水市漁協の「農林水産大臣賞」受賞について

ア 何が評価されたのか

イ この受賞による農業・畜産業への効果は

ウ 今後の課題と取組について

(3) 資源ゴミについて

ア 分別の徹底について

(4) 歴史民俗資料館設置に向けた調査について

2 教育行政について

(1) 日本ICT教育アワード「文部科学大臣賞」受賞について

ア 全国ICT教育首長協議会について

イ 評価された点と今後の課題について

1. 議案第28号～議案第37号	167
庁舎整備検討特別委員会・予算特別委員会付託	
1. 予算特別委員会正副委員長互選結果報告	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	167
1. 日程報告	169
1. 散 会	169

第4号（3月16日）（月曜日）

1. 開 議	172
1. 諸般の報告	172
1. 議案第2号～議案第18号・議案第28号～議案第37号 一括上程	173
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第38号 上程	179
説明、質疑、総務文教委員会付託、休憩、委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第39号 上程	181
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 決議案第1号 上程	182
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	183
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	183
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	185

令和 8 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2 ・ 1 2	木	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2 ・ 1 3	金	休 会	
2 ・ 1 4	土	〃	
2 ・ 1 5	日	〃	
2 ・ 1 6	月	〃	(質問通告期限：正午)
2 ・ 1 7	火	〃	委員会 産業厚生委員会（令和 7 年度補正予算審査）
2 ・ 1 8	水	〃	委員会 総務文教委員会（令和 7 年度補正予算審査）
2 ・ 1 9	木	〃	
2 ・ 2 0	金	〃	
2 ・ 2 1	土	〃	
2 ・ 2 2	日	〃	
2 ・ 2 3	月	〃	
2 ・ 2 4	火	〃	
2 ・ 2 5	水	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、 令和 8 年度施政方針及び各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2 ・ 2 6	木	本会議	令和 8 年度施政方針及び各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2 ・ 2 7	金	休 会	委員会 産業厚生委員会（条例・その他議案等審査）
2 ・ 2 8	土	〃	
3 ・ 1	日	〃	
3 ・ 2	月	〃	
3 ・ 3	火	〃	委員会 総務文教委員会（条例・その他議案等審査）
3 ・ 4	水	〃	委員会 予算特別委員会（令和 8 年度各会計予算案審査）
3 ・ 5	木	〃	委員会 予算特別委員会（令和 8 年度各会計予算案審査）
3 ・ 6	金	〃	委員会 予算特別委員会（令和 8 年度各会計予算案審査）【予備日】
3 ・ 7	土	〃	
3 ・ 8	日	〃	
3 ・ 9	月	〃	委員会 予算特別委員会（令和 8 年度各会計予算案総括質疑）
3 ・ 1 0	火	〃	

月	日	曜	種	別	内	容
3	・ 1 1	水	休	会		
3	・ 1 2	木	〃			
3	・ 1 3	金	〃	委員会	議会運営委員会	
3	・ 1 4	土	〃			
3	・ 1 5	日	〃			
3	・ 1 6	月	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、 質疑、討論、表決	

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 8 号））
- 議案第 2 号 垂水市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 案
- 議案第 3 号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 4 号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 8 号 垂水市行政手続条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 9 号 垂水市税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 10 号 垂水市火入れに関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 11 号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する等の条例 案
- 議案第 12 号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 13 号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 14 号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 15 号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 16 号 垂水市過疎地域持続的発展計画について
- 議案第 17 号 内ノ野辺地に係る総合整備計画について
- 議案第 18 号 野久妻辺地に係る総合整備計画について
- 議案第 19 号 令和 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号） 案
- 議案第 20 号 令和 7 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） 案

議案第 21 号 令和 7 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 案
 議案第 22 号 令和 7 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号） 案
 議案第 23 号 令和 7 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
 議案第 24 号 令和 7 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号） 案
 議案第 25 号 令和 7 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 3 号） 案
 議案第 26 号 令和 7 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号） 案
 議案第 27 号 令和 7 年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第 2 号） 案
 議案第 28 号 令和 8 年度垂水市一般会計予算 案
 議案第 29 号 令和 8 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
 議案第 30 号 令和 8 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
 議案第 31 号 令和 8 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
 議案第 32 号 令和 8 年度垂水市公設地方卸売市場特別会計予算 案
 議案第 33 号 令和 8 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
 議案第 34 号 令和 8 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
 議案第 35 号 令和 8 年度垂水市水道事業会計予算 案
 議案第 36 号 令和 8 年度垂水市病院事業会計予算 案
 議案第 37 号 令和 8 年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算 案
 議案第 38 号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
 議案第 39 号 垂水市副市長の選任について
 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 決議案第 1 号 アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議案について
 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 8 年 2 月 1 2 日

本会議第1号（2月12日）（木曜）

出席議員 11名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	11番	持留良一
4番	新原勇	12番	北方貞明
5番	池田みすず	13番	池山節夫
6番	梅木勇		

欠席議員 2名

8番	川越信男	10番	感王寺耕造
----	------	-----	-------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大藺俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和8年2月12日午前10時開会

△開 会

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（北方貞明） これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。本日の議事日程は示したとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（北方貞明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池田みすず議員、篠原静則議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（北方貞明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月5日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお示しております会期日程の表のとおり、本日から3月16日までの33日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの33日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（北方貞明） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和7年11月分及び12月分の出納検査結果報告、令和7年度定期監査の結果、令和7年度財政援助団体の監査結果報告並びに

令和7年度指定管理者の監査結果報告がありましたので、写しをお示ししておりますから、御了承願います。

以上で、議長の報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催されました令和7年第4回定例会後の議会に報告すべき主な事項について御報告いたします。

初めに、総務関係についてでございます。

まず、桜島火山爆発総合防災訓練についてでございます。1月12日に松ヶ崎地区公民館にて地元住民の方々や自主防災組織など26名が参加し、桜島の大規模噴火や地震などの災害発生に際し、災害応急対策の確認と課題の抽出、防災意識の高揚と知識の向上を図ることを目的として、図上訓練の形式で行ったところでございます。さらに今回は、本市に居住する外国人向けの情報発信として、最も多いベトナムの方々を対象に、地上デジタル波を活用したベトナム語での情報伝達実験にも取り組んだところでございます。

次に、企画政策関係についてでございます。

まず、国際交流事業についてでございます。2月5日から7日にかけて台湾にある名間郷の行政視察を行ってまいりました。視察では、名間郷の職員や議会、視察先の関係者など多くの方々に熱烈歓迎を受けたところでございます。意見交換では、名間郷トップである陳翰立氏にお会いをし、両都市の友好交流について意見交換を行い、令和8年度中の協定締結に向けて、引き続き検討を行うことを確認してまいりました。また、現地の方々のお人柄、風土や立地、主要産業や観光地などを直接確認することで、名間郷への理解を深めたところでございます。また、令和8年度中に名間郷の政財界の皆様が、本市を行政視察される予定であることを確認してまいりました。

次に、ふるさと納税についてでございます。
1月末時点で、ふるさと納税寄附額は20億800万円となり、平成20年度の事業開始から、初めて20億円を超える寄附額となりました。これもひとえに、返礼品事業者様並びに関係者様の御理解、御協力のたまものだと感じております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。今後も自主財源の安定的な確保を目的に、魅力ある特産品のPRや新規返礼品の開発による寄附額の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

まず、12月15日、輸出に取り組む優良事業者表彰において、垂水市漁業協同組合が最高賞である農林水産大臣賞を受賞されました。これは、同漁協の高品質な水産物の生産技術と積極的に海外市場を開拓する挑戦が評価されたものであり、本市の水産業がブランド化され、高い国際競争力を示すものであり、大変誇らしく思っているところでございます。また、今回の受賞に関連し、1月6日には鈴木憲和農林水産大臣が垂水市漁業協同組合の錦江湾内の生けす養殖場とアクアブルー株式会社の水産物加工施設を視察され、評価や激励をいただいたところでございます。また、本市の水産業が抱える課題、そして可能性についても鈴木大臣に御理解いただく貴重な機会となったところでございます。

次に、垂水市フェア in 羽田空港についてでございます。本イベントは、日本航空との連携事業において、羽田空港第1ターミナルビルの出発エリアに位置する羽田産直館にて、1月10日から12日にかけて、海の桜勘、ぶり大将、桜島美湯豚、温泉水などの特産品の販売を行ったところでございます。

次に、垂水千本イチョウについてでございます。今シーズンは例年以上に美しく色づき、ライトアップ期間も前年より1週間ほど期間を延

長し、11月22日から12月14日において実施したところでございます。来場者数は、統計が残る平成24年以降最多となる約7万4,000人となったところでございます。

次に、土木関係についてでございます。

まず、垂水港緑地公園改修工事についてでございます。垂水港緑地に県の使用許可を得て、多目的広場兼グラウンドゴルフ場を整備する計画につきまして、垂水港緑地公園改修工事として、1月23日に入札を行ったところでございます。引き続き、関係団体と連携をして早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、教育総務関係についてでございます。

まず、学校給食試食会についてでございます。1月14日松ヶ崎小学校にて、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社をお招きし、学校給食試食会を実施いたしました。本取組は、令和6年度から毎月1回、学校給食の食材として、ブリの切り身を御提供いただいている同社への感謝の心を児童とともに伝える場として実施したものでございます。当日は、同社から2名が出席され、ブリの塩こうじ焼きを食しながら、児童との交流が深められたところでございます。

次に、学校教育関係についてでございます。11月26日、文部科学省学校安全総合支援事業の研究指定を受けておりました松ヶ崎小学校、牛根小学校、協和小学校の3校が、桜島火山防災教育の取組について研究公開を行ったところでございます。当日の研究事業では、子供たち自らが調べ、考え、作成した防災プランを、オンラインによる遠隔合同授業で3つの小学校が発表し合い、お互いのアドバイスをもとに、よりよい防災プランに練り上げていく授業が展開されました。

次に、GIGAスクール関係についてでございます。これまでの本市の地域に根差した先進的な取組が評価され、今年度の日本ICT教育アワードにおきまして、全国1,718自治体の中

から、最高賞である文部科学大臣賞を受賞し、2月3日に東京都で開催された受賞式に教育長とともに出席をし、私が本市の取組についてプレゼンテーションを行ったところでございます。併せて教育DX推進自治体表彰2025を3年連続で受賞し、昨年に続きダブル受賞となったところでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。1月5日、垂水市文化会館において、今年度二十歳の節目を迎えられた方、116人を対象に、令和8年垂水市二十歳のつどいが開催されました。当日は74人の対象者とその保護者などの皆様を含めた221人が参加され、晴れの刻をテーマに、代表者3名によるはたちの主張などが行われ、お世話になった方々への感謝や将来の夢に向けた思いが述べられ、厳かな中にも心のこもった式典となったところでございます。

次に、消防関係についてでございます。

まず、消防団年末特別警戒についてでございます。12月25日から31日にかけて、各消防団における年末特別警戒を実施するとともに、25日、26日には市長巡視を実施し、議長、県議、垂水幹部派出所長等にも御同行いただき、各地区消防団を回り、激励と感謝をお伝えしたところでございます。

次に、消防出初め式についてでございます。1月6日、垂水市文化会館において、同式典を開催したところ、消防団員やその御家族など311人に御参加いただいたところでございます。当日は、第1部として、消防団員による行進や観閲式、そして第2部として、各表彰者への伝達式をそれぞれ実施したところでございます。また、会場では昨年に引き続き、食生活改善推進員連絡協議会によるぜんざいの振る舞いが行われたところでございます。本年も消防団員をはじめ、関係者の皆様と連携しながら、安心・安全な垂水のまちづくりに注力してまいります。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、議会運営委員会委員長から所掌事務調査の報告の申出がありますので、これを許可いたします。議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長堀内貴志議員登壇〕

○議会運営委員長（堀内貴志） おはようございます。去る1月28日から30日にかけて、議会運営委員会委員6名と随員1名により、三重県亀山市及び愛知県津島市において、所掌事務調査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

今回の調査の目的は、次世代を担う若者の主権者教育の一環としての中学生議会と執行部と議会が共同で誰もが求める快適な職場環境を構築としてのハラスメント防止条例という2つの喫緊の課題について調査し、本市議会の活性化とより質の高い議会運営の参考とするために実施してまいりました。特に地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、いかにして市民ととりわけ将来の地域を支える若者との距離を縮め、かつ透明性の高い組織体制を構築するかという視点を重視し、大いに参考となる事例を数多く学んでまいりました。

初めに、三重県亀山市議会について御報告申し上げます。亀山市議会では、次世代を担う子供たちが行政や議会の仕組みを学ぶことで、市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して、社会的活動への参画意識を高めることを目的として、中学生議会を令和6年度から実施しております。最大の特徴は、議員自らが市内の全中学校へ出向き、3年生全員を対象に行う議会出前授業から本番の中学生議会までのプロセスが非常に緻密である点です。授業では、付箋を活用したワークショップ形式を採用することで、発言が苦手な生徒からも多様な意見を引き出し、中学生が自分たちのまちとして、未来を考えるための心理的ハードルを下げる工夫が凝らされておりました。ま

た、選出された中学生議員に対し、本番まで議員が計4回から5回学校を訪問して、質問原稿の作成を直接サポートする体制は、学校現場や教育委員会との深い信頼関係の上に成り立っており、当日の18歳までの医療費無償化、また遊び場の誘致といった鋭い一般質問の質を支える土台となっていたように思います。

次に、愛知県津島市議会について御報告いたします。津島市では、令和7年4月より、津島市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例を施行し、全国的にも先駆的な取組を行っております。本条例制定の契機は、令和5年に職員組合が行ったアンケートにおいて、市幹部からパワーハラスメントを受けたという回答が組合員300人中89名に上ったという深刻な事態にありました。その後、全職員を対象とした調査及び弁護士3名による第三者委員会の調査では、過去10年間にハラスメントを受けたと感じた事例が163件報告され、行為者として市長、副市長、教育長の特別職や管理職の上席者からのハラスメント、さらに、議員による問題行動も明確に指摘されるという極めて重い実態が浮き彫りになりました。こうした事態を受け、津島市では執行部と議会が、ハラスメントは個人の尊厳を傷つけるものであるという共通認識のもと、双方が規制対象となる共同条例を制定するに至りました。この条例では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントだけでなく、育児や介護に関する制度利用の阻害、SNS等を用いた誹謗中傷までを禁止行為として幅広く網羅しています。また、実効性を担保するため、特別職や議員が行為者となった場合は、愛知県弁護士会から推薦された有識者による第三者機関ハラスメント審査会が認定を行い、事実を認められた際には、氏名の公表という社会的制裁を課す仕組みとなっております。被害者からの相談しやすい環境整備のため、人事課から独立した外部相談窓口の常設や議長に

よる定期的な全議員研修の義務化など、組織の自浄作用を高める徹底した姿勢は、本市におけるハラスメント防止策を検討する上で、極めて重要な指針になると感じました。

今回の研修を通じて、中学生議会による住民に開かれた議会への挑戦と、ハラスメント防止条例による自律的で透明な議会の構築という、表裏一体の議会改革の重要性を再認識いたしました。亀山市における対話を軸とした若者との信頼構築、そして津島市における法と第三者の視点に基づいた組織の自浄作用の強化、これら2つの自治体で学んだ先進的な知見は、本市議会が直面する議会への無関心を打破し、より活性化された垂水市議会を築き上げていくために、極めて有効な指針になると確信しております。議会運営委員会の果たす役割の重要性を改めて肝に銘じ、今回の成果を今後の議会活性化や、さらなる改革に反映させてまいりたいと考えております。

以上で、議会運営委員会所掌事務調査の報告を終わります。

○議長（北方貞明） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号

○議長（北方貞明） 日程第4、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度垂水市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（草野浩一） おはようございます。報告第1号専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

令和8年1月23日の衆議院解散に伴い、2月8日投開票が行われました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に急施を要したため、同年1月23日、令和7年度垂水市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分

し、同条第3項の規定により、御報告を申し上げます、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1,688万1,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は166億3,003万8,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページ、4ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細について御説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費及び9ページの4目衆議院議員選挙啓発費は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費でございます。これらに対する歳入は、戻りまして7ページの歳入明細にありますとおり、全額県支出金を充てて、収支の均衡を図っております。

以上で、報告を終わりますが、御承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

△議案第2号上程

○議長（北方貞明） 日程第5、議案第2号垂水市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○保健課長（永田正一） 議案第2号垂水市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について御説明申し上げます。

本議案は、新たな給付制度として創設されました乳児等通園支援制度、通称こども誰でも通園制度が、今年の4月から全国の自治体で実施することが定められたことに伴うもので、先の12月議会におきましては、国の定める基準に基づき、事業者の認可に係る基準条例を付議させていただいたところですが、本議案は、事業者

が給付を受けるために、自治体から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けるための基準条例を定める必要がありますことに伴い、新たに制定するものでございます。

なお、制定内容につきましては、内閣府令で定める基準に従い定めておりますが、内容が多岐に及びますことから、簡潔に説明させていただきます。

条例の構成は、目次にありますとおり3つの章で構成されており、まず、第1章は条例の総則として基本的な考え方を定めております。そのうち第1条は、本条例の趣旨を定めており、第2条は事業者が遵守すべき一般原則として、保護者の経済的負担への配慮や地域や家庭との連携、さらには人権擁護や虐待防止の体制整備など、事業運営の基本的なことについて規定しております。

次に第2章は、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する具体的な基準を定めております。第1節では、利用定員に関する基準を定めた部分であり、第3条において、1時間当たりの利用定員及び月当たりの利用定員を定めることについて規定するものでございます。第2節は、運営に関する基準を定めた部分であり、第4条から第32条において、事業運営に係る各種の具体的な事項を定めております。

主な部分を説明しますと、第4条は、利用申込時に子供やその保護者の心身の状況及び子供の養育環境を把握するための当該保護者との面談を行うことや、利用に関する重要事項の説明を行い、保護者の同意を得ること。第5条は、正当な理由のない利用拒否を禁止すること。第9条は、利用児童及び保護者の心身の状況把握に努めること。第12条は、事業提供に係る費用徴収に関すること。第16条は、利用児童及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないこと。第17条は、利用児童の体調の急変が生

じた場合等は、速やかに当該保護者または医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこと。第20条は、職員の勤務体制の確保や職員の資質向上に向けた研修を行うこと。第23条は、差別的な取扱いの禁止。第24条は、虐待等の禁止。第25条は、秘密保持及び個人情報の適切な取扱いに関する事。第28条は、苦情を受け付けるための窓口を設置し、その他の必要な措置を講じなければならないこと。第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応に関する事など、事業の運営に関し、子供の安全を守りつつ、保護者が安心して利用できる体制の確保を図ることについて定めているものでございます。

最後に、第3章、雑則につきましては、第33条において、記録や同意の取得等について、電磁的記録等を活用することが可能であることを定めているところでございます。

なお、附則としましては、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対して、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 昨年12月の議案に続き、今度は運営に関するやつということで提案されてきたと思うんですけど、まず1点お聞きしたいのは、この問題について、運営について、パブリックコメントをしている自治体もあったようなんですけど、それは何か義務化された義務的なものじゃなくても、その市町村の判断でこの意見を求めることができるようになったのかどうか、この点について、やっぱり幅広く今度のこの問題については関心も高いだろうし、当然いろんな意見も持ち合わせていらっしゃると思うんですが、そのことについてお聞きしたいと思います。

中身については、また委員会のほうでされたいと思いますので、ちょっとその中で2点だけお聞きしたいんですけども、第23条の認定子供を平等に取り扱う原則というふうになっているんですけども、例えば医療的ケア児や障害者とか、そういう方々を受け入れる体制が必要なんですけども、そういう点での問題はここではどんなふうに対応していくのか、これが1点と、あと、監査の問題、定期的な監査と、そういうことは、この中ではどんな形で行われていくのか、そのことはどこに該当するのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○保健課長（永田正一） まず、パブリックコメントについてですけれども、議員が言われるパブリックコメントがどのようなものか、まだ確認はしていないところなんですけど、この制度につきましては、4月から自治体として運用することを義務化ということになっておりますので、きちんとそこは国の基準を用いた条例を制定しているところでございます。ですので、パブリックコメントの実施というのは義務的なものではないというふうに理解しております。

次に、23条で定めている国の概要としましては、平等な取扱いというところで、この意図というものは国籍等による差別等の取扱いの禁止とか、利用者の平等な取扱いを確保するものと記述しておりますので、そこで医療的に配慮が必要な児童であったり、それがまた別に定めているところで確保されているものと、施設によっては受入れが可能なところ、可能でないところがございまして、そこはきちんと明確に利用する段階でお子さんの状況を確認して、受け入れることができる、できないという判断がなされると思いますので、そこはきちんと保護者の皆さんと話し合いができるものと考えているところでございます。

あと、監査につきましては、今回2つの園が利用希望を出しているところなんですけど、基本

的にはよりよい活用が取れるというところで、通常の認可制度の中でされるということになります。この監査につきましては、前回の議会でも説明させていただいたところなのですが、県が定期的に監査に入っております。今回このことも誰でも通園制度を適用するときには、市も一緒に入って、そこで基準に定めていることが履行されているかというところはきちんと確認していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 分かりました。ただ、平等に扱うということが障害者の医療的ケアも含めてなんですけれども、きちんとした対応でないと、これだけいろいろ支援法の中で、子供たちを受け入れますよという中で、そこで差別的なことがあってはならないし、当然国籍の問題、身上、当然社会的身分等々も来ると思うんですが、そうしようと障害児が現在の段階ではなかなか受け入れられない体制がないと、当然それが運用できないとなる問題がある。そうなった場合、行政サイドとしてはどんなことを対応していく考えがあるのか、この点についてお聞きします。

○保健課長（永田正一） 先ほど説明しましたとおり、正当な理由のない利用拒否というところで、まずは保護者の皆様と面談をして、そのお子様の状況を確認してきちんと判断されるというところでございます。これにつきましては、この制度だけではなくて、今の通常の園の運用の中でも定められておりますので、同じようにきちんと対応していただくというところで考えているところでございます。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかにありませんか。

○高橋理枝子議員 ちょっと1点いいですか。苦情解決というところで、第28条からうたっているんですけれども、利用する側についてはとてもいい内容になっているんですけれども、昨

今カスタマーハラスメントとか、そういうのがいろいろ問題になっていきますけれども、利用する側も無理難題を言うてくる場合とかあると思うんですけれども、そういった場合の園側の支援とか、そういうのはどんなふうになっているのかお聞かせください。

○保健課長（永田正一） 園側の支援というのは、市が園に対するという考え方でしょうか。

○高橋理枝子議員 保護者からの園としては困るような苦情的なものが言ってきた場合、園だけでは解決できないようなそういう場合は、市の支援があるのかどうかというところです。

○保健課長（永田正一） この第28条に記載してありますとおり、苦情体制の整備記録、いろいろな苦情が出てくると思われますが、その際は市町村との連携をなささいということが示されておりますので、適宜そこは園側からの情報提供いただいて対応していきたいと考えております。

○議長（北方貞明） ほかにございませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第3号～議案第7号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第6、議案第3号から日程第10、議案第7号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第3号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第 6 号 垂水市第 1 号会計年度任用職員の
報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 7 号 垂水市第 2 号会計年度任用職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例
案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○総務課長（園田 保） 議案第 3 号垂水市議
会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例案について御説明いたし
ます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の
一部改正により、期末手当の支給月数が改正さ
れたことに伴い、本市議会議員の期末手当の支
給月数を現在の3.45月分から3.50月分へ0.05月
分を引き上げようとするものでございます。改
正の方法といたしましては、施行日が異なるた
め、同じ条例ではございますが、公布の日から
施行するものを第 1 条として、令和 8 年 4 月 1
日から施行するものを第 2 条として、2 段階の
改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しており
ます新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第 1 条としましては、12 月分の期末
手当の支給月数の改定について定めたものでご
ざいます。改定内容につきましては、期末手当
の支給月数が引き上げとなり、年間0.05月分の
増額分を12月支給分で引き上げようとするもの
で、条例第 5 条第 2 項中の100分の172.5を、6
月に支給する場合には100分の172.5、12月に支
給する場合には100分の177.5に改正しようとする
ものでございます。

次に、2 条につきましては、令和 8 年度以降
の期末手当の支給月数の改定について定めたも
のでございます。内容は、先の 1 条で説明しま
した年間の0.05月分の増額分を 6 月、12 月で振
り分け、平準化しようとするもので、条例第 5

条第 2 項中 6 月及び12月にそれぞれ100分の175
に改正しようとするものでございます。

附則としまして、附則第 1 項で、第 2 条の規
定は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、その他の規
定は公布の日から施行しようとするものでござ
います。また、附則第 2 項で、第 1 条の規定に
よる改定後の条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日に
遡及して適用することを規定したものでござい
ます。附則第 3 項は、期末手当の内払いについ
て規定したもので、第 1 条による改正後の規定
を適用する場合において、改正前に支給された
期末手当は、改正後の規定による期末手当の内
払いとすることを規定したものでございます。
附則第 4 項は、規則への委任を規定したもので
ございます。

議案第 3 号の説明は以上で終わります。

引き続き、議案第 4 号垂水市長等の給与に関
する条例の一部を改正する条例案について御説
明いたします。

本議案は、議案第 3 号と同様、国の特別職の
給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副
市長及び教育長の期末手当の支給月数を、現在
の3.45月から3.5月へ0.05月分を引き上げよう
とするものでございます。改正の方法は、議案
第 3 号と同様、公布の日から施行するもので、
第 1 条として令和 8 年 4 月 1 日施行分を第 2 条
として、2 段階の改正を行おうとするものでご
ざいます。改正内容につきましては、議案第 3
号と同様となりますので、説明は省略いたしま
す。

続きまして、議案第 5 号垂水市職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例案について御
説明いたします。

国家公務員の人事院勧告が令和 7 年11月11日
に閣議決定され、これに基づく国家公務員の一般
職の職員の給与に関する法律の一部改正が12
月24日に公布されました。その内容としまして
は、前年に引き続き、給与及び期末勤勉手当の

引上げや各種手当の見直しとなったところでございます。本議案は、この人事院勧告に基づき、給与等の改正が必要となったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、改正方法でございますが、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものを第1条として、令和8年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第1条関係としまして、令和7年4月1日から適用するものとして改正するものでございます。条例第16条は、人事院勧告に基づき、期末手当の支給月を引き上げようとするものでございます。支給月数は第16条第2項に掲げる定年前再任用短時間職員以外の職員について、令和7年12月支給分を0.025月引き上げることから100分の125を、6月に支給する分においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.25と改めようとするものでございます。また、第16条第3号に掲げる定年前再任用短時間職員につきましては、0.025月分を引き上げることとなることから100分の70を、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5に改めようとするものでございます。条例第17条は、人事院勧告に伴う勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございます。支給月数の引上げでございますが、第17条第2項第1号に掲げる定年前再任用短時間職員以外の職員については、令和7年12月支給分を0.025月引き上げることから100分の105を、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5と改めようとするものでございます。また、第17条第2項第2号に掲げる定年前再任用短時間職員については0.025月分引き上げとなることから100分の50を、6月に

支給する場合については100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5に改めようとするものでございます。

次に、別表第1でございますが、初任給をはじめ、若年層に特に重点を置きつつ全ての職員を対象に、行政職給料表を改めようとするものでございます。

次に、新旧対照表の8ページをお開きください。

第2条関係としまして、令和8年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。改正の内容は、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給月数の改定、各種手当の見直し、職務や職責をより重視した給与体系の整備等について定めたものでございます。第7条第3項は、扶養手当の見直しについて定めたものでございますが、配偶者分の月額3,000円を廃止し、子供の分を月額1万1,500円から月額1万3,000円に改めようとするものでございます。第14条は、宿日直手当について定めたものでございますが、人事院勧告に基づき、手当額を改めようとするものでございます。第16条第2項は期末手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において、12月支給分の支給月数を引き上げを行った分を、令和8年以降の6月、12月支給分で平準化しようとするもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員への支給月数を100分の126.25に改めようとするものでございます。第16条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員への支給月数を100分の71.25に改めようとするものでございます。第17条第2項は、勤勉手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において、12月支給分の支給月数の引き上げを行った分を、令和8年以降の6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。第17条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員への支給月数を100分の106.25に改めようとするものでござい

ます。第17条第2項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員への支給月数を100分の51.25に改めようとするものでございます。

なお、附則第1項は、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したものでございます。

次に、新旧対照表9ページをお開きください。

附則第5項は、暫定再任用職員に関する規定でございますが、今回、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、同様の改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に準拠し定めておりますが、今回の人事院勧告に基づく支給月数の改正に併せて、本条例で定める期末手当及び勤勉手当の支給月数についても改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定について定めたものでございますが、改正内容につきましては、条例第9条は期

末手当の支給について定めておりますが、定年前再任用短時間勤務職員に準拠し、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めようとするものでございます。

また、条例第9条の2は、勤勉手当の支給について定めておりますが、期末手当と同様に、定年前再任用短時間勤務職員に準拠し、「100分の50」を「100分の51.25」に改めようとするものでございます。

なお、附則としまして、第1項は施行期日について規定したもので、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、規則への委任を規定したものでございます。

引き続き、議案第7号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、議案第6号同様、人事院勧告に基づくもので、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、職員の給与条例を読み替えること、また、会計年度任用職員の給与につきまして、職員の給与条例で定める行政職給料表の1級及び2級と同額を適用していることから、関連して改正しようとするものでございます。

その他といたしまして、会計年度任用職員として新たな職種を追加する必要性が生じたため、職務内容について改定しようとするものでございます。

なお、改定の方法でございますが、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものを第1条として、令和8年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

はじめに、第1条関係としまして、垂水市第2号会計年度任用職員に適用される給料表等を定めたものでございます。

改正内容につきましては、条例第16条は、期末手当の支給について定めており、本市会計年度任用職員につきましては、人事院勧告に基づく期末手当の影響はございませんが、議案第5号の改正により、垂水市職員の給与に関する条例の期末手当の読み替え部分が改正されることに伴い、「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改正しようとするものでございます。

条例第18条の2は、勤勉手当の支給について定めておりますが、議案第5号の改正により、垂水市職員の給与に関する条例の勤勉手当の読み替え部分が改正されることに伴い、「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改正しようとするものでございます。

別表第1は、会計年度任用職員の給与表でございますが、令和7年人事院勧告に基づき、垂水市職員の給与に関する条例で定める行政職給料表について改正されることに伴い、本条例の給料表についても改正しようとするものでございます。

次に、新旧対照表の4ページをお開きください。

第2条関係としまして、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等について定めるほか、新たな専門職の追加を行おうとするものでございます。

改定内容につきましては、条例第16条は期末手当について定めておりますが、議案第5号の改正に伴い、「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、読み替え後の支給月数について「100分の72.5」を「100分の71.25」に改定しようとするものでございます。

条例第18条の2は、勤勉手当について定めたものでございますが、議案第5号の改正に伴い、「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、読み替え後の支給月数について「100分の50」を「100分の51.25」に改定しようとするものでございます。

次に、新旧対照表の5ページをお開きください。

別表において、専門職に新たな専門職16種として子育て支援員（利用者支援）、専門職17種として子育て支援員（ファミサポ）、専門職18種として子育て支援員（支援拠点）、専門職19種として地域おこし協力隊の職を追加しようとするものでございます。

なお、附則第1項において、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項で、第1条の改正後の条例の規定は、令和7年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1条の改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は改正後の規定による報酬の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

△議案第8号・議案第9号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第11、議案第8号及び日程第12、議案第9号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第8号 垂水市行政手続条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○総務課長（園田 保） 議案第8号垂水市行政手続条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年に公布されました、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル規制改革一括法による行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

なお、行政手続法の改正趣旨としまして、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の実施に当たり行う通知について、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知の方法を改めるものでございます。

本市を含め各地方公共団体の行政手続は、行政手続法など法令に基づく処分等と同様の手続で行う制度としているため、本市の行政手続条例の規定は、法の規定にならったものとなっております。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表1ページ目をご覧ください。

第15条第3項では、不利益処分をしようとする際の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合による通知の方法として、公示送達の方法

について規定しております。

現行の通知の方法は、庁舎の掲示板に文書を掲示することで公示送達することとしておりますが、改正案では国の示す方針に合わせて第4項を新設し、文書を掲示する方法に加えてパソコンの画面上に表示し閲覧できるようにする方法または規則で定める方法によることで公示送達とする規定を加えようとするものでございます。

なお、規則で定める方法として、市公式ホームページ上で公示事項を掲載することを想定しております。

また、第16条、第22条及び第29条については、この改正に伴い、関係する条文中、所要の改正を行うものでございます。

附則としましては、附則第1項で行政手続法の改正施行日に合わせ、令和8年5月21日から施行し、附則第2項において、この条例の施行日以後にする通知について適用し、施行日以前に通知したものについては、なお従前の例によることとする経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○財政課長（草野浩一） 議案第9号垂水市税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

国税の督促等に係る延滞税・利子税・加算金の徴収につきましては、国税通則法において、地方税の督促等に関しましては、地方税法において規定されているところでございますが、昨今の市中低金利の実勢を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点などから、租税特別措置法第93条から第95条において、延滞税等の割合の特例が定められているところでございます。

一方、租税以外の地方自治体の歳入の督促等につきましては、地方自治法第231条の3第2

項「督促手数料及び延滞金の徴収については、条例に定めるところによる」に基づき、条例に規定された延滞金等においても、地方税法の延滞金等の割合の特例にならって条例等が改正されていることから、今回、関係する税外収入金について条例の一部を改正し、同様に延滞金の割合の特例を加えようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表にて御説明申し上げます。

附則第1項は、現行の附則に、見出しとしまして施行期日を追記するものでございます。

附則第2項は、延滞金の割合の特例について定めるものでございます。

附則第3項は、延滞金額の計算における加算割合が年0.1%未満の場合、加算割合を年0.1%とするものでございます。

なお、今回の改正附則において、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○新原 勇議員 この延滞金の金利の14.6%、これは昔からあることなんですけども、市の条例において、これも変えられるということだったような記憶があるんですけども、この延滞金について、大分、延滞する人は、とても高く感じていることであります。だから、その分の特例で7.3%となっておりますけれども、これを下げるとすることはできないのか、それを伺います。

○財政課長（草野浩一） 今、議員が言われましたとおり、本則で延滞金なんかは14.6%、あと、その期間で猶予に関しまして7.3%という率がございますが、今回、その市中金利の、低金利をもらえるということで、税金関係、市税関係についてはもう既に行っているところで

が、その市税以外の部分についても、市税と合わせたような形で、特例で割合を下げるという形になっております。

今回、延滞金なんかの加算なんかは、14.6%が令和8年については9.1%に変わるものでございます。それ以外については7.3%の部分が、1か月以内であれば2.8%、その執行猶予、納付の延長につきましては1.3%という率に特例としてするということになります。

以上でございます。

○議長（北方貞明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時15分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第10号～議案第13号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第13、議案第10号から日程第16、議案第13号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第10号 垂水市火入れに関する条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する等の条例 案

議案第12号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○農林課長（森 秀和） 議案第10号垂水市火入れに関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災などの教訓を踏まえ、総務省消防庁が示した指針に基づき、火災予防の実効性を高める目的で垂水市火災予防条例が改正され、運用が開始されております。

本議案は、注意報が発令された際に火入れの制限を行うため、垂水市火入れに関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明申し上げます。

第2条第1項中（別記第1号様式）、第4条第1項中（別記第2号様式）は、様式を規則で定めることから、削除するものでございます。

第14条中、「強風注意報、乾燥注意報又は」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、林野火災に関する注意報が発令された場合の火入れの中止等を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する等の条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、食料安全保障の強化を目的とした食品等持続的供給法の全面施行に伴う法改正への対応と本市卸売市場の現状を鑑みた本案条例の廃止について定めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

それでは、第1条から御説明いたします。

令和8年4月より食品等持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律、いわゆる食品等持続的供給法が全面施行されます。

これに伴い、「第55条」の次に「第55条の2」を追加するものでございます。これにより、指定飲食料品等の公表や取引適正化のための指標及び措置内容を説明した文書について、インターネット等を用いて適切に公表する規定を設けるものでございます。併せて、これに伴う目次の整理等を行うものでございます。

次に、第2条でございますが、本市の地方卸売市場を取り巻く環境は、市場外流通の拡大や電子商取引の普及、出荷者、買受人の高齢化及び後継者不足により極めて厳しい状況にあります。今後も、取扱高の回復は見込めない一方で、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が予測されます。こうした背景から、公設による運営を継続することは困難であると判断し、垂水市地方卸売市場条例を廃止し、公設市場としての運営を終了しようとするものでございます。

附則としまして、第1条中、目次を改める規定及び附則の見出しを削る規定につきましては公布の日から、第1条中、前号の改正規定以外の改正規定につきましては令和8年4月1日から、第2条につきましては令和9年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） おはようございます。議案第12号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本件は、昨今の社会情勢を鑑み、使用料の上限金額を設定し、指定管理者における柔軟な宿泊料金を設定を可能にし、利用者サービスの質の向上と安定的な施設運営を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明申し上げます。

現行の「第7条第2項」を「同条第3項」に改め、同条第2項に「前項の規定にかかわらず、

第17条に規定する指定管理者に管理を行わせる場合において、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て料金を定めたときは、利用者は、当該料金を納付しなければならない。」を加えようとするものでございます。

別表に定める額について、コテージ1棟1泊「1万5,000円」を「3万円」に改め、同別表に記載のある額については、同様の比率の額に改めようとするものでございます。

また、上限額の設定に伴い、「備考2」を削除しようとするものでございます。

なお、附則につきまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○水道課長（岩元伸二） 議案第13号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

垂水市給水条例では、給水装置工事は市長の指定を受けた指定給水設置工事事業者が行うこととしておりますが、令和6年1月の能登半島地震において、宅地内給水の復旧工事が遅れ、水が使用できない期間が長期化したことにより、今回、垂水市給水条例の一部改正については、災害時において他の水道事業者や他の水道事業者から指定を受けた工事事業者が、本市の給水装置工事を円滑に行うことを可能とするため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正等の内容につきましては、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

下線を引いたところが改正部分でございます。新旧対照表をご覧ください。

工事の施行、第8条第1項に、「ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ）又は他の水道事業者が、法

第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りではない。」と、ただし書きを加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 ちょっと私も分かりづらいんですけれども、議案第11号の市場条例と食料供給の部分という、この関係性について、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

それとあと、森の駅の使用料が約2倍になりますが、これはどんな形で算出して2倍という形になったのか。

○農林課長（森 秀和） 条例の関係性でございますが、条例は国の法律が変わるごとに自治体のルールの整合性が求められております。今回の改正につきましては、国のルールが変わったことによる改正でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 御質問にありました、この3万円の根拠になろうかと思えますけれども、これにつきましては、市内の宿泊所の平均値を求めまして、それよりも、今回、御提案した金額のほうが安価であったということで、この3万円を設定したところでございます。

先ほども御説明申し上げましたけれども、物価の高騰、あとは現指定管理者からの申出等により、整合性をとって市内情勢を鑑み、この金額に決めたといったところでございます。

以上です。

○持留良一議員 市場のほうは分かりました。猿ヶ城溪谷の問題、これ、運営者の考え方、また、市場の問題とか言われましたけれども、利

利用者の立場に立ったときの、その声というか、アンケートというか、そのあたりはどんな形で加味されたのか、しなかったのか、この点について。

○水産商工観光課長（大藺俊一） この金額を上げることによって、利用者の声といったところで直接的に私どもが聞き取りをしたことはございませんでしたけれども、先ほども申し上げましたけれども、市内の宿泊料金よりも上げた金額が安価でございますので、その辺は周知をしながら御理解を求めたいと思っているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 市内の宿泊所は、それぞれ用途・内容等によって段階的な格差が設けられているというのは私も知っているんですけども、やっぱりこれだけの値上がりということ、約2倍近い値上がりということは利用者にとって、やっぱり負担、やっぱりそこに求めてきたのは、ここが安価だからと、そういう考え方もあったらと思うんですよね。そうして、あと、運用時はやっぱり様々、この問題については、本来であれば、そのプロセスは考える形でのところにそういう声を生かしていくということも大事だったと思うんですけども、当然、今後についても、そういう様々な問題点、課題が出てくると思うんですが、それへの対応というか考え方を、どんな形で、これ、浸透させていくお考えなのか。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 御意見ありがとうございます。

先ほど申し上げたとおり、上限については3万円でございます。繁忙期につきましては3万円と考えているところなんですけれども、閑散期につきましては、その範囲内でございますので、その辺で誘客等を図って、御理解を求めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○梅木 勇議員 水道、給水水道事業の改正がありました。これについて具体的に説明してくださいませんか。

○水道課長（岩元伸二） 今回のこの改正でありますけど、今年4月22日付で国土交通省のほうから通知が来ておりまして、この通知というのが助言というもので、能登半島地震の被災状況とかを見て、復旧工事が遅れたということで、そのときに指定工事店を指定していたときに、やっぱり、すぐ現場には行けるけど指定を取っていないということで作業ができなかったということで、これはもう全国的な流れとなっておりまして、改正を終えている市町村もあるような状況であります。

それで、うちに関しましては、いろいろなことを検討した上で、今回、上程するような形となったわけであります。

以上であります。

○議長（北方貞明） ほかに質疑はありませんか。

○高橋理枝子議員 ちょっと戻りますけど、議案第12号の森の駅たるみずの料金改定についてなんですけれども、ちょっと現状をお聞きしたいと思います。

支払い方法がクレジットカードとか電子マネーとか現状使えるのかということと、民間の宿泊サイトとかを利用して来られる方がいるようなシステムを導入しているのかというのを2点お伺いします。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 支払いの方法でありますけれども、今、現金のみだと私のほうは認識をしているところでございます。

あと、サイトにつきましては、SNS等で空き状況であったりとかという部分については努力をされていると聞いておりますけれども、サイトから入って、民間サイトから予約ができる

という状況ではございませんで、森の駅のサイトから予約をしてもらうという状況であらうかと思います。

以上です。

○高橋理枝子議員　せっかく意欲的に料金改定したりとかいうふうな方向性になっていっていると思うので、ほとんどが多分、宿泊サイトを見て、比べて申し込んでこられる方が多いです、外国人も含めて。とてももったいないなというふうに前から思っていますので、今後、そういった観点でまた考えていただけたらなというふうに思いますけど、どうでしょう。

○水産商工観光課長（大藺俊一）　貴重な御意見ありがとうございます。繁忙期につきましては、もう既存の利用者の方々から予約が入って、夏の時期ですけれども、かなり予約を取れないという状況もありますけれども、課題といたしましては、やはり閑散期をどうするかといったところは、議員がおっしゃったように、媒体使ってのPRというのはかなり必要になってこようかと思いますので、その辺も検討をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（北方貞明）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案4件については、いずれも産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第14号・議案第15号一括上程

○議長（北方貞明）　日程第17、議案第14号及び日程第18、議案第15号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

議案第14号　垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運

動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例　案

議案第15号　垂水市火災予防条例の一部を改正する条例　案

○議長（北方貞明）　説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（福元美子）　議案第14号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する法令が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本市における市議会議員及び市長選挙の選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターに係る公営単価を、国の基準に基づき見直しを行うものでございます。

それでは、添付してあります新旧対照表で御説明いたします。

第4条で、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に、第8条で、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額を541円31銭から586円88銭へ改定するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○消防長（松尾智信）　議案第15号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして

御説明申し上げます。

今回の改正は近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果の現状、さらに能登半島地震により発生した輪島市大規模火災を受けて、大規模地震時の電気火災対策強化が重要であり、安全性向上に向けた具体的な規制の見直しが必要とされたことを踏まえて、令和7年11月12日付で消防庁次長より火災予防条例の一部改正通知が発出されたことから所要の改正を行うものです。

改正の主な内容につきましては、対象火気設備等の位置・構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、対象火気設備への簡易サウナ設備の追加を行うものでございます。

それでは、改正の詳細につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

下線を引いたところが改正部分でございます。

まず、第7条の2の見出しを「一般サウナ設備」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（サウナ設備）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、同条第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加えております。

第7条の2の簡易サウナ設備関係として、テント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、まきまたは電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義しており

ます。

また、同条の1項に、簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離または当該可燃物が引火しない距離の確保維持に関すること、さらに、同条の2項には、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとし、ただし、まきを熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより、代えることができることとしております。

第7条の3の一般サウナ設備関係については、簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備）を一般サウナ設備として定義しております。

第29条の7の住宅における火災の予防の推進には、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記したこと、また、第44条には火を使用する設備等の設置の届出、簡易サウナ設備について相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年3月31日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対して、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○新原 勇議員 1点だけお聞かせください。

今の垂水市火災予防のやつで、第20条の7の第1項に、住宅用防災機器の次に感震ブレーカーってありますけども、この感震ブレーカーは震度幾らを対象にしたやつなのか、お聞かせください。震度とは別に、感震ブレーカーとは

どのようなものか、お聞かせください。

○消防長（松尾智信） すみません。質問の趣旨が、震度を感知すると言われましたか。

○新原 勇議員 震度ですか、それとも何か、震度か、そこの中で何かあったときのやつなのか、その感震ブレーカーについてお聞かせください。

○消防長（松尾智信） この感震ブレーカーにつきましては、地震の関係で一定規模の地震の震度を感知したときに作動する感震ブレーカーということになります。

○議長（北方貞明） もう一回、すみません、教えてください。

○新原 勇議員 震度が何以上のやつとか、そういうのが規約はあるのか、それをお聞かせください。

○消防長（松尾智信） 震度につきましては、震度1からか、基準があるかにつきましては、ちょっと把握はしていないところでございますけれども、ある程度、地震の揺れがあった場合には、失礼しました、震度5強で感震ブレーカーが作動するというところでございます。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

△議案第16号～議案第18号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第19、議案第16号から日程第21、議案第18号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第16号 垂水市過疎地域持続的発展計画について

議案第17号 内ノ野辺地に係る総合整備計画に

ついて

議案第18号 野久妻辺地に係る総合整備計画について

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○企画政策課長（堀留 豊） 議案第16号垂水市過疎地域持続的発展計画について御説明申し上げます。

現在の垂水市過疎地域持続的発展計画は、計画期間が令和3年度から令和7年度までとなっており、本年度末でその期間が終了となるところでございます。

垂水市は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、市内全域が過疎地域として指定されており、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域経済の縮小や地域コミュニティ維持の困難化といった課題に直面しております。これらの課題に対応し、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を構築するため、過疎地域の持続的発展を図る取組を継続する必要があります。

そこで、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする垂水市過疎地域持続的発展計画を新たに策定し、本計画に基づき、過疎対策を推進しようとするものでございます。このため、本計画の策定に当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、本議案について議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で本議案についての説明は終わります。

続きまして、議案第17号内ノ野辺地に係る総合整備計画について御説明申し上げます。

本議案は、土木課が所管する市道内ノ野線の改良舗装整備に関連し、令和8年度から令和10年度までの3年間にわたる内ノ野辺地の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものです。

辺地に係る総合整備計画については、辺地に

係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、著しい生活文化水準の格差が認められる地域を辺地として指定し、辺地とその他の地域の格差是正を目的とするものでございます。

今回の計画では、市道内ノ野線の総延長200メートルの区間において、改良舗装整備工事を計画期間である令和8年度から令和10年度までの3年間で実施する予定でございます。総事業費は6,000万円を見込んでおり、財源として辺地対策事業債を活用する予定でございます。この事業債は、後年度の元利償還金の80%が交付税措置される仕組みであるため、効率的な財政運営が可能となります。

以上で本議案の説明を終わります。

続きまして、議案第18号野久妻辺地に係る総合整備計画について御説明申し上げます。

本議案は、土木課が所管する市道元垂水原田線の改良舗装整備に関連し、令和8年度から令和12年度までの5年間で計画期間とする野久妻辺地に係る総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

辺地に係る総合整備計画については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、著しい生活文化水準の格差が認められる地域を辺地として指定し、辺地とその他の地域の格差是正を目的とするものでございます。

今回の計画では、市道元垂水原田線において、総延長1,500メートルの区間での測量設計及び総延長800メートルの区間での改良舗装工事を、計画期間である令和8年度から令和12年度までの5年間で実施するものでございます。総事業費は2億3,000万円を見込み、その財源として辺地対策事業債を活用する予定でございます。この事業債は、繰り返しになりますけれども、後年度の元利償還金の80%が交付税措置される仕組みであるため、効率的な財政運営が可能と

なります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○梅木 勇議員 議案第18号野久妻辺地に係る総合整備計画について、ちょっとお願いをしておきます。

今年度でこの事業は上市木までが終わって、切れ目なく来年度からこの事業をしていただくということは非常にありがたく思っております。

これから始まります上市木から野久妻までの間は、これまで上市木の振興会から数か所改善の要望がなされております。

改めて、この要望に沿った形で測量設計をしていただくように測量設計の段階で地域と話し合いをして、地域の声を聞いて測量設計をしていただきたいなということをお願いしておきます。よろしく願いいたします。

○議長（北方貞明） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） ただいまの3件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時15分から行います。

午前11時50分休憩

午後1時15分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第19号上程

○議長（北方貞明） 日程第22、議案第19号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（草野浩一） 議案第19号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料を配信しておりますので併せてご覧ください。

今回の補正の主な理由は、令和7年人事院勧告による人件費の補正、財政調整基金及び減債基金並びに市有施設整備基金への積立て、特別会計への繰出し、各種事業費の確定等に伴う歳入歳出予算の整理によるものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業についての債務負担行為の補正などを同時に行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも1億6,713万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は167億9,717万1,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費について御説明申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお示ししております。

繰り越す事業の内容でございますが、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載事業は、令和7年度の国の補正予算に係るもので、国から示されている方針では繰越手続が予定されているため、本補正予算に必要な経費を計上し、繰越しを行うものでございます。

5項統計調査費の地籍調査事業は、同じく国の補正予算に係るもので、令和8年度に実施する調査に係るものとされておりますことから、本補正予算に必要な経費を計上し繰越しを行うものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費の元垂水原田線の

り面対策工事は、令和7年第2回定例会にて御説明申し上げましたとおり、当工事施工箇所が埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺構であることから、令和7年2月に鹿児島県教育委員会及び垂水市教育委員会へ埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出書の提出を行ったところ、同年5月に発掘調査の実施通知を受け、調査業務委託するための発注業務及び現地調査に9か月の日数を要し、本工事の着手が遅延したことにより年度内に完了することが困難であるため繰越しを行うものでございます。

6項住宅費の柘原団地建替工事（建築外構）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の改正が令和7年4月1日から施行されたことにより、省エネ基準が厳格になり、当初の設計内容では基準を満たしていないことが判明し、基準に適合するための図面修正及び積算のやり直しが必要になったことにより発注に遅れが生じ、年度内に完了することが困難であるため繰越しを行うものでございます。

9款消費費1項消防費の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）は、令和7年度の国の補正予算に係るもので、国の示すスケジュールでは実施計画の審査を経て、交付決定が3月下旬予定となっているため、本補正予算に必要な経費を計上し、繰越しを行うものでございます。

以上、繰越明許費全体としまして5事業の総額1億1,527万1,000円でございますが、繰越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

債務負担行為にも補正がありましたので、7ページの第3表、債務負担行為の補正をご覧ください。

追加でございますが、垂水市放課後児童クラブ健全育成事業業務委託は、12月議会の全員協議会において所管課が御説明申し上げましたとおり、今年度中に公募型プロポーザルにより契

約候補者を選定し、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの複数年契約を締結するために債務負担行為を追加するものでございます。

農業近代化資金利子補給金及び肉用牛繁殖用素牛導入預託事業は、本年度に交付決定等したものについて最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

P F I 事業運営負担金は、南の拠点整備事業（B棟）契約書、別紙7、サービス対価の見直しの第1項において、市は一定の水準を超える物価変動があった場合、支払金額の変更を行うものとするとして、同項第3号のサービス対価の改定方法において、当該年度のサービス対価は厚生労働省が発表する毎月勤労統計調査を用いて、前回改定時の指標と当該年度の指標、前々年8月から前年7月までの12月分の平均値とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定すると定められております。そのことから、前回の改定時指標である令和5年度の指標と令和7年度の指標、令和6年8月から令和7年7月までの12か月分の平均値とを比較いたしましたところ、4.67%増の変動が認められましたことから、計算式に基づき、令和8年度から最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、8ページの第4表、地方債の補正をご覧ください。

変更でございますが、各事業費の決算見込みに伴う補正で、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の起債限度額を合計9億7,970万円にしようとするものでございます。

次に、事項別明細にて、歳出について主なものを御説明申し上げます。なお、事務事業の決算見込みに伴う予算整理に係るものにつきましては、説明を省略させていただきます。

17ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費、

18ページの積立金は、説明欄にありますとおり財政調整基金及び減債基金並びに市有施設整備基金に積立てを行うものでございます。

10目企画費、負担金、補助及び交付金の廃止路線代替バス運行費負担金及び地域間幹線系統確保維持費補助金は、実績確定による減額でございます。

22ページをご覧ください。

5項統計調査費3目国土調査費、23ページの委託料は、先ほど繰越明許費で御説明申し上げました国の補正予算に係るもので、本補正予算に必要な経費を計上し、繰越しを行うものでございます。

25ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費11目国民健康保険事業費、繰出金の国民健康保険特別会計法定外繰出金は、令和7年度において国民健康保険特別会計の収支不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

26ページをご覧ください。

13目介護老人保健施設費繰出金は、説明欄のとおり老人保健施設特別会計への繰出金で、昨年度同様、今年度においても特別会計における収支不足が見込まれることから一般会計から繰出しを行うものでございます。

29ページをご覧ください。

4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金は、今年度実績見込みによる減額でございます。

30ページをご覧ください。

3項病院費1目病院費、31ページの負担金、補助及び交付金は、病院事業会計への負担金でございます。

34ページをご覧ください。

6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費、負担金、補助及び交付金の輸出等対応施設整備事業補助金は実績見込みによる減額でございます。

35ページをご覧ください。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、36ページの備品購入費は、土木課で使用しております大型プリンター・コピー機について、現在、不具合が発生しており、耐用年数が経過し修理部品等もないことから、新たに買い替えようとするものでございます。

2項道路橋梁費 1目道路維持費の委託料及び工事請負費は、道路維持改良事業の執行見込みによる減額でございます。

38ページをご覧ください。

6項住宅費 1目住宅管理費の委託料及び工事請負費は、第2表、繰越明許費で御説明申し上げました建築外構分を除いた柵原団地建替工事に係る不用額の減額でございます。

39ページをご覧ください。

9款消防費 1項消防費 5目災害応急対策費の備品購入費は、同じく繰越明許費で御説明申し上げました国の補正予算に係るもので、本補正予算に必要な予算を計上し、繰越しを行うものでございます。

41ページをご覧ください。

10款教育費 2項小学校費 3目小学校施設整備費、委託料及び工事請負費は垂水小学校自動火災報知設備・防火戸改修工事に係る不用額の減額でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、9ページの事項別明細書の総括表及び11ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、繰入金、諸収入、市債などの特定財源と地方特例交付金、地方交付税、繰越金等を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 繰出金で老人保健施設特別会計への点なんですけども、毎年、事業の経営と返済とのまだ残っているという関係があったんですが、この事業経営のほうの収支ではつかめますか、経営実態が。

○保健課長（永田正一） この後の老人保健施設特別会計のところで御説明しようかと考えていたところなんですけど、説明させていただきますと、今年度につきましては感染症によるクラスターの影響とか、あと新規受入れ停止がなく運営自体はできているところなんですけど、やはりその稼働率が上がらないというところで減収が生じてきている状況となっております。これまでは少しずつ減収の幅が少なくなってきたいて、繰出金も少なくなってきたところなんですけど、今年度につきましては併せて物価高騰等によりまして人件費の高騰とか、逆に歳出側が大きくなっているというところで、例年より少し厳しい状況というところで繰出金を今回8,000万円計上しているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 いろいろ経営努力もされているというふうに思うんですけども、競合もあつたりとかいうことで大変経営が厳しい状況が分かるんですが、そのあたりの努力というか、それもやっぱり反映している部分はあるかと思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○保健課長（永田正一） コスモス苑に限らず中央病院もなんですけど、やはりどこも経営が悪化している状況になってきております。そこで今後どうしていくかというところで、事務局側と3か月に一度の情報共有、今こういう状況になっているとか、今後こういうところにちょっと経費節減に努めていくとか、そういうところの情報共有はきちんとやっているところでございます。少しでも経営が改善するように実施しているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 全国的に病院が約5割か6割赤字経営という実態が報告もされているし、そういう意味で来年度の医療報酬の改定もされるかと思うんですけども、そういう部分のやっばり影響というのもこの事業経営に与えているという点では大きいんでしょうか。

○保健課長（永田正一） 国からの改善とか、そういう部分でしょうか。今回、老人保健施設特別会計の補正予算の中で説明する予定だったんですが、その補助金というのが今回組み込まれております。この補助金につきましては、国からの補助金というところで令和6年度の繰越補助金となっております、その処遇改善に係る補助金として今回182万円計上しているところですよ。

また、7年度につきましても国のほうが措置をしておりますので、これも繰越しになると考えられますので、8年度で計上してくるというところを今考えているところです。

○議長（北方貞明） ほかに質疑はありますか。

○前田 隆議員 総務管理費の積立金について伺います。

まず、財政調整基金と市有施設整備基金にそれぞれ今回積み立てておられますが、その段階での残高をまず教えてください。

次に、それを受けて3月中旬から終わり頃に特別地方交付税が確定しますよね。それを慣例でいくといつも急を要するということで専決処分で4月ぐらいにいつも発表されて、我々は特別交付税が幾らあって、市有施設に幾らとか財政調整に幾ら振り分けたということは結果でしか分からないわけです。現段階で、仮に特別交付税が例年12月頃の分と最初の分で10億円ぐらいは、毎年、特別交付税がありますよね。その分の現段階での残りの分の7から8億あったとしたら、その振分け。振分けを例えば財政調整基金でどれぐらいとか、地方交付税とか、そ

の辺の部分があるのであれば、その令和7年度末の残高というか、見通しを教えてくださいと思います。

○財政課長（草野浩一） 最初の財政調整基金と市有整備基金の残高でございますが、まず、令和6年度末の残高がこれまでも答弁しておりますとおり、17億7,200万6,000円でございますが、今回これまでの補正予算で取り崩して差し引きまして14億1,903万9,000円でございます。今回の積立てをしまして、結果的に15億8,403万9,000円となります。

次に、市有整備基金でございますが、6年度末残高が20億9,494万9,000円でございますが、これまでの補正を踏まえまして、今回の積立てを加えまして、7年度見込みとしましては15億5,479万6,000円となります。

次に、特別交付税の関係ですが、議員が言われましたとおり3月末で確定いたしますので、今回12月補正で12月で交付がありますので、ちょっと今資料をパッと出せないところなんです、その一旦出した額では県内では結構、鹿屋市も大きかったという額が交付されておりますが、要因としましては先ほど保健課長が言いましたとおり、公立病院の赤字補填というところが大きなところもあるんですが、最終的にその額が幾らになるかというところは実際に見通せないところでございますので、この間、1月で市長と同行して陳情にも行きましたけど、そこはまた総務省のほうでしっかりとルール配分とプラス市町村の特別事情という形になりますので、幾ら額が見込まれて幾ら振り分けるというところはなかなか見通せないところでございます。したがって、どうしても専決処分という形でしないといけないという形になっております。

以上でございます。

○前田 隆議員 そしたら3月20日過ぎぐらいでないと特別交付税で確定しないわけですよ。

その時点で大体分かったといったら専決処分される前に教えていただくことは可能なんですか。

○財政課長（草野浩一）そこはお互いに情報共有というところで、議会開会中かどのタイミングで交付税が来るか分かりませんので、内示額が出た時点でまた情報共有をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北方貞明）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第20号～議案第27号一括上程

○議長（北方貞明）日程第23、議案第20号から日程第30、議案第27号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第20号 令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第21号 令和7年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第22号 令和7年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第23号 令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第24号 令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第25号 令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第26号 令和7年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第27号 令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第2号）案

○議長（北方貞明）説明を求めます。

○市民課長（福元美子）議案第20号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ192万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を22億6,435万2,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、健康ポイント事業などの事業確定に伴う減額及び令和6年度の普通交付金の確定に伴う償還金について増額するものでございます。

また、歳入の補正に伴い、財源の組替えを行っております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款1項総務管理費、2項徴収費、3項運営協議会費、4項趣旨普及費は、財源の組替えでございます。

10ページをお開きください。

1款5項1目医療費適正化特別対策事業費はレセプト点検員の雇用について当初2名を予定しておりましたが、1名での実施となったため、人件費を減額するものでございます。なお、11節役務費は、医療費通知分の郵送料に不足が見込まれたため増額するものでございます。

2款2項3目高額介護合算療養費は、支給対象者の増加により増額するものでございます。

4項1目出産育児一時金は、出産件数見込み減少のため減額するものでございます。

3款1項1目医療給付費分は、財源の組替えでございます。

5款1項1目疾病予防費は、医療専門職の会計年度任用職員の雇用について計画どおりに雇用できなかったことから、人件費を減額するものでございます。なお、7節報償費につきまし

ては、福祉大会の際の福祉作文コンクールが実施されなかったことから不用額を減額するものでございます。

3目健康ポイント事業費は、ポイント交換が終了したことに伴う商品券代の精算及び会計年度任用職員の確保ができなかったことによる人件費を減額するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費、2目特定健診・特定保健指導未受診者等対策費は医療専門職1人の会計年度任用職員の雇用を計画どおりに雇用できなかったことにより人件費を減額するものでございます。

8款1項8目保険給付費等の交付金償還金は、令和6年度分の普通交付金の確定に伴う償還金と、特定健康診査等負担金分、保険者努力支援交付金等の確定に伴う特別交付金の償還金を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款1項1目国民健康保険税につきましては、今後の見込みにより増額するものでございます。

5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、交付額決定により調整するものでございます。

7款繰入金は、それぞれの事業の繰入額見込みにより調整するものでございます。

9款諸収入3項雑入2目第三者納付金につきましては、第三者行為によるけがなどの際の医療費について求償事務の結果、収入見込み分を増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第21号令和7年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ134万3,000

円を減額し、歳入歳出予算額の総額を2億9,219万円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金に係る被保険者保険料の今後の見込額及び保険基盤安定負担金の交付額が決定したことによるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料の増額分と保険基盤安定負担金の交付額が決定されたことに伴う減額補正でございます。

これに対する歳入でございますが、7ページにありますとおり、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金の補正をもって収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第22号令和7年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を553万3,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、会計年度任用職員に係る人件費の不足によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目の事業費につきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして、7ページをご覧ください。

支出に対する歳入は、全額4款繰越金を充て、

収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○福祉課長（新屋一己） 議案第23号令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,120万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和7年度介護報酬改定に伴うシステム改修事業及び訪問給食の利用者増加による見守り経費の増が主なもので、その他介護給付費の組替え、地域包括支援センターの会計年度任用職員人件費の増額補正を行ったところでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の委託料は、令和7年度介護報酬改定に伴うシステム改修費でございます。

同じく2款保険給付費1項サービス等諸費から10ページの3項高額介護サービス等費までの負担金、補助及び交付金は、介護給付費の見込みによる予算組替えでございます。

11ページをご覧ください。

3款地域支援事業費2項包括的支援事業費・任意事業費の4目任意事業費の委託料は、訪問給食事業の見守りに係る費用の増額でございます。

なお、5目在宅医療・介護連携推進事業費から7目認知症総合支援事業費までの保険者機能強化推進交付金並びに介護保険保険者努力支援交付金を充当したことによる財源組替えでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金は、地域支援事業における事業費増額に伴うものが主でございますが、5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金は、国から財政的インセンティブとして交付されるもので交付決定により予算化するものでございます。

次に、4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金から、8ページにわたりますが、7款繰入金1項一般会計繰入金の2目及び3目の地域支援事業交付金までは、事業費の増額による支払基金、県・市それぞれの負担分でございます。

4目事務費繰入金は、令和7年度介護報酬改定に係るシステム改修の市負担分でございます。

同じく2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、保険者機能強化推進交付金並びに介護保険保険者努力支援交付金を充当したことによる減額でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○保健課長（永田正一） 議案第24号令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を7億1,751万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、介護老人保健施設コスモス苑の施設稼働は、新規入所申込者の減少により、当初見込んでおりました施設稼働率まで達していない状況でございます。そのことから施設利用収入を減額するとともに、その減額した資金不足分の補填として一般会計からの繰入れを行おうとするものでございます。

それでは、5ページをお開きください。

事項別明細書の歳入について御説明いたします。

1 款 1 項療養費収入 1 目施設療養費収入は、事業収益の減収見込みにより減額するものでございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目施設使用料は、施設個室料の増収見込みに伴い増額するものでございます。

2 項手数料 1 目施設手数料は、診断書や主治医意見書の文書料の増収見込みに伴い増額するものでございます。

5 款諸収入 1 項 1 目預金利子は、普通預金の金利上昇に伴う預金利子の増収見込みにより増額するものでございます。

2 項雑入 1 目実費弁償金は、日用品費、食費、居住費等に係る利用者の実費負担分の減収見込みにより減額するものでございます。

6 ページにかけましての 2 目雑入は、コスモス苑に設置しております自動販売機に係る電力使用料のほか、利用者のクリーニング代、散髪代、インフルエンザ等の予防接種費に係る利用者の実費負担分の増収見込みにより増額するものでございます。

6 款繰入金 2 項 1 目一般会計繰入金は、今年度の資金不足見込額を一般会計より繰り入れるものでございます。

9 款県支出金 2 項県補助金 1 目鹿児島県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金は、介護職員の処遇改善に係る鹿児島県の補助金でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（岩元伸二） 議案第25号令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、12月補正以降に生じた給料、各手当の異動分の補正及び標準報酬の等級改定等に伴う共済費の補正を行うものでございます。

それでは、参考資料により御説明いたします。

7 ページをお開きください。

まず、収益的支出の 1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費の節給料から、その他引当金繰入額までと、3 目総係費の節給料から、その他引当金繰入額までの費用を補正するものでございます。

2 ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）第2条に定めた収益的支出の営業費用を143万9,000円増額し、総額2億8,008万2,000円とするものでございます。

第3条は、補正予算（第2号）第4条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費は143万9,000円増額し、6,013万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健課長（永田正一） 議案第26号令和7年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

2 ページでございますが、第2条は、令和7年度の病院事業に係る交付税措置額の確定に伴い、病院事業の収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ増額するものでございます。

また、第3条は、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ減額するもので、内容は医療機器整備及び施設設備整備事業が完了したことに伴い、その残額を減額するものでございます。

続きまして、3 ページでございますが、第4条は企業債の補正になりますが、医療機器及び施設設備整備に要する財源として発行する企業債について、事業費が確定したことに伴い、起債の限度額をそれぞれ減額しようとするものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

9 ページをお願いします。

収益的収入及び支出についてでございますが、収益的収入の1款病院事業収益1項医業収益1目他会計負担金を4,464万9,000円増額し、2項医業外収益2目他会計負担金を2億9,134万2,000円増額するものでございます。これは令和7年度の病院事業に係る交付税措置額が確定したことに伴い、現予算との差額を病院事業収益に計上するものでございます。

前後しますが、2項医業外収益1目受取利息及び配当金は、受取利息が当初の見込みよりも増額しましたことから62万9,000円を増額するものでございます。

4目指定管理者負担金は、令和6年度発行の企業債の利率が当初の見込みより上回ったことにより、2万4,000円を増額するものでございます。

10ページでございますが、支出の収益的支出の1款病院事業費用1項医業費用1目経費の政策的医療交付金は、令和7年度の病院事業に係る交付税措置額が確定したことに伴い、救急医療に要する経費や院内保育に要する経費など、指定管理者に支払う政策的医療交付金を3億9,500万3,000円増額しようとするものでございますが、今年度におきましても交付税措置額に加えて、内部留保金を一部充当するものでございます。

次に、11ページの資本的収入及び支出についてでございますが、収入の1款資本的収入1項1目企業債は、事業完了に伴い企業債の発行額に合わせて不用となる4,970万円を減額しようとするものでございます。

次に、支出の1款資本的支出2項建設改良費は、事業完了に伴いまして1目固定資産購入費を3,296万円、2目施設改良費を1,114万4,000円、それぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（有馬孝一） 議案第27号令和

7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、消費税及び地方消費税の納付に不足が見込まれるため補正を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

第2条は、令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算第3条に定めた収益的支出をそれぞれ増減するもので、1款漁業集落排水処理施設事業費用1項営業費用を86万円減額し、2項営業外費用を117万6,000円増額、9項予備費を31万6,000円減額するものでございます。

それでは、参考資料により、内容について御説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

支出の1款漁業集落排水処理施設事業費用1項営業費用3目処理場費の節、光熱水費と余剰汚泥収集運搬に係る委託料及び4目総係費の節、負担金は、実績見込みに基づき、それぞれ減額するものでございます。

2項営業外費用2目消費税及び地方消費税、節、消費税及び地方消費税は、令和7年度決算見込みにより不足が見込まれるため、増額するものでございます。

9項予備費1目予備費、節、予備費は、前述の消費税等の財源として減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対して、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○新原 勇議員 議案第20号なんですけれども、当初、会計年度任用職員が2名必要だったところ、1名ということで減額されていますけれども、これは、1名になったことで、残業であったり、また仕事の振替があったのかどうかで、それでまた来年、また採用されるわけなんですけれども、

1名で乗り切られたということは、また来年も2名から1名でよろしいんですか、そういう意味合いではないんですか。

○市民課長（福元美子） 1款5項1目の医療費適正化のところをおっしゃっていると思うんですけど、当初2名のところ1名で負担はあったと思うんですけど、1人が退職したものですから補充ができなくて、1名で頑張っていたいて、今回は、令和8年度におきましては、国保連合会のほうへの委託を予定しております、1名の予算を予定しております。

以上です。

○議長（北方貞明） ほかに質疑はありませんか。

○高橋理枝子議員 いろいろ複合的にかかってくる話なんですけども、保健課にお聞きしたいんですが、入所者が減少すると経営がままならないとか、一方、介護保険とか医療費のことを考えると、減らさないといけないとか、いろいろジレンマがあると思うんですけれども、骨折しない、寝たきりにならないという努力をしていただくということが大事だと思うんですけれども、デイサービス、リハビリつきのデイサービスとかいろいろあると思うんですけれども、そういった御利用を増やしていただくっていうのも、経営には有効なんではないかということをお聞きします。

○保健課長（永田正一） 収益改善という意味で、施設入所であったり通所というところをやはりどのように伸ばしていくかというところは、常々、指定管理者側と協議しております。ただ、入所される方も年々少なくなってきておりまして、通所の方も最近はやっと減少してきているところでございますので、また、そこをきちんとどのような形で病院からコスモス苑につなぐとか、そういうあっせんとかもしておりますし、利用していただけるような周知活動というのはきちんとやっていくというところに

協議しているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 というのは、身近にもうひきこもりがちで、今までもうおうちから出たくないという状況の人で、家でよく転倒するという人がいて、ちょっとつなげさせていただいて、デイサービスに行くようになったという例があります。コスモス苑さんのほうなんですけれども。だんだん少しやっぱり改善してきているっていう、今、三、四か月なんですけど、明らかに気持ちも上がって、ひきこもり状態からちょっと脱却しているっていう状態で、本当に改善、いいことなんだなという、改めてデイサービスのことを見直したわけなんですけれども、ぜひそういうのを発掘、ひきこもりとか行きたくないという方のお話を聞くような、そういうのもやっぱり経営状態にもつながるという話なので、やっていただきたいなというふうに思います。要望です。

○議長（北方貞明） 要望ですね。ほかにございませんか。

○持留良一議員 介護の関係で、繰入金マイナス約400万円近くなっているんですが、当初、この状況というのはどんなふうに見ればいいのか。要するに、計画どおり運用できなかったのか、それとも、様々な点で効果があって減額をせざるを得ないのか、この点についてはどうなんでしょう。

○福祉課長（新屋一己） 今回の繰入金の基金の減額につきましては、保険者機能の強化交付金と努力支援交付金、そこが保険料の部分に充てることができるとなっておりますので、その保険料、足りない分に基金を入れてますから、その部分がここで補われるということで、減額となっているところです。

○議長（北方貞明） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時20分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第28号～議案第37号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第31、議案第28号から日程第40、議案第37号までの議案10件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第28号 令和8年度垂水市一般会計予算案

議案第29号 令和8年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第30号 令和8年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第31号 令和8年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第32号 令和8年度垂水市公設地方卸売市場特別会計予算案

議案第33号 令和8年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第34号 令和8年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第35号 令和8年度垂水市水道事業会計予算案

議案第36号 令和8年度垂水市病院事業会計予算案

議案第37号 令和8年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） それでは、ただいまより、令和8年第1回市議会定例会に提案させていただく令和8年度一般会計予算案の概要につきまして御説明させていただきますとともに、令和8年度の市政運営の基本方針及び主要施策につきまして、その概要を説明し、施政方針並びに所信を述べさせていただきます。

初めに、令和8年度一般会計予算案につきまして概要を申し上げます。

お手元の配付資料9ページから12ページに予算編成の考え方を、13ページから32ページまで主要施策等を掲載しております。

本年はうま年であり、さらに60年に一度のひのえうまでございますが、情熱と行動力に満ちた飛躍や成長のチャンスがある年とされております。このことを踏まえ、予算につきましては、現下の物価高へのスピード感を持った対応を講じながら、各事業がもたらす成果に重点を置き、その波及効果を見据え、新たな施策等も踏まえた積極的な財政運営を図りつつ、責任ある積極財政の下で強い経済の構築、全世代型社会保障の構築、子ども・子育て政策を含む人口減少対策、質の高い公教育の再生などを掲げた国の動向も踏まえ、本市が抱える社会的課題の解決を図るため、子育て支援や高齢者支援、産業振興・経済活性化、デジタル技術を活用した市民幸福度の上昇などに関連する事業を優先して編成いたしました。

その結果、総予算規模は、一般会計と特別会計などの合計で198億1,292万3,000円となり、一般会計だけで申し上げますと、134億700万円となっております。

歳出に要する歳入財源につきましては、それぞれの補助事業に対して交付される国県支出金、また、道路改良事業などに充てる市債を計上しております。これらの特定財源を充て、不足する部分につきましては、財政調整基金などを充

てて収支の均衡を図っております。

そのほか、事業会計などは記載のとおりでございます。

資料12ページをご覧ください。

財政状況の推移につきまして記載しております。

本市はこれまで、ふるさと納税の増額や垂水市市有施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定、人件費の削減、財政改革プログラムによる事務事業の見直しなどに取り組み、その結果、昨年度までは各基金の合計額である、いわゆる貯金に相当する部分が徐々に増加しているのに対し、臨時財政対策債を除く市債、いわゆる借金に相当する部分が徐々に減少しており、財政状況は改善傾向にあったところでございます。

しかしながら、今年度におきましては、貯金部分が減少し、借金部分が増加し、その差がやや広がっているところでございます。

高市内閣は、物価高騰や実質賃金の低下、景気の低迷、停滞している経済への対策として、戦略的に財政出動を行う方針を掲げております。本市におきましても、少子高齢化の進行や生産者人口の減少などによる経済の停滞など、地域が抱える重要課題の解決に必要な予算を講じるとともに、国の動きを踏まえつつ、収支の均衡を図りながら積極的に市財を投じるめり張りの利いた財政運営により、様々な施策へ取り組むことといたしました。

この取組は、市民の皆様の明るい未来を実現するために必要な先行投資であると位置づけており、全ての職員がこの方針をしっかりと理解した上で、業務に邁進する所存でございます。

一方で、基金の繰入金額につきましては、昨年度より抑制しており、また、各事業につきましても中長期的な収支均衡を実現するため、しっかりと効果を検証することで経費の抑制を図り、持続可能な財政基盤の安定化にも努めてま

いります。今後も引き続き、限られた財源を最大限に有効活用しつつ、市民の皆様の幸福を第一に考えた施策を展開していく所存でございます。

次に、令和8年度の主要施策につきましては、元気な垂水市を実現するための3つのまちづくりの目標に沿って掲載しておりますが、その中から、新たな事業を中心に紹介させていただきます。

資料の14ページをお開きください。

まず、1つ目の目標であります笑顔があふれるまちづくりでは、子供からお年寄りまで、市民の皆様の笑顔が続くまちづくりの施策といたしまして、68の主要事業を展開してまいります。

初めに、子育て支援でございます。

本市にとって宝である子供たちの心身の健全な育成を図るべく、子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実、仕事と子育ての両立を重点施策とし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に向けて取り組んでまいります。

主な事業といたしまして、まず、妊産婦等に対する交通費等支援事業でございます。

分娩取扱施設のない本市におきましては、妊婦の皆様には、出産を行う場合、市外の医療機関へ通院しなければならず、身体的にも経済的にも大きな負担を強いられているという課題がございます。

そこで、妊婦の皆様の経済的な負担軽減を図るため、移動に係る交通費などの助成を行ってまいります。本事業により、妊婦の皆様が安心して妊娠、出産に臨むことができる環境の整備に努めてまいります。

次に、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度でございます。

本制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、就労要件を問わず、月10時間までの利用可能枠

で通園できる制度でございますが、本制度の利用に際し発生する個人負担分について、本市が独自に助成するものでございます。本事業により、子育て世帯の皆様の経済的負担を軽減し、子供を産み育てやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、教育環境の充実でございます。

次世代を担う子供たちが未来に向けた可能性を広げられるよう、引き続き教育環境の充実に努めてまいります。

まず、GIGAスクール構想、セカンドGIGA事業でございます。

去る今月3日に、全国ICT教育首長会が主催する第8回日本ICT教育アワードにおきまして、最高賞である文部科学大臣賞を受賞するなど、本市はGIGAスクールのまちとして全国的に高い評価をいただいているところでございます。これまでの取組を第1期と位置づけ、令和8年度からを第2期としてさらに事業を拡充し、より高みを目指す取組を開始いたします。

本市の全ての小中学校は、令和7年度から令和10年度までの4年間、文部科学省の研究開発学校として指定を受け、学習の基盤として位置づけられる情報活用能力を高めるための教育課程及び指導方法に関する実践研究を全国に先駆けて行っております。

具体的には、子供たちが情報技術を習得しながら、物事を順序立てて考える力を高めるために、新たにプログラミング教材を購入する予定でございます。これらの教材を活用し、体験的に学ぶ授業を全ての小中学校で推進することで、子供たちに系統的な情報活用能力が身につくよう努めてまいります。

次に、青少年海外派遣事業でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成30年に実施された垂水中央中学校と香港の王肇枝中学校との現地交流を最後に、中断されていた夢の翼事業につきまして、諸般

の事情等を鑑み、令和8年度より再開することとしたものでございます。

市内の中学生10人程度を台湾へ派遣し、台湾の中学生と交流を深めるため、現在、具体的なスケジュールや交流の内容等について調整を進めているところでございます。本事業を再開することにより、未来を担う生徒たちが、国際社会の様々な分野で活躍できるグローバルな人材の育成に努めてまいります。

次に、垂水高校振興対策でございます。

本市唯一の高校である県立垂水高校につきましては、昨年、創立100周年を迎え、様々な記念事業が展開され、高校の振興に大きく寄与したものと考えているところでございます。この機会を逃さず、今後の振興につなげるための方策について検討を進めてまいります。

具体的には、居住している都道府県の枠を超えて高校を選択し、高校3年間でその地域で過ごす国内進学プログラム、地域みらい留学についての調査研究を行ってまいります。生徒にとっては、自分の興味関心に合う学校を選択できること、また、都市部にはない自然や文化に触れることで人間力を高めることができること、少人数制の環境で主体的に学ぶことで大きく成長できることなどの教育的なメリットが見込まれることから、参加生徒数は増加傾向にあるとでございます。

また、地域にとっては、過疎対策や地域の活性化につながるという双方向のメリットが見込まれますことから、鹿児島県においても導入事例が増えつつあるところでございます。

令和8年度は、制度や先進地の事例について調査研究を行い、高校振興へつなげてまいりたいと考えております。

次に、高齢者支援でございます。

具体的には、まず、介護保険資格取得等支援事業でございます。

市内の介護保険事業所における人材確保を目

的として、介護保険資格取得や資格更新に係る費用の一部を支援いたします。本支援事業により、介護サービス事業所の人材確保を促進するとともに、資格の取得や更新を目指す皆様の経済的負担を軽減することにつなげ、さらなる介護保険事業所の充実を図っていきたいと考えております。

次に、高齢者補聴器購入費助成事業でございます。

聴力機能の低下により、日常生活に支障がある高齢者の方を対象に、補聴器等の購入に係る費用の一部を補助いたします。聴力低下によりコミュニケーションが困難となったことに起因する認知機能低下の予防に努めるとともに、積極的な社会参加及び地域交流を通じて、豊かな生活を支援してまいります。

次に、生涯スポーツ、生きがいづくりの推進についてでございます。

初めに、グラウンドゴルフ場整備事業についてでございます。

グラウンドゴルフ場整備につきましては、令和5年の垂水市長選挙におきまして、公約として掲げておりましたことから、これまで地域住民の皆様との対話を重ね、整備を進めてまいりました。中央地区につきましては、垂水港緑地公園を最終候補地として選定し、整備の方向性につきまして、施設の所有者である県と調整を進め、また、地域住民の皆様からも御承認をいただいたところでございます。令和7年垂水市議会第4回定例会にて関連予算を御承認いただいております。令和8年度中の完成を目指し、引き続き整備を行ってまいります。

また、牛根地区につきましては、去る令和7年11月に、地域課題の解決と持続的な地域の発展に寄与することを目的に、牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社、垂水市の4者により、地域活性

化に関する包括連携協定を締結したところでございます。

この協定に基づき、旧牛根中学校施設にグラウンドゴルフ場を整備することとし、施設の所有者であるグローバル・オーシャン・ワークス株式会社様、健土株式会社様の御協力を賜り、令和7年度から整備を開始しております。令和8年度中の完成を目指し、引き続き4者の連携により整備に向けて取り組んでまいります。

なお、それぞれの地区におきまして、整備が完成いたしましたら、オープニングセレモニーを開催する予定でございます。具体的な内容につきましては未定でございますが、地域住民の皆様と対話を重ね、地域住民の皆様が主体となる形でのセレモニーを予定しております。

次に、文化財保護についてでございます。

具体的には、歴史民俗資料館調査研究事業でございます。

本市におきましては、国指定文化財である垂水島津家墓所をはじめ、国指定級ともいわれる柗原貝塚などの貴重な遺跡や出土品、また、県内最古級の木造仏である勝軍地蔵や垂水島津家の居城、林之城の一部であるお長屋のほか、個人所有のものも含めると、貴重な文化財や歴史的資料が多数存在をしております。

そのような貴重な文化財等につきまして、適切な保管を行うとともに、市民の皆様へ公開する機会を提供することで、本市の歴史を学び、ふるさと垂水への愛着や誇りを育む場を構築するため、歴史民俗資料館に相当する施設の設置に関する要望が寄せられており、直近では、令和7年垂水市議会第3回定例会において、関連する陳情が採択されたところでございます。

このような状況を踏まえ、まずは、本市においてどのような形態の施設を設置すべきか、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、デジタルトランスフォーメーション、

D Xの推進についてでございます。

具体的には、行政手続のオンライン化でございます。

市民の皆様が場所や時間の制約を受けることなく、必要な手続を完了できる環境を整備し、迅速かつ柔軟な行政サービスを提供するため、新たな電子申請システムを導入し、行政手続のオンライン化を推進いたします。

これにより、申請者の皆様の利便性が向上するとともに、行政運営の効率化が図られるものと期待しているところでございます。

次に、20ページをお開きください。

2つ目の目標であります安心なまちづくりでは、安心・安全なまちづくりへの施策といたしまして、86の主要事業を展開してまいります。

初めに、安全対策でございます。

具体的には、二川地区道路概略設計業務委託でございます。

二川地区においては、津波の際、指定緊急避難場所である旧牛根中学校へ移動する際、松崎川を迂回するため、一旦、国道を経由して移動する必要があり、安全確保の面から、これまでも懸案事項となっていたところでございます。そのため、地域住民の皆様の安全性を確保し、また、生活道路の整備による利便性の向上を図るため、周辺道路の拡幅等の可能性について検討する概略設計業務を委託いたします。

具体的にどのような対策を講じることができるのか、地域の皆さんの御意見を伺いながら検討してまいります。

次に、中央地区の冠水対策事業についてでございます。

私が公約に掲げました中央地区の冠水対策につきましては、令和5年度から、市道垂水9号線、31号線において対策事業を、令和7年度からは、下宮地区の冠水軽減に向けた工事を実施しておりましたが、令和8年度は、下宮町の残りの工事と中央町の冠水対策整備工事を実施い

たします。

公約の達成に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、施設整備についてでございます。

具体的には、介護老健施設コスモス苑長寿命化改修事業でございます。

垂水市立介護老人保健施設コスモス苑につきましては、平成8年の完成以降30年を迎えており、経年劣化により施設の外壁にはひび割れが発生し、長雨の際には建物内に雨漏りが生じるなど、修繕が必要な状況となっております。

そこで、施設の長寿命化を図るべく、令和8年度に外壁改修と防水の実設計を行い、令和9年度に改修工事を実施する予定としております。

今後も、利用者の皆様に安心して施設を利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、垂水小学校屋内運動場空調設備等設計でございます。

教育現場のより望ましい環境整備と避難所としての機能強化を図るため、垂水小学校体育館の空調整備について、設計業務委託を行う予定でございます。

次に、垂水小学校防火戸改修工事でございます。

令和7年度に引き続き、垂水小学校の校舎防火戸設置工事を行ってまいります。

学校施設につきましては、学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的に大規模改修等の整備を行っているところでございます。

今後も、児童生徒にとって安心・安全な学校施設の整備に努めてまいります。

次に、子育て支援についてでございます。

具体的には、予防事業でございます。

令和8年度は、新たに、RSウイルス感染症妊婦向けワクチン接種を助成いたします。RSウイルスは、2歳までにほぼ100%の子供が感

染するとされる感染症であり、特に、生後6か月未満では重症化しやすいと言われております。この感染症につきましては、対症療法が基本で、有効な治療薬はないことから、感染した場合、保護者にとって精神的・経済的な負担が大きい状況がございます。そのため、新生児の健康保持や重症化のリスク軽減を図るとともに、保護者の皆様の負担を軽減するため、予防接種の接種費用を助成するものでございます。

次に、子どもの安全・安心推進事業でございます。

垂水中央中学校に設置されております校内教育支援センターにつきまして、令和7年度に北部、中央部、南部の3か所にサテライト教室を開室いたしました。

サテライト教室は、様々な理由により学校に通うことができない小中学校生の新たな学びの場として利用されており、開室以降、4か月で延べ70回の利用実績があるところでございます。

令和8年度には、これまでの男性支援員1名に加え、女性支援員1名を増員し、子供たち一人一人に応じた教材の準備や、学校や保護者との相談活動を行うとともに、現在、各教室、週2回の開室を週3回に拡充する予定としております。

今後も、子供たちが安全・安心な学びの場として学校へ登校できるよう努めてまいります。

次に、市民相談窓口の充実でございます。

まず、空き家対策総合窓口の設置でございます。

空き家問題は、本市にとっても喫緊の課題ではございますが、対応すべき分野が多岐にわたること、また、法律等の専門的な知識が求められることから、専門的な知見を有する人材の確保と専門部署の設置について、令和6年度から検討を進めてまいりました。令和7年度には、地域おこし協力隊の制度を活用し人材の確保に努め、その結果、令和8年度から2名の空き家

相談員を配備する予定でございます。これに伴い、空き家問題に対して総合的な対応を行う専用窓口につきましても、令和8年度から設置する予定としております。

空き家につきましては、様々な課題があり、その状況に応じて対応方法も異なってまいります。そのため、まずは相談体制を確立し、市民の皆様の声にしっかり耳を傾けながら、一人一人に寄り添った対応を進めてまいります。

次に、おくやみコーナーの設置検討についてでございます。

御親族などがお亡くなりになった際に、1階窓口を中心として、市役所内での手続を順次御案内しておりました。市民の皆様のさらなる利便性向上及び庁内連携による事務改善を目指し、令和8年度に本市窓口担当職員の発想・発案により、事前予約型のおくやみコーナーの設置について、実証実験を行う予定でございます。

おくやみコーナーは、事前に御予約いただくことで、1つの窓口で複数の手続をまとめて完了することができるワンストップ窓口を想定しており、実現すれば、市民の皆様の負担を軽減し、利便性が向上するものと期待しているところでございます。

なお、事前予約がない場合につきましても、これまで同様、各窓口にて手続を行うことは可能でございますので、状況に応じて御利用いただくことを想定をしております。

実証実験の時期などにつきましては、準備が整った段階で、広報誌などを通じてお知らせいたしますが、実証実験に先駆け、4月から各所属の連携体制を構築するとともに、御親族などを亡くされた場合の手続等についてお知らせするおくやみハンドブックの配布を開始いたします。

今後につきましても、市民の皆様の負担を軽減し、利便性の向上を図るべく、窓口機能を充実させることで、利用しやすい市役所の実現を

目指してまいります。

次に、高齢者対策でございます。

具体的には、認知症高齢者等見守り対策事業でございます。

認知症高齢者の皆様が安心して生活できる環境を整備する取組の一環として、SOSネットワークに登録した希望者に見守りタグを配布いたします。見守りタグの配布により、地域全体で認知症高齢者の皆様を見守り、必要なときに迅速に支援できる仕組みを構築するとともに、家族や地域で認知症について理解を深めることで、認知症の方も安心して暮らすことができる地域を目指してまいります。

次に、健康増進についてでございます。

具体的には、健康チェックデータを活用した新派生事業についてでございます。

健康寿命の延伸を目的に、鹿児島大学心臓血管・高血圧内科学の大石充教授をはじめとする関係機関と連携して、平成29年度から、たるみず元気プロジェクトを実施しております。

その一環として行っている健康チェックでは、市民の皆様の健康に関する各種データを蓄積してまいりました。この貴重なデータを基に、より具体的で効果的な事業を創設し、市民の皆様に還元できる取組をと考え、疾病予防・介護予防の観点から、禁煙外来及び義歯購入の費用の助成を行います。

次に、28ページをお開きください。

3つ目の目標であります潤いのあるまちづくりでは、地域資源を生かし、潤いのあるまちづくりへの施策といたしまして、40の主要事業を展開してまいります。

初めに、人材確保についてでございます。

具体的には、市内事業者の人材確保支援でございます。

当市におきましては、基幹産業である農業・漁業や介護等の分野におきまして、労働力不足が深刻な課題となっております。このような課

題の解決を図るため、去る令和7年7月に、株式会社タイミーと包括連携協定を締結いたしました。

タイミーが有するマッチングの仕組みを市内各事業者様に御活用いただくことで、人材確保という課題が解決されるとともに、新たな雇用創出が期待されるものと考えており、既に幾つかの事業所において、タイミーの仕組みが導入されているところでございます。

また、市役所庁内におきましても、イベントなどにおけるスタッフ等の人員を確保し、職員の負担軽減を図るため、タイミーの仕組みを利用して人員を募るための予算を計上しております。

今後も、タイミーとの連携を通じて、市内事業者の人材確保を支援し、地域課題の解決に向け取り組んでまいります。

次に、子育て世代が働きやすい環境整備支援事業についてでございます。

子育てと仕事の両立や育児中のスキマ時間を活用して、効率よく働きたいというニーズに応えるため、令和5年度からテレワーカー育成講座を開始いたしました。さらに、令和6年度からは、講座の受講や卒業生を対象に、週に1回、子育て支援センターの2階を開放し、託児を行うことで、子供連れのまま出勤できる子連れオフィスとして利用できるよう整備を行ったところでございます。

本講座は2年間の受講を基本としたプログラムであり、令和8年度は、令和7年度に新規受講を開始した参加者を対象に、より実践的な内容の講座を行う予定でございます。

さらに、テレワーカーの経済的な安定化を図るとともに、市役所の業務効率化を目的として、子育て支援や移住定住に関する広報業務をテレワーカーへ委託する予定でございます。

今後も、テレワーカーの養成及び支援に努めるとともに、子連れオフィスの利用促進を図る

ことで、子育て世代の方々の交流やワーク・ライフ・バランスの促進を支援し、子育てする人々が安心して働ける地域づくりを目指してまいります。

次に、錦江湾横断道路についてでございます。

具体的には、錦江湾横断道路推進事業補助金でございます。

錦江湾横断道路につきましては、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光資源としての活用など、大隅をはじめとする九州南部地域の産業・経済・文化の発展に寄与するとともに、近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災・医療の観点からも24時間命を守る道路であり、必要不可欠と考えていることから、私自身、公約として実施路線化を掲げているところでございます。

令和8年度は、錦江湾横断道路の早期実現のために活動する団体等を支援するため、補助金を創設いたします。本補助金の交付により、早期実現のため官民連携して取り組む機運の醸成を図ることで、薩摩半島と大隅半島を結ぶ経済、利便性、命を守る夢の架け橋の実現のために全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、農業振興についてでございます。

具体的には、垂水市農業生き生き支援事業でございます。

農業従事者の高齢化により、農地管理や農村環境の維持管理に関する課題が顕在化しており、スマート農業技術の活用ニーズが高まっているところでございます。このため、高機能機械やリモコン草払い機、アシストスーツについての研修会を実施し、農家の皆様から機器を使用した感想や必要性等についてお伺いし、国や県の補助事業等を活用した機器導入の可能性について、令和8年度から調査研究を行い、具体的な事業化に向けて取り組んでまいります。

次に、養豚経営支援事業補助金でございます。

養豚経営につきましては、近年、飼料価格の

高騰や資材の価格の高止まり等の影響により、支出が増加傾向にあり、経営改善が困難な状況でございます。このような状況に対し、令和8年度より養豚生産における出産率向上と肉質向上を目的とした支援事業を開始いたします。

具体的には、種雌豚更新に係る費用について、1頭当たり5,000円の補助を実施し、養豚経営の安定化を図ってまいります。

次に、畜産環境整備事業補助金でございます。

畜産経営につきましても、飼料価格の高騰や資材の価格の高止まり等において、経営的に厳しい状況が続いております。このような状況に対し、令和7年度より畜舎、堆肥舎の整備を行うことで、有害鳥獣防止による飼養管理の向上を図り、環境衛生対策を推進する補助事業を実施しております。

さらに、令和8年度からは、さく井やポンプ、貯水施設等の水源施設を事業対象施設に追加をし、経営の安定化を図ります。

次に、水産振興についてでございます。

具体的には、県営漁港整備事業負担金でございます。

本負担金は、国外輸出を行っている牛根漁協のブリ養殖漁業の発展に伴う漁業施設の整備を行うものであり、令和4年度より行われている牛根麓漁港整備事業などの国、県の事業についての垂水市負担分でございます。

水産業振興につきましては、渡邊経済政策フェローとの連携によりまして、販路拡大につながる取組の支援や、本市水産業のPRに取り組んでまいります。

また、安全・安心な養殖業の確立に向け、カンパチ、ブリにおける人工種苗の導入と技術向上に向けた支援を行ってまいります。

次に、物価高騰対策についてでございます。

国の重点支援地方交付金を活用し、2つの事業を実施いたします。

初めに、商品券配布事業でございます。

本事業は、全市民の皆様を対象に、専用商品券をお1人につき1万円分配布するものでございます。市民の皆様へ3月1日より、ゆうパックで発送予定でございます。また、購入希望者を対象に、プレミアム率50%の専用商品券販売事業も併せて実施いたします。

これらの商品券が広く使用されることで、従来ならば約2億円規模の市場が形成されるところを、今回は約5億円規模へと拡大することが期待されております。

2つの事業を通じて、小規模店舗をはじめとする地元店舗の利用促進や市民の皆様の家計の支援を図ることで、物価高騰による景気低迷への対策を講じるとともに、地域経済の活性化や地元消費の拡大に取り組んでまいります。

次に、商工業振興についてでございます。

具体的には、特産品販路拡大支援事業でございます。

本市と包括連携協定を締結している日本航空（JAL）との連携事業として、これまでは富裕層を対象に本市特産品のプロモーションを行ってまいりましたが、今後はターゲット層をさらに広げ、国内での販路拡大に加え、海外を視野に入れたフェアなどを行ってまいります。また、シェラトン鹿児島や山形屋におけるフェア開催、よかど鹿児島での物産展なども引き続き行ってまいります。

このように多様なPR展開を通じて、本市特産品の認知度向上を図り、販路拡大につなげるよう努めてまいります。

次に、観光振興についてでございます。

具体的には、クルーズ船乗客の誘客に係る垂水市観光モビリティ共創実証事業でございます。

本事業は、クルーズ船乗客の誘客を行うことで、本市の観光振興に資すること、また2次交通の課題を解決することを目的に、国の事業を活用して行う実証事業でございます。

具体的には、マリンポートからフェリーで垂水市へ誘客を行い、その後、貸切りバスまたはタクシーで垂水市内を周遊していただき、体験メニューや食事などを楽しんでいただくことで、本市の魅力を堪能していただくものでございます。

本事業を通じて交流人口の増加に寄与するとともに、稼ぐ観光地の実現に向け取り組んでまいります。

次に、垂水市3つの駅を核とした稼ぐ観光地づくり事業でございます。

本事業は、垂水市観光振興計画に基づき、国や県の事業を活用して実施するものでございます。具体的には、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、猿ヶ城溪谷森の駅たるみずの3つの施設を本市観光施設の核として整備することで、各施設の滞在時間を延長し、施設間の周遊性を高め、市内全域における観光関連産業の稼ぐ力の向上を図るものでございます。

本市の食や宿泊施設を積極的にPRすることで、認知度の向上を図るとともに、地域へ経済効果が波及されますよう取り組んでまいります。

以上が、令和8年度の主要施策となります。

結びに、市民の皆様の笑顔、安心があふれる、潤いのあるまちづくりを推進するためには、デジタルに代表される新しい技術を積極的に活用するとともに、これまでにない思い切った発想で本市の未来の変革を進めていく必要がございます。

本日御説明した事業等につきましては、明るい未来を切り開くための投資であります。これらの事業などをスピード感を持って実施することにより、市民の皆様の幸福度の上昇と元気な垂水市の実現を目指し、粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいります。

なお、特別会計や一般会計の詳細につきましては、審議の過程におきまして、担当課長が御説明をさせていただきます。

以上で終わります。どうぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいま令和8年度各会計予算案について説明がありましたが、これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を2月25日及び26日の午前9時半から開きます。

質疑及び質問は通告制としていますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月16日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務所へ提出をお願いいたします。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含め1時間以内といたします。また、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（北方貞明） 明13日から24日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、2月25日及び26日に開きます。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後3時3分散会

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 8 年 2 月 2 5 日

本会議第2号（2月25日）（水曜）

出席議員 12名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫

欠席議員 1名

8番	川越信男
----	------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大藺俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和8年2月25日午前9時30分開議

△開 議

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、示したとおりであります。

△議案第19号～議案第27号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第1、議案第19号から日程第9、議案第27号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第19号 令和7年度垂水市一般会計補正予算（第9号） 案

議案第20号 令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第21号 令和7年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第22号 令和7年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号） 案

議案第23号 令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第24号 令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第25号 令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号） 案

議案第26号 令和7年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案

議案第27号 令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第2号） 案

○議長（北方貞明） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、前田隆議員。

〔産業厚生委員長前田 隆議員登壇〕

○産業厚生委員長（前田 隆） おはようござ

います。

2月12日に、本会議において産業厚生常任委員会付託となりました案件について、2月17日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第19号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案について申し上げます。

まず、福祉課の所管費目では、審査の過程において、老人福祉施設費の修繕料について質疑があり、今回、消防点検時に指摘を受け、新城憩の家の防災カーテンの購入やカーペットの修繕を行う予定であると回答がありました。

次に、保健課の所管費目では、審査の過程において、带状疱疹ワクチンの実績について質疑があり、不活化ワクチンについては、令和6年度236名に対し、令和7年4月から令和8年1月末現在において490名と254名ほど増加している。また、生ワクチンについては、令和6年度が37名に対し、令和7年4月から令和8年1月末現在において88名と51名ほど増加していると回答がありました。

次に、生活環境課の所管費目では、特段の質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目では、審査の過程において、有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金の減額理由について質疑があり、昨年度から国の事業を活用して多くの地域でワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置したため申請が少なかったのではないかと考えているとの回答がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目では、審査の過程において、漁業者の輸出状況について質疑があり、垂水、牛根両漁協のほかにも業者が単独で海外に輸出している実績もあり、そのような業者に対しては、12月補正で予算をいただいていた販路拡大支援事業を活用し、海外へPRしていただきたいと回答がありました。

次に、土木課の所管費目では、審査の過程に

において、地籍調査の進捗率について質疑があり、現在進捗率は25%であり、県内でも低い進捗率である。これまで国の割当額で進めてきたが、今後は進捗率を上げるため対策を検討していくとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案については、審査の過程において、国の交付金について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

審査の過程において、実費弁償金の減額理由について質疑があり、利用者が減少したことにより減額になったと回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和7年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、特段の質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案については、特段の質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第27号令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

審査の過程において、排水設備設置事業補助金の減額理由について質疑があり、現在1件の実績があり、これ以降見込みがないため残額分

を減額したとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、総務文教委員長、池田みすず議員。

[総務文教委員長池田みすず議員登壇]

○総務文教委員長（池田みすず） おはようございます。

2月12日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました案件について、2月18日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第19号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案の議会事務局の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、総務課の所管費目では、避難所用ワンタッチベッドの購入予定数について質疑があり、計画では全体の避難者数見込みが1,420名であり、その中で80歳以上が232名である。この方々にワンタッチベッドを利用していただく予定となっており、現在30台あるため差し引いた202台分の購入を予定しているとのことでした。

次に、企画政策課の所管費目では、地方創生推進交付金や自治体情報システム標準化移行について質疑が交わされました。

次に、市民課及び選挙管理委員会事務局の所管費目では、振興会委託料の減額について質疑があり、人口減少や未加入世帯が出ていることが要因と考える。今後も市民係窓口において振興会加入を促し、振興会長へ連絡するようお願いする対応を継続していくとのことでした。

次に、財政課の所管費目では、減債基金の積立てについて質疑が交わされました。

次に、消防本部の所管費目では、旅費について質疑があり、水槽付消防ポンプ自動車の購入を一般財源で検討していたが、約8,000万円かかるため、消防本部予算全体に大きな影響を及

ばすおそれがある。そこで、防衛省補助事業を活用することができないか相談する目的で防衛省等と協議するための旅費とのことでした。

次に、教育総務課の所管費目では、工事請負費の契約について質疑が交わされました。

次に、学校教育課の所管費目では、部活動地域移行に係る指導者の募集について質疑があり、第1に、部活動推進協議会の中に各競技団体の連盟に所属している方々がいるので紹介をしていただく。第2に、鹿屋体育大学と包括連携協定を締結しているため指導できる方がいないか当たっていただく。第3に、垂水市のホームページでチラシを掲載し、申込みができるようQRコードを添付して周知に努めているとのことでした。

次に、社会教育課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案では、レセプト点検について質疑があり、レセプト点検の業務を担う会計年度任用職員を2名募集したが、現在1名で対応している。令和8年度以降は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の事務委託を計画しており、レセプト点検は1名の採用予定であるとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和7年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案では、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和7年度垂水市交通災害

共済特別会計補正予算（第1号）案では、会計年度任用職員の雇用期間について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第19号から議案第27号までの議案9件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第27号までの議案9件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△令和8年度施政方針及び各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（北方貞明） 日程第10、ただいまから令和8年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質疑及び質

問を許可いたします。

最初に、2番、宮迫隆憲議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔宮迫隆憲議員登壇〕

○宮迫隆憲議員 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、質問に移らせていただきます。市長、関係課長の御答弁をお願いいたします。

まず1問目は、元女性消防職員の第三者委員会の調査報告についてお尋ねいたします。

1月23日の全員協議会で、垂水市消防本部における性別による不当な取扱いの疑いに関わる第三者委員会の調査報告を受けました。また、同日夜のニュースや新聞等でも性別による不利益な取扱いがあったと報道されております。

そこで、再度詳細について答弁をお願いいたします。

1、環境整備の不備について伺います。第三者委員会の報告では、環境整備の不備や性別による不利益な取扱いが疑われるとありました。報告書で示された環境整備また性別による不利益な取扱いについて、どのような報告がなされたのか消防長に伺います。

次に、二川地区の安心・安全について伺います。

令和7年第4回定例会初日開催の全員協議会では、昨年11月に牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社と垂水市の4者により地域活性化のための包括連携協定を締結され、協定に基づきグラウンドゴルフ場の整備が行われることになると報告がありました。

この包括連携協定については、先月1月28日に牛根地区公民館において地域の皆様を対象に報告会が開催されたところですが、私にも地区公民館長からお声掛けをいただいたことから参加をさせていただいたところです。報告会では、包括連携協定についての説明のほか、グローバ

ル・オーシャン・ワークス株式会社と健土株式会社に対して、グラウンドゴルフ場の整備や蒸留所の開業に伴う地域住民の雇用等により、地域活性化に多大なる御貢献があったことに對し、感謝の声が多く聞かれたところでございます。私からも改めて、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社と健土株式会社の御貢献に對しまして、感謝を申し上げたいと思います。

その一方で、意見交換では、交通量の増加に伴う安全上の危惧についても意見が聞かれたところ です。

そこでお伺いしますが、報告会でどのような意見が挙げられたのか、地区住民の皆様の率直な声をお聞かせください。

次に、台湾行政視察について伺います。

議会初日、市長の諸般報告で、2月5日から7日までの行程で台湾の名間郷の視察が報告されました。

近年、地方自治体においては、人口減少や地域経済の活性化など多くの課題に直面しており、先進事例の調査や国際交流を通じた政策形成の重要性はますます高まっております。そのような中、本市が海外自治体を訪問し施策や地域づくりの取組を学ぶことは、今後の市政運営に資する有意義な機会であると認識しております。

一方で、行政視察は、市民の皆様方の貴重な財源を用いて実施されるものであることから、その目的や成果、そして今後どのように市政へ生かしていくのかについて、丁寧に共有していくことも大切であると考えます。

そこで、本視察の背景について伺います。

本市の施策の中で、今回の視察をどのような目的や狙いをもって実施されたのか。また、名間郷の視察について、具体的な行程や内容を水産商工観光課長に伺い、1回目の質問を終わります。

○消防長（松尾智信） おはようございます。それでは、環境整備の不備についての質問にお

答えいたします。

まず、環境整備についてでございますが、第三者委員会の報告書によりますと、女性用トイレ、仮眠室、洗身・更衣・洗濯設備、更衣室の環境の4項目について評価されております。女性用トイレにつきましては、元女性消防職員が採用された令和4年4月1日時点で設置されておらず、同年8月31日までに整備しております。この経緯でございますが、同年3月3日に採用決定されており、入庁までの期間は1か月の猶予もなかったため、半年の消防学校入校期間中に第1分団詰所のトイレを修繕改修して女性専用トイレを設けたものでございます。しかしながら、元女性消防職員が採用された令和4年4月1日時点では、労働安全衛生規則第628条に違反することは明らかであると指摘しながらも、同年8月31日までに解消されたとされております。また、仮眠室、洗身・更衣・洗濯設備、更衣室の環境については、適法であるが不相当（実態が合致しておらず適切ではない）の法的評価が示されております。

次に、性別による不利益な取扱いにつきましては、消防本部への配属、現場活動及び訓練の制限、人事の説明、職務経験、待遇等について、性別による差別に該当するかどうかを合理的な理由の有無を判断基準として検討されております。

法令及び国の政策等の関係については、施設整備、人事の事前説明、さらには不利益を緩和する措置（代償措置）を講じる必要があったか否かを、現場活動及び訓練不足の措置、業務経験を得る措置、経済的な不利益を補う措置の観点から検討されております。

一方、元女性消防職員に対する説明や代償措置は、法的義務とは言えないとも示されておりますが、性別による不利益な取扱いについては合理的な理由がなく、地方公務員法第13条及び男女雇用機会均等法第7条の違法となる疑いが

あると厳しく評価されておりますことから、関係する法律や政策の変更が行われた際には、迅速に現場運用に反映するよう努めてまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） おはようございます。報告会での主な意見につきましてお答えいたします。

牛根地区のグラウンドゴルフ場整備につきましては、令和5年の市長選挙において、尾脇市長が公約として掲げられて以降、地域の皆様との対話を重ねながら進めてまいりました。

こうした中、整備候補地については、旧牛根中学校跡地を購入したグローバル・オーシャン・ワークス株式会社と健土株式会社よりCSR——企業の社会的責任ですが、これに基づき積極的に協力する旨のお申出をいただいたことから、昨年11月に牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社、そして垂水市の4者で地域活性化を目的とした包括連携協定を締結し、地域振興計画に位置づけられた地域のありたい姿を具現化するため、この協定に基づき4者が連携してグラウンドゴルフ場の整備を進めることとなったところでございます。

このような中、一連の経緯や包括連携協定の締結により期待される効果等につきまして、地域住民の皆様への説明が必要であると判断しましたことから、先月28日に牛根地区公民館において4者協定に関する報告会を開催したところでございます。

この報告会は、特に関連性の高いグラウンドゴルフ専門部会の皆様を中心にお集まりいただきたいと考えましたことから、地区公民館を通じて調整を行い、午前10時からの開催となりましたが、グラウンドゴルフ専門部会の皆様を中心に計18名の方々に御参加いただいたほか、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社からも御出席をいただいたところで

ございます。

この報告会では、グラウンドゴルフ場整備に関する取組が牛根地域の活気を取り戻す大きな一助となっていることに対する感謝の意見が述べられたほか、健土株式会社の蒸留所開設に対して、新たな雇用促進と産業振興が図られ、将来的には施設見学者が増加することによる観光振興も期待されるといった意見があったところでございます。

一方で、蒸留所の開設により交通量が増加しており、地域住民の皆様の安全性や生活環境への影響が懸念されるといった意見もございました。この意見に関連し、旧牛根中学校周辺の道路幅が狭く、津波指定緊急避難場所として位置づけられている旧牛根中学校への避難経路を確保するためには、一定の幅を有した道路の整備が必要ではないかといった意見もございました。また、そのような道路が整備されることにより、生活道路が確保されるとともに地域内の移動における利便性の向上にもつながるといった意見もあったところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） おはようございます。台湾行政視察の目的、具体的な行程と内容についてお答えいたします。

今回の訪問先は、台湾の中央、南投県に位置する人口約3万5,000人の名間郷でございます。

行政視察の目的は、本市と名間郷との観光や教育など幅広い分野での友好交流を検討するため、同郷の現地視察と友好交流に関する名間郷側の考え方等を確認することを目的に実施したところでございます。

訪問者は、市長、水産商工観光課長、秘書広報係長の3人でございます。

初めに、名間郷の概要でございますが、台北から地下鉄、新幹線と車で移動し約3時間の場所でございます。農業を主体とした経済構造であり、台湾茶やパイナップル、ドラゴンフルーツ、ショウガの栽培が盛んな町でございます。

農業者の所得は平均400万円、ドラゴンフルーツ栽培者は約650万円とのことでございました。

次に、具体的な内容についてでございますが、視察1日目となる2月5日は、基本的に移動日となっており、12時25分に鹿児島空港を出発し、午後5時に名間郷に到着したところでございます。名間郷到着後は、名間郷長の陳翰立氏をはじめ、正職員80人のうち20人が出迎えていただくなど、熱烈歓迎を受け、歓迎夕食会に参加し、名間郷の人々の優しい人柄と食文化に触れるとともに、陳郷長から新たな産業を生み出したいなど、名間郷のまちづくりの想い等をお聞きしたところでございます。その後、名間郷の隣町である竹山鎮に移動し、竹山鎮で盛んな竹工芸展示イベントや夜市を視察し、台湾文化に触れたところでございます。視察2日目は、午前10時から朝食交流や市街地視察を行った後、名間郷の役場を訪問し、「新しい友好交流を目指して」と題した本市作成の中国語の資料を活用し、今回の視察経緯や本市の観光や産業等についての紹介を行ってまいりました。これに対して、陳郷長より、名間郷としては初めての友好交流であり、この出会いを大切にしたい旨の発言がございました。また、4月以降に本市を視察し、あわせて基本協定等を締結したい旨の発言をいただいたところでございます。その後、本市の議会に当たる名間郷民代表会の臨時議会の視察や台湾国内トップクラスの生産量を誇る台湾茶の体験型観光、文化視察として300年の歴史をもち、台湾人の信仰心のよりどころともいえる松柏嶺受天宮を視察したところでございます。その後、午後2時前には名間郷を出発し台北に向かい、午後4時30分から日本台湾交流協会を訪問し、名間郷との交流について情報共有を行うとともに今後の交流に向けての助言についてお願いをしてまいりました。視察の3日目は、早朝5時にはホテルを出発し、台湾桃園国際空

港にて出国手続等を行い、午前8時25分の航空機にて帰国をしたところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式で2回目の質問に移ります。

消防長の答弁では、環境整備の不備についてですが、女性用トイレ、仮眠室、洗身・更衣・洗濯設備、更衣室の環境の4項目の評価が、適法ではあるが不相当、実態が合致しておらず適切ではないの法的評価であり、性別による不利益な取扱いに関しては合理的な理由がなく、地方公務員法第13条平等取扱いの原則及び男女雇用機会均等法第7条の違法となる疑いがあると厳しく評価されるとのことでした。

この評価を真摯に受け止めていただき、関係する法律や政策の変更が行われた際は、迅速に現場運用に反映していただくようお願いをいたします。

次に、ハラスメントについてですが、新聞でもありましたように、当初、ハラスメントの事実確認はできなかったとのことでありましたが、第三者委員会では客観的事実に基づいて評価されているようであります。

そこで、当時の調査がどのように行われたのか。また、委員会で認定されたハラスメントがどのようなものであったのか伺います。あわせて、処分についても伺います。

○消防長（松尾智信） ハラスメントについての質問にお答えいたします。

当時の調査については、手紙の記述から抽出した26項目の事案について、記述された言動等がハラスメントに該当するのか、対象となり得る職員からヒアリングを行い、ハラスメント指針に基づき、標準的な調査手法により、就業環境が害されたと言えるのか、看過できない程度の支障が生じたと言えるか、頻度や継続性など、被調査者の回想する時間も設けつつ行ったことを確認したところでございます。

当初の時点では、手紙の内容のみで客観的証拠が不十分であったため、主観的な調査を余儀なくされ限界があったこと、そのため、被調査者の見解を否定し、目撃証言等の補強証拠が得られない状況下で、元女性消防職員の主張のみを採用し、議会で事実と判断することは、被調査者の人権侵害や不当な不利益処分につながるおそれがあったと確認をしております。

今回、第三者委員会で公正公平な立場で、また、より高度な専門性や新たな知見に基づき法的評価を下されたと認識しております。

次に、認定されたハラスメントについてでございますが、報告書では、委員会の調査により得られた結果の13の事実について、セクシュアルハラスメントまたはパワーハラスメントに該当するか、それぞれの指針や専門的な知見に基づいて検討されております。

その結果、次の2件の事実について、セクシュアルハラスメントと評価されたところでございます。

内容については、同一職員によるセクハラ言動によりますが、1件目は、女性の胸の谷間が見えるとの趣旨の発言により、元女性消防職員は強い不快感を受けており、セクハラに認定されたものです。2件目については、元女性消防職員が行為を否定している状況において、救急活動服のズボン後ろポケットの刺しゅう糸を切断したことが、臀部を触る可能性がある行為と評価されたため、セクハラに認定されたものでございます。

そのため、対象の職員を1月22日付で戒告の懲戒処分を、さらに所属職員の管理監督の地位にある職員の部下に対する監督指導責任として、当時の上司2名に口頭による嚴重注意も同日行ったところでございます。

また、外11件の事実に関しましては、セクハラ、パワハラ認定は受けていないものでございます。

これらの事実を重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう組織全体で再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 手紙の記述には26項目の事案があったとありましたが、私としてはかなり多いという印象を受けております。就業環境が害されたと言えるのか、看過できない程度の支障が生じたと言えるのか、頻度や継続性など回想する時間も設けつつ行ったとの答弁でありました。

当時は、手紙の内容のみで客観的証拠が不十分であり、主観的な調査を余儀なくされ限界があり、そのため被調査者の見解を否定し、元消防職員の主張のみを採用し議会で事実と断定することは、被調査者の人権侵害や不当な不利益処分につながるおそれがあり、公正公平な立場の第三者委員会に委ねることになり、ハラスメントの認定に至ったということでもあります。その言動や行為について報告書を拝見すれば、元女性消防職員の方も耐え難いことであったと思います。

答弁でもありましたが、事実を重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないように、組織全体で再発防止に努めていただきたいと思います。

次に、退職理由についてですが、退職時は自己都合退職であったということですが、実際辞める原因は何だったのかお伺いします。

○消防長（松尾智信） 退職理由についての質問にお答えいたします。

報告書の調査の概要にある訴えでは、十分な仕事ができなかったことやハラスメントによることが原因と主張されております。

十分な仕事ができなかったことは、本部への人員配置や現場活動及び訓練の制限によると認識しております。また、実際2件のセクシュアルハラスメントが認定されたことを真摯に受け

止めております。

委員会の意見では、環境整備の過程に関与させ、的確に説明していれば大きく異なった結果の可能性があり、説明が不十分であったことが元女性消防職員の退職につながった一因でもあるとされております。また、性別による不利益な取扱いによりモチベーションをそがれ、職員のモチベーションを向上させる組織体制ではなかったことにより退職したと指摘されております。

このような事態を防止するには、職員の成長を支援するマネジメント能力の必要性が示されておりますことから、消防学校等の幹部研修等を通じて、体系的、総合的にマネジメント能力を身につけた組織体制に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

やはり、環境整備の不十分、報告書にも、本件の直接の原因の一つは、女性用施設の未整備があったことにある。消防庁舎の耐震補強工事というやむを得ない事情が存在していた。しかし、女性用施設を整えることができなかったやむを得ない事情は、ソフト面の不備を正当化しないとあります。そして、性別による不利益な取扱いもマネジメント能力不足とあり、元職員が垂水市唯一の女性消防職員という圧倒的に少数の立場で努力をしていたにもかかわらず、本件一連の取扱いによりモチベーションをそがれ、垂水市消防での仕事を続けられないと考えたから退職したと考えられるとあります。このマネジメント不足については、現職員に対しても必要なことでありますことから、組織体制の構築をお願いしたいと思います。

次に、再発防止について、第三者委員会からの結果を受けて、今後、消防でどのようなことをいつまでに何を取り組むべきだとお考えか伺います。

○消防長（松尾智信） 再発防止策についての質問にお答えいたします。

第三者委員会の調査報告を受けて、委員会からの意見並びに提言に基づき、今後の消防組織の在り方について既に対応しているところです。

消防力の3要素は、人と機械と水であると言われています。現代は情報化が進み、科学技術が発展した現在においては情報が加えられるかもしれませんが、今も消防という社会的役割から考えますと、消防の基礎的な要素は人であろうと考えております。また、市民の負託に応える消防行政を展開できるか否かは、基本的にそうした業務に従事する職員の取組によって成し遂げられるものでございます。その意味でいいますと、不祥事は、住民からの批判や信頼感を失墜させ、重大な消防本部の危機となり得ます。そのため、次の3つの取組を推進してまいります。

1点目、行動規範の策定と共有。第三者委員会からの意見及び提言を受け、個々の職員が公共の利益を意識し、具体的な行動を促す垂水市消防職員行動規範（指針）を策定します。この指針を全職員と共有し、組織全体に根付かせることで、不祥事を未然に防ぐ体制を構築することを目標とし、その中には、相談できる仕組みとして相談窓口の設定や定期的なハラスメント研修の実施も盛り込んでまいります。なお、行動規範につきましては、現在素案を作成しているところでございます。

2点目、コミュニケーションの促進。職員間の適切なコミュニケーションは、不祥事防止に寄与する要因です。職場内での情報共有を円滑にし、縦横の連携を強めることが職員の相互理解を深める上で欠かせません。また、早期の兆候を把握するためには、職員が自らの業務において自由に意見を交わし、コミュニケーションをとる環境を整えることが重要と考えております。

3点目、市民との信頼関係構築。消防組織と

して市民の負託に応えるためには、透明性のある運営と適切な情報発信が必要です。不祥事への対策だけではなく、組織の方針や取組に関する説明責任を果たすことが、市民に信頼され支持される組織運営の基盤と考えます。具体的には、消防に関する様々な活動等の市民の方々への周知等、ホームページや市の広報誌等で定期的に紹介し、消防組織をより身近な存在として感じていただきたいと考えております。

これらの取組を通じて消防組織内での不祥事発生リスクを低減し、職員一人一人が公共の利益を意識した業務を遂行する組織体制の構築を目指してまいります。さらに、コミュニケーションを重視することで内部連携を強化し、市民目線での透明性のある運営に努めてまいります。さらに将来的には、消防組織の運営の透明性を確実なものにするため、他の自治体での外部検討委員会の設置がされておりますので、調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

消防長の言われた行動規範の策定と共有、コミュニケーションの促進、市民との信頼関係の構築を、どれをとりましても早急に実施が必要だと思っております。私も市民の負託に応えるためにも、やはり組織の方針や取組に関する説明責任を果たすことが重要であり、そのためにも透明性のある運営と適切な情報発信が必要だと思っておりますので、今後はこのことを糧に、市民に信頼される体制づくりを構築していただきたいと思います。

この質問についてはこの辺で締めたいと思いますが、今回の第三者委員会の結果を受けて、退職された職員に対し、消防のトップとして、消防長の謝罪のお考えはないのかお聞きいたします。

○消防長（松尾智信） 垂水市消防本部においてこのような事態となったことに対しまして、

誠に申し訳なく思っております。この場をお借りしまして、深くお詫び申し上げます。このような事態を再び招かないためにも、全消防職員で、職場環境の改善に取り組み、再発防止の徹底に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

最後に、行政のトップであります市長から、この件について答弁を求めたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） このたびの性別による不利益な取扱い疑いに関わる第三者委員会の結果を重く、また真摯に受け止めているところでございます。今回の事案発生については、大変心苦しく不幸なことであり、大変申し訳なかったと思っております。退職をされた職員に対しましては、長らく御負担、御心労をおかけしましたことにつきましては、市のトップとして改めてお詫びを申し上げたいと思います。

今後は、先ほど消防長からもございましたとおり、再発防止策や職場環境の改善における具体的な取組を全職員で進め、公務に対する信頼を取り戻すべく努力をしてまいりたいと考えております。

また、第三者委員会の提言を基に、職場環境改善や教育制度の整備を推進し、全職員が安心して勤務できる職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

改めて、今回の件が市民の皆様の信頼を損ねる結果となったことに対し、お詫びを申し上げます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございました。

本来なら、元職員へ直接謝罪されるのが最良だと思いますが、打ち合わせ時に現在どこにおられるのか不明とのことでした。そして、そのような中、本日本会議の中で、市長、消防長、両トップが謝罪されたことは、十分評価に値すると思っています。今回の件は、大変不幸な事

案であったと考えております。市長も述べられたように、この事案を重く受け止め、ほか部署でも同様の事案が発生しないよう全職員が意識をさらに高めていただく必要があると感じます。特に、自らの言葉が相手を傷つけ、時に取り返しのつかない結果を招く可能性があることを認識することが重要です。職員一人一人が責任を持って取り組み、再発防止を徹底されることを切に願ひまして、この質問は終わります。

それでは次に、二川地区の安心・安全について、2回目の質問に移らせていただきます。

地域住民の皆様の懸念から、この問題が交通量の増加への対応だけでなく、津波の指定避難場所への迅速な避難経路を確保する必要性、非常に多角的な課題があることがよく理解できます。この意見については、健土株式会社の蒸留所工事のときから牛根地区でそのような声を伺う機会が多く、私自身も懸念しておりました。

そういった中で、二川地区道路概略設計業務委託が挙げられておりますが、これまで地区の皆様から上がっていた声に加え、報告会での皆様の声を受ける形で予算計上に至ったものと拝察いたします。

今後、この事業を進めていくに当たり、具体的にどのような設計で進められるのか、今後の方針等についてお聞かせください。

○企画政策課長（堀留 豊） 今後の計画につきましてお答えいたします。

令和6年8月に行われました旧牛根中学校の利活用及び牛根地区グラウンドゴルフ場整備に関する住民説明会では、地区住民の皆様から、国道から旧牛根中学校へ至る道路が狭く、工事車両等の増加による影響について懸念の声が上がっていたところでございますが、議員御指摘のとおり、それ以降も地域の皆様からも同様の声が上がったことは、地区公民館長を通じ、情報をいただいていたところでございます。

この件に関する対策につきましては、庁内関

係課により検討を行っていたところでございますが、今回の報告会の結果を踏まえ、改めて対応の必要があるとの認識をすることができましたことから、令和8年度の事業として、所管課であります土木課において、二川地区道路概略設計業務委託の予算計上を行ったところでございます。

この報告会を通じて、交通量増加への対応のみならず、津波指定緊急避難場所である旧牛根中学校への避難経路を確保するためには、一定の幅を有する道路整備が必要であり、そのことが地域住民の皆様への命と安全を守るという課題の解決につながり、また、この道路整備により生活道路が確保されるとともに、地域住民の皆様の利便性が向上するなど、道路整備に付帯して様々な効果を生み出すことが期待されるものと考えております。このように、地域の課題解決を図るのみならず、様々な効果が期待できる道路整備につきまして、二川地区道路概略設計業務委託では、具体的にどのような手法を講ずるのか調査してまいりたいと考えております。その際は、グラウンドゴルフ場整備と同様、地域住民の皆様との対話を重ね、地域課題の解決を図るとともに、事業効果についてもしっかりと検証を行いながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

今回の予算の契機となった報告会では、交通量の増加への対応だけでなく、津波指定避難場所である旧牛根中学校への迅速な避難経路の確保をはじめとする様々な地域課題があり、課題解決のための手段として業務委託費が計上されたことがよく理解できました。無事予算が承認されましたら、この事業が、交通量の増加への対応のみならず、津波避難場所への避難や生活利便性の向上、地域としての一体感の醸成等様々な効果を生み出す可能性があることを十分

に勘案の上、できるだけ早く結果が出るよう取り組んでいただきたいと思います。

また、その際は答弁でありましたように、地域の皆様方の声に耳を傾けながら御検討いただきますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、台湾行政視察について、2回目の質問に移ります。

先ほど課長の答弁にもありましたが、名間郷では郷長をはじめとする幹部職員の皆様方から大歓迎を受け、今後の交流に向けいいスタートが切れた視察であったと感じております。私は、国際交流とは今後発展されるイベント等を通して、互いの風習や文化などを知ることにより、互いのまちにとっていい影響を得られることができるものと考えております。短期的な効果を求めるのではなく、交流を長期に継続させることが重要であると私は考えます。

そこで、台湾交流事業をどのように推進されていくのか、方向性を市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 今後の方向性についてお答えをしたいと思います。

先ほど、水産商工観光課長から答弁もございましたけれども、視察先である名間郷では郷長——本市でいう市長のような存在でございますが——陳翰立氏をはじめ、多くの幹部職員に大変熱烈な歓迎を受けまして、視察の全行程に同行していただきました。

視察中、陳郷長より名間郷としては初めての友好交流であり、この出会いを大切にしたい旨の発言があり、また、4月以降に本市を視察し、あわせて友好交流協定を締結したい旨の発言をいただいたところでございます。

今回の視察において、名間郷のトップである郷長をはじめ幹部の皆様、そして市議会に当たる郷民代表会の皆様と直接お会いをして、本市の想いをお伝えし、本市への信頼を得ることができたと考えております。国際交流事業の第一

歩を踏み出すことができた実りある視察であったと感じているところでございます。

議員御指摘のとおり、国際交流とは、長期的に持続可能な事業を推進していくことが重要であると考えております。交流事業を通じ、お互いのまちが経済、教育、文化など様々な分野でよい効果が生まれるように、市民の皆様をはじめ関係先の御意見を伺いながら、友好交流事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

本市と名間郷との交流は、相互理解を深めるだけでなく人と人との温かい絆を育む大変有意義な取組だと認識しております。農業でいえば、肥料をまき、畝を立て、そこに種を植えたところであると考えます。これから築いていく信頼関係を大切にしながら、文化、教育、観光、そして輸出など様々な分野で、最高な実がなるような交流になることを切に願い、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は10時40分から再開いたします。

午前10時27分休憩

午前10時40分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、高橋理枝子議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔高橋理枝子議員登壇〕

○高橋理枝子議員 おはようございます。垂水市消防本部における性別による不当な取扱いに係る第三者委員会報告書から考える自治体としての在り方についての質問です。宮迫議員の質問に御答弁いただき、重複する内容もあるかと思いますが、再度しっかり御答弁いただきたいと思います。

令和5年10月18日に、垂水に初めて入職され

た女性消防職員が退職しました。令和6年2月19日に、元職員から垂水市へ手紙が届きました。ハラスメントや女性用施設未整備による職場環境の問題、また、消防本部による性別による差別等の問題や男性職員へのパワーハラスメントの訴えが書いてありました。

市による回答は、同年4月10日に出されました。同年5月8日、元職員から垂水市に手紙が送付され、さらに、12月18日、女性消防職員退職に関するハラスメントの申出が出され、令和7年3月6日、令和5年垂水市消防本部における性別による不当な取扱いの疑いに係る第三者委員会が設置されました。

その後、委員会は垂水市職員及び元職員へ調査を行いました。令和7年12月1日に報告書が出されました。そして、私たち議員へは、令和8年1月23日の臨時会で、全員協議会の中で報告書が配付され、担当弁護士3名もリモートで参加して説明が行われました。その内容は165ページにわたり、詳しく記されていきました。元職員はハラスメント17項目にわたって訴えをしましたが、事実認定されたのはセクシュアルハラスメント2項目でした。逆に、ハラスメントには該当しないと断定しているのは8項目でした。

その中でも、報告書には、「適切とは言えない」、「同発言は不適切であると言わざるを得ない」、「セクシュアルハラスメントには該当しないが不適切であると言える」、「性別による異なる扱い（直接差別）に極めて類似する」、「本件一連の取扱いは合理的な理由がないものであり、性別により不利益な取扱いに該当する疑いが強いと考える」などの表現が十数か所に述べられていました。

報告書の中でまず注目したのは、元職員が退職した直接の原因です。自己都合退職という形で退職せざるを得なかった元職員が退職した直接の原因について、報告書の内容をそのまま引

用することなく、異なる表現での本市の見解を伺いますが、まず、採用するときの説明不足、元職員やほかの現場消防職員の正当な意見を組んで、組織改善に生かすための組織体制の不備等指摘されていますが、設備を整備するときにも元職員へ意見を聞く機会を持つなど、業務として関与させなかったこと、ほかの消防職員が元女性職員の声を消防本部に届けても女性に確認することもなかった。相談窓口、特に女性による女性用の相談窓口があれば退職に至らずに済んだかもしれませんが、なぜ問題が起こり始めたとき、すぐにでも相談窓口設置をしなかったのか、事情を伺います。

次に、令和3年に策定された、第2次垂水市男女共同参画基本計画について伺います。

令和7年度、見直しの時期が来ています。重点目標2に挙げられています政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、5年間の施策と成果、目標達成度について伺います。

次に、令和6年12月議会でも質問させていただきましたが、ごみ出し支援の質問です。

高齢者や障害者など、ごみ出し困難者の戸別回収についてです。鹿児島県内で、ごみ出し戸別回収サービスを行っている市町村を教えてください。

最後に、新年度予算案に、新規で、歴史民俗資料館調査研究事業がありました。2016年に歴史文化資料館建設を求める請願書が採択されましたが、優先順位が低く実現せず、それから9年後、2025年9月議会に垂水博物館（仮称）設立についての陳情書が垂水史談会から出され、採択されました。そして、今回の予算案に調査研究費が盛り込まれました。

市管理施設や個人所有で、貴重な歴史資料を保存・保管するのは困難になりつつあるということ、資料は適切に展示・開設し、市民やその他に周知することは郷土教育や地域の魅力発信につながることで、垂水市は桜島・錦江湾ジオ

パークに含まれ、歴史的側面だけではなく、自然や文化の側面から見ても豊かな財産があるということなど、垂水市の取組を発展させることができる必要性を挙げられておられます。

垂水市内外の歴史、文化、自然を愛好される方々も大変注目されています。このまま設立まで前進を続けていただきたいと思うのですが、今回の予算案の歴史民俗資料館調査研究事業は、まずはどのような調査研究を想定されているのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○消防長（松尾智信） 元女性消防職員の退職した直接の原因についての質問にお答えいたします。

宮迫議員の質問でも答弁いたしました。今回の報告書では、十分な仕事ができなかったことやハラスメントによることが原因と主張されており、消防本部では、その主張について、4つの要因が影響したと考えております。

まずは、本部への人員配置や現場活動及び訓練の制限により元女性消防職員が十分に仕事ができなかったこと、2件のセクシュアルハラスメントが認定されたこと。また、環境整備の過程に関与させ、的確に説明していれば、異なった結果が出た可能性があり、説明が不十分であったこと。さらに性別による不利益な取扱いによりモチベーションをそがれ、職員のモチベーションを向上させる組織体制ではなかったことにより退職したとも指摘されております。このような要因が重なったことで、元女性消防職員が退職に至ったと考えております。

今後は、こうした事態が二度と発生しないよう再発防止の徹底に努め、全ての職員が安心して働ける職場づくりを進めてまいります。

以上でございます。

続きまして、相談窓口を設置しなかったのか事情を伺うの質問にお答えいたします。

相談窓口が設置されなかった直接的な要因は、

組織全体の認識不足があったと考えております。相談窓口は職員が安心して問題を報告し、適切な対応を求める上で非常に重要な機能ですが、女性専用の相談窓口が設置されていなかったことが今回の結果につながったものと考えております。

今後の課題としましては、職員の意見や声を反映できる仕組みを確立するとともに、組織全体として、健全な職場環境を形成することが重要であり、相談体制の構築をはじめ、職員研修等により、再発防止を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 政策・方針決定過程への女性の参画について、これまでの5年間の成果及び目標達成状況につきまして、お答えいたします。

まず、多様な視点を市政に反映させることは、複雑化する市民ニーズ、社会課題を解決し、市民サービスの向上につなげていく上で必要不可欠であり、政策提言や意思決定の場に、女性が参画することは極めて重要であると考えているところでございます。

現在、本市では、第2次垂水市男女共同参画基本計画において、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進を重点目標に掲げ、この重点目標に対する施策の方向として、政策・方針決定過程への女性の参画拡大と、農林水産業、商工業等の分野における女性の参画の拡大としているところでございます。このうち、政策・方針決定過程への女性の参画拡大につきましては、具体的施策として4つの施策を掲げております。

この4つの施策の5年間の成果、それから目標達成状況を申し上げますと、まず1つ目の、具体的施策である市における女性職員の登用の促進でございますが、管理職に占める女性職員の割合は、令和3年度が0%、令和7年度が13.6%、計画の目標は令和7年度で5%でした

ので目標を達成しております。

2つ目の具体的施策である市の審議会等への女性委員の登用促進でございますが、令和3年度が22.4%、令和7年度が29.5%、計画の目標値である30%は達成していませんが、ほぼ計画目標値に近づいてきている状況でございます。

次に、地区公民館・振興会等のコミュニティ活動における方針決定過程への女性参画でございますが、この具体的施策に対する計画目標値は掲げていないところでございますが、各地区の地域振興計画策定推進委員会等において、策定推進委員として男女幅広く参画してもらうように働きかけを行っているところでございます。

最後に、農業委員会等への女性委員の登用促進でございますが、こちらも計画目標値は掲げていないところでございますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員のうち、女性委員の数は、令和3年度が2名に対し、現在は3名となっております。

以上のことから、具体的施策分野での女性割合はおおむね増加しているところですが、今後も公募委員枠の確保などを通じ、女性の視点が市政の隅々にまで行き渡るよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 県内のごみ出し戸別回収の現状について、お答えいたします。

令和7年第3回定例会において、持留議員の質問にて答弁をいたしました。県内の高齢者向けごみ出し戸別回収の実施状況につきまして、県内の19市を確認をしましたところ、事業者や振興会等によって、本市を含めた13市が何らかのごみ出し支援サービスを実施済みであることを確認しており、うち4市がごみ出しの戸別回収サービスを実施済みでございます。

なお、ごみ出しの戸別回収サービスにおける分別につきましては、各市とも、各市の分別方

法に基づいた戸別回収サービスであることを確認をしております。

以上でございます。

○社会教育課長（大迫隆男） どのような調査研究を想定しているかにつきまして、お答えいたします。

本市におきましては、国指定史跡の垂水島津家墓所をはじめ、貴重な文化財が多数存在しております。そうした貴重な文化財につきまして、適切に保存し、公開する施設の必要性はかねてから検討していたところでございます。

また、令和7年市議会第3回定例会において、（仮称）たるみず博物館の設立についての陳情が採択されたところでございます。まずは、来年度は基礎調査として、多様な施設や検討組織の在り方について先進地視察を行う予定としております。視察先としては、まずは県内の指定管理者を導入している資料館、観光交流施設と複合されている資料館、既存施設を利用した資料館などから選定する予定でございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。御答弁いただきました。宮迫議員とも重複することもあるかと思いますが、また、御自分の声で答弁いただきたいと思います。

次に、本部職員のマネジメント能力の不足を指摘されています。消防本部の業務は適切に行っていたとなっていました。しかし、現代的なマネジメント能力を向上させる取組を十分に行っていなかったと指摘されています。つまり、勉強不足を指摘されたということだと思います。

現場職員、新入職員に、仕事に対するやりがい、働きがいを実感させること、また、成長を支援することが十分でなかったということだと思います。具体的に、幹部教養に必要な初級幹部科、中級幹部科、上級幹部科を修めた人数が確認され、上級幹部科を修めた人は0人となっていました。

そこで質問です。幹部教養を修めることは必要であり、重要だと思われたことがありますか。

○消防長（松尾智信） 幹部教養を修めることは必要であり、重要だと思われたことはあります。すかの質問にお答えいたします。

消防幹部教養研修は、消防組織の運営、災害対応能力の向上、幹部職員の資質向上において重要な研修であることは認識をしているところであります。本市消防本部においては、報告書に指摘されているとおり、これまで初級幹部科、中級幹部科を修了した職員が計4名、上級幹部科に至っては修了者が1名もいない状況です。この背景には、近年、採用職員の初任教育科入校や隊員に対する救急科、予防科、救助科など専門課程の育成、さらには救急救命士の育成を優先したことが影響していると考えております。

今後は、市民の生命と財産を守するという職責を果たすためにも、全職員で幹部教養の重要性を改めて認識するとともに、災害現場での指揮、多様化する災害への対応能力、安全管理、そしてマネジメント能力の向上を目指し、初級・中級幹部科の入校による人材育成を進めてまいります。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 来年度ですかね、上級幹部研修の実施の予定はありますか。

○消防長（松尾智信） 上級幹部科については、近年、入校希望者がいないことや、また、県消防学校も現場隊員の教育を優先していることから、令和8年度も上級幹部科の研修開催の予定がない状況でございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 それでは、上級ではなく、幹部研修の実施予定はありますか。

○消防長（松尾智信） 消防学校における幹部教育研修として、来年度予算で、当初予算に予算を計上したところでございます。これにつきましては、幹部候補の研修に行かせたいという

ことで予算計上いたしました。

研修については、消防職員のスキルアップやマネジメントを初歩から謙虚に学び直すことを目的にしたものでございます。参加者は1名の予定ですが、年次的に参加を募り、対象者は全て受講させてまいります。また、年度途中での参加者希望がある場合は、予算の先食いや補正で対応したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 幹部研修は1名予定しているということでした。現場活動に支障を来さないようにするために、教育は後回しになっていたということのようです。来年、上級幹部研修はないので参加できないということ、幹部研修は1名参加予定であるということです。しっかり研修を受けていただき、帰られてからも、ほかの職員と内容の共有をしていただき、参加報告書を作成して残していただきたいと思います。

そこで、原因の一つに人員不足が挙げられていました。これは複数の現場職員、本部職員からも切実な意見として挙げられていました。垂水市職員定数条例で規定されている消防職員の人数と現状をお答えください。

○消防長（松尾智信） 垂水市職員定数条例で規定されている消防職員の人数と現状についての質問にお答えいたします。

垂水市職員定数条例で規定されている消防職員の定数は44人で、現在は再任用職員を含め、45人体制で勤務を行っているところです。

垂水市消防本部における現場職員不足については、第三者委員会の報告書の中で、今回の事案における間接的原因として、現場隊員の人数不足が指摘されております。また、人員の不足により、現場隊員には余裕がなくなり、結果として、現場隊員と本部職員との間にあつれきが生じ、消防職員間のコミュニケーションが阻害される状況が発生しているとの具体的な指摘が

なされているところでございます。

人員不足につきましては、令和7年12月議会での宮迫議員の質問に対しましても答弁いたしましたように、垂水市消防本部における消防職員の増員は喫緊の検討課題であると認識しております。増員により現行の運営体制を安定化させ、市民の生命、財産を守る取組をさらに強化することが可能になると考えております。しかしながら、増員に伴う人件費やその他の財政負担の問題も含むため、慎重に議論を進める必要があります。こうした背景の下、現状の課題を整理しながら、消防職員の配置計画を検討いたします。また、地域の安心・安全を確保するための消防力整備の指針である垂水市消防基本計画の見直しも早急に進める必要があると認識しております。

見直しに当たっては、市内における救急、災害対応力の維持向上を最優先課題として取り組むとともに、世代ごとの職員バランスの調整や職場環境の充実、人材育成の強化も併せて検討してまいります。

さらに、現在休止している隣接自治体との広域的な連携についても再構築等も含めて見直しを行い、より効果的かつ効率的な運営体制を構築していくことが必要ではないかと考えているところです。

ただし、広域的連携については、近隣市町の事情もありますことから、慎重に進めていく必要がございます。今回の報告書を教訓とし、市民の生命と財産を守るため、消防本部として職場環境の整備に努め、全ての消防職員が働きやすい職場環境に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 44名定員に、今、45名体制であるということでした。十分ではないが、広域的な連携も視野に慎重に進めていく必要があるということでした。広域的連携についての議論は休止状態であるということでしたが、消防

署を抱える自治体として、金銭的・人的を含めて運営体制の再構築の議論が必要な時期でもあるということだと思います。垂水市消防基本計画も見直し作業を開始していただき、適正人数の確保に努めていただきたいと思います。人員拡大については、次の項目で質問させていただきます。

次に、再発防止についてです。

元女性消防職員も望まれていましたが、不幸にも問題が起こった後の対応こそ、新しい組織づくりへのよい機会と捉えていただきたいと思います。

そこで質問です。女性消防職員のための新しい相談環境創設の予定がありますか。

○消防長(松尾智信) 女性消防職員のための新しい相談環境創設の予定はの質問にお答えいたします。

先ほど宮迫議員の質問でも答弁いたしました、第三者委員会の調査報告を受けて、委員会からの意見並びに提言に基づき、今後の消防組織の在り方について3つの取組を推進してまいります。

1点目、行動規範の策定と共有。第三者委員会からの意見及び提言を受け、個々の職員が公共の利益を意識し、具体的な行動を促す垂水市消防職員行動規範(指針)を策定します。この指針を全職員と共有し、組織全体に根づかせることで不祥事を未然に防ぐ体制を構築することを目標とし、その中には、相談できる仕組みとして、相談窓口の設定や定期的なハラスメント研修の実施も盛り込んでまいります。

なお、行動規範につきましては、現在素案を作成しているところでございます。

2点目、コミュニケーションの促進。職員間の適切なコミュニケーションは、不祥事防止に寄与する要因であり、職場内での情報共有を円滑にし、縦横の連携を強めることが、職員の相互理解を深める上で欠かせません。また、早期

の兆候を把握するためには、職員が自らの業務において自由に意見を交わし、コミュニケーションを取る環境を整えることが重要と考えております。

3点目、市民との信頼関係構築。消防組織として、市民の負託に応えるためには、透明性のある運営と適切な情報発信が必要です。不祥事への対策だけではなく、組織の方針や取組に関する説明責任を果たすことが市民に信頼され、支持される組織運営の基盤と考えます。

具体的には、消防に関する様々な活動等の市民の方々への周知等、ホームページや市の広報誌等で定期的に紹介し、消防組織をより身近な存在として感じていただきたいと思います。

これらの取組を通じて、消防組織内での不祥事発生リスクを低減し、職員一人一人が公共の利益を意識した業務を遂行する組織体制の構築を目指してまいります。さらに、コミュニケーションを重視することで内部連携を強化し、市民目線での透明性のある運営に努めてまいります。

さらに、将来的に消防組織の運営の透明性を確実なものにするため、他の自治体での外部検討委員会の設置がなされていますので、調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 先ほども宮迫議員の御答弁で同じことが述べられていましたけれども、1点目が、垂水市消防職員行動規範指針を策定されるとのことでした。これは先進地区の例を参考に素案を作成されているとは思いますが、ぜひ、まだ入庁間もない職員や中堅の職員の皆さんからも意見をしっかりと吸い上げていただいて、垂水モデルとして、全国でも参考にさせていただけるような、しっかりしたものをつくっていただきたいというふうに思います。

2点目、コミュニケーションの促進ですが、

今回の事案は間違ったコミュニケーションを取ろうとして問題が発生しました。そうならないように専門家の研修をしっかり受けていただき、コミュニケーションを取る環境を整えてください。

3点目、市民との信頼関係構築ですが、透明性について答弁されました。ガラス張り状態であることが望ましいと思います。ホームページや広報誌を利用して、発信していただきたいと思います。

そこで質問です。また、ほかの自治体での外部検討委員会の設置の調査研究を行うとのことでしたが、それはどこの自治体で、どのようなものでしょうか。

○消防長（松尾智信） 私どもが調べましたところ、北九州市消防局が組織の透明性向上や業務改善、消防組織の士気向上などを目的として、外部の有識者や関係者による検討会や評価委員会を設置し、運用しているようでございます。

目的としましては、消防局が実施する事業について、外部の視点から評価を受け、運営の透明性と質を高めることであり、また、調査内容としては、行政評価対象事業として、消防局の各施策が評価対象としてリストアップされているようでございます。

第三者評価委員会などを通じて、外部の専門家や市民の意見が消防行政に反映される仕組みのようでもございます。先ほども申し上げましたけれども、このような先進地を参考に調査研究を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 北九州市消防局ということでした。今、伺った限りでは、相当しっかりした外部検討委員会が設置されているというふうに思いました。ぜひ行って、聞いたりとかして、本市に生かせるようなものをしっかり調査研究していただきたいというふうに思います。

次ですが、消防本部はもちろんです、全庁的に管理職のマネジメント能力を向上させる施策がありますか。

○消防長（松尾智信） 消防を含めた市職員の人員拡大についての質問にお答えいたします。

先ほども答弁をいたしました、垂水市消防本部における消防職員の増員は喫緊の検討課題であると認識しております。増員により、現行の運営体制を安定化させ、市民の生命と財産を守る取組をさらに強化することが可能になることは十分に認識しております。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、増員に伴う人件費やその他の財政負担の問題もありますので、現状の課題を整理しながら、消防職員の配置計画等の見直しや広域的連携についての協議も視野に入れながら、より効果的かつ効率的な運営体制を構築していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 議員御質問のありました、全庁的な管理職のマネジメント能力の向上ということでお答えいたします。

近年、複雑化・多様化する行政事務でございますけれども、管理職には、これまで以上に高いリーダーシップ能力が求められていると考えております。こうした背景を踏まえて、本市では、これまでも管理職向けの研修を実施し、組織のリーダーとして、業務の進め方やメンバーとの効果的なコミュニケーションの指導方法の習得に関する研修等を進めてまいりました。

また、第三者委員会の報告書によると、消防本部に限らず、市全体の課題として、管理職のマネジメント能力向上の重要性並びに職員間のコミュニケーション不足やコミュニケーションギャップという組織的な課題が存在することも改めて認識できたところでございます。

これを受け、本市では、管理職向けマネジメント研修を引き続き実施するとともに、新規採

用職員から管理職まで、各階層に応じたコミュニケーションスキル習得の研修機会を新たに設けていきたいと考えております。この取組により、職員間の相互理解、信頼関係を深め、組織内における情報共有の促進を通じて、職場環境やチームワークの改善が図られるものと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。

これまでも研修はされてきているということだと思いますけれども、それでは足りなかった部分というのがあったということだと思います。何が足りなかったかという検証も必要だと思います。受け身だけではなく、座学だけではなく、ロールプレイング的な研修とか、実際アクションしてみるような研修をちょっと選定していただくとか、いろいろまたこれまでと違った方向性も考えていただく必要があるんじゃないかなというふうには思います。しっかりやってください。お願いします。

次に、人員増についてなんですけれども、先ほど消防職員の人数は伺いました。今後、消防を含めて、市職員の人員拡大についての認識を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 消防を含めた市職員の人員拡大ということについて、お答えをいたします。

行政事務が複雑化・多様化する中、働き方改革に伴う職場環境の改善や業務量に応じた適正かつ効率的な職員数の確保や組織体制の整備などが求められているところでございます。これらの複合的な要素を踏まえまして、令和2年度から令和6年度までの間、業務量調査を実施をいたしまして、職員数と業務量の関係性を検証してまいりました。併せて、事業の見直しや廃止についても確認を行い、その結果、令和6年度から6人の職員増に至ったところでございます。また、業務の専門性や内容によっては、専

門職としての会計年度任用職員の任用や地域おこし協力隊の任用などにより、それぞれの業務に精通した人材の確保を行っているところでございます。

今後も引き続き、所属長を中心に事務の効率化を進めながら増やさなければならない要因、減らすべき要因、そして将来の垂水市を見据えて、適正な人員確保に努めてまいりたいと考えております。

非常に難しいのは、以前に比べて、地方分権の名の下に、地方に400の事業が振り分けられました。例えば、パスポートの問題とか、そういった中で、垂水市におきましては、合併ができない状況を踏まえて285を235にして、その状態で頑張ってきたわけでありましてけれども、一方で、その働き方改革ということで、相矛盾する複雑な連立方程式の中で、求められるハードルが高くなっています。基本的には、施政方針の中にも申し上げましたけれども、3つのまちづくりを、外へ出せるものは出しながら、またICTということを活用しながらやっていかなきゃいけない、今、ちょうど過渡期に来ていると思いますので、職員一人一人が一生懸命頑張ってください、ただ、その結果として今回の事案も発生しておりますので、そのことを踏まえて、しっかりと、なかなかそう簡単なものではありませんけれども、今後を見据えて、先ほど答弁しましたように、どういう在り方が一番いいのかということを検討しながら、問題解決に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○高橋理枝子議員 財政負担の問題もあります。目には見えないけれども、市民の生活そのものが行政の仕事です。市の職員の皆さんが陰となりひなたとなり、頑張ってくださいっているからこそ、市民の皆さんが安心して生活していけます。市民の方々も、事情を説明すれば、きっと御理解いただけると思います。ここでは、特に

消防職員の人員確保の問題でしたが、全庁的に見ましても、今回の議案で、会計年度任用職員を募集しても応募がないなどで減額補正の提案があります。もう一度、必要なところに人を配置して、特定の人に負担が集中しない組織体制に見直しをするべきだと思いますので、市長、しっかり見直していただき、必要なところに人員配置できるようによろしくお願いいたします。

この問題の最後に、セクシュアルハラスメント認定後、被害女性への本市の対応はどのようなものだったかを伺います。

○総務課長（園田 保） セクシュアルハラスメント2事案の事実認定後の元職員への対応について、お答えいたします。

まず、今年1月13日に、正式に第三者委員会から調査報告書の提出がありました。第三者委員会では、元職員に対する2つの事案をセクシュアルハラスメントとして評価されたところでございます。この調査結果を受け、同日、本市では、垂水市職員のハラスメント防止等に関する規程、これに基づき、ハラスメント処理委員会を開催し、第三者委員会の報告書を審議し、その結果、第三者委員会の報告書と同じく、2つの事案をセクシュアルハラスメントと認定し、再発防止を含めた提言を取りまとめたところでございます。

ハラスメント処理委員会の提言を基に、副市長から申出人である元職員に対し、提言の内容を記載した文書を、第三者委員会の報告書と合わせて1月15日付で郵送したところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 規程どおりに郵送しましたという話だったと思います。その中に何か謝罪的な言葉の手紙を入れるとか、そういうことはあったんですか。

○総務課長（園田 保） ハラスメント処理委員会に関しましては、ハラスメントを認定する

か否かの委員会でございますので、その中には、そのような文書は入れておりません。結果報告ということでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 当初ないと言っていたものがあつたわけです。先ほど消防長、市長から謝罪の言葉がありました。今後、直接、元消防職員に対して謝罪の言葉をかける機会を持たれようと思いますか。まず、消防長。

○消防長（松尾智信） 先ほどの宮迫議員の質問の中でも謝罪をさせていただきましたけれども、改めて謝罪をさせていただきたいと思えます。

垂水市消防本部において、このような事態になったことに対しまして、誠に申し訳なく思っております。この場を借りまして、深くお詫びを申し上げます。このような事態を再び招かないためにも、全消防職員で職場環境の改善に取り組み、再発防止の徹底に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

○高橋理枝子議員 恐らく元職員、この配信、見ておられると思います。どのようにお感じになるかは、私は本人ではないので分かりませんが、やはり直接言葉をかけるべきではないかなというふうに思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 職員を採用するに際しても、大変期待をして採用しておりましたので、今回の一連のことは大変残念に思っております。なかなか連絡がつかないという現状でありますけれども、機会を捉えて、そういうことができるようであれば、公的ではなくても、そういうことでお話をする機会がいただけるのであれば、そうしたいなと思っております。

○高橋理枝子議員 直接会ってお話をしたいということだったと思います。しっかり、それ、お約束していただきたいというふうに思います。

これで、この問題は終わります。

次に、男女共同参画についてです。

管理職の女性登用は令和7年度、5%目標に対して13.6%、市の審議会等への女性委員登用、令和7年度29.5%で、目標30%に対してほぼ目標達成、地区公民館振興会等のコミュニティ活動における方針決定過程への女性参画は数値なし、農業委員会の女性登用は現在3名ということでした。

女性活躍に関しましては、令和7年6月議会でも質問いたしました。質問の内容は、女性会議的なものを構築できないかという趣旨でした。意思決定の場を圧倒的多数の男性が占めると、偏りが生じるのは言うまでもありません。意思決定の場は発言を伴いますので、それなりの訓練が必要だと思います。時代が進めば、自然と女性のリーダーが増えるというのではなく、そこに双方の努力が存在して初めてリーダーが出現してきます。双方とは、女性活躍を後押しする側と押される側ということです。もちろん、その中には政治分野も含まれ、議会への女性参画も含まれます。組織の中に女性が含まれると、何かしら変化が起きることは間違いありません。議会の半数を女性が占める議会では、一般質問の内容も出産・育児、教育、介護、福祉、そして女性の健康など、男性がストレートには扱いにくい内容が増えたとあります。議論の中に多様性が生まれます。

そこで、政策提言や決定に女性が関わる機会創出のための具体的取組について伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 政策提言や決定に女性が関わる機会創出のための具体的取組につきまして、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、政策提言や決定の場に女性が関わることは、多様な市民ニーズを反映させるだけでなく、将来の女性リーダーを育成する貴重な機会になると考えておりますことから、政策提言や決定の場に女性が関わる機会を創出することは、大変重要であると思っております。

ます。

そのためには、市が設置する各種委員会や審議会といった政策提言、決定の場に女性が関わっていただくことは極めて重要であり、企画政策課としましても、各課で審議会等の委員を選任する際は、検討段階において企画政策課への情報共有や協議を行うなどして、女性委員の登用率向上について、全庁的な意識向上を図っているところでございます。

このことにより、先ほどの答弁と重複しますが、市の審議会等への女性委員の登用促進は、令和3年度が22.4%、令和7年度が29.5%となっており、女性の登用割合は増えてきている状況でございます。

直近の事例で申し上げますと、本年度策定を進めております垂水市観光振興計画を策定するための垂水市観光開発審議会は、委員8名中7名が女性委員であり、それぞれの立場や経験を基に、垂水市の観光振興について審議いただいているところでございます。

企画政策課としましては、引き続き、女性委員の登用率向上について全庁的な意識向上を図り、市の政策提言、決定の場に女性が関わる機会をさらに創出することができるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。

政治分野の男女共同参画推進法が2018年にできました。国・地方公共団体の施策の強化などが盛り込まれています。第10条では、人材の育成等がうたわれており、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等、市長や議員のことなんですけれども、としての活動に対する関心を深め、これに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進、その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとするがあります。

これらを実践した自治体の事例を挙げますと、

兵庫県宍粟市では女性リーダー育成を強化した結果、16名定員中1名だった女性議員が昨年の改選では7名になりました。私たち女性議員も成り手創出には努力はいたしますが、ぜひ、行政の方もお力添えをいただき、政策提言、決定の場に関わる女性が増えますよう、あらゆる努力をお願いしたいものですが、第2次垂水市男女共同参画基本計画見直しに際しての見解を伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 女性の能力発揮への支援の実態という視点でお答えさせていただきます。

第2次垂水市男女共同参画基本計画において、全ての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進を重点目標に掲げ、施策の方向としては、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進、そして、今、議員がおっしゃられた、女性の能力発揮への支援、こういったものを掲げているところでございます。

市としましても、自分のやりたいことに挑戦し、能力を発揮する女性が増えていくことは、地域全体の活力向上にもつながっていくものと考えております。

女性が能力を発揮し、活躍する地域社会の醸成は社会における女性リーダーを生み出す風土になると考えておりますので、今後も引き続き、この男女共同参画基本計画に基づいて、女性が社会で活躍する地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

議員という役職だけでなく、まだ経営者とか技術者とか女性が活躍する場というのが多くございます。その中から、その分野でのリーダーとなり、そしてまた、この行政というか、政治の場で活躍してくれる方がどんどん増えていくように、我々もしっかり支えていきたいと思えます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 しっかり、お力添えをよろしくお願いいたします。

次に行きます。

ごみ出し困難者への支援についての県内の状況を伺いました。4市が戸別回収している。4市がどこか教えてください。

○生活環境課長（有馬孝一） 4市につきましては、鹿児島市、阿久根市、霧島市、志布志市、4市です。

○高橋理枝子議員 ありがとうございました。

高齢者世帯に対するごみ出し支援の特別交付税措置、かかった費用の50%を国が自治体に補填するという制度への認識を伺います。

○生活環境課長（有馬孝一） 高齢者等世帯に対するごみ出し支援の特別交付税について、お答えいたします。

先ほどと同様、令和7年第3回定例会において答弁をいたしました。近年の高齢化の進展等を背景に、ごみ出し困難な状況にある世帯が必要な支援を受けられないケースが増加していることを受けて、国として各地方公共団体によるごみ出し支援の取組を後押しするため、令和元年度特別交付税3月分の算定より、高齢者等世帯に対するごみ出し支援が創設されております。

対象経費といたしましては、単身の要介護者や障害者などのごみ出しが困難な状況にある世帯の支援として、市が実施する戸別回収に伴う増加経費等について、特別交付税措置、措置率2分の1が講じられるようになったところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 令和元年に設立されて、その当初370団体、約2割ぐらいの市町村が導入したんですけど、令和5年、私、ちょっと令和5年しか分からないんですけど、470団体、24.7%になって、年々この戸別回収をしっかりやってくださっているという自治体が増えてま

す。

ごみ出し問題は、高齢者とか障害者にとっても住みやすいか住みにくいかを判断する、かなり重要なポイントだと私は思います。ぜひ、早い段階で特別交付税措置を活用してごみ出し困難者戸別回収、導入するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境課長（有馬孝一） 早い段階での本市ごみ出し困難者支援策導入への考えについて、お答えをいたします。

生活環境課では、相談があった際は、現在は有料にはなりますが、市内の一般廃棄物処理業者による、ごみ収集による方法を紹介させていただいております。事業者に聞きましたところ、有料でのごみ回収は週一、二回を基本とし、全体件数として30件程度あり、そのうち高齢者や障害者などのごみ出し困難な方々については、15名程度とのことでございました。

また、福祉課において、高齢者等を地域で支え合うための取組といたしまして、生活支援体制整備事業を推進しており、地区ごとに委嘱しております生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題等を話し合い、お互いに支援する体制づくりを進めているところでございます。

福祉課とは、これらの状況のほか、高齢者等のごみ出し支援制度に係る県内他自治体の取組状況等についても、情報共有を図り、支援制度に係る意見交換を行っているところでございます。

本市としましては、現在、福祉課が互助による地域づくりを取り組んでおりますことから、現時点では、福祉課所管の生活支援体制整備事業での対応を推進していくこととしております。しかしながら、議員が申されますとおり、互助による支援を超える場合、公助による補完的な方策として、ごみ出し困難者の方に配慮した回収システムなどがありますが、事業実施におきましては、利用者の要件、対象とするごみの種

類、回収頻度の検討、また、現在実施していただいております民間事業者との調整と様々な課題がありますことから、今後も、他自治体の高齢者等のごみ出し支援の状況等を参考に、関係課と連携し、調査研究、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 しっかり調査研究していただいて、導入に向けて前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしく願います。

最後、もう、お時間がなくなってきましたけれども、歴史民俗資料館についてなんですけれども、この問題については、またほかの議員からの質問もあると思いますので、方向性について、一言でお願いできますか。

○社会教育課長（大迫隆男） 方向性について、お答えいたします。

来年度実施予定の先進地視察の中で、設置のための組織、新築または既存施設の活用、運営方法、職員の配置状況、年間経費など調査し、方向性につきまして総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ぜひ、この歴史民俗資料館創設が実現するように、力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、7番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 お疲れさまです。本日3項目の質問について、数回にわたり質問したいと思いますので、執行部の皆様方、しっかりとした御答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目は、2月に実施した台湾視察の内容と成果について質問いたします。

本定例会初日の市長の諸般の報告において一部お話がありましたが、今月の５日から７日、２泊３日で市長、水産商工観光課長、職員の３名で、台湾のある地区を訪問されたと報告がありました。この視察の経費としては、昨年９月定例会において補正予算の中で141万円の予算が議決されております。そのときに議会としてもしっかりと審議をして議決された案件ですので、市民もその後の予算の執行状況と成果等について注目をされていると思います。先ほど宮迫議員の質問の中で重なる部分もあろうかと思いますが、改めてお聞きをいたします。

まず、その訪問の正式な目的について、宮迫議員の答弁の中では、今回の目的は観光、教育等について、訪問先、相手方の意思を確認するために実施したなどと答弁がありましたが、改めて、今回の訪問は観光交流を目的にしたものなのか、経済交流なのか、あるいは教育・文化交流を視野に入れたものなのか、相手方の反応を踏まえて本市の考え方、具体的な政策目的を明確にお答えください。

次に、訪問の具体的な内容についてお尋ねをいたしますが、訪問先の自治体名、規模、協議の相手方については、先ほどの宮迫議員の答弁の中で理解をしましたので省略いたします。

市長は、本議会初日の諸般報告では、訪問先において多くの方に歓迎され、観光地の視察、そして令和８年中の協定などと報告がありましたが、今回の視察について単なる表敬訪問ではなく具体的な合意事項があったものと思います。具体的な協議の内容、そして覚書や合意文書の締結の有無についてお尋ねをいたします。

次に、２点目は、ハラスメント防止条例の必要性についてを質問いたします。

宮迫議員、そして高橋議員、先ほど来、消防本部女性職員の関係を質問して問題提起をしていますが、私のこのテーマについても多少なりとも関連する部分があろうかと思います。今の

この機会だからこそ必要ではないかと思いますので、そのことも踏まえてしっかりと御答弁をよろしくお願いいたします。

本定例会初日の議会運営委員会の諸般報告においても報告しましたが、議会運営委員会メンバーでパワーハラスメント防止条例を制定している自治体へ行政視察に行っていました。現地では条例制定の経緯、具体的な条文構成、相談体制の整備、第三者機関の在り方、さらに運用上の課題まで丁寧に御教示をいただきました。

視察を通じて強く感じたのは、パワハラ対策は単なる理念条例ではなく、実効性を担保する仕組みづくりが極めて重要であるという点であります。特に相談窓口の孤立性、調査の公平性、再発防止策の明確化は、条例の信頼性を左右する要素でありました。

本市においては、今年１月、先ほど来、質問が出ておりますけど、消防本部における不当な取扱いに係る第三者委員会の報告が我々議員にもありましたが、ハラスメントに関する事例が問題視されており、議員の療養休暇や職場環境への影響も看過できない状況にあります。

私は、職員からの相談を受けてパワハラに関する一般質問を幾度か行ったことがありますが、本市において、パワハラを含むハラスメント防止対策は喫緊の課題だと思っていますし、組織の健全化を守るとは市民サービスの質を守ることにも直結すると思っています。

そこで、まず質問しますが、本市の職場環境について、パワハラを含むハラスメントに関するリスクや課題が存在するのか否か、認識しているのか否か、執行部の明確な考え方をお尋ねいたします。このことは、市長もしくは副市長にお聞きをいたします。

最後は、観光PR事業についてお尋ねをいたします。

本市では、JALとの連携による機関誌への

広告掲載、さらに販売ブースの活用などを通じて特産品の販路拡大に取り組んでおります。本市の魅力を広く発信する取組として、その方向性自体は理解するところであります。しかしながら、本事業は数年にわたり予算化され、令和8年度予算の中で継続実施されることから、ここで一度、成果と効果を丁寧に検証する必要があるのではないかと考えて質問をするものであります。

まず、お尋ねをいたします。本事業の当初の目的は何であったのか、売上げの拡大を目標としたものか、認知度向上を目的としたものか、あるいは観光誘致や事業者育成までを視野に入れたものなのか、具体的な成果指標を含めてお示してください。

次に、これまでの予算総額は幾らであり、その内訳、特に広告掲載費及び販売ブース関連経費はどの程度であったのかお示してください。併せて、年度ごとの売上実績額、参加事業者数、新たに成立した取引件数など、具体的な成果数値があればお答えください。

さらには、重要な点として、投入予算に対する売上額、いわゆる費用対効果についてどのように分析されているのかお尋ねいたします。

行政事業であります以上、単なる実施実績ではなく、成果の検証が求められると考えます。仮に、売上げ以外の波及効果、例えば、認知度向上やブランド力強化を挙げられるのであれば、それを裏づける具体的な調査やデータがあるのかもお示しいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 今回の訪問の目的と訪問先と具体的な協議の内容についてお答えいたしますが、先ほど質問にもあったとおり、宮迫議員の答弁にも一部重なるところがございますので、改めまして答弁をいたしたいと思えます。

訪問先と目的については、割愛させていただきます。

きたいと思えます。

協議の具体的な内容についてでございますが、本市が考える友好交流として、幅広い分野において相互理解を図り、市民一人一人がつながりを感じられ、次世代へ引き継げる持続可能な交流を目指したい旨を伝えるとともに、友好交流の基礎となる友好交流協定の締結までの主な事務プロセスといたしまして、事務連絡体制の確立、名間郷による市への行政視察、視察を終えての交流意思の再確認、友好交流の方針や交流分野の検討・協議、友好交流協定の締結、の大きく5つについて提案を行ったところでございます。これに対しまして、陳郷長より名間郷としては初めての友好交流であり、この出会いを大切にしたい旨の発言がございました。本市の提案を受け入れていただいたところでございます。

また、4月以降に本市を視察して、併せて友好交流協定の締結をしたい旨の発言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○副市長（坂元裕人） 現状の認識において、ハラスメントのリスクや課題が存在すると認識しているかにつきまして、お答えいたします。

まず、消防組織内で発生した今回の事案、とりわけ第三者委員会の報告書の結果を重く、また真摯に受け止めているところでございます。

報告書には、ハラスメントの評価はもとより、ソフト面の改善点についても評価されており、職場環境を改善する上で貴重な意見となるものでございます。市職員は全体の奉仕者として、市民の皆様に対し、平等・公平に行政サービスを提供することが義務でございますことから、サービスの質を維持・向上させるためには、まず、市全体の職場環境を整えることが組織運営の基盤であり、特に意識改革を含めた人材育成は必要不可欠でございます。

本市といたしましては、これまでもハラスメ

ント防止に向けた取組を進めてまいりましたが、その内容や実効性につきまして、改めて精査し、改善が必要な点につきましては、適時適切に対応していく所存でございます。

今後も、全庁的なハラスメント行為を未然に防ぎ、また、その発生時にはスピード感を持って対応できる体制を整備するとともに、職員への啓発や研修をさらに強化するなど、より一層の人材育成に努め、職員一人一人が報告書の内容を自分事として捉え、自らの行動に責任を持ち、互いに尊重し合う職場の実現、風通しのよい職場環境を目指して取り組んでまいります。

冒頭お伺いされました件ですけれども、組織を構成しているのが人である以上、やはりリスク・課題は存在すると思っております。ですので、職場改善のための様々な取組であったり、あるいは人材育成、そういうものが必要であるということでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） JALとの連携事業の目的と、これまでの事業総額及び費用対効果をどのように分析しているのかについて、お答えをいたします。

本市と日本航空株式会社、いわゆるJALとは令和3年7月に連携協定を締結し、その協定の中で垂水市とJALが相互連携を強化しながら、それぞれが持つ物的・人的・知的資源を有効に活用し、地域全体の活性化を図ることを目的とするとしております。

また、本事業の費用対効果につきましては、ふるさと納税を含めた実利的な経済効果と中長期的なブランド力向上の双方の観点から、高い効果があったと考えております。

まず、JALに関する垂水市へのふるさと納税につきましては、令和4年10月開設時から本年1月末まで、総額約1億770万円となっております。

次に、相乗効果による即効的な経済効果につ

いてです。

本年1月にJAL機内誌「SKYWARD」で、垂水市特集記事を掲載いたしました。垂水市の情報に接したお客様が、実際に羽田空港内での「鹿児島県垂水市フェア in 羽田空港」へ足を運ばれるという、メディアでの認知から空港での購買行動へと直接つなげ、通常の広告展開では得られない効率的な販売と認知度向上を同時に達成し、高い相乗効果を創出したと考えております。

次に、中長期的なブランド力向上についてです。

日本初となる自治体として連携したJAL国際線ファーストクラスラウンジでの垂水市漁協「海の桜勘」寿司の提供を行い、国際線ファーストクラスを利用する世界各国の富裕層に対して、本市食材の品質の高さのPRを行いました。

ファーストクラス利用客という購買意欲の高いターゲットに特化したアプローチは、一般的な広告媒体では到達できない層へのPRを可能にしたと考えております。加えて、JAL国内線ファーストクラス機内食での、令和6年度は株式会社大隅ミート産業の桜島美湯豚を、令和7年度はグローバル・オーシャン・ワークス株式会社のブリが採用されました。

JALという一流ブランドとの共同実績は、本市食材の品質を保証する証明となります。この実績が流通業者や飲食店との新たな商談において信頼のあかしとなり、中長期的なブランド力を向上させ、販路拡大に大きく寄与していると考えております。

なお、これらの効果に対する費用につきましては、令和4年度から本年度までの累計総額1,450万円となっております。

このように、JALとの特産品販路拡大支援事業につきましては、費用額1,450万円に対し、ふるさと納税額が約1億770万円、さらに金額に算出されないPR効果、垂水市のブランド力

向上なども踏まえると、費用対効果に優れた事業であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は1時15分から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時15分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀内貴志議員 昼、休憩時間に入りまして、途中質問が途切れましたので、改めて同じことを質問することもあるかもしれませんので、その点は御理解をしていただきたいと思います。

まず、2月に実施した台湾視察の内容と成果について2回目の質問をしますが、先ほどの答弁の中で、4月以降に相手先が、垂水市を訪問してなどと答弁がありましたが、今回の訪問において何が決まったのか、何を約束したのか、その点についてもう一度確認したいと思います。

せっかくですから、もうあと2つ質問します。

今回の視察に要した経費について、幾らだったのか、その費用に見合う成果指標をどのように設定していたのか。

あともう一点は、これから友好関係を構築していくとのことで説明がありましたけれども、本市として具体的に期待している成果をどのように考えているのか、この3点について、取りあえずお聞きします。

○企画政策課長（堀留 豊） 初めに、視察に要した総経費、それと期待される効果について、お答えいたしたいと思います。

初めに、視察に要した総経費でございますが、9月補正での予算額141万円に対して91万5,560円を執行したところでございます。

この内訳でございますが、行政事務委託費76万7,900円、普通旅費3万8,100円、賞品等10万9,560円でございます。行政事務委託費は3名

分の航空機や新幹線、移動車、宿泊費のほか、現地ガイドや通訳者、通信手段の手配等の費用でございます。普通旅費は旅費規程に基づく日当でございます。賞品等は名間郷への記念品として、焼酎と薩摩ボタンの購入費用でございます。

続きまして、御質問の期待される効果でございますが、今回の視察につきましては、大きく4つの成果目標を設けたところでございます。

1つ目は、垂水市の認知度向上でございます。初めての訪問でございますので、垂水市を知っていただき、さらには、垂水市は信頼できるパートナーだと思っていただけるよう、本市の紹介資料を作成し、認知度向上に努めてまいりました。

2つ目は、主要産業や観光地、人柄、気候、風土等の現地確認でございます。今回の訪問を通じて、名間郷の人々の優しい人柄と食文化に触れ、現地の風土についても確認することができたところでございます。

3つ目は、友好交流の方向性・継続性の意思確認でございます。本市の意向を示した上で、来年度、名間郷からも本市へお越しいただきたいとお伝えしたところ、名間郷からは4月以降垂水市を視察し、その際に協定を締結したいと返事をいただき、友好交流の方向性を確認できたところでございます。

4つ目は、具体的な交流内容を検討するため、お互いの強みや行いたい交流等に関するヒアリングを行うことでございます。具体的な話としては、名間郷特産のお茶と本市特産の温泉水の連携や子供たちのオンライン交流について、意見を交わすことができたところでございます。

今後も引き続き、事務レベルでの協議を重ね、友好交流協定に向けての準備や、さらなる交流事業を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 私、質問3項目に分けてした

けど、ほぼまとまってたかな、今の質問で用を足しとったような気がします。

それでは、次の質問にします。

本市にとって初めての国際交流であります。市長自らトップセールスとして行かれております。そして、トップ同士の会談も行われたと、それが真にある国際交流となるのか、それとも単なるトップ外交の実績づくりに終わるのか、今回、市長自ら行かれているので、それなりの締結がつくられるかなと思って期待しておったんですけども、4月以降に訪問されてから検討するということですから、それならば、あえて市長が行く必要があったのかなというような気がいたします。いずれにしましても、4月以降に台湾のある地区との交流が、これから進めるわけですから、本市にとっても友好ある交流ができればなというふうに思っています。

それで、市長に質問いたしますが、今後の具体的なスケジュールについて伺いいたします。

今回の訪問を受けて、次の段階として、どのような交流計画をされているのか、時期や内容を含めて御説明をしていただきたいと思います。

最後に、単発で終わらせないための体制づくりについても、お尋ねをします。

もう一つは、継続的な交流を進めるために担当部署の位置づけ、担当部署はどこが責任を持つのか、年間計画の策定の有無、また、市民への情報公開や報告の在り方について、今回の訪問を受けて本市の将来について、どのような具体的な成果をもたらすのか、市民に分かりやすい説明を市長から答弁を求めたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 幾つか質問がありましたので、適宜、お答えさせていただきたいと思います。

冒頭おっしゃった、私が行く必要性ということに関しましては、仮に、私でないほかの方が行ったとしても経費は変わらないということでございまして、私が行かせていただいて、先ほ

どもありましたが、向こうのトップである郷長、議会の議長さん、職員のスタッフの皆さん、終日対応していただいて、いろんな意味で話は進んだんだと思います。しかしながら、初めての訪問でありましたので、例えば、結婚とか、そういったものに例えるとするならば、いきなり行って結婚しようという話にはならないわけですから、お付き合いを始めて相互に深まり合っていく中で、いろんな成果を残していくということになるかと思いますので、まずは行かせていただいて、非常に歓待を受けたのはありがたかったなと思いますし、名間郷にとっても初めての国際交流であり、我々にとっても初めての交流と、いろんな国あるいはいろんな場所を選定するに際しまして、これまで3年前から実はというお話もさせていただきましたけれども、人口減少社会の中で、やっぱり国内のだけではなくて、世界との連携というのは重要なことだと思っていますし、正規なルートの中で御紹介をいただいて、今回、台湾の名間郷と交流がいい形でスタートできたということではよかったと思いますし、向こうも、いらっしゃるときに、4月以降ということで、恐らく4月から夏ぐらいの間ではないかなと思いますけれども、お越しいただいて、垂水のよさを感じていただきながら、次なる展開を具体的に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、現地の特産であります、お茶ですね、お茶は非常に、台湾の半分ぐらいの生産量ということで、少しお土産を頂きましたので議会のほうにもお渡しさせていただきましたけど、非常に質の高いお茶を生産をしています。

例えばですけど、台湾あたりも水道水は飲めないんですね、ペットボトルを買って飲まれるということがありましたけれども、本市においては、飲む温泉水だけでも9社あります。本市の温泉水の特徴というのは、ペーハーとかクラ

スターもあるんですけども、酸化還元電位が低いというような特徴がありますので、それでお茶をいれていくと、いろんな意味でプラスアルファの効果が期待できることもあるなと感じながら、またいろんな意味で、教育的な知見におきましても、台湾、ＩＣＴも進んでおりますので、子供たちの交流とか幅広くこれから広がっていくんだというふうに思っておりますので、まずは、第一のアクションとしては非常によかったと思いますし、先方も、議長さんも同席をしていただいて、今後、展開をしていきましょうという話でありましたから、まずは次回お越しいただく機会に我々も、行政だけではなくて議会の先生方にも御参加いただきながら、お互いにとっていい交流ができるような話を一つ一つ積み上げていければいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 もう質問はしませんけれども、今、答弁を聞いていまして、友好関係の構築だとか、あと交流の可能性を探るだとか、全てが抽象的に思います。だから、４月以降に今度訪問されるから、本市としては、もっと具体的な政策について吟味して、その具体的な政策に基づいて相手方と交渉できる体制づくりが必要ではないかなというふうに思いますので、今後の垂水の発展のためにも、国際交流、初めての試みですから、成功させるようにぜひとも尽力していただきたいというふうにお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

次は、ハラスメントの防止条例についてであります。冒頭、本会議でも、私、議会運営委員長として報告を申し上げました。先進自治体、愛知県の津島市ですけれども、視察に行ってきたと。で、いろいろ見まして、やはり先進的でした。私が、今、垂水で問題に思っていることは、相談窓口がどうも機能していないような感じがしておりまして、津島の条例制定の内容を

見ますと、執行部と議会が共同で作成したんですけど、特に執行部の相談窓口が、内部の相談窓口と外部の相談窓口がある、併せて、外部の相談窓口は愛知県弁護士会にお願いをして、委託をして、委託契約して相談窓口を設置しているということで、相談のしやすい体制づくりができとるんじゃないかなというふうで感銘を受けたところであります。

そこで、その津島市においては、単なる要綱ではなくて条例として明文化して、組織の責任を明確にしております。本市においても規程があると、規程ということで定めてあるというふうに通告のときにお聞きしましたけども、本市においても、条例として制定する必要があるのではないかなというふうに思いますけど、その条例制定の必要性について、執行部はどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（園田 保） 今回の御質問に関しまして、まず初めに、本市におけるハラスメント防止等についての現在の状況を御説明いたします。

本市では、垂水市職員のハラスメントの防止等に関する規程、これを設けまして、職場環境の改善と職員の権利保護に向けた取組を進めてまいりました。しかしながら、今回の消防の事案発生を受けて、特に相談しやすい窓口の設置など、これまでの取組では十分とは言えない面があることも、第三者委員会の報告書で見えてきたところでございます。

議員から御提案のありました、市職員にとどまらず、特別職や議員を含めた形でのハラスメント防止を考えることは大変重要なことだと考えております。

一般財団法人地方自治研究機構によりますと、ハラスメントの防止に関する条例、これは全国で157自治体ございました。そのうち、議員の皆様の特化した条例が123自治体あるようでございます。

県内におきましては、曾於市が令和4年9月に特別職をはじめ、議員、職員を含めたハラスメント防止条例を制定しているほか、令和7年3月に日置市で議員に特化した条例が施行されているようでございます。

最近の傾向としましては、令和5年以降、ハラスメントに関する条例の制定が増加する傾向にあります。一方で、議員に特化したハラスメント条例と分けて制定する傾向が増加していることから、ちょっとこの原因については現在まだ特定しておりませんが、今後、どのような課題があるのか、また、どのような形で制定がより好ましいのか、調査研究してまいりたいと考えております。

ハラスメント防止に関しては、組織として非常に大切な課題でございますことから、条例についての調査研究とあわせて、市職員に関する規程の内容の実効性を改めて精査し、その課題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今、本市において規程があるということで、私なりに規程、なぜ条例が必要かということでもちょっと調べてきました。規程だと、市長が替われば内容の変更は可能なんです。そして、市民への説明責任が弱い、議会が関与できないというところがあります。一方、条例化すると、議会が関与して民主的正当性が高まるという傾向、あと市民への説明責任が明確になる。そして、条例、今後、議会としてもつくらなければいけないんですけど、市長も議員も対象にできるということです。相談体制が第三者機関の設置を義務化するというので、再発防止にやっぱり優れているのが条例ではないかなということです。だから、条例が必要ではないかなというふうに思っております。

本日の一般質問で、宮迫議員も高橋議員も消防本部の女性職員の関係を強く質問されました。

今、垂水市、イメージ悪いんですよ。多分、今日、記者も来てましたから記事にもなると思うし、ニュースでも配信されると思います。だから、条例を制定するためにパワハラ条例をつくる最大の機会が今なのかなというふうに思います。

この条例を制定することによって、垂水市は変わったんだというイメージアップにもつながると思います。そういう意味でも、今、必要ではないかなというふうに思いますが、最後、市長にお聞きします。

パワハラを含むハラスメントの問題、個人の問題ではなくて組織、当事の問題でもあります。市長は、組織の最高責任者として、条例制定を自ら指導する意思はあるのか否か、明確な御回答を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 質問にお答えする前に、今、堀内議員のほうから垂水市イメージ悪いという個人的な見解がございましたけれども、一方で、水産業が農林水産大臣賞を取ったり、ICTで子供たちが日本一を取ったりという点は非常に頑張っているところでございますので、そのことは御理解をいただきたいと思います。

その上で、今、条例制定の必要性ということでお答えをいたしたいと思います。

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、市職員にとどまらず、特別職や議員を含めた形でのハラスメント防止を考えることは大変重要なことだというふうに考えております。ハラスメントは誰しもが行為者になり、誰しもが相談者となり得るものであり、何気ない会話であつても、その言動には思いやりの心が必要というふうに考えております。

ハラスメントに関連する条例の制定につきましては、総務課長が答弁をしたとおりでございますけれども、他自治体の制定状況を考慮するとともに、様々な事情が推察されますので、複数の先進自治体を調査した上で、どのような形

態で進めるのがいいのか、研究をするように指示したいというふうに考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 まず言っておきます。確かに、市長のおっしゃるとおり、自慢できるニュースもありますが、ただ、その自慢できるニュースも、このことでちょっとイメージダウンするんじゃないかなという意味でお話をさせていただきました。

そして、パワハラ条例に対して調査研究を進めるというところで、その調査研究、いつまで調査研究するのか。具体性がないですね。私にしてみれば、その言葉としては逃げとしか考えられない。もう、今の時期だからこそ、今回、この消防本部の女性職員の問題が出た今だからこそ、条例を制定するんだという強い意気込みで取り組んでいただきたいというふうに思います。

質問はもう終わりますが、津島市に対して、視察を通じて考えたことは、やはり津島市の場合は執行部と議会が連携でこの条例制定をしている。条例制定の記者発表のときには、市長と議長が共同で記者会見をしているということがありました。

今後の、このパワハラ条例を進める上で、市長が主導していくのか、それとも執行部と議会の連携で進めるのか、その姿勢こそが問われると思います。我々は議会運営委員会のメンバーとしてしっかり視察してきましたので、場合によっては、議員提案ということも視野に入れながら、実効性のある制度構築を進めていくことを強く求めますし、できれば執行部と連携で、このパワハラ条例を制定したいという思いがありますので、その点は協力体制でいきたいなというふうに思います。その点について、市長。

○市長（尾脇雅弥） 決して後ろ向きではなくて、大事なことだというふうに考えておりますので、ただ、細部にわたって、私、把握してい

るわけではありませので、発言はもうそのままになってしまいますから、しっかりと前向きに、その辺のところを精査して、今、議員御提案にあったような方向に従って、形にできればというふうに考えているところでございます。

○堀内貴志議員 市長、繰り返しになりますけど、今、最大のチャンスですから、イメージアップの最大のチャンスですから、そのことも踏まえて前向きに検討をお願いします。

次の3つ目の最後の質問、JALとのまず連携について御答弁がありました。

令和4年の10月から令和8年、今年の1月まで、ふるさと納税で、総額1億770万ということで答弁がありましたけれども、この金額の算出というのは、要は、JALのサイトを通じてのふるさと納税だったのか、その点をお聞きしたいということと、あと羽田空港内で、鹿児島県の垂水市フェアin羽田空港に足を運ぶ、空港内での雑誌を見た人ですよね、機内誌を見た人がそちらへ足を運ぶと、直接つないでくと、つなぐという行動が見られると言われたけど、これの根拠というのはアンケートを取ったのか、それともずっと見とって、そっちに足を運ぶのを見たのか、その点がちょっと気になったところでした。それをちょっとお聞きしたいということ、まずはそこを聞きましょうかね。

○水産商工観光課長（大園俊一） 御質問ありがとうございます。

初めに、ふるさと納税の金額を、先ほど1億770万ほど答弁の中でさしあげましたけれども、議員おっしゃるとおり、これはJALのふるさと納税サイトを通じての寄附額になりますので、御認識のほどよろしくお願ひしたいと思います。

2点目でございますけれども、今年初めてJALの機内誌、1か月間置かせていただきました、垂水市の食材でありますとか、観光でありますとか、PRをさせていただきました。通常、それで終わるんですけれども、その1か月の

掲載期間中に、日本のハブ空港である羽田空港に直売所を置いて、機内誌を見て、そこに足を運んでいただくという直接的な効果があるということは、先ほど答弁したとおりでございます。

アンケート等は取ってはいないんですけれども、参加した業者から、それ以降に発注件数が増えたといったところのお声は聞いているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 発注が増えたということは効果が出ているものだと思いますし、私は旅行する上で、機内で本を読んだからって、あえてそっちのほうに行くかという、先を急ぐものですか、あえてはそこに行きませんが、私、個人的には。いずれにしましても、売上数が増えたということは大変いいことだと思います。

それで、私、決してJALとの提携を否定するものではありません。むしろ、限られた財源の中で最大の成果を上げるために、より効果的な手法があるのではないかという観点から、今回、質問しております。

強いて言うならば、JALじゃなくてもANAでもいいわけですよ。それを複数年にわたってJALと契約していることが、いろんなことで吟味しなければいけないことですが、例えば、同規模の予算の中でデジタル販促、いわゆるインターネットやデジタルツールを活用した商品やサービスの販売に即するマーケティング手法だとか、あとEC強化に振り向けた場合との比較検証は行われたのかどうか。なぜ、このJALとの、この提携が最適であると判断されるのか、その根拠についても併せてお示しをいただきたいと思ひますし、JALとの契約内容については、観光PRのほとんどの費用を使つとと思ひますけど、先ほど年度別にお話をさせていただきたいということでしたけど、それが分かれば、その点についても、もう一回、再度

確認したいと思ひます。

○市長（尾脇雅弥） JALとの連携について、少し私のほうから。いろいろありますが、皆さん御承知のとおり、今、おっしゃった、JAL、ANAみたいなところがこの業界の王道です。市町村は全国で1,718ございますので、必ずしもどこもJALさんが、ANAさんが提携できているわけではないです。針の穴を通すような難しい交渉をやりながら現在に至って、JALさんとしても投資対効果があるということで継続をさせていただいております。

その中で、JALの職員の皆さんも、4万とか5万とかという人数いらっしゃいますから、羽田空港の社員食堂とか、ファーストラウンジとか、相当数、ブリ・カンパチ・美湯豚含めて温泉水とか出ていますので、その辺のところはなかなか数字上で出てきませんけれども、そういった形でやれているっていうことは、かなり、自分で言うのも変なんですけども、奇跡的なことだなというふうに思ひます。

また、ふるさと納税に関しても、1,500万円前後の予算を通じて1億円以上あるということで、投資対効果は十分あると思ひますので、その機内誌に、1月号だったと思ひますけど、見開きで出ておりましたので、そこはもう鹿児島—羽田ルートだけじゃなくて、日本各地のJAL便にそれが掲載をされているわけですから、その広告量だけでも数千万と言っても過言ではないところを取り上げていただいてということですから、これは一つ一つの担当課をはじめ、積み上げてきたことの実績だと思ひますので、今、御提案があった、ANAもあるじゃないか、もちろんあると思ひますし、ANAとの門戸を閉ざしているわけではありませんで、ANAもいろんなところと連携をしたり、我々は今、航空業界の中ではJALさんという形で投資をして、先ほど数字はありましたけれども、1,500万円前後の部分では十分投資対効果があ

って、堀内議員がおっしゃる、これからほかの分野にも広げていく等も重要だと思いますから、もっと垂水が持っている、この食・観光の宝をJALさん以外にも連携をして広めていきたいと思いますし、そのベースになるのは、今のところはJALさん、頑張ってくださいですので、またいろんな、もっとこうしたい方がいいよというアドバイスがあれば、教えていただければというふうに思います。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 先ほどの答弁で、費用につきましてはトータルで御説明申し上げたんですけれども、具体的に年度でお示しをしたいと思います。

令和4年度でございますけれども214万5,000円、令和5年度が330万円、令和6年度が484万円、令和7年度が421万5,000円でございます。合計いたしますと、先ほど答弁いたしましたとおり、1,450万円の費用になっているといったところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 私は決して、再度言いますけど、JALとの連携を否定しているものではありませんので、ふるさと納税もあるし、垂水の物産の売上げも上がるということであれば、それはそれで継続する必要はあるのかなと思います。ただ、その、JALに頼らずに、伸び代はまだあるんじゃないかなという方向性で質問しました。だから、デジタル促進、販促だとか、EC強化だとか、そっちのほうにも目を向けてもいいんじゃないかなと思います。

今回、継続予算として508万2,000円の予算が計上されてますけど、このほとんどがJALなんですよね。だから、もし、そのJALの効果があって、さらに伸び代を増やすために必要であれば、ほかのほうにも向けてもいいんじゃないかと、そうすると販路も、もっともっと売上げも上がるんじゃないかなという意味で質問させていただきましたので、御理解をいただきました。

と思います。

それで、次の質問に参りますが、観光PR事業として新規に764万3,000円の予算計上がされておりますけれども、これの内容と費用対効果についてお尋ねをしたいと思います。

○水産商工観光課長（大藺俊一） PR事業の内容と費用対効果について、お答えをいたします。

PR事業につきましては、本市の観光地や観光イベント等を各媒体でPRし、多くの誘客を図るための各事業をまとめた総称でございます。令和6年度におきましては、関西地区観光ビジネスモデル確立事業、鹿児島空港看板掲出事業、観光パンフレット作成業務委託、JRまち歩きガイド広告を実施したところでございます。

また、令和7年度におきましては、中京地区観光ビジネスモデル確立事業、SNSによる観光PR動画配信事業、観光ポスターの制作、JRまち歩きガイド広告を実施したところでございます。

成果といたしましては、関西地区観光ビジネスモデル確立事業におきまして、委託先であった旅行会社での商品化が確立され、その効果として今年度は関西以西にお住まいの方の約4,700人が、垂水市へ観光にお越しくくださったとのことでございます。併せて、今年度から新たに中京地区をターゲットとして、誘客地の新規開拓を行っているところでございます。

今年1月に開始したSNS広告につきましては、宮崎市や都城市、日南市等にお住まいの方をターゲットとして、動画や画像による本市の温泉施設や飲食店等をPRした結果、約17万3,000人の方々に閲覧いただき、20代及び50代並びに60代の女性が多く閲覧されていることが確認できたところでございます。

PRと併せて、データ検証を実施することで、今後、エビデンスに基づく有効な誘客施策を推進できることも事業効果であると考えていると

ころでございます。

また、観光パンフやポスターにつきましては、統一したデザインで製作しており、本市の魅力ある観光コンテンツの一元化による効率的かつ効果的な情報発信が図られているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今回、新規事業の中で764万3,000円、大変、私、興味を持ったのは、中京地区観光ビジネスモデルの確立事業、大変興味を持ちました。200万円の事業。今月ですけど、2つのグループが名古屋から私を訪ねてきました。当然、垂水市の観光案内をしましたが、まあ、うれしいことですね。名古屋離れて20年たちますけれども、私を訪ねて来てくれたということで、私自身、名古屋に26年おりましたから、この事業、大変興味を持っていますから、微力ながら何かお手伝いできればと思いますので、そのときには遠慮なく声をかけていただければ、広報にも参りますから、よろしくお願いします。

それで、新規事業の中の、新規事業として764万3,000円の中から500万円がクルーズ船の調査ですか、誘致ですか、予算化されております。クルーズ船の寄港地は主に鹿児島港であります。乗船客を本市へ誘客するためには、錦江湾を横断する必要があります。

そこでまず、最初にお聞きしますが、本実証事業の具体的な内容についてお尋ねをいたします。

モビリティ共創とありますが、具体的にどのような交通手段を想定して、何回程度の実績を予定しているのか、また、想定するターゲット層や誘客目標人数はどの程度を見込んでいるのかをお示しいただきたいと思います。

併せて、鹿児島港に寄港するクルーズ船の年間寄港回数だとか乗船客数、そのうち本市への誘客が可能と見込む割合はどの程度に算出され

ているのか、その根拠についてもお示しをしていただきたいと思います。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 具体的な内容についてお答えをいたします。

初めに、本事業はクルーズ船の乗船の誘客を行い、観光に係る二次交通の課題を解決し、本市の観光振興に資することを目的に、国の事業を活用して行う実証事業でございます。

次に、内容につきましては、本市が誇る観光素材である食、温泉、体験について、限られた時間の中で丸ごと御堪能いただける周遊プランを提案しているところでございます。

次に、交通手段につきましては、マリンポートからバスで出発し、垂水フェリーの定期航路で垂水に入るルートやマリンポートで遊覧船やジェットホイルに乗船し垂水市に入り、そこからバスに乗り換えるルートを検討しているところでございます。

次に、回数や目標値でございますが、事業採択条件やクルーズ船会社との交渉次第で変更になる可能性もございますが、4回から5回程度と考えており、1回当たり20人の誘客を目標値としたいと考えているところでございます。

次に、ターゲットでございますが、今年度策定作業を進めている垂水市観光振興計画において、誘客における主なターゲットとして、クルーズ船の乗客を設定する予定であり、ライフスタイルや価値観等を想定した人物像、いわゆるペルソナ像としては、50代以上の年齢層で成功体験を持ち、自信と好奇心に満ちあふれており、唯一無二で洗練された、これまで開拓されていないような観光地への訪問や観光体験を求めている方と設定する予定でございます。

本県におきましては、令和7年1月から12月までの1年間で129回のクルーズ船の入港があり、乗船客は22万人を超えているところでございます。本市にとりましても、この乗船客数は誘客における魅力的な市場規模であり、マリ

スポーツです。シンプルなのに頭脳戦、運動が苦手な方も楽しく盛り上がりました。参加された方は家族連れや小学生チームやクラブ仲間など、まさに老若男女、モルックを投げ、一喜一憂して楽しく過ごすことができました。

今回、8年度の市政予算で楽しみといえば、基礎資料の中にありましたが、寄贈ピアノがありました。偉大な垂水の先人のピアノであり、私も4年前に北方議員に連れられて、お墓参りもしたことがあります。そのお孫さんともお会いしたこともあります。ピアノの経緯は篠原議員が質問されますので深く触れませんが、垂水市にピアノが帰省してくるのが今から非常に楽しみにしています。

それでは、先に通告してある質問をしたいと思います。各課、また、市長、よろしく願いいたします。

垂水市施政方針の新規事業として、市民相談窓口の充実、おくやみコーナーの設置検討、関係各課の具体的内容をお伺いします。

水産業について、国が進める海業について、これはあくまでも漁協が中心で進める事業ですが、現在、国は第4次漁港漁場整備長期計画において、令和8年度末までに全国500地区での海業展開を目指しています。国が展開を掲げており、支援パッケージも充実しております。県内では、令和6年、指宿市山川漁港、日置市江口漁港、令和7年には、いちき串木野市串木野漁港、枕崎市枕崎漁港の事業が決定しています。全国でまだ採用は86件であります。

垂水市は、ブリ・カンパチの養殖生産量が日本最大級であり、それを利用した養殖業の観光化と多角化、従来の育てる、売るだけでなく、養殖場見学クルーズ観光、いかだ釣り体験など、漁村を生かした民泊とか、いろいろアイデアもありますが、海業の支援は今年度は2月18日まででしたが、今まさに計画を作成する必要性があると思われるが、海業については、あくまで

も漁協が青写真を描くわけですけども、市もそれなりに連携していく必要があるのではと考えるが、市の見解をお聞かせください。

有害鳥獣対策について、捕獲実績、令和6年、7年についてお聞かせください。

再生可能エネルギーの契約について、2025年6月に奈良県吉野町で太陽光発電事業を展開するリニューアブル・ジャパンの当時の取締役は、町議に対して便宜を図り、現金200万円を渡し、賄賂容疑で逮捕されました。リニューアブル・ジャパンが垂水市公共施設への太陽光発電パネルの設置について、議会でも、なぜ随意契約なのかとの質問もあった記憶があります。

他自治体との不祥事とはいえ、令和4年8月、再生エネルギーの活用に関する連携協定を締結、令和6年4月、垂水中央病院とコスモス苑へ、オンサイトPPAに電力供給開始をしています。契約を含め、また、垂水市の対応についてお聞かせください。

水道事業について、基幹管路耐震化に行うスケジュールと基幹管路の耐震化率、また、県平均と比べてどうなのかをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（堀留 豊） おくやみコーナー設置検討につきまして、お答えいたします。

初めに、本市の政策や施策の立案プロセスを簡単に御説明いたします。

本市におきましては、各所属における重点的な取組や予算要求の考え方、また、重要施策の進捗状況などを市長や幹部職員がヒアリング・検討し、方針を決定、調整する場として、年度当初と新年度予算編成時の年に2回、政策方針協議を開催しております。また、複数の所属にまたがる課題について検討するための仕組みとして、今年度、政策作業部会を設置したところでございます。

今回のおくやみコーナーの設置検討の経緯でございますが、先ほど御説明した今年度当初の

政策方針協議において、会議に出席した若手職員から、死亡に関する手続について、市民の皆様の利便性向上と事務改善を図るための取組として、おくやみコーナーの設置について提案されたことから始まったものでございます。この提案を受け、課題や実現可能性等について検討するため、政策作業部会を設置し、検討作業を行っていただいたところでございます。

部会の検討体制でございますが、政策方針協議における発案者を含む窓口担当をしている主事級の職員6名としました。部会では、現在、御親族等がお亡くなりになった際に、1階窓口を中心として、市役所内での手続を順次御案内しているところでございますが、状況によっては、手続未済による再度の来庁等が発生するリスクがあることを課題として整理し、それを解決するための取組として、お悔やみコーナーの設置が提案されたところでございます。

次のステップとしてですが、それぞれの職員が所属する係長級職員の意見を踏まえ、提案のブラッシュアップを図った後、課長級職員による政策調整会議での審議を経て、市の最終意思決定機関である経営会議において、令和8年度内に実証実験としておくやみコーナーを設置することが承認されたところでございます。

このおくやみコーナーでございますが、事前に御予約いただくことで、1つの窓口で複数の手続をまとめて完了することができるワンストップ窓口を想定しているところでございますが、現時点ではまだ課題も多く、令和8年度内の実証実験により課題解決を行い、市民の皆様の利便性向上につなげてまいりたいと考えております。

そのため、実証実験に先んじて、4月から、死亡に関する手続等についてお知らせするおくやみハンドブックの配布を開始し、引き続き、各所属の連携体制を構築することとしております。このハンドブックは、どのような手続が必

要でどのようなものを持参すべきか、より分かりやすく周知することで、市民の皆様の利便性の向上が図られるものと考えております。

一方で、庁内業務でございますが、これまで紙媒体を用いて情報の伝達、共有を行っていましたが、職員専用の情報共有ツールであるL o G oチャットを用いて、情報の伝達・共有を行うことで、業務効率化と手続漏れの低減を図るとともに、緊密な連携体制を構築する予定としております。

おくやみコーナーは、まだまだ検討段階ではございますが、実現すれば、市民の皆様の負担を軽減し、利便性が向上されることだけでなく、職員側の業務の漏れも低減できることから、住民サービスの向上につながるものと期待しているところでございます。

繰り返しになりますが、この実証実験を通じて課題を見極め、よりよいサービスの提供を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 海業に対する市の見解についてお答えします。

議員御指摘のとおり、国が推進する海業は、漁村の豊かな地域資源を多角的に活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される重要な施策であると認識しております。

県内各漁港においてもこの事業が実施されておりますが、議員も御存じのとおり、海業の推進にあたりましては、漁業協同組合が事業実施主体となる必要があり、施設整備等を行う場合は、漁協も一部費用負担が発生することになります。

海業の導入につきましては、まず、漁協の皆様が本業である養殖業との両立や採算性など事業内容を検討し、その意向を十分に尊重しながら検討を進める必要があると考えております。

市といたしましては、海業も有力な選択肢の一つとして視野に入れつつ、漁協の皆様と緊密

に連携を図りながら、さらなる水産業振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 捕獲実績につきましてお答えいたします。

直近2年間の捕獲実績については、令和6年がイノシシ545頭、猿84頭、タヌキ91頭、アナグマ131頭、カラス19羽、ヒヨドリ112羽、ドバト25羽、キジバト63羽の合計は1,070となっております。

続きまして、令和7年はイノシシ605頭、猿63頭、タヌキ68頭、アナグマ66頭、カラス22羽、ヒヨドリ968羽の合計1,792となっているところでございます。

令和7年は、令和6年と比較してヒヨドリの捕獲数が大幅に増加しており、全体の捕獲数も722と増加しております。

本市といたしましては、引き続き、猟友会等と緊密な連携をし、これら捕獲個体の適正な処分を徹底するとともに、効果的な被害防止対策に努めてまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 再生可能エネルギー事業の契約につきまして、お答えいたします。

垂水市とリニューアブル・ジャパン株式会社との契約状況でございますが、令和4年8月に垂水市とリニューアブル・ジャパン株式会社との再生可能エネルギーの活用に関する連携協定書を締結し、この連携協定に基づき、垂水市立医療センター垂水中央病院と垂水市立介護老人保健施設コスモス苑への屋上等太陽光発電施設による電力供給契約書を締結しているところでございます。

今回の事案を受けまして、リニューアブル・ジャパン株式会社は6月17日付で、今回の事案に関してプレスリリースを行っているようでござ

います。これに併せて、当社から本市へ報告があり、その内容についてですが、今回の事案は既に役員を退任された後のことであり、お詫びと再発防止の徹底、そして本市との契約内容については、引き続き会社として責任をもって誠実に履行していくとのごでございました。

なお、当社の再発防止策につきましては、外部弁護士の調査による調査報告書を受けての再発防止策が10月に策定され、経営体制の刷新・強化、組織体制・規定の整備や教育を通じたコンプライアンス意識の向上、監視・チェック機能の強化によるリスクの早期発見・早期解決といった観点で再発防止に取り組むことが明記されているようでございます。

今回の案件により、リニューアブル・ジャパン株式会社自体が資源エネルギー庁から事業認定取消などの措置を受けているわけではございませんので、本市としましては、再発防止の徹底と契約内容の確実な履行を改めて要請した上で、垂水市とリニューアブル・ジャパン株式会社との再生可能エネルギーの活用に関する連携協定と、垂水中央病院、コスモス苑での屋上等太陽光発電施設による電力供給契約につきましては、継続しているところでございます。

以上でございます。

○水道課長（岩元伸二） 基幹管路の耐震化計画と基幹管路の耐震化率は、また、耐震化率は県平均と比べどうかについてお答えします。

基幹管路の耐震化については、垂水市水道事業アセットマネジメントや経営戦略の計画に沿って、水道施設、管路の更新と耐震化を併せて、毎年度1億円の事業規模で行っており、基幹管路においても、この枠内で工事を行っております。

令和6年9月議会の前田議員の一般質問でもお答えしておりますが、国の補助事業を活用し、令和2年度より本格的に基幹管路の更新、耐震化を進めております。

本市の基幹管路の耐震化率は、令和5年度末で30.1%となっており、県平均耐震化率は30.0%で、ほぼ同じ率となっております。今後の計画については、老朽化した基幹管路を優先して更新してまいります。その他水道管についても、道路工事と同時に工事を実施するなど、経費削減に努めているところでございます。

安心・安全な水の供給のために重要な基幹管路でありますので、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 一問一答方式でお願いします。

おくやみコーナーについて理解いたしました。遺族の中には高齢者も多く、複数の窓口での手続には時間もかかり、お亡くなりになった方の情報もそのたび伝えなければならないので、一元化できることはすばらしいことだと思います。

そして、この提案も、若手職員自身が庁内における課題として検討が進められたことは、とても評価すべき点だと思います。今後も同様、庁内外の課題に対しても、若手職員が問題意識を持って提案していただきたいと思います。

設置検討の課題として、先ほど予約をしないといけなかったと言われましたけども、亡くなられて、役場に除籍を事前予約でなく、突然来られる方も多いと思います。市民に通知の仕方をどうするのか検証していただきたい。

また、呼び名、ネーミングなんですけども、おくやみハンドブックとかおくやみコーナーでなく、もう少し配慮した言葉、例えば、御遺族のための生活サポートガイドブックとか、大切な人を亡くされた方への手続の御案内など、温かい言葉をお願いします。これを要望として、この質問を終わります。

次に、認知症高齢者等見守り事業について、認知症の徘徊について、ほかの方も過去に一般に質問されています。私も令和5年第2回の定例会で、GPS装置やQRコードやシールやタ

グを提案しております。当時、高齢者の位置情報や本人情報は早期発見、安全確保につながると答えられていて、当時はGPS装置もレンタルであったため、活用については御家族の方の御意見をお聞きしたいと考えていると、課長がその当時答弁されています。それから1年でかなり格安ものも出ており、私も財布やカード入れに入れ、重宝しています。今回の見守りタグはどのような品物で、電池式なのか充電式なのか、また、誰が管理をするのかお聞かせください。

○福祉課長（新屋一己） 認知症高齢者等見守り事業についてお答えいたします。

現在、垂水市の高齢化率は、令和8年1月末現在で46.8%と高齢化が進行しており、それに伴い、認知症に関する相談も多くなっているところでございます。特に本市も含め、様々な地域においても高齢者が行方不明になり、痛ましい結果となったニュースを目にする機会が多くなっております。

そのようなことから、認知症高齢者やその家族の安心・安全を確保するため、令和8年度の新規事業として、認知症の症状があり、特に徘徊の危険性が高いという理由で、SOSネットワークに登録されている方を対象として、希望者に見守りタグを配布する認知症高齢者見守り事業を予算計上させていただいているところでございます。

この事業は、キーホルダーほどの大きさの電池式のタグを認知症の方に持ち歩いていただくよう配布し、緊急時にその方の位置情報をリアルタイムではありませんが、追跡できるものとなっております。

このタグにつきましては、GPSとは違い、周りの方が専用の無料アプリをダウンロードしていただくことで効果を発揮するもので、多くの方がこのアプリをダウンロードすることで対象者のより正確な位置が確認でき、意識するこ

となく普段どおりの生活をするだけで、高齢者支援や地域貢献ができるものとなっております。

そのようなことから、今回の予算を承認いただけましたら、市の広報誌やホームページはもちろんのこと、認知症サポーター養成講座、サロンにおいて事業の説明とアプリのダウンロードの依頼を行う予定としております。

その結果、一人でも多くの方の御協力をいただくことで、認知症高齢者を地域で見守る体制づくりが推進され、認知症高齢者及びその家族の安心・安全が確保できますよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 説明ありがとうございました。非常によい取組で、打合せの中で、この取組に非常に感動しました。と同時に、去年11月9日に垂水市文化会館で映画放映された「オレンジ・ランプ」、サブタイトル「39歳、パパが認知症！？どうする、私！！」を思い出しました。認知症の方も行きたいところがある、会いたい人がある、認知症の方の尊厳を守りながら、地域で支えるこの取組をぜひ皆さんで共有していただき、ダウンロードしていただいてサポーター登録をお願いいたします。質問を終わります。

次に、水産業について、海業は、先ほど漁協主体ですので、水産振興を目的に市としても協力していただければと思います。

次に、漁港などを活用した交流拠点整備についてですが、垂水市には3つの駅があります。交通の往来の道の駅たるみずとはまびら、そして、山岳レジャーの拠点、森の駅、本市最大の資源である海においては、マリンスポーツのできる道の駅はあっても、海からのアクセスや海を全面に統合した海の駅の設置には至っていません。漁港を単なる荷さばきき場ではなく、市民や観光客が憩える海辺のにぎわいの拠点として活用はできないものか。

牛根漁協は道の駅たるみずが近いので、そこを利用として、国土交通省が推進する海の駅を海潟漁協周辺にできないものなのか。海の駅と森の駅をつなぐ産官一体型エコツーリズムや、錦江湾周遊や養殖見学クルーズ等や鹿児島市からの海上タクシーの窓口として、また、味処海の桜勘も食事はできますが、2階にあるのがネックです。

海の駅や漁協の窓口となり、交流人口・関係人口の増加による地域経済の活性化も期待され、海の駅で直売所だけでなく滞在時間を延ばし、体験消費、コト消費で漁協や市民に落ちる仕組みもつくれます。交流拠点の海の駅整備についてお伺いいたします。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 漁港などを活用した交流拠点の整備につきまして、お答えいたします。

本市には現在、道の駅たるみずと道の駅たるみずはまびら、そして森の駅たるみずという3つの特色ある拠点が整備されており、本市の観光・交流の重要な柱として機能しております。

議員御指摘のとおり、本市が日本最大級の生産量を誇るブリ・カンパチン養殖業は、単なる食材としての面だけでなく、体験、観光、教育の場においても高い潜在能力を有していると考えております。

生産の現場である漁港は、市民や観光客が憩い、学び、楽しめるにぎわいを生む交流の拠点として整備することは、本市の魅力をさらに向上させる有効な手段であると認識しております。

一方で、漁港施設は本来、魚の荷揚げ場や流通を目的とした公共施設であり、交流拠点化にあたっては、解決すべき課題も多岐にわたります。

本市の餌やり体験など、観光面を含めた広い意味での水産資源は、国内外でも有数の魅力あるコンテンツです。これらの水産資源の価値を交流という形でどう具現化できるか、漁協をは

じめ、国、県、関係部局とも連携し、調査研究を進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

市長にもお伺いしますが、現在、若手有志で江ノ島に鳥居を建てようとする動きもあります。江ノ島には美しき弁天様の物語があり、昔、薩摩に現れた人さらいに捕まった娘たちを、美しい女性に変身した弁財天が救い出したというお話です。江ノ島には実際、弁財天が祭られており、航海安全や豊漁、そして、娘たちを救った伝説から、家内安全の守り神として大切にされています。

海の駅ができるとなると、江ノ島周辺開発も考えなければなりません。例えば、せっかく鳥居を造るのであれば、江ノ島に橋を架けるとか、また、子供が自然に触れ合う安全な海の遊び場として、海潟さくら公園の砂浜を潮だまり——タイドプール——を生かした遊び場、岩場で緩やかに囲い、干潮時に小魚、カニ、ヒトデなどが取り残されるようにするとか、じゃぶじゃぶ池の海水版として、足元に滑りにくい素材で整えた二、三段の深さ10センチから20センチの浅いプールを海岸線に配置、満潮のときに水が入れ替わるようにすれば、常に清潔な海水で遊べます。砂浜で遊ぶエリアや潮だまりエリアで子供が安心して楽しめる工夫や日よけつきのテラスがあれば最高だと思います。

錦江湾と桜島、そして江ノ島を一望できるロケーションを生かした道の駅のような交流拠点、江ノ島の向こうに見える夕日を観光資源として、遊歩道や展望デッキの整備、カンパチ養殖などの漁業資源と連携した海を感じられる体験型観光など、市長として、漁協などを拠点とした海の駅の交流拠点の整備をどのように考えているのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） ただいま新原議員より、

海業、その他本市の基幹産業であるブリ・カンパチ養殖を核とした漁港の交流拠点整備について、大変示唆に富む御提言をいただきました。同様の考えを持っております。

これまで3つの拠点で交流人口200万人、加えて4つ目、5つ目の拠点という話もさせていただいておりますけれども、一番残の中で一番魅力的なのは、今おっしゃるような垂水市漁協周辺、あそこには、おっしゃるように江ノ島もございまして、旧なぎさ荘跡地、うちの父が勤めておりましたから、子供の頃にはあそこの海水浴場に行ったりとか、いろんな可能性を秘めていると思いますし、実際に、これまでも大手の企業さんも見に来て、なぎさ荘跡地周辺の開発というのも検討されたんですけど、タイミングが悪く、灰がめっちゃめっちゃ降っているときでございまして、かないませんでしたけれども、今おっしゃるようなことは非常に重要なことでありまして、今後、可能性が高くなっていくことだと思っております。

現在、水産業を取り巻く環境というのは、物価高騰による燃油や餌代の高騰など厳しさを増しており、従来の育てる、売るという流れに、観光や交流といった新しい価値を加えることで、先ほど水産商工観光課長が申し上げましたとおり、本市の魅力をさらに引き出して、水産業振興においても重要な視点であるというふうに考えております。

海業に関しましては、私自身も鹿児島県の漁港漁場協会の副会長並びに豊かな海づくり協会の理事を拝命しております関係上、様々な場面で水産庁から説明を受ける機会がございますし、組合長をはじめ、水産業の皆さんともそういう意見交換を重ねておりますが、まだ具体的な取組には至っておりません。基本的な考え方は、今おっしゃっていただいたことと同じでありますので、漁港の交流拠点としての活用は、新たな収益の柱となる可能性を秘めていると思いま

す。

一方で、施設の整備や運営に伴う莫大な経費がかかるわけでありますので、その辺のところをどうやって整理をしていくかというのも重要なことであると思います。垂水市といたしまして、水産業関係者の皆様と連携をして、先人が築いた養殖という伝統に、見せる、体験させる、楽しませるという要素を加えて、垂水の水産業を国内外どこよりも魅力的な産業へと進化させることが、水産が基幹産業である垂水市の市長としての私の役割だと認識をしているところでございます。

日本一の養殖のまち垂水の新たな挑戦に向けて、漁業関係者の皆様はもちろんですが、議員の先生方、いろんな御提言をいただきながら、中長期的な視点も取り組んで、おっしゃるとおりだと思いますので、しっかり前に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 垂水小の子供たちも、さくら公園に遠足に行くとき、網を持って行く子供たちもいます。タイドプールがあれば、生き物の自然体験と楽しい遠足になります。江ノ島周辺の開発は、新たな垂水の食と観光につながります。未来の青写真を描いて、交流拠点の計画を立ててくださるようお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策について、現在、有害鳥獣対策の捕獲後の処理について、現在どのようにされているのか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 捕獲後の処分について、現在の状況につきましてお答えいたします。

本市におきましては、鳥獣保護管理法及び垂水市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲後の処分は、一部自家消費を除き、速やかに埋設処分することとしております。今後も、衛生面や環境面に配慮した適切な処分が行われますよう、捕獲従事者へ指導の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 有害鳥獣を捕獲する取り扱いを聞いて、これを何とか資源化、堆肥ができないのかについてお聞きします。

猟友会の方からも、現在、駆除された個体の多くが埋設されております。現場ハンターの負担も大きく、また貴重な命を単にごみとして処理することへの環境負荷もあります。

2024年6月に国立環境研究所の改定でも、多くの個体は山林に埋設処分されており、埋設の負担だけでなく、臭い、臭気の発生や他の動物の誘因が問題になることもあり、また、埋設の影響が水や土壌などの周辺環境にどのような影響を与えるのか、捕獲強化を図るには、捕獲個体の処理をいかに省力的に適正に行うかが重要な原因となります。

そこで、垂水市は堆肥センターがあるので、堆肥センターへ持ち込み、堆肥にできないかと考えますが、先ほどの捕獲実績を聞きましたが、それを、イノシシは体重30キロ、アナグマは8キロ、猿は10キロ、タヌキは6キロと多少は上下しますが、それで計算すると、令和6年およそ16トン、令和7年で19トンが廃棄されています。

大分県竹田市には、あそこは鹿もいますけども、捕獲後の処分として肥料として還元され、花や野菜農家からも高い評価を受けているそうです。猟友会の方からも、堆肥センターが引き受けてもらえば助かるとの声がありますが、いかがお考えですか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 有害鳥獣駆除個体の資源化につきまして、お答えいたします。

捕獲個体の処理につきましては、現在、捕獲従事者による現地埋設を基本としておりますが、従事者の高齢化や埋設場所の確保、また、夏季の衛生管理といった面において、現場の負担増が継続的な課題であると認識しております。

御提案の資源化につきましては、個体を単に

廃棄するのではなく、地域資源として循環させる極めて有意義な手法であると考えておりますが、処理過程における衛生面の検証や生成された堆肥の農地還元に向けた安全性の確認、さらには、施設整備に係る多額の初期費用や維持管理コストの精査など、多角的な視点からの調査研究が必要になると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 これはあくまでも提案ですけども、堆肥化するには、現在のラインに粉碎機と冷凍庫の必要性があります。高性能粉碎機は数センチ以下にチップすることができ、冷凍庫も個体を成分解性ごみ袋に入れて保管し、まとまったら肥料にしていける。また、設備コストも、残渣用粉碎機がものにもよりますが、50万円から200万円、プレハブ冷凍庫が100万円から300万円、合計150万円から500万円ぐらいかかります。基礎工事は別なんですけど。

また、肥料として現在あるたるみず有機2号（鶏ふん＋生ごみ）に投入すれば、リン酸を含むプレミアムな第4の肥料として魅力ある品物になります。

財源についても、鳥獣被害防止総合対策交付金処理施設などの整備に対して、国が2分の1から要件に応じて補助する制度があるので、それを利用し、捕獲、処理、還元のサイクルを垂水市内で完結させる持続可能な地域モデルの提案です。

SDGsの観点からも、800トン余りの命を文字どおり土に返し、次の作物に育てる力に変える垂水市の鳥獣対策と猟友会の軽減を図りますので、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、太陽光発電事業の市の見解は承知しました。これから、ほかの公共物施設において、太陽光事業再生エネルギーについての契約はどのようにするか、お聞かせください。

○企画政策課長（堀留 豊） 公共施設への再生可能エネルギー設備設置における契約につき

まして、お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げました垂水市立医療センター垂水中央病院と垂水市立介護老人保健施設コスモス苑への屋上等太陽光発電施設による電力供給契約は、オンサイトPPA方式を採用しており、これは、市は垂水中央病院とコスモス苑の太陽光発電設備設置部分の行政財産使用許可をリニューアブル・ジャパン株式会社に言い、パネルを含む太陽光発電設備の設置及び維持管理は、費用も含めてリニューアブル・ジャパン株式会社の責任により行われているところでございます。

発電した電力は、垂水中央病院とコスモス苑で使用する電力としまして、両施設の指定管理者である公益社団法人肝属郡医師会が、従来の電力使用料より安価な価格でリニューアブル・ジャパン株式会社から購入するという契約内容となっているところでございます。

本市では、垂水市地球温暖化対策実行計画を令和4年に策定し、目標年度である2030年度までに、基準年度である2013年度と比較して、51%の温室効果ガス削減を目標に掲げているところであり、垂水中央病院とコスモス苑での屋上等太陽光発電施設による電力供給契約は、本市の地球温暖化対策実行計画に即した契約となっているところです。

また、指定管理者側は、従来の電力使用料より安価な電力購入ができること、リニューアブル・ジャパン株式会社は、売電収入により設備設置費用と維持管理費用を賄う契約となっておりますので、3者にとってメリットがある契約内容となっているところでございます。

議員御質問のこれからの公共施設への再生可能エネルギー設備設置における契約でございますが、契約方法については、設備使用を定めての入札方式、プロポーザル方式、それから、これに基づく随意契約方式などがあるかと考えており、公共施設へ再生可能エネルギー設備を

設置するにあたっては、本市にとってよりメリットのある契約方式を採用することが適切であると考えているところでございます。

再生可能エネルギーの推進、そして、垂水市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標を達成するためには、今後も公共施設へ再生可能エネルギー導入を進める必要がございますが、設備設置にあたりましては、発電設備の設置面積、設備の規模、発電量、事業採算性など、設置使用する施設により異なりますため、本市にとって最も有益な契約となるよう、施設所管課や契約を所管します財政課と案件ごとに契約方法を協議して定めていくことになると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。契約においては、垂水市のメリットになる契約が一番ですので、ぜひ吟味していただいて、いろんな契約を、太陽光だけでなくほかのやつもよろしくお願いします。

次に、水道事業についてですが、耐震化率についてはありがとうございました。なぜお尋ねしたかという、垂水市は縦に長い、本管は中央から柁原までに対し、長さのある市で、本城側から約26キロあり、全部終わるまで何年かかるかは分かりません。

また、枝管まで含むと166キロあると聞きました。総耐震率はまだ10%くらいということです。そして、令和6年4月の広報たるみずで、水に流しちゃいけないお話というのがありました。資金残高は、最低でも2億5,000万円を維持する必要がありますと棒グラフにして表してありますが、シミュレーションでは、令和9年、来年には必要な資金残高を下回ります。令和13年にはマイナスとなります。シミュレーションで表されています。

令和7年4月より水道代が約16%ほど値上げをしております。世帯数もますます減り、主要

な浄水場や配水池も建設から四、五十年経過し、更新時期を迎えている状況です。このままいけば、再値上げをしても追いつかないと予想されるが、資金残高2億5,000万円を維持するための確保についてお聞かせください。

○水道課長（岩元伸二） 資金残高、最低2億5,000万円確保についてお答えいたします。

この資金残高は、日常業務に支障をきたさない範囲で、適切に資金を確保できているか、また、災害等非常時においても事業を継続できる資金を確保できているかなど、水道事業運営上必要な運転資金を確保できているかを測る指標であり、本市では、非常時に1年間、給水収益がなくても事業が継続できるよう設定しているものであります。

令和7年度末での決算見込みでは、資金残高は4億6,000万円程度あり、現在は健全な経営が保たれていると言えます。しかしながら、今後は、人口減少や物価高騰などにより、この資金は年々減少していくことが想定されることから、より一層の経費削減に努め、資金残高の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

次に、事業計画のために、ふるさと納税を活用したインフラ整備について提案をしたいと思っております。

垂水市は、全国792市の中で下から、皆さん、何番目か御存じですか。下から9番目です。我々はまず、この事実を認識しなければいけません。

先ほど申しましたが、令和7年4月から平均16.2%の値上げを、老朽化した施設の更新や人口減による収益減を鑑みれば、我々議会も苦渋の決断でした。これからますます人口減少が加速しても、水道管の管路166キロは短くなることはありません。老朽化だけは確実に進みます。

元垂水の国道の漏水も9月ぐらいに発生して、

設計をし、やっと工事が動き出しました。令和6年4月号の広報で、市民に水道事業は大変だよと認識させておいて、今回、予算で市民の負担軽減の新規施策がありませんでした。

水道事業は独立採算性が原則ですが、一般会計からの繰出金としてお金を入れることができます。ほか自治体でも、例えば滋賀県高島市では、琵琶湖の水を守るで、ふるさと納税に水道施設の整備を明記されています。名古屋市や奈良県生駒市などでは、水道管耐震化応援寄附金として、ふるさと納税を直接水道事業に財源を充てています。

例えば、垂水のおいしい水と安全を守るために関する事業を追加すれば、市水、簡易水道、集落水道、水道インフラを守るための基金またはクラウドファンディング型ふるさと納税を導入し、お返しを垂水の誇る温泉水で提供する提案をします。

水道事業は5年後の見直しであるものの、市民に負担をかけさせないためにも、他市の財源確保の在り方も導入してもらい、検討していただければありがたいと思います。

最後に、垂水市の水道ビジョン、清らかな水と信頼を未来に届ける水道、いい言葉です。垂水の水は大変おいしい水です。基金をつくり、未来につなげてください。これで私の質問を終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は2時55分から。

午後2時45分休憩

午後2時55分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔前田 隆議員登壇〕

○前田 隆議員 お疲れさまです。今回は財政

状況について、市立学校の今後についてなど、5問質問いたします。関係課には明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、早速質問に入っていきます。

1番目の財政状況について。

予算書では、令和8年度末の市債現在高見込みと基金状況見込みが示されていますが、借金と貯金とのバランスをどう両立し、改善していくのかという視点で質問をしていきます。

市の財政状況は、令和6年度に借金より貯金が多くなり、改善されました。しかし、令和7年度は、また借金が8億円に増える見込みとなっております。理由は、基金取崩しで貯金が減り、借金である臨財債が減り、普通債が増えたからですが、この借金と貯金との差が、令和8年度は10億円程度に増える見込みの予算書が示されております。

内訳は、新年度予算での市債発行が5億4,730万円、残高は臨財債除きで60億2,000万円が見込まれております。一方、基金からの繰入れは24億1,000万円と、前年よりは2億3,000万円減少はしておりますが、積立て基金の令和8年度末見込みは総額49億7,000万円となっております。

そこで質問ですが、本市の市債残高及び基金残高は、類似団体と比較した場合の水準はどの位置で、どのように認識しているか伺います。

次に、人口減少や税収の伸び悩みが見込まれる中、今後、予定される公共施設の設備や大規模事業を踏まえた場合、市債残高と基金の残高のバランスについてどのような課題があると認識しているか伺います。

3点目は、公債費と将来世代への負担軽減の観点から、市債の発行抑制と基金積立の確立をどのように両立させていくのか、具体的な方策について伺います。

また、災害対応など不測の事態に備えるため、

基金をどの程度の水準で確保していくのか、中長期的な財政見通しと併せて伺います。

次に、2番目の市立学校の今後について質問に入ります。

学校の在り方検討委員会の審議も終わり、答申が出されたと思います。そこで、1点目の在り方検討委員会に諮問した答申内容について、どのような内容か伺います。

また、答申後の進め方について、大まかな流れや対応を数点伺います。

まず、答申を受けて、教育委員会としては基本方針策定に向け、どのように臨んでいくのか伺います。

次に、その方針を踏まえ、市内連携や財政面の検討など、関係課との調整はどのような形で進めていくのかお示してください。

また、統廃合が想定される場合、保護者や地域住民への説明、合意形成は、どの段階で、どのような方法で進めていくのかも伺います。

さらに、具体的な実施計画の策定期限、議会への説明、予算化へのスケジュールなど、どのように考えているのかも伺います。

次に、3番目のAI活用について、本市の活用状況と効果について、質問に入ります。

近年、地方自治体におけるAIの活用は急速に進んでおり、議事録作成や文書整理、住民対応のチャットボットなど行政事務の効率化を中心に導入が進んでおります。

そこでまず、本市の現状について質問ですが、現在、どのような分野でAIが導入されているか、また、導入目的と効果をどのように評価しているのか伺います。

次に住民サービスの活用については、どのような取組が進められているか教えてください。

今後の展開については2回目でお聞きします。

次に、4番目の森林整備について。

本市では、これまで森林環境譲与税を活用した取組として、所有者意向調査、境界明確化、

松くい虫の防除などに活用されております。また、基金積立も行い、今後の森林整備に備えられております。そこで質問ですが、今後の森林整備に向け、令和8年度の森林環境譲与税の利活用の具体的取組事業を教えてください。

2点目は、昨年9月の定例会で示された連携協定締結後のおおすみ100年の森との連携取組事業について、令和8年度はどんな事業を実施されるのか、具体的な事業や予定をお聞かせください。

最後に、5番目の市道内ノ野線改良工事について伺います。

現在、市道内ノ野線は、停滞していた部分の改良工事が進められ、残りの未整備区間も約200メートルとなってきました。しかし、相続未登記などの関係で残り区間は用地交渉が遅れ、再度、令和8年度から新たに辺地に係る総合整備計画が上程されております。そこで質問ですが、内ノ野辺地に係る総合整備計画策定の概要説明と用地交渉の進捗状況について、詳しくお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（草野浩一） 本市の市債及び基金残高は類似団体と比較した場合の水準は、どの位置で、どのように認識しているかの御質問にお答えいたします。

初めに、総務省が公表しております類似団体別市町村一覧では、本市の類似団体は、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、曾於市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市の10市となっております。

その上で、御質問の類似団体との比較でございますが、令和6年度決算で申し上げますと、市債残高は少ないほうから2番目、基金残高は多いほうから9番目となっており、類似団体内におきましては、市債残高、基金残高ともに少ない状況となっており、健全な財政運営に努めているところでございます。

続きまして、市債残高と基金残高のバランスについて、どのような課題があると認識しているかの御質問にお答えいたします。

市債は、議員が言われましたように、公共施設やインフラ整備など必要な公共事業の財源として活用する一方で、その発行に負担が過剰になりすぎないように、抑制を図ることが求められています。

その一方で、基金は予測できない財政需要や景気変動に対応するため、計画的に積み立て、適切な残高を維持することが大切であると考えております。そのため、市債残高につきましては、令和4年度から第2次財政改革プログラムにおいて設定されておりました目標値である90億円以下を達成しておりますので、今後につきましても、目標値の達成に努力したいと考えております。

一方、基金残高でございますが、平成29年11月の総務省自治財政局による地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析によりますと、財政調整基金の積立ての考え方について、標準財政規模等の一定割合と回答した団体のうち、その具体的水準としては、市町村では5%超から20%以下とする回答が多かったところでございます。

そのため、この考え方をういて、本市の令和6年度標準財政規模である56億931万8,000円で試算しますと、2億8,000万円から11億2,000万円程度となるところですが、実際の本市の令和6年度末残高は17億2,000万円の31%程度となり、試算水準よりも高い数値になっております。

しかしながら、これまでの議会などでは、1災害5億円の3回分、15億円の積立てを目標にと答弁しておりましたが、昨今の物価高騰等を考慮すれば、今後は決算の状況を見ながら、これまで以上の額を可能な限り積み立てていかなければならないと考えております。

引き続きまして、市債の発行抑制と基金積立

の確立をどのように両立させていくのか、具体的な方策は、また、中長期的な財政見通しと併せて、基金をどの程度の水準で確保していく考えかの御質問にお答えいたします。

市債の発行抑制につきましては、これまでの議会で答弁しておりますとおり、第2次財政改革プログラムの基本的な考え方を念頭に、新たな財源などによる積極的な歳入確保、既存事業の見直しにより継続的に経費抑制を図り、地方債の発行総額の抑制を行っていく必要があると考えております。

一方、基金積立につきましては、地方交付税等、国の施策に左右される部分が大いところですが、各年度の決算に応じて、財政調整基金や市有施設整備基金へ可能な限り積立てを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（小池康之） 学校の在り方検討委員会に諮問した答申内容と答申後の進め方についてお答えいたします。

本市の学校の在り方に関する諮問に対しまして、垂水市立学校の在り方検討委員会の審議をはじめ、保護者・児童アンケート調査や市内全地区での報告会を開催するなどして、幅広く、より多くの市民の方々の御意見をいただいた上で、様々な観点から協議を重ねていただいたところでございます。

去る1月16日に開催されました第4回垂水市立学校の在り方検討委員会において、これまで積み重ねてきた審議を踏まえ、答申を取りまとめでいただき、2月12日、委員長から市長に答申書が手渡されたところでございます。

答申の内容といたしましては、将来の担い手となる子供たちにとって、よりよい学びの場となるよう検討を進める。検討に当たっては、当事者である子供と保護者の意見を大切にすることを基本方針とし、今後の方向性として、学校の統合が必要と判断し、小学校を1校

に統合すること、また、新たな学校の位置は中央地区が適当と判断し、学校施設の整備を進め、速やかに開校することとなっております。

併せて、低学年に配慮した通学手段を確保すること、統合後の学校生活等に円滑に対応できるよう交流の場を設けること、統合後も地域行事等が継承され、地域ぐるみによる子供の健全育成が図られること等が要望されたところでございます。

来月、市長や教育委員による総合教育会議が開催され、最終的な方向性が示されることとなっており、その内容につきましては、全員協議会において御報告させていただく予定となっております。

来年度以降、その方向性に沿った基本構想の策定に向けて、庁内関係者を中心とした新たな組織を設置し、施設整備に伴う予算規模をはじめ、より具体的な協議を進めていくこととしております。今後、基本構想を策定していく中で、保護者や地区住民の方々への説明会の開催や、議員の皆様方に対しましては、全員協議会等において御報告させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 本市の活用状況と現状についてお答えいたします。

本市は人口減少社会において、持続可能な行政サービスを提供するため、令和6年度に生成AIを導入し、適切な利用を目的に生成AIの利用に関する順守事項をガイドラインとして整備するとともに、職員のデジタルツールに関する知識やスキルを高めるための研修会を開催し、生成AIを活用した業務効率化と生産性の向上に取り組んでいるところでございます。

生成AIの主な用途としましては、各種会議におけるあいさつ文や企画書案の作成、文書の要約、添削などになります。現在のところ、職員がAIを利用して生成した1月の文字数が平

均100万文字を超えるなど、事務処理時間の短縮が図れたことにより、自治体運営の最適化が図られているのではないかと考えております。

議員御指摘のAIの活用については、本市DX推進計画の推進施策としても掲げており、令和7年度に実施しました効果検証におきましては、順調に進捗していると評価したところでございます。

一方で、住民サービスの活用につきましては、現在、庁内業務の効率化を優先しているため、住民サービスへの活用には至っていないところではございますが、仮に職員がAIを活用したことにより削減された業務時間を住民サービスに振り向けることができているとしますと、間接的には住民の皆様への利益につながっているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 森林環境譲与税の利活用の具体的取組事業につきましてお答えいたします。

本市におきましては、国の森林環境譲与税を貴重な財源として、令和2年度に策定いたしました垂水市森林経営管理制度に係る長期方針に基づき、市内民有林の計画的な整備と森林が有する多面的機能の維持・向上に重点を置いた取組を継続しております。

令和8年度当初に計上しました森林環境譲与税事業に係る予算案は、2,171万2,000円に対前年比91万5,000円の増額となっております。

令和8年度の具体的な取組内容としては、森林経営管理制度の着実な推進、多様なニーズに応じた具体的な事業展開、次世代への普及啓発と人材育成の3つの柱で展開してまいります。

まず、森林経営管理制度の着実な推進でございますが、市内を10の区域に分け、15年間で1巡する計画に基づき、森林所有者への経営管理意向調査を順次実施してまいります。所有者から委託希望のあった森林に対しましては、プロ

ット調査や路網確認を行い、民間事業者への再委託、または、市による直接管理の適切な仕分けを行ってまいります。また、本市は地籍調査未実施地区が多いことから、航空写真と現地調査を効果的に組み合わせながら、境界明確化作業を並行して進めてまいります。

次に、多様なニーズに応じた具体的な事業展開でございますが、森林の公益的機能の維持及び地域活性化のため、民間事業者による採算確保が困難な森林につきましては、市が主体となって、直接間伐等の整備を実施し、森林の荒廃防止を図ってまいります。

また、森林保護対策として海潟地区や牛根二川地区などの景勝松林を対象に、樹幹注入や枯損木の伐倒・粉碎処理を実施し、貴重な景観と防災機能を保全してまいります。

そのほか県産材を利用した木造建築物等の二酸化炭素固定量に応じ、交付金を支給することで、木材利用の促進と脱炭素社会の実現に寄与してまいります。

最後に、次世代への普及啓発と人材育成でございますが、次世代を担う子供たちの森林への理解を深める活動への支援や制度の円滑な運用のため、不可欠な森林施業プランナーなどの専門人材の確保・育成に対し、譲与税を戦略的に充当してまいります。

今後も、森林環境譲与税を最大限に活用し、本市の豊かな森林資源を次世代へ確実に引き継ぐため、適正な維持管理に取り組んでまいります。

続きましておおすみ100年の森様との連携取組につきましてお答えいたします。

令和8年度のおおすみ100年の森様との連携した取組としては、林業分野における人材育成や林業・木材産業の活性化、さらには環境教育に資する事業として、森林環境普及啓発推進事業、ファーストウッド推進事業、そのほか森林整備・再造林の推進に関する予算を上程してお

ります。

それでは、それぞれの事業内容につきまして御説明申し上げます。

まず、森林環境普及啓発推進事業でございますが、本事業は、森林づくり活動や木工製作等を通じて、木と触れ合う木育活動として計画しております。ちなみに令和7年度は、秋の産業祭に合わせて実施し、多くの市民の皆様へ御来場いただき、地球温暖化の防止や森林の有する多面的機能の発揮など、森林が果たす重要な役割について、市民理解の醸成を図ったところでございます。

次に、ファーストウッド推進事業でございますが、木製品との触れ合いを通じて、子供たちの豊かな心を育むとともに、森林への関心を深めていただくため、幼児を対象とした健康診査を受診された幼児に対し、地域産木材を使用した木材玩具等を給付する予定としております。

最後に、森林整備・再造林の推進については、伐採後に人工造林が行われていない箇所などを対象に、モデル森林を設定し、植栽による再造林を行う計画でございます。

本市といたしましては、これらの事業を通じ、森林の価値や役割を市民の皆様と共有しながら、持続可能な林業の振興と環境保全に邁進してまいります。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） 内ノ野辺地に係る総合整備計画策定の概要説明と用地交渉の進捗状況につきましてお答えいたします。

市道内ノ野線の道路改良工事については、県道垂水南之郷線の交差点を起点としまして、終点は、市道瀬戸山線との交差点までの約1,780メートルを整備する区間としております。

平成22年度に工事に着手しており、これまで起債事業や社会資本整備総合交付金事業を活用して整備を進めており、今年度末までに改良済み延長が約1,580メートルとなり、工事延長と

しての進捗率は89%となっているところでございます。

令和8年度からの内ノ野辺地総合整備計画の概要は、道路幅員が狭くなっております水之上地区公民館付近の延長約90メートルと上之宮神社付近の延長約110メートルの合計約200メートル区間の用地買収と道路拡幅工事を計画しております。

同計画区間では、残る4筆の用地買収も予定しておりますがこのうち、水之上地区公民館付近の土地3筆のうち2筆は同一名義人となっておりますが、相続関係者が27人おり、このうち10人の同意をいただいているところでございます。残りの1筆についても、相続関係者が27人となっております。また、上之宮神社付近の1筆については、相続関係者が21人となっております。

今後、これらの相続人の方へ引き続き案内文書を送付するなど、事業への協力をお願いをし、用地の協力をいただいた区間から事業を着手できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

市債残高及び基金残高の水準は類似団体と比較してどの位置かについて答弁がありました。類似団体10市のうち、市債残高が少ないほうから2番目、基金残高も少ないほうから2番目でした。また、バランスについてどのような課題があるかにつきましても答弁いただきました。バランスの課題については、市債残高が多く、基金積立が少ないことから、借金過多であること、そして、これ以上悪化させないこと、そこから脱却をどうするかだと思います。

この課題解決こそが、財政健全化への基本だと思います。そのための市債発行抑制と基金積立の確立をどのように両立させていくのが肝ですが、答弁では、市債残高は目標の90億円以下

を達成しているもので、今後もこの目標の達成に努めたいとの答弁でした。

しかし、既に83億円まで改善し、予算書では令和8年度末見込みは77億円です。目指すべきは、基金残高より以下のレベルじゃないですか。目標の見直しを要望しておきます。

また、基金残高について、財政調整基金の積立ての考え方と水準は理解いたしました。基金積立は、各年度の決算に応じて、可能な限り財政調整基金や市有施設整備基金に積立てを行うとの答弁でしたが、基金積立の確立という点で、どの程度の水準を確保していくのが曖昧です。財政調整基金、市有施設整備基金、ふるさと応援基金のこの3つの基金で、どれぐらいの基金積立を確保すれば、市債残高とのバランスが図れるのか、目指すべき水準を、財政課長、お示してください。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

まず、財政調整基金につきましては、1回目の答弁で申し上げましたとおり、財政運営上のリスクに備えるため、総務省の調査結果でもありましたとおり、基金残高は最低でも標準財政規模の10%以上を目安に確保することが適切であると考えております。その上で、本市の場合、海岸線が南北37キロメートルと海と山に囲まれている特徴的な地形のため、大規模災害が発生しやすいことから、1回目の答弁のとおり、基金残高としましては、1災害5億円の3回分15億円を目標としております。

市有施設整備金につきましては、市有施設の多くは建設から30年が経過するなど、施設老朽化の進展に伴い、今後、施設整備に多額の財源が必要となることを見込まれております。国は庁舎をはじめとする公共施設の大規模改修や建て替えについては、基金での対応を基本とする考えでございますので、可能な限り積み立てていくことが理想であると考えております。

ふるさと応援基金につきましては、本市の持

つ地域資源を活用し、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮した元気なまちづくりを進めていくため、垂水市をふるさととして応援する方々の寄附金を財源としていることから、積み立てることを目的とする基金ではございません。

そのため、御質問の3つの基金全体の積立ての目安といたしましては、現時点におきます令和8年度末の3基金の残高見込みが45億5,000万円ほどでございますので、まずは45億円以上を目指したいと考えております。

その上で市債残高につきましては、財政への負担を適切に管理するため、将来負担比率を100%以下に維持することが重要と考えております。議員御承知のとおり、この指標が100%を超えた場合、将来の返済が自治体の財政健全性を低下させるリスクが高まるといわれております。

本市では、令和6年度決算において、将来負担比率は将来負担額となる地方債の現在高の減に加え、充当可能財源等となる基金のうちふるさと応援基金等の増により、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、実質的な将来負担額がなく、比率はマイナスとなっており、依然として適正水準でございますが、新規の市債発行に際しましては、慎重に検討し、自治体規模に見合った健全な水準を保持してまいりたいと考えており、これらの基金の積立てや市債残高の管理を踏まえ、税收動向や歳出規模を慎重に見極めながら、垂水市の持続的な発展に寄与する財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。垂水市の規模に応じたように、市債残高も、積立ても、適正な水準をお願いしたいと思います。

私は、基金積立の確立は、一部答弁もありましたが、当面の間、市有施設整備基金と財政調整基金を年度末の特別交付税や繰越金でできる

だけ積み立て、できるだけ崩さず、財源不足にはふるさと応援基金を活用して、全体を一定水準まで引き上げることを願っております。

積立て基金をどの程度の水準で確保していくかについては、今、45億円以上ということでしたが、臨財債を除く市債残高を超えることが第一目標です。60億ぐらいですね。財政調整基金、市有施設整備基金、ふるさと応援基金で60億円ぐらいまでは積み立てる方向で取り組んでほしいと思います。

私の願い、考えは述べましたが、それでは、最後に持続可能で健全な財政運営について、基本的な考えを、市長、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

財政だけを考えると、歳出削減、歳入確保と、簡単にいえば、使わないことが一番たまるということであります。

しかしながら、多様な少子高齢化の中で、市民の皆様のニーズも増えておりますから、よくお話をさせていただきます、昔、80億だったのが、特に令和7年度は160億とちょっと倍ぐらい、いろんなルールの中で支出を頑張らざるを得なかったという背景がございますけれども、令和8年度に関しては、130億をちょっと超える形で、しかしながら、過去最大規模の支出ということでございます。

前田議員の持続可能で健全な財政運営についての基本的な考えということでございます。

初めに、繰り返しになりますけれども、議員御承知のとおり、平成16年当時の本市の財政状況は自主財源が非常に乏しく、市債や地方交付税等に依存する割合が、今以上に高い構造にありまして、また、公債費や人件費などの義務的経費の増加が、財政運営への多大な負担となっております。財政状況は非常に硬直下した状態が続いていたために、特段の措置を講じなけれ

ば、財政再建団体に陥るおそれもある、危機的な状況にありましたことから、本市の財政の破綻を回避し、本市の重要課題に適切に対応できる、弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築するため、本議会初日の施政方針でも申し上げましたように、財政改革プログラムによりまして、事務事業の見直し、人件費の削減、垂水市市有整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定、ふるさと納税の増額など、中長期的にこれまで取り組んできているところでございます。

一方で、地方自治体の予算編成は、その年、その年、その時々々の現下の社会情勢や住民ニーズに合わせ、必要な施策を行うなど、戦略的に財政出動を行わなければならないと考えております。

本市におきましても、少子高齢化の進行や生産者人口の減少などによる経済の停滞など、地域が抱える重要課題の解決に必要な予算を講じるなど、積極的に市財を投じなければならない年もあるというふうに考えております。

議員が日頃から言われている財政計画を策定することも、大変、大切なことであるというふうに十分認識はしておりますけれども、長期的な視点に立った、メリハリのある財政運営も、地方自治体には求められていると考えております。

そのために、持続可能な、健全な財政運営を実現するためには、人口減少、税収減少、災害などの潜在的なリスクについて、長期的な視点に立ち、市税だけでなく交付金や補助金の効果的な活用を検討しつつ、本市の基幹産業など地域産業を支援し、雇用を増すことで、市民所得と税収を向上させる一方で、市民に必要不可欠なサービスは維持をし、過剰投資や無駄な支出は抑制するため、民間委託や官民協働、いわゆるPPPを検討するなど、費用対効果の高い運営を行わなければならないと考えております。

また今後も、人口減少や高齢化が進行していくことから、今後、見込まれる高齢者福祉や医療費の負担増に対し、現在、たるみず元気プロジェクトに取り組んでおり、その事業成果ができてつつありますように、予防医学や健康づくり事業を促進するとともに、若い世代を地域に定着させるための子育て支援や居住支援施策を強化しなければなりません。

さらには、今後は農業、観光、文化などの地域の強みや資源を最大限活用して、地産地消型の経済モデルを推進することで、地域産業の活性化を図り、観光や地域資源を活用して、外部からの収益源を増やす取組を行うこととしております。

いずれにいたしましても、健全な財政運営は、市民の生活を守りながら地域の将来を形づくる基盤でありまして、行政サービスを維持・向上させ、市民の皆様安心して満足を提供することが、市の責務と考えているところでございます。

そのため、効率性・透明性・長期的展望を持って、市民の皆様とともに持続可能なまちを作り上げることが、私、市長としての大きな使命であると考えております。引き続き、持続可能な健全財政を実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。これまでの財政健全化に努めてきましたことは大いに評価しております。また、予算編成の考え方や持続可能で健全な財政運営を実現するための取組、観点などを聞かせていただきました。ありがとうございます。

ふるさと応援基金が好調のうちに、基金積立と市債残高の両立を図って、公債費が増えないよう財政運営のかじ取りをよろしくお願いしまして、財政状況については終わります。

次に、2番目の市立学校の今後について答弁いただきました。

答弁では、統廃合に向けた内容の答申が市長に提出されたようです。3月に、市はこれを受けて、方向性を決定する総合教育会議を開催されるとのことでした。新年度以降は、方向性に沿った基本構想の策定に向け、新たな組織を設置し、予算規模など具体的な協議を進めていくとのことで、今後の対応やスケジュール等についても、大体分かりました。

それらについては、具体化した時点でまたお伺いしたいと思います。なお、統合に向けては、できるだけ慎重に、また、かつスピード感をもって進めていただきたいと思います。

それでは次に、答申を受けて、本市の教育の将来像をどのように描かれているのか、教育長に伺います。

○教育長（明石浩久） 御質問ありがとうございます。

先月末の本市の人口集計によりますと、0歳児の数は35人、1歳児が32人、2歳児が32人となっております。今年度、垂水市立学校の在り方検討委員会を進めていく中で、加速する少子化の現状に驚きを禁じ得ませんでした。

学校は子供たちが成長していく上で、欠くことのできない学習経験、生活経験を積む大切な教育の場であり、また、友達や先生との交流を通して、人間性を豊かに育む場であると考えております。

学びの場としての学校は、単に教科などの知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な意見や考えに触れさせることを通して、深く考える力や思いを表現する力を育むなど、切磋琢磨しながら問題を解決していく力を身につけさせる場でもございます。

また、生活体験を積む場としての学校は、周囲の人々との関係を通して、力を合わせて物事を成し遂げる、決まりやルールを決めて守っていく、よりよい人間関係を構築していく、また、ときにはけんかもしながら、ごめんなさいと人

間関係を修復していく、そうした力や心を育み、社会生活に必要な資質や能力を身につけさせる大事な場であると捉えております。

垂水中央中学校勤務の折には、部活動は11の選択肢があり、活気と勢いがございました。また、小規模校から入学した生徒が、体育大会で初めての全員リレーを懸命に走り、大声で声援を送る姿も見られました。

さらに数学などの授業では、一クラスの子供たちを理解度や本人の希望によって、2つまたは3つのコースに分けた少人数指導や習熟度別学習も行っておりまいました。

多様な友人と関わる機会や集団行動を通じて社会性を育成したり、教員の経験年数や専門性に応じた指導体制を構築したりするためには、小学校におきましても、一定規模の集団を確保する必要があると考えております。

今後も、垂水市立学校の在り方検討委員会の答申を踏まえるとともに、学校教育を進めていくために、直接の受益者である子供や保護者の思いを大切にしながら、垂水の未来を担う子供たちの望ましい教育環境の構築に尽力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。人口減少、少子化で学校の在り方も変化し、新たな対応が必要になってきています。そのような状況で大事なことは、子供たちにとって望ましい教育環境で学ばせることです。将来を担う子供たちのために、現在と未来を見据えた教育・学校づくりを目指して、御尽力いただきますようお願いいたします。

この件は、これで終わります。

次に、3番目のA I活用について答弁いただきました。現在のA Iの導入状況や効果は分かりました。住民サービスの活用分野はまだのようですが、今後は必要です。

そこで次に、今後の展開として、新年度はど

んな事業を計画されているのか、また今後、どの分野でどんな活用を進めていかれるのか、考えを企画政策課長に伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 今後の展開についてお答えいたします。

初めに、生成ＡＩの活用でございますが、生成ＡＩについては、職員アンケートで全職員が利用したいと回答した一方で、業務効率化の効果を感じた職員は63.7%にとどまっていることから、今後はさらなる利用拡大を図っていきたいと考えております。

この利用拡大のために、まずは令和８年度から、現在利用している生成ＡＩに加え、新たにＱｏｍｍｏｎｓＡＩを導入する予定でございます。ＱｏｍｍｏｎｓＡＩは全国650以上の団体で利用されており、住民対応をサポートする公共サービスサポートや法律に基づく行政文書の作成、論文や事例を基にした施策立案支援など、自治体業務に特化した多様な機能を有しているため、さらなる業務効率化が期待できると考えております。

また、生成ＡＩの利用を推進するため、ＡＩ提供事業者による一般職員向け及び管理職向けの職員研修を本年５月頃に実施し、ＡＩ導入効果を高めていきたいと考えております。

次に、住民サービス分野についての具体的な施策でございますが、令和８年度を始期とする第２期垂水市ＤＸ推進計画に基づき、本市公式ホームページや専用アプリを通じて、住民の皆様からの問合せに24時間対応し、行政手続の方法や制度利用の案内を迅速かつ容易に取得できるＡＩチャットボットの導入に向けた検討を開始したいと考えております。

そのほか、防災・危機管理分野においては、過去の災害データや気象情報を分析し、災害発生時の避難指示や地域ごとのリスク管理をより精密化するデジタル防災対策や高齢者の見守り支援などへＡＩを活用することにより、住民の

皆様の安心感向上につながることを期待されるため、引き続き、住民ニーズを継続的に調査し、検討を進め、社会的課題や行政サービスの改善に資する施策を着実に展開し、また、導入効果を定期的に検証し、課題があれば適切に対応しながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。新年度は、新たなＱｏｍｍｏｎｓＡＩという多様な機能を有したＡＩの導入をされると伺いました。また今後、住民サービス分野でもＡＩチャットボットの導入を検討するとのことでした。大いに期待いたします。ＡＩ活用で業務効率化、住民サービスをさらに進め、人口減少、少子化をカバーする高度な活用を目指して、ＤＸをさらに推進していただきますようお願いいたします、この件は終わります。

次に、４番目の森林整備について、令和８年度の森林環境譲与税の利活用、取組事業を答弁いただきました。また、令和８年度のおおすみ100年の森との連携取組事業についても教えてくださいました。ありがとうございます。

本市の森林整備については、所有者の高齢化、相続未登記、地籍や境界問題、急峻な地形など、数多くの問題があることは承知しておりますが、一方で、森林の果たす役割と重要性を考えると、これらの問題を放置していくわけにはいきません。昨年締結されたおおすみ100年の森との連携協定を活用し、今後、これらの課題解決を押し進めていただきますようお願いいたします。

ただ、それを阻む大きな課題があります。それは森林整備のネックになっている地籍調査問題です。これを推進することが最優先課題となっています。地籍調査は土木課の所管ですので、土木課に地籍調査推進をお願いし、森林整備が進展するよう働きかけをお願いいたします。先日の産業厚生委員会でも地籍問題は取り上げられ、同様の要望がありました。この問題は避け

て通れませんので、よろしくお願いしておきます。

それでは最後に、本市の森林整備について、市長の考えをお聞かせください。手短にお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 本市の森林面積は約1万2,791ヘクタールと、市の約8割を占めております。森林は、山地災害の防災や地球温暖化の防止、水源涵養など、市民の安全で豊かな暮らしを支える多面的機能を有しておりまして、SDGsが掲げる持続可能な社会形成に不可欠な存在でございます。

この豊かな大隅の自然を次世代へ引き継ぐことは、私たちの重大な使命でもあり、おおすみ100年の森との包括連携協定を最大限に生かして、今後も官民一体となって進めてまいりたいと思います。

今後も森林環境譲与税を財源として、戦略的に投資をし、豊かな森林を未来へ躍動する垂水を目指して、林業振興と環境保全が両立した持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。本市の森林整備、林業分野は、他市町村に比べて遅れているように感じます。こちらのほうも力を入れていただきますようお願いして、この件は終わります。

次に、市道内ノ野線の改良工事の総合整備計画の概要説明と、用地交渉の進捗について答弁いただきました。ありがとうございます。

総合整備計画では、残りの用地交渉を令和8年度に行い、令和9年度と10年度で工事を行う予定のようですが、土木課の職員が用地交渉を行うのではなく、専門的職員を配置して行わないとなかなか進展しないと考えます。そこで、専門的職員を配置する考えはないか、土木課長に伺います。

○土木課長（福留健一） 市道内ノ野線の工事における用地交渉専門職員の配置の考えにつきましてお答えいたします。

市道内ノ野線の道路改良工事は、先ほども答弁させていただきましたが、平成22年度に着手しておりまして、残る約200メートル区間は、相続登記されていない土地があり、市外・県外の相続人も多いことから、用地取得に時間を要しているところでございます。令和5年度と令和6年度は用地交渉を重点的にを行い、今年度は約100メートルの改良工事を実施しているところでございます。

御提案の用地交渉専門職員の配置についてですが、用地交渉や所有権移転登記等の専門知識を有する職員の配置は、用地取得を進める上で効果的であると考えられます。

しかしながら、現在、土木課所管の事業で用地買収を伴う工事は、市道内ノ野線の改良工事のみであります。新たに用地交渉専門職員を配置するのは難しいところでございます。

現在の体制で引き続き、文書や電話での協力をお願いや直接県外に赴き、用地交渉を行うなど、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 現状では、用地交渉専門員を配置するのは難しいとの答弁でした。

しかし、現状の体制では、なかなか進展しにくいので提案しているわけです。答弁にありました残り区間の用地交渉は、相続未登記で相続人も多く、市外・県外の方が多いため、用地取得が長期化しているわけですが、専門職員の配置が難しいなら、コンサルタントに委託するなど、いろいろな方法で用地交渉を進めないと、残り区間の工事が一向に前に進みません。

内ノ野線の道路改良工事が、今度の総合計画で完成するためにも、外部委託などいろいろな方法をぜひ検討していただき、早期に用地交渉

が成約に至るよう要望いたしまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は4時から行います。

午後3時52分休憩

午後4時0分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 令和8年初めての質問となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

1問目に、垂水市建設残土処分地について質問いたします。

上野台地に設置してあります垂水市建設残土処分地は、本市の公共事業等の建設残土等が搬入され、埋め立てられてきています。これは、垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例により、平成13年7月1日から施行されていますが、条例第1条に、本市公共事業等の建設残土及び桜島降灰を処分するための施設として、垂水市建設残土処分場を設置するとなっております。

規則では第2条の2項に、管理責任者は土木課長をもって充てるとなっております。建設残土処分場の設置をしなければならなかった経緯やこれまでの経過を土木課長に伺います。

2問目に、クルーズ船乗客の誘致に係る垂水市観光モビリティ共創実証事業について質問いたします。

令和8年度垂水市施政方針基礎資料に記載されています、観光振興に係る新年度予算に、新規事業としてクルーズ船乗客の誘致に係る垂水

市観光モビリティ共創実証事業が掲載され、クルーズ船乗客の誘客創出事業であり、本市の観光振興と二次交通の課題解決するための実証事業、マリンポートからフェリーで垂水市へ誘客の上、貸切バスまたはタクシーで垂水市内を周遊し、体験メニュー及び食事等を堪能する事業と記されておりますが、事業の取組方を伺います。

3問目に、垂水市3つの駅を核とした稼ぐ観光地づくり事業について質問いたします。

垂水市観光振興計画に基づき、道の駅たるみず湯つ足り館、道の駅たるみずはまびら、猿ヶ城溪谷森の駅たるみずの3つの施設整備を行うとなっておりますが、3つの駅の整備内容を伺います。

4点目に、市内事業者の人材確保支援について質問いたします。

新規事業として、株式会社タイミーと共同で、市内事業所の人材確保を支援するとともに、市内においても株式会社タイミーの仕組みを活用することで、市職員の負担軽減を図ると記されていますが、事業の取組方を伺います。

5問目に、歴史民俗資料館調査研究事業について質問いたします。

この質問は先に高橋議員が質問されておりますので、重複する点もあるかと思いますがよろしくお願いいたします。

歴史民俗資料館の設置に向け、調査研究を開始し、先進地視察等を行うとなっておりますが、事業の進め方について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（福留健一） 垂水市建設残土処分場のこれまでの経緯についてお答えいたします。

垂水市建設残土処分場は、先ほど質問にありましたとおり、平成13年度に公共工事の建設残土や桜島降灰を処分するための施設として、県へ保安林解除や林地開発許可を申請しまして、これまでに公共事業や災害復旧事業等で発生し

ました建設発生土約40万立米、10トントラックに換算しますと約7万台ほどを受け入れておりまして、現在、ほぼ満杯となっているところでございます。

今年度、現地の除草作業を行い、ドローンによるレーザー測量や現地での細部測量を実施した結果でも、計画している土砂量に達していることを確認したところでございます。

現在、土砂の受入れは中止しておりまして、公共工事の残土は桜島などの民間処分場に持ち出しをしているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 事業の取組についてお答えいたします。

先ほど堀内議員の答弁に一部重なる部分もございますが、改めまして答弁いたしたいと思えます。

本事業は、クルーズ船の乗客の誘客を行い、観光に係る二次交通の課題を解決し、本市の観光振興に資することを目的に、国の事業を活用して行う実証事業でございます。

なぜクルーズ船かということでございますが、令和7年1月から12月までの1年間で、本県に129回のクルーズ船の入港があり、乗船客は22万人を超えております。この乗船客22万人につきましては、今年1月時点の大隅半島4市5町の推計人口約21万人よりも多く、誘客における魅力的な市場規模であり、マリンポートから比較的近く、本市の立地条件もよいことから、クルーズ船の乗客の誘客に注力しているところでございます。

また今年度、策定作業を進めている垂水市観光振興計画においても、誘客における主なターゲットとしてクルーズ船の乗客を設定する予定であり、本事業はこれを達成するための基本施策となる事業でございます。本事業を通じて交流人口の増加に寄与するとともに、稼ぐ観光地の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えて

いるところでございます。

次に、3つの駅の整備内容につきましてお答えいたします。

初めに、本事業につきましては、本年度策定作業を進めている垂水市観光振興計画において、来訪者のニーズに応じた地域資源のブランディングを達成するために、基本施策として掲げている3つの駅の魅力向上に基づく事業でございます。

基本的な整備内容の方向性としては、来訪者アンケートでのニーズを踏まえた機能、サービスの充実と各施設の連携強化を図り、立ち寄り観光の促進と滞在時間の延長による稼ぐ観光地づくりを目指そうとするものでございます。

整備内容でございますが、3つの駅で統一したモニュメントを設置し、写真撮影スポット、いわゆる映えスポットを整備して、3つの駅の周遊のきっかけになればと考えているところでございます。

具体的には、道の駅たるみず湯つ足り館におきましては、足湯付近の未利用地を活用して、屋根つき休憩所や子供が遊べるようなじゃぶじゃぶ池の設置を検討しているところでございます。猿ヶ城溪谷森の駅たるみずにおきましては、モニュメントの設置を検討しているところでございます。道の駅たるみずはまびらにおきましては、護岸と建物の間にある未利用地を活用して、屋根つき休憩所や近くの温泉の泉源を活用した施設等の設置を検討しているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 市内事業所の人材確保支援について、支援の内容とそれから市内の取組についてお答えさせていただきます。

令和7年垂水市議会第3回定例会における梅木議員と前田議員からの御質問にもお答えしましたとおり、本市におきましては、近年、基幹

産業である農業・漁業や介護等の現場等におきまして、労働力や人材の不足が深刻な課題となっており、この課題の解決を図るため、昨年7月に株式会社タイミーと包括連携協定を締結したところでございます。

この協定に基づき、タイミーが有する働きたい人と働き手が欲しい企業・事業所等をアプリによりマッチングする仕組みを市内各事業所に御活用いただくことで、人材確保という課題を解決する一助としていただくとともに、新たな雇用創出が期待されるものとして考えているところでございます。

このことから、より多くの事業所の皆様にサービスを御活用いただきたいと考えており、広く市内の事業者の皆様への周知を積極的に図っているところでございます。

具体的な取組でございますが、昨年7月に、まずは、関係課に制度を理解していただくことが必要と考えましたことから、本市の基幹産業である第一次産業や介護福祉分野の事業者の皆様との関連が深い、農林課、水産商工観光課、福祉課を対象に説明会を開催し、タイミーが展開している事業やサービスについて説明を行ったところでございます。

その後、それぞれの所管課を通じて関連事業者にお声かけいただき、8月には事業者の皆様を対象とした説明会を開催したところ、8事業所から10人の方の参加があったところでございます。

また、昨年10月には、広報誌においてタイミーとの取組について特集として取り上げ、タイミーの紹介やマッチングの仕組みについて説明するとともに、事業者向け説明会に参加された方からの声を掲載するなど、工夫をしてきたところでございます。

その後、10月に開催した第2回目の説明会には、2事業所2名の方に御参加いただいたところでございます。人数こそ少人数でございま

すが、その分、具体的なサービスの内容や導入後の連携について、積極的な意見交換がなされていたところでございます。

続きまして、庁内の取組につきましてお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、株式会社タイミーとの連携につきましては、労働力不足への対応という地域課題解決につながる可能性がございますが、市役所庁内におきましても、同じく人材不足は懸念されるところでございますので、タイミーとの連携により、この課題解決に努めたいと考えているところでございます。

具体的には、今般の議会に新年度予算案として、イベントのスタッフや所管する施設の環境整備等を目的に、人材を確保するための予算を計上しております。これにより、職員の負担軽減やイベント等の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（大迫隆男） 事業の進め方につきましてお答えいたします。

本市におきましては、貴重な文化財が多数存在していることから、そうした貴重な文化財につきまして、適切に保存し、公開する施設の必要性は、兼ねてから検討していたところでございます。

まず、来年度は、基礎調査として多様な施設や検討組織の在り方について、先進地視察を行う予定としております。視察先としては、指定管理者を導入している資料館、観光交流施設と複合されている資料館、既存施設を利用した資料館などから選定する予定でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答式でお願いいたします。

まず、1問目の垂水市建設残土処分地について、これまでの経過を伺いましたが、昨年、9月18日の産業厚生委員会でのこの件についての

質疑等を踏まえましていきますと、処分場は県の林地開発許可を受けて土木課で管理しながら、処分場への土砂搬入を行ってきているということですが、関係者等の話では、以前から満杯状態になっており、現在、搬入を停止されているとの声が聞かれています。今後、どのようにされていくのか伺います。

○土木課長（福留健一） 垂水市建設残土処分場を今後どのようにしていくのかという御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたけれども、垂水市建設残土処分場は、計画した土砂量に達しているところでございます。今後は、林地開発許可申請の際に条件となっておりました残りの調整池を7か所、また、周辺部の側溝布設、植樹等の土砂流出防止の施設整備を実施する必要があります。現在、これらの事業費の算出等を行っているところであり、これらの施設整備の完成後に、林地開発許可者であります県の検査を受ける予定としているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。今後は、県の林地開発許可を完了させるために、許可条件の調整池をつくり、山に返し、県の検査を受けなければならないというようなことであります。県の検査を受けるためには、排水対策のために調整池を7か所をつくり、全体を整備して許可申請を完了させていくということと、これまでの経緯と許可申請を完了させるために整備していくという流れは分かりました。しっかりと整備を進めていただきたいと思います。

要は、この許可申請が完了した後の活用をどういうふうにしていくのかということでもあります。ここに皆さんの関心が持たれているところでございます。この処分地の面積は、5町歩と広大であり、景観、眺めのすばらしいところです。

私は、県の果樹試験場が閉鎖されるときに、

市街地から近くで、目の前の錦江湾が池のように感じられ、右に桜島、左前方に開門岳が眺望でき、背後には高隈連山がそびえる、このような絶景はそうざらにはなく、皆さんが訪れ、楽しむことの取組はできないかと質問したことがありました。

この場所も景観的には全く同じで、しかも、今回は土地の所有は市であります。県の検査が終了した後は、そのまま何もせずにしていくよりも、皆さんが訪れ、楽しめるように活用されるよう要望しておきます。終わります。

次に、2問目のクルーズ船乗客の誘致に係る垂水市観光モビリティ共創実証事業について質問していきます。

1回目に、事業の目的と取組について伺いましたが、年間で大隅半島の人口より多い22万人を超えるクルーズ船乗客の誘致とマリンポートからの観光二次交通の課題解決と本市の観光振興に資することを目的として、交流人口増加につなげ、稼ぐ観光地の実現に取り組んでいきたいとしております。積極的な取組、実証事業であると思うところでございます。期待いたします。

次に、交通対策について質問いたします。

交通対策として、マリンポートからフェリーで垂水市へ誘客の上、貸切りバスまたはタクシーで垂水市内を周遊するとなっておりますが、具体的な対策を伺います。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 交通対策についてお答えをいたします。

本市の観光における交通環境につきまして、鹿児島市からのアクセスとして、垂水フェリーや桜島フェリーの定期航路がある一方で、各港に接岸後のバスやタクシーの便数が少ないことが課題であり、いわゆる二次交通の利便性向上を図る必要があると考えているところでございます。

今年度、策定作業を進めている垂水市観光振

興計画に係る市民アンケートにおいても、観光地として優先的に取り組むべきものとして、バスなど公共交通の利便性向上が最優先課題となっている状況でございます。

このようなことから、観光客にとってストレスフリーで継ぎ目のない交通環境の確立が必要であり、今回、国の事業を活用して、行政、交通事業者、観光関連事業者等が連携し、マリンポート発着の貸切りバス等を運行する実証事業を行おうと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。マリンポート発着の貸切りバスを運行し、フェリーで往来する計画は、観光客にとって継ぎ目のない二次交通環境となり、ストレスフリーにつながるものと感じます。この対策を確立することで、本市への誘致が高まっていくものと思っております。

そういうような経過を踏まえながら、次に、市内の周遊について質問しておきます。市内を周遊し、体験メニュー及び食事等を堪能するとなっていますが、考えられている周遊案をお伺いいたします。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 市内の周遊についてお答えいたします。

クルーズ船乗客の誘客につきましては、これまでクルーズ船会社やクルーズ船会社旅行商品の造成を受託している旅行会社に対して、鹿児島県観光連盟やおおすみ観光未来会議等と連携して、積極的に営業活動を展開してきたところでございます。

この営業活動や商談会において、旅行会社や関係機関のアドバイスをいただき、本市が誇る観光素材である食・温泉・体験について限られた時間の中で、一気にまとめて御堪能いただける周遊プランを提案しているところでございます。

クルーズ船乗客の滞在時間は、マリンポート

に朝、入港した後から、その日の夕方に出港するまでの約8時間でございます。

周遊内容を具体的に申し上げますと、午前9時過ぎにマリンポートを出発し、垂水フェリーの定期航路や遊覧船等を利用して垂水市へお越しいただき、着岸後は郷土芸能等で歓迎セレモニーを行い、お出迎えをしたいと考えているところでございます。

セレモニー終了後はバスで移動し、午前中はカンパチの餌やり体験や地元の焼酎蔵の見学などの体験メニューをお楽しみいただき、昼食は市内の飲食店において、桜島美湯豚やブリ、カンパチ、焼酎などの特産品を味わっていただき、その後は、道の駅等での温泉や買物時間を設け、心身ともにリラックスした後、午後3時頃には垂水市を出発し、桜島や錦江湾の景観を楽しみながら、午後5時頃にはマリンポートへ到着する周遊プランでございます。

この周遊プランは、現在策定中の垂水市観光振興計画の基本理念である食と温泉、豊かな自然の恵みで心も体も整うプチ・リトリートを形にしたものでございます。多くの誘客が図れるとともに、市内の店舗での消費により、稼ぐ観光地づくりにも寄与できるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしますと、カンパチの餌やり体験、焼酎蔵の見学、昼食は桜島美湯豚、ブリ、カンパチ、焼酎など、特産品を味わい、道の駅での買物などの時間を過ごしていただき、垂水の魅力を直に感じていただくということでございます。ほかにも垂水の魅力はまだたくさんあると思われます。そのような観点から、乗船客がもう一度行きたいと思うよりも、たびたびこれからも行きたいと思えるように取り組んでいただきたいと思っております。

次に、クルーズ船乗客への誘客案内と外国人

への対応について伺います。

○水産商工観光課長（大藺俊一） クルーズ船乗客への誘致案内と外国人への対応についてお答えいたします。

初めに、誘致案内でございますが、今回の実証事業のようにクルーズ船の公式ポストツアー以外の旅行商品につきましては、公式ポストツアーに参加されていない方をターゲットに、マリンポートに接岸後、誘致案内をすることとなりますが、その方法では安定した誘客が図られるか懸念されますので、現在、クルーズ船会社に対して、マリンポートの1つ前の寄港地からクルーズ船に乗船し、船内において観光PRや誘致案内ができないか、もしくは、船内の観光コンシェルと連携した誘致案内ができないかなどの方法を提案し、交渉を継続しているところでございます。

また、オンライン予約による申込みができないかなど、多様な方法について調査研究を重ねているところでございます。

次に、外国人への対応でございますが、令和6年度にマリンポートへ寄港したクルーズ船乗客の国別割合につきましては、欧米系が34%、日本が28%、中国が17%、台湾が12%、アジア系が6%、その他が3%の実績でございます。

また、クルーズ船は、サービス内容や料金、船内設備により、カジュアル、プレミアム、ラグジュアリーの3つのクラスに分かれておりますが、どのクラスにも多くの外国人が乗船しており、本実証事業にも多くの外国人の参加が想定されているところでございます。

外国人への対応につきましては、多言語対応、キャッシュレス決済への対応、フリーWi-Fiスポットの導入など多岐にわたりますが、本市といたしましては、本実証事業への参加者の国籍などに配慮した多言語による案内など、ストレスフリーな観光をお楽しみいただき、本市の魅力を伝えることが重要であると考えている

ところでございます。

このようなことから、本実証事業のための通訳との契約や地元での多言語案内に対応できる方の発掘、包括連携協定を締結している株式会社タイミーとの連携による人材確保などにより、外国人の受入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいまの答弁からしますと、乗船客の全体の中の日本人の割合は28%、約3割だというような数字でしたけれども、そういう数字から行きますと、圧倒的に外国人の方が多いんだなということを知りました。

その中で、ポストツアーに参加されない乗船客をターゲットに、1つ手前の寄港地から乗船し、船内観光コンシェルジュと連携し、マリンポートに着岸するまでに誘致を図ることやオンライン予約などを調査研究する外国人対応は、通訳との契約、地元で多言語案内に対応できる人材の発掘、確保に進めたいということでありました。乗客への案内、誘客活動が課題のように思います。

先ほどの堀内議員への答弁では、この事業をしていくための垂水市への誘致客はどのぐらいを見込んでいるのかというようなことでは、20人程度を見込んでいるというようなことでございましたけれども、この20人を確保するための対策が、事前に乗船して、案内周知に図っていきたいというようなことでございますけれども、船内の観光コンシェルジュとの連携も大きく左右するのではないかと感じているところでございます。

観光課が考えている想定どおりになるよう、調査研究に頑張っていただきたいと思います。

次に、時期と回数について伺います。よろしくお願いたします。

○水産商工観光課長（大藺俊一） ありがとう

ございます。時期と回数についてお答えいたします。

初めに時期でございますが、鹿児島県の公式ウェブサイトに掲載されているマリポートなどへのクルーズ船の入港情報によりますと、令和7年1月から12月までの1年間で129回の実績があり、時期の隔たりはなく、毎月入港している実績でございます。

本市の実証事業につきましては、事業申請や採択のスケジュールから、第1回目の実施につきましては、早くても秋になるのではないかと考えているところでございます。

次に回数でございますが、事業採択条件やクルーズ船会社との交渉次第で変更になる可能性もございますが、4から5回程度を考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 時期につきましては秋以降を考えていると、回数については1回から5回程度の実証事業であることが分かりました。（発言する者あり）ごめんなさい、回数でしょう。回数は、4回から5回程度ですね。すいません、ちょっとメモの見間違いしました。申し訳ありません。

回数については、4回から5回程度の実証事業であることが分かりました。観光振興に積極的に取り組み、交流人口のさらなる増加となり、地域の活性化につなげる実証事業ですが、これについては、先ほど市長も堀内議員からの要請に応じて、市長の考え方を述べていただきましたが、計画どおりに推進できるよう、そして成果につながるよう期待して、この件は終わります。ありがとうございました。

次に、垂水市3つの駅を核とした稼ぐ観光地づくり事業について質問いたします。

1回目で3つの駅の整備内容を伺い、答弁をいただきましたけれども、3つの駅に統一したモニュメントを設置し、牛根の湯っ足り館には

子供たちが遊べるじゃぶじゃぶ池の設置、たるみずはまびらには、湯っ足り館と同じような屋根つき休憩所や温泉を活用した施設の設置を検討しているとのこととあります。

湯っ足り館の広場には、国旗のふるさととして、昇平丸のモニュメントをはじめ、幸運の釣鐘等が設置されており、はまびら道の駅にはたるのモニュメントと子供たちが楽しめる遊具が設置されておりますが、さらに新年度で検討されているモニュメント等が整備されますと、来場者の楽しみ、リラックス感が広がり、来場者の増加につながるものと思います。期待しております。

そのようなことから、次に、活用する国・県の支援事業について伺います。財源は国や県の事業を活用予定となっているが、どのような支援事業なのか伺います。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 活用する国・県の支援事業につきましてお答えいたします。

初めに、国土交通省観光庁の令和8年度の予算概算には、持続可能な観光地域づくりや地方インバウンドの戦略的な推進、ユニバーサルツーリズム対応の環境整備などが盛り込まれているところでございます。観光立国の実現に向け、全国の観光地における課題への対応を進めつつ、観光を通じた地方創生や新たな市場の創出に狙いがあるものと推察しているところでございます。

次に、鹿児島県の令和8年度の予算概算ではございますが、観光の稼ぐ力の向上をキーワードに、国内外における戦略的なPRの展開、魅力ある癒しの観光地の形成、戦略的な誘客の展開、オール鹿児島でのおもてなしの推進などが盛り込まれているところでございます。

今後、各支援事業の性質や補助率等の内容を精査して、本市の財政負担を最小限に抑えた上で、費用対効果の高い事業を活用して、魅力あ

る施設の整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。国土交通省観光庁の令和8年度予算概算にある持続可能な観光地づくりなどや、鹿児島県の令和8年度予算概算にある観光の稼ぐ力の向上による数種の事業を精査して、費用対効果の高い事業を活用して、整備していくことが分かりました。

この事業には予算がつけられていないようですが、ただいまの答弁に、補助率の内容を精査して本市の財政負担を最小限に抑えた上で、費用対効果の高い事業を活用していくということでありましたが、国の100%事業を優先して検討していかれると思うんですが、事業によっては事業が確定した段階で、市負担としての補正予算が出てくるのではないかと考えられますが、その点をお伺いいたします。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、なるべく補助率の高いもの、できるなら観光課としては100%補助のものを選別して、申請をしていきたいと思っておりますが、いかんせんこれ計画でございますので、相手方もございますので、補正予算等が、今後、ある場面もあるかもしれませんが、そのときは、また、皆様に御意見いただきながら、補正予算の提出をさせていただきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、補助率100%の事業を目指して、観光課としては取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。分かりました。

ただいまの垂水市3つの駅を核とした稼ぐ観光地づくり事業、クルーズ船乗客の誘致に係る垂水市観光モビリティ共創実証事業の取組は、垂水市の観光振興を推進する積極的な取組であ

り、期待しております。取組に頑張っていただきたいと思います。

これで、この件については終わります。

次に、4、市内事業者の人材確保支援について質問いたします。

1回目で、近年、各種事業で人材が不足していることに対して、包括連携を締結している株式会社タイミーのアプリマッチングを活用して、働きたい人と働き手が欲しい事業者等がアプリマッチングして働くことの確保と人材の確保につなげていくという仕組みであるということで、これまで、市の関係課や事業者向けの説明会や、昨年10月には、広報誌にタイミーの紹介とマッチングの仕組みを掲載し、事業者等に2回の説明をしてきているということの答弁をいただき、事業の取組が分かりました。

そのような中で、庁内でも活用したいと考えていますが、庁内での取組について伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 庁内の取組につきまして、改めてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、タイミーとの連携につきましては、労働力不足への対応という地域課題解決につながる可能性がございますので、市役所庁内におきましても、同じく人材不足は懸念されているところでございます。しっかりタイミーとの連携により、課題解決に努めていきたいと考えているところでございます。

具体的には、今回の議会に新年度予算案として、イベントスタッフや所管する施設の環境整備等を目的に、人材を確保するための予算を計上しております。これにより、職員の負担軽減やイベント等の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。イベントのスタッフや所管する施設の環境整備等の人材確保に活用し、職員の負担軽減やイベント

等の効率化を図っていくために取り組んで、予算も計上しているとのことでありました。イベント等が予定どおりに、効率的に、また、施設の環境整備が適切にできるように、人材確保に努めていただきたいと思います。

次に、事業の成果について伺います。昨年から、事業者等には2回ほどの説明会等を行い、広報誌でも周知案内を行われてきていますが、このタイミーのアプリマッチングによる働き場の確保と人材確保の成果を伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 事業成果につきましてお答えいたします。

タイミーと包括連携協定を締結以降、どれくらいの垂水市内の事業所がタイミーの仕組みを活用し、どれくらいの方が働いたかなど、実績的なデータにつきましてはタイミーが公開していないため、この場でその成果についてお答えすることはできない状況でございます。

しかしながら、第1回目の事業所向け説明会に参加していただいた事業所、ここでは事業所名は伏せますので、仮に事業所Aとしますが、この事業所Aの取組状況を伺っておりますので、あくまで一例として効果について御説明させていただきますと思います。

この事業所Aでは、11月からタイミーの仕組みを導入しており、11月1日から1月31日までの3か月間で、実人数で53人、延べ人数で199人の方が、延べ労働時間554時間にわたって勤務をされたとのことでございます。

注目すべき点は、この雇用者のうち、本市在住の方は6人であるのに対して、鹿屋市からは25人、鹿児島市から6人、霧島市から5人と、市外から働きに来る方が多く、このことから、タイミーの取組が労働力の確保のみならず、交流人口や関係人口の増加においても、少なからず効果があるものと考えているところでございます。

これはあくまでも一例ではございますが、そ

のほかにも実際に活用していただいた事業所の中には、高評価をいただいている事業所もあると伺っているところでございます。

今後も、タイミーの仕組みについての周知に努め、タイミーが有する仕組みを市内事業者の皆様に活用していただくことで、市内事業者の人材確保を支援し、地域課題の解決に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま答弁いただきました事業所Aの例ですけれども、昨年11月から3か月間で、実人数が53人、延べ人数199人でありました。内訳としては、垂水市在住者は6人、あと鹿屋市が25人、霧島市が5人、鹿児島市が6人と、市外からの働き手が多いようですけれども、人材確保としては成果を感じております。また、タイミーとの包括連携協定の成果だと、このように思います。

このような中、今後も周知に努められるとともに、人材確保支援事業には、国が支援する特定地域づくり事業協同組合制度などもありますので、多様な支援施策に取り組んでいただきますようお願いして、この件は終わります。ありがとうございます。

次に、歴史資料館研究事業について質問いたします。

1回目の事業の進め方について答弁いただきましたけれども、2問目に、調査内容についてどのような内容で調査されていくのか伺います。

○社会教育課長（大迫隆男） 調査内容につきましてお答えいたします。

高橋議員の御質問でもお答えいたしました、来年度に実施予定の先進地視察におきまして、設置のための組織の在り方、新築または既存施設の活用、運営方法、職員の配置状況、年間経費など調査し、方向性につきまして総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

次に、陳情書についての考え方について質問していききたいと思います。

昨年9月でたるみず博物館、仮称ですけども、設立についての陳情が採択されました。令和8年度予算案に新規事業として掲載されていますが、この事業の開始は関係者にとっては待ちに待った事業であると思うところでございます。

それは陳情書の冒頭に、歴史文化資料館建設については、平成28年11月14日に歴史文化資料館建設を求める陳情書を垂水市議会に提出、同年12月議会にて採択されました。しかしながら、現在に至るまで建設の方向性は示されておりませんと記されています。

また、陳情書の最後には、文化財の管理に限らず、ジオパークの魅力発信や文化事業の発展のため、歴史文化資料館としての機能を含めた垂水市のビジターセンターとしてのたるみず博物館（仮称）の設置と、そのための計画的かつ具体性のある取組を求め、陳情いたしますとなっております。

博物館の設置を求めています、示された資料は、歴史民俗資料館調査研究事業となっていますが、これについての説明と博物館建設はどのように考えられているのか伺います。

○社会教育課長（大迫隆男） 陳情書についての考え方につきましてお答えいたします。

令和7年垂水市議会第3回定例会におきまして、（仮称）たるみず博物館の設立についてという陳情が採択されたところでございます。

博物館とは、博物館法に基づき、登録・指定された施設で、展示物の傾向として、歴史、科学、美術、動物、植物など多岐にわたっているものと考えております。来年度、先進地視察等の基礎調査を行う中で、名称の在り方につきましても調査研究してまいりたいと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。幅広く、総合的に調査を行い、名称の在り方についても研究をしてまいりたいとの答弁であります。ありがとうございます。陳情書は多様な観点から捉えられ、記載されていますので、これらを踏まえた調査研究をされるよう要望いたします。

そこで、最後に、教育長の新たにこの事業を始められた目標の設置に向けての考え方があれば、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（明石浩久） 御質問ありがとうございます。

垂水の歴史文化などの貴重な資料を収集、保管、調査、研究し、展示や公開等を通して、市民の皆様へ学びの場を提供すること、また、その資料を次世代に継承していくことは重要なことであると考えております。

私の思いをということではございましたが、このことにつきましては、施設の形態や運営方法など、今後、様々な選択肢がありますことから、私のほうから踏み込んだ発言は差し控えさせていただきます。

ただいま社会教育課長の答弁にもございましたが、今後、先進地視察等の基礎調査を行っていく中で、設置を検討する組織はどうあればいいのか、本市にとってどのような施設が望ましいのか、また、その名称の在り方等も含めまして、幅広く調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（北方貞明） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（北方貞明） 次は、明日 9 時30分から
本会議を開き、総括質疑並びに一般質問を続行
いたします。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これをもちまし
て散会いたします。

午後 4 時51分散会

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 8 年 2 月 2 6 日

本会議第3号（2月26日）（木曜）

出席議員 12名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫

欠席議員 1名

8番	川越信男
----	------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大藺俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和8年2月26日午前9時30分開議

△開 議

○議長（北方貞明） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△令和8年度施政方針及び各会計予算案
に対する総括質疑・一般質問

○議長（北方貞明） 日程第1、昨日に引き続き、令和8年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、5番、池田みすず議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔池田みすず議員登壇〕

○池田みすず議員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました項目について質問いたします。明確な御答弁をお願いいたします。

現在、深刻な人員不足や業務委託に伴い、市民生活に直結するサービスの停滞や支援が必要な方へ届かないといった事例が見受けられます。

こうした事態は、決して現場担当者個人の資質や問題にとどまるものではなく、むしろ市としての危機管理能力、部局間の連携、そしてトラブル発生時の初動対応の在り方そのものが問われていると考えるべきではないでしょうか。市民に不利益が生じることは、行政としてはあってはならないことだと思います。

今後、いかなる体制変更においても、市民サービスを質、量ともに維持向上させるための盤石な体制づくりについて、建設的な観点から市の見解と具体的な対策について伺います。

まず1点目は、訪問給食事業についてお尋ね

いたします。

訪問給食事業において、来年度より市外業者が調理を週6日行い、市内業者が配達を担うという体制に変更されると、全員協議会で説明がなされました。そこで、以下の点について、市の考えを伺います。

今回の体制変更に至った具体的な経緯及び現在の市内委託先との間でどのような事前協議や調整が行われたのでしょうか。市民の命に直結する事業として、持続可能かつ安全な体制構築について、改めて市の見解をお聞かせください。

2点目は、社会福祉協議会の入り口に、「人員不足・業務多忙につき、内容によっては対応できない場合がある」旨の貼り紙が掲示されていました。地域福祉の核心を担う窓口において、このような掲示がなされていた現状に対し、所管課としてどのような認識を持っておられるのでしょうか。このような掲示は、生活困窮や介護、孤立など、深刻な悩みを抱える市民が相談をちゅうちょし、支援から漏れてしまうという重大な不利益を招きかねません。

そこで、市民が安心して相談できる体制を維持・確保するために、市として人員配置の支援や業務過多の解消に向けた具体的な改善策をどう講じていかれるのか。市民の最後のよりどころを守るための市の対応策をお示しください。

3点目は、子育て支援センターの直営化についてお尋ねいたします。

来年度より子育て支援センターが直営化されるとのことです。直営化に当たりお尋ねいたします。直営化に関し、現運営主体が現場で培った経験や専門性を損なわれないよう、現スタッフの雇用継続やノウハウの承継が滞りなく進められているのか伺います。

4点目は、元女性消防職員のハラスメント事案についてお尋ねいたします。

元女性消防職員によるハラスメント事案において、私の一般質問において、当初市は、ハラ

スメントの事実は確認できなかったと説明されましたが、第三者委員会の調査により、一転してハラスメントが認定されました。この重い事実を市長並びに当局はどう受け止めておられるのでしょうか。当初の説明が覆ったという事実は、組織内における調査能力の欠如あるいは身内を守ろうとする内向きな姿勢があったのではないかなんとも言わざるを得ません。

そこでお尋ねいたします。なお、アとウについては、宮迫議員と高橋議員の答弁で理解いたしましたので、答弁は求めないことにいたします。

消防組織にとどまらず、全庁的なコンプライアンス意識の欠如が懸念されます。第三者委員会の提言を今後どのように市政運営に生かしていけるのか。見解をお示してください。市民の信頼を回復するため、誠実な答弁を求めたいと思いますが、5点目については、最後に質問させていただきます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○福祉課長（新屋一己） おはようございます。訪問給食事業について、今回の体制に至った経緯をお答えいたします。

訪問給食サービス事業につきましては、一般的に食の支援を行うことで自立した食生活への改善と孤独感の解消を図り、併せて安否確認を行うことを目的としております。

対象者につきましては、おおむね65歳以上の在宅の独り暮らし、または虚弱高齢者のみの世帯、重度の心身障害者で日常生活を営むのに支障のある者等となっているところが多いようでございます。

現在、本市におきましては、平成10年から市内事業所に委託しており、近年では物価高騰や人員不足で経営が難しい中でも、月曜日から日曜日まで週7日間、昼夜2回の給食について調理配食を維持していただき、高齢者の食生活の支援や安否確認について御尽力いただいている

ところでございます。

しかしながら、令和8年1月に事業所より退職者などの理由で、調理の継続と週7日の配食が4月以降できない旨と、代替案として調理を別事業所へ委託し、週6日の配食という案も提示されました。それを受け、本市におきましても、まずは利用者のことを考慮し、週7日の配食が可能な方策を検討したところでございますが、4月以降も、現状で信頼を持って安定した週7日の配食を委託できる事業所や、休日の1日のみを対応できる新たな事業所が確認できなかったところでございます。

また、現在の本市の訪問給食サービス事業における利用者の状況については、令和7年12月の実績で217人が利用され、その中で61人の方が毎日利用されており、さらにその中でも昼夜両方を利用して、一食も欠かせないと想定される方は13人となっている状況でございます。

その他、他市の状況においても確認をしましたが、県内19市においては、伊佐市が訪問給食事業を行政では行っておらず、社会福祉協議会での実施となっていることから、18市の情報となりますが、12市においては何らかの休日を設けており、年中無休としている市は6市となっております。その中においても、要介護度に応じて配食日数を調整しているところや、現在の委託業者の配食が難しくなっている市もあり、県内全体として週7日の配食は難しくなっているようでございます。

そのようなことを踏まえ、検討を行った結果、現事業所が30年近く本市の訪問給食事業を支えていただいていることや、4月以降も安定的に事業実施ができることなどを理由として、4月以降も現事業所に委託することが、利用者にとっても最善の策であると考え、現在別事業所による調理、週6日の配達で調整をしているところでございます。

なお、このことにつきましては、調整がつい

た段階において、利用者に対して調理の変更と週1日の休日を早期に周知したいと考えております。同時に、休日を設けることで食事に苦慮する方の対応についても、垂水市地域包括支援センターをはじめ、介護保険事業所、障害者事業所や民生委員等にも周知を行った上で対応の検討をお願いしますが、身寄りもなく介護保険事業所等の支援も受けていらっしゃる方がいることも想定されるため、生活に支障が出ないよう、現在、霧島市で生活支援等を行っている事業所と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

続きまして、垂水市社会福祉協議会について、市として人員配置の支援や業務過多の解消に向けた具体的な改善策をどう講じていくかについてお答えいたします。

社会福祉協議会は、地域に住む全ての人が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう、地域全体で支え合う関係を築くことを目指しており、社会福祉法に基づき社会福祉活動を推進しているところでございます。また、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした非営利の民間組織であり、住民や団体が参加し、様々な社会福祉事業を展開しております。

そのような中、昨年、職員3人が退職し、経理や一部の福祉事業について支障が出るのではないかとものでありましたので、外部から市役所OBなどの採用等、人員についての助言をいただきましたが、社会福祉協議会内部で協議をしていただき、一つの社会福祉法人として自立して配置換えを実施することで対応をしていただいたところでございます。

しかしながら、今後、市としましても、地域福祉の充実を図っていく上で、社会福祉協議会は重要な機関であると考え、社会福祉協議会全体の人員が減少していることや職員も高齢化が進んでいること等から、継続的に業務遂行して

いただくためには、新たな職員の採用は不可欠であると考えます。

そのようなことから、社会福祉協議会と今後の運営方針等の協議を行った上で、令和8年度当初予算案の中に必要経費として職員1人分の人件費を社会福祉協議会運営費補助金の中に算入をして予算計上しており、今後社会福祉協議会が安定して運営が継続できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 子育て支援センターの直営化について、現運営主体が培った経験や専門性を損なわないように、現スタッフの雇用継続やノウハウの承継が滞りなく進められているかにつきましてお答えいたします。

子育て支援センターの運営につきましては、利用者支援事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業の3つの事業を展開しているところでございますが、その運営につきましては、長年にわたり垂水市社会福祉協議会に委託してきたところでございます。

この間、出産後の保護者の交流の場としての役割はもとより、保護者同士の仲間づくりの場、乳幼児の遊びの場、また、悩みを抱える保護者の相談や学びの場として多くの市民の皆様に利用していただいております。また、趣向を凝らした四季折々の様々な楽しいイベントを開催していただくなど、本市の子育て支援の拠点として多くの皆様に親しまれているところでございます。これも、社会福祉協議会の子育て支援員の皆様に御尽力していただいているたまものと感謝しているところでございます。

今回、社会福祉協議会の受託が困難となり、急遽、8年度につきましては、市が直営で実施することとなったところでございますが、市としましては、社会福祉協議会が培われてきました利用者との信頼関係と支援の専門性を途切れさせることなく、承継することを最優先と考え、

現在直営に向けて準備を進めているところでございます。御指摘の専門性やノウハウの承継につきましては、最も重要な要素としては人であると考えております。

子育て支援センターに勤めている子育て支援員の皆様は、利用者からの信頼も厚く、現場の状況や利用する保護者や乳幼児一人一人の特性を理解されております。このようなことから、これまで培われてきました経験や信頼関係、ノウハウをそのまま生かしていただけるよう、支援員の皆様には引き続き、会計年度任用職員として継続して勤務していただけるよう、処遇面も含めて調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 4番の（1）のイについて答弁させていただきます。

本市において、今回の消防本部でのハラスメント事案以外で、これまでハラスメントに認定される事案は確認されていないところでございますが、職員間の意思疎通の相違や意見の食い違いによる職員からの不満、要望について、これまでも総務課にて、相談窓口で相談があるところでございます。

このたび第三者委員会の報告書を受け、施設整備に関する法令遵守の考え方やハラスメント行為に関する認識の課題など、消防組織のみならず全庁的なこととして真摯に受け止めなければならないことと考えております。

今後、第三者委員会からお示しいただいた提言を項目ごとに精査した上で、可能な限り早期に改善できるよう取り組んでまいります。

具体的には、職員一人一人が法令遵守の考え方を再認識することや、ハラスメントに対する意識、さらにはコミュニケーション力の向上を図り、風通しのよい職場環境を構築できるよう、全庁的な研修や啓発活動をさらに強化いたします。

加えて今回の報告書では、管理職のマネジメ

ント能力の向上についても提言されておりますことから、管理職が率先して高い倫理観を持ち、組織内の問題を未然に防ぐという中心的な役割を担えるよう指導を徹底するとともに、これまでも行っておりますが、管理職向けの研修もさらに充実させたいと考えております。

また、報告書にありました相談窓口の体制見直しでございますけど、昨日堀内議員からも提案がございました、職員がよりよい相談しやすい環境づくりを進めることといたし、課内では既に協議を進めているところでございます。

今回の事案を契機として、職員間の信頼関係の構築による情報共有や職員一人一人が法令遵守を意識し、真摯に業務に向き合うことで、市民の皆様から信頼いただける行政運営を目指してまいります。

以上でございます。

○池田みずず議員 御答弁いただきました。それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、訪問給食事業についてですが、委託先からの報告は、今年1月中旬とのことでしたが、本件は数年前から懸念されていた事項であると私は認識しております。市民サービスの低下を招かないためには、委託先の経営状況や抱える課題を平時から定期的に把握しておくべきではなかったのでしょうか。また、生じている問題を多角的に分析し、市としてどのような支援や代替策が可能か、あらかじめ検討しておくべきだったと考えます。

こうした事前のリスク管理が不十分であったために、今まさに市民サービスに影響が及びかねない事態を招いているのではないのでしょうか。当局の見解を伺います。

○福祉課長（新屋一己） 質問にお答えいたします。

このような事例につきましては、数年前より委託事業所のほうからいろいろあったというの

は我々も聞いております。このようなことで、事業所と協議をしながら、対応については一つ一つ検討はしてきたところではございますが、やはり市内事業所としていろいろとやっていたいていところもありますので、そこを考えた上での対応だったというふうに考えております。

今後、そのようなことがないよう、事業所と随時いろいろと話し合いとかしながらやっていきたいと考えております。

○池田みすず議員 本市の第9期高齢者保健福祉計画では、「訪問給食サービス事業は、自立した食生活への改善と孤立感の解消、安否の確認を行います」と記載してあります。訪問給食が週7日から6日になった場合、残りの1日についてはどうされるお考えなのでしょうか。

令和5年に本市が行ったアンケート結果によると、給食が提供できない日に食事を確保することができないと回答された方が16.8%、17名いらっしゃったようです。今後の対応について、市民の皆様にできるだけ早く周知するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（新屋一己） この件につきましては、先ほども答弁いたしました、どうしても1日休みとなることで対応が難しい方が出てくることは想定できますので、そこにつきましては現在、霧島の事業所と調整をするなど対応が滞らないようにしていきたいと考えております。

また、周知につきましても、調整が終わり次第、すぐに事業所または利用者につきまして、しっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

○池田みすず議員 周知のほうですね、4月からになると思うので、できるだけ早くしていただきたいと思います。

当局は、民生委員の協力を得ると答弁されましたが、先日の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者実態調査の実施では、民生委員の

皆様は既に業務が多忙を極めており、これ以上の協力は得られないという趣旨の報告があったはずで、先日の報告と今回の答弁には明らかな乖離がありますが、本当に現場の協力を得られるという確証はあるのでしょうか。多忙な民生委員にさらなる負担を強いる計画に無理はないのでしょうか。具体的かつ現実的な見解を伺います。

○福祉課長（新屋一己） 御質問のとおり、民生委員につきましては様々な業務があったり、昔と違いまして、なかなか職業を抱えている方もいらっしゃると思いますので、業務が多くなっているところは事実ではありますが、やはり地域に根づいていらっしゃる方が多いと思いますので、その方の情報等を得ながら対応してまいりたいと考えております。

○池田みすず議員 本件は、高齢化が進む本市の市民生活に直結する極めて重大な問題です。市民への直接的なサービスについては、待ちの姿勢ではなく、市が強い危機意識を持って能動的に状況把握に努めるべきです。以後、いかなる理由があろうとも市民に不利益を生じさせないよう、万全の体制構築と早急な対応を強く要望し、私の質問を終わります。

次に、社会福祉協議会窓口の対応についてですが、貼り紙に至る背景や人員不足については、市は以前から認識していたはずで、当局は対応していると答弁されましたが、結果として社会福祉協議会が市民を拒むような貼り紙を出さざるを得なかった事実は、市の支援が機能していなかったことを示しています。市の不十分な対応が、市民の相談機会を奪うという最悪の結果を招いたことに対し、市としてその重い責任をどのようにお考えでしょうか。明確な見解を伺います。

○福祉課長（新屋一己） 社会福祉協議会については、以前より話し合いのほうは行っているところではございます。その中で支援につつま

しては、その時々でいろいろと検討はしてまわっているところで、人件費につきましても1回上げたこともありますし、対応はしてきていると思います。

市民に対するサービスにつきましては、相談窓口と包括支援センターを一番に考えながら周知をしているところでありますので、社会福祉協議会にも相談機能はあるかと思いますが、やはり人員不足のところもありますので、地域包括支援センター等を中心に相談業務等はやっていけるように周知のほうをしていきたいと思えます。

○池田みずす議員 本市は、社会福祉協議会に対し、毎年多額の補助金を支出していると認識しておりますが、直近3年間における支出額の推移を伺います。その補助金の主な使途についても併せてお示してください。

○福祉課長（新屋一己） 今そのデータにつきましては持ち合わせてないので、後ほど回答させていただきます。

○池田みずす議員 財政課長は分かりませんか。

○財政課長（草野浩一） 先ほど福祉課長から答弁がありました運営補助金につきましては、ここ3年間は400万円という形で補助金を出していると思えます。

以上でございます。

○池田みずす議員 実際に社会福祉協議会の玄関にある貼り紙を見て、相談すること自体を諦めてしまった市民の方がいらっしゃいます。本来、救いの一歩となるべき窓口が市民を遠ざけてしまっている現実に、行政は強い危機感を持つべきです。市民が不利益を被ることが二度とないよう、社会福祉協議会のみならず全ての関係機関と密な情報共有を行い、真に寄り添った支援体制を早急に整えることを強く要望し、私の質問を終わります。

次に、子育て支援センターの直営化について

ですが、直営化への移行に当たり、運営主体の変更によってサービスの質や利用ルールが急激に変化し、現在利用している保護者や子供たちに混乱を来す懸念はないのでしょうか。

○保健課長（永田正一） 直営化になることでサービスの質や利用ルールに急激な変化が生じ、保護者や子供たちが混乱を来す懸念はないかということにつきましてお答えいたします。

先ほどの質問で回答させていただきましたとおり、これまで社会福祉協議会が培ってきた利用者との信頼関係や支援の専門性、また各種ノウハウを確実に承継し、これまでどおり支援の質を低下させることなく、事業が運用できるように調整を進めているところでございます。

また、利用ルールにつきましても、開館時間、利用の方法、行事の頻度など、これまで慣れ親しんできた運用ルールにつきましては、直営化を機に変えるということはせず、まずは現行どおり継続することを基本と考えているところでございます。事業やイベント等につきましても、例年と同様の活動ができるよう予算も確保しているところでございます。

このようなことから、子育て支援センターで実施しております3つの事業について、利用者の皆様がサービスの質の低下を感じたり、混乱を招いたりすることがないように、これまでどおり安心して利用していただけるよう、体制整備を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○池田みずす議員 4月のスタート時は、職員の不慣れやシステムの不備など最もトラブルが懸念される時期です。こうした混乱を最小限に抑えるため、万が一トラブルが発生した際の即応体制やバックアップ機能をどう構築されているのでしょうか。

○保健課長（永田正一） 年度当初の混乱を最小限に抑えるために、トラブル発生時にどう対応していくかにつきましてお答えいたします。

市の直営となりましても、支援員の皆様は会計年度任用職員として継続して勤務していただくよう調整しているところであり、また、基本的な運用ルールは変えず、現行どおり継続して運用していく考えでございますので、混乱は生じにくいものと考えております。

万が一、直営移行後におきまして、利用者の皆様から御不便の声があった場合は、現場の支援員と迅速に情報共有し連携しながら、利用者の御意見を丁寧に関心など、改善に向けた対応をすることと考えております。そのためには、現場の声が迅速に共有できる体制を構築しておくことが必要となりますので、直営となる前に支援員と対応手順等の確認を行う方向で考えております。

また、今年度中に安全管理計画の策定を行うこととし、直営移行後において事故やトラブルが発生した際に、厚生労働省が定める教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインに基づいた必要な対応ができるよう、現場の支援員と確認を行うこととしております。

以上でございます。

○池田みすず議員 子育て支援センターの直営化が、行政としての責任の所在を明確にするための手法の一つであるという点は理解いたします。しかしながら、人材の専門性と継続性の確保、柔軟で利用者本位の運営、財政負担と効率性、これら3点については単なる方針決定にとどまらず、詳細な検証と市民への丁寧な説明が不可欠であると考えます。子育て支援は、単なる行政事業の一つではありません。保護者が安心して心のうちを明かせる信頼関係の積み重ねこそが、信頼の揺るぎない土台です。同じ担当者が継続して寄り添い、地域に深く根差した支援体制を維持することこそが、何よりも優先されるべき大切な要素ではないでしょうか。

直営化はあくまで手段であり、それ自体が目

的になってはなりません。利用者にとって何が最善なのか。現場の専門性をどう守り、どう生かすのか。将来世代にとって持続可能な運営とは何か。常にこの3点の視点に立ち、組織の論理ではなく、市民の幸福を最優先に判断されることを強く求めます。

子育て支援は、単なる施策ではなく、本市の未来への投資そのものです。制度の枠組みや組織の論理を優先するのではなく、今この時を懸命に生きる子供たちと保護者の安心を最優先にした決断をお願い申し上げます。市民が垂水市で子供を育ててよかったと心から思える市政の実現を強く求め、私の質問を終わります。

次に、元女性消防職員のハラスメント事案についてですが、元女性消防職員の方は、垂水市消防本部へ大きな希望を持って入職されたはずで、本事案は、一人の女性の人生に極めて重大な影響を及ぼしたという事実を重く受け止めなければなりません。精神論や形式的な研修のみで終わらせることは断じて許されません。実践型研修の義務化や全職員アンケートを毎年実施し、その結果を議会へ報告する透明性の高い仕組みを構築するべきです。組織を守るためではなく職員を守る組織へと生まれ変わるための実効性ある改革を強く求め、私の質問を終わります。

最後に、全庁的な連携と危機管理について伺います。

訪問給食の運営変更や子育て支援センターの直営化に伴う職員の業務量の増加、さらにはハラスメント事案への対応。これら一連の課題を通じ、担当課単独の対応能力を超えた組織の目詰まりが浮き彫りになっています。市民にとって窓口がどこであるかは重要ではありません。必要な支援が必要なときに途切れることなく届くことこそが、行政の責務であると考えます。一つの課で対応が困難な事案に対し、全庁が自分事として迅速に連携し、市民に不利益を生じ

させないための体制をどう構築していくのか。市長のリーダーシップによる部局を超えたマネジメント強化策と危機管理体制の抜本的指針について伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） おはようございます。全庁的な連携と危機管理について、企画政策課からは全庁的な連携、意思決定という部分でお答えさせていただきます。

本市における全庁的な連携と意思決定を確立するため、幾つかの会議や仕組みが制度化されているところでございます。

初めに、庁内の意思決定の場である経営会議でございますが、経営会議規程に基づき、経営会議、政策調整系会議、課長会議という形で庁内会議を開催しているところでございます。

このうち経営会議では、付議案件の意思決定のほか、各所属の施策等について、検討段階で意見を求める意見交換も行っているところでございます。この意見交換を行うことで、早期段階における三役と主管課にある見解等を調整し、施策実現において迅速な意思決定とリスク軽減が図られているものと考えております。

政策形成系会議は、重要な政策や新規事業の企画・調整に関することや、予算編成全般の企画・調整に関することを政策調整会議で、行財政の推進や全庁的な市民サービスに関することは、行政改革会議でそれぞれ検討する運用を行っております。

なお、経営会議で決定されました事項並びに重要事項の伝達並びに相互の連絡及び調整をつかさどる機関として課長会議、各所属における課内会議、こういったものが設置されており、庁内全体で共有する仕組みが構築されているところでございます。

次に、政策形成に関する取組の一つである政策方針協議という取組を行っておりますが、これは、各所属における重点的な取組や予算要求の考え方、また、重要施策の進捗状況などにつ

いて、市長と幹部職員がヒアリングを行い、政策方針を調整する場として、年度当初と新年度予算編成時の年に2回開催しているところでございます。特に今年度当初に開催された政策方針協議では、職員と市長との対話に比重を置き、各所属の重点的な取組に加え、職員が課題に感じていることや住民サービス向上のための提案について意見を述べていただく機会を設け、そのことが相互理解を深め、各所属ひいては全庁的な統一感の醸成に寄与しているものと考えております。

そのほかの取組でございますが、市長が各所属から定期的な報告を求める定例レクというものも開催しており、重要施策の進捗状況や各課の課題等について共有を行っているところでございます。

このように政策形成段階での幅広い意見交換により、初期段階での課題やリスクの把握・調整を行うことで、問題発生時にも迅速かつ的確に対応できる基盤を整えており、この構造的な仕組みが、より精度の高い意思決定を可能としているものと考えております。

今後このように施策の立案から意思決定まで、さらには、議員御指摘の情報共有と調整、こういった一連の流れについても、もっともっと効果的に運用できるように、各所属長に対して改めて周知を行い、組織としての政策形成力の向上と危機管理体制の強化、そして市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 全庁的な連携と危機管理についてお答えいたします。

現在、全庁的な行政課題が発生した場合には、先ほど企画政策課長が申し上げたように、経営会議、政策調整系会議、また課長会等の庁内会議を開催し、部署間の壁を乗り越えた横断的な体制を構築しているところでございます。

この横断的な体制を円滑に構築するためには、

職員一人一人が自らの担当業務や所属部署の業務はもちろんのこと、市全体の利益、市民の利益を第一に考える意識を持つことが不可欠であると考えております。

職員の人材育成につきましては、高橋議員の質問でも答弁いたしましたとおり、管理職向けのマネジメント研修を引き続き実施し、新規採用職員から管理職に至るまでの各階層に応じたコミュニケーションスキルの習得機会を設けてまいります。

これまでに研修を行っているところでは、単に講義を聞く座学ではなく、グループワークを中心としてコンセンサスを求めるような研修が基本でありますことから、十分コミュニケーションもそこの中でできるような研修の形を取っております。

今答弁しましたけれども、コミュニケーション能力の向上、これについてはこれまで以上に取り組み、職員が円滑に情報共有し、連携しやすい組織風土を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。今回質問させていただいた趣旨というか、私が感じたことは、取り上げたことは訪問給食と社協のことなどだったんですけれども、皆さん、他人事ではなくて自分事として考えていただきたいという思いがあって、今回この質問させていただきました。

部局横断的な対応の重要性を認識されていることは理解いたしました。しかし、現場では、今この瞬間も組織の隙間で救いを求める市民の声がこぼれ落ちています。訪問給食、子育て支援、そして社協の窓口。これは個別の事案を点として捉えるのではなく、市役所全体の機能不全という線で捉え、抜本的なメスを入れるのが市長の役割です。市長が掲げる市民に寄り添う市政が、単なるスローガンで終わるのか、それ

とも、市民が実感できる真のワンストップ体制へと進化するのか。部局を超えたマネジメントの指針と命を守る危機管理体制の構築を——先日、研修として市役所のほうに届いていると思うんですけども、厚生労働省が実施するアジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム、これ参加無料なんですけれども、大変勉強になると聞いております。関係機関等参加すること、研修することを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 御質問、直接なかったものですから。今池田議員がいろいろ大きく5つの項目に取り上げられて、非常に理想の姿を語られて、私もそのとおりだなというふうに思います。しかし、現実的なことも考えますと、なかなかそうはいかない実情もございます。御案内のとおり、垂水市は平成の大合併で合併ができなくて、定員285の職員を50名減じて、235名の中で一生懸命やってきています。地方分権という世の中の流れの中で、聞こえはいいんですけども、400の事業を国から地方へ移されて、例えばパスポート事業でありますとか、業務が非常に増えております。先ほど福祉課、保健課、御指摘がありましたけれども、私もそうやって理想を目指していくことが大事だと思っておりますが、保健課長、福祉課長の名誉のためにも、本当に一生懸命頑張ってください、なかなか日本全体が抱える人手不足でありますとか、財政不足の中で頑張っているということでもありますので、今回は池田議員の議員としてのお立場上、そのような指摘をされるのはある意味当然のことだと思いますけれども、誤解があってはいけないのは、組織の理論ではなくて、市民のためにみんな土日もなくやっていただいているということは御理解をいただいて、御指摘の部分はあると思いますけれども、圧倒的8割9割の職員みんなが一生懸命頑張ってるんだということをお認めいただいた上で、足らざるところは

話し合いをしながら問題解決をしていくということが大事だと思いますので、平場で一生懸命いろいろな頑張っておられますので、そのことをもう一つ連携をしながらいけば、よりよい垂水の発展につながると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○池田みずす議員 ありがとうございます。職員の方が一生懸命頑張られていることは私も存じております。ただ、市民が不利益を被るようなことになってはいけないと私は思っております。

私は新規事業もとても大事だと思うんですけども、既存の事業をしっかりとやってこそまた新規事業だと思っております。どうか市民の方が困らないようによろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、11番、持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、総括質疑・質問を行っていききたいと思います。

まずその前に、冬季オリンピックが終わりました。今後はパラリンピックが来週から始まる予定です。今大会、国境を越えた健闘をたたえ合い、抱き合う光景が各競技で見られました。国や順位に関係なく仲間としてリスペクトし合うことが文化になってるというふうなことを私自身も強く感じました。その姿は五輪精神を表現していたと。平和や団結、尊厳の最高のサインだと思う。国際オリンピック委員会のコベントリー会長のこれは発言です。

また、力による支配、絶えない戦火が暗い影を落としている時代にあって、分断された世界ではなく、別の世界を築けることを私たちは示したということで、大会組織委員長のマラゴ会長はこうに訴えられてます。

また、今日は2・26。御存じかと思いますが、90年です。作家の財

津和夫氏は、他の人間のものの考え方によって自分の生き方を行く上で、予定や目的をむざむざ中断されてしまう、恐ろしいことであると、私は体中がぞくぞくするほどその恐怖を肉体に感じたと言説の中で書いています。今日の動きにつながるような感じもします。人権、民主主義や平和を守るため、声を上げていくべきだというふうに思います。

それでは、総括質疑・一般質問を行います。

少子化が急激に進み、社会構造の変化が著しい今、過疎地での暮らしは、より深刻さを増してきてます。さらに、物価高騰は私たちの生活に大きな影響を与えています。国が行う支援策は、抜本的な暮らしの応援策にはならず、物価高騰を上回る賃上げの見通しもまだ見えていません。持続可能な社会実現のためには、今、市に求められているのは、市民の声に真摯に耳を傾けることが一層大事になっていることです。命と暮らしを守り、未来の希望が持てるぜひ市政に、共に作り上げていきたいというふうに思います。

それでは、まず最初に、政治姿勢の問題等から3点にわたって見解をお聞きするというのと、最後の2点は、一般質問という形で今回は行っていききたいと思います。

まず、市長の政治姿勢と市政の課題について。

市民の暮らしに寄り添い支える垂水市政をとという視点で、まず財政問題について質問いたします。

総務省の1月23日付の通知で、自治体が安定して行政サービスを提供できるよう、2026年度の地方財政対策で、一般財源総額を2025年度の水準を下回らないよう確保すると明記し、自治体に現時点での方針を示しました。

ある識者は、令和8年度の地方財政の見通しは、景気回復の兆しが見えるものの、依然として不透明感が残ってる。特に税収の見込みにおいて、地方所得税や法人税が増加する一方、国

からの交付金の減少が懸念されるとし、このため地方公共団体は収入の確保と支出の抑制を同時に行う必要がある。そして、効率的な事業運営や各種サービスの質を、維持しつつ、無駄を省く工夫が求められると指摘もしています。

そこで、通知では予算編成の留意事項を挙げています。このことは、地方財政にどのような影響を与えることになるのか、どう対応していくのか伺います。1つは、財政健全化の推進、2点目は、効率的な事業運営、3点目は、住民参加の促進。そして、持続可能な財政基盤の強化をどう図っていくのか。お考えをお聞かせください。

以下3点については、見解を伺います。

1点目は、農業振興について見解を伺います。

食は命の源です。昨年、米価が高騰し、国民生活に大きな影響を与えました。この大きな原因は、生産者が減少し、生産量が減ったからです。高市首相は、農業をめぐり、食料自給率の向上を実現すると表明しましたが、具体的な政策に乏しく、農地の大区画化やスマート農業技術の開発・実装などの従来の規模拡大の一辺倒の路線です。昨年の米不足や価格高騰が、国民生活に深刻な打撃を与えたことの反省はありませんでした。今こそ価格保障と所得補償に踏み切り、生産者を守ることが必要です。

そこで、市場任せの農政からの転換で、持続可能な農業と農山村を再生するためにも自給率の抜本的向上が必要と考えますが、見解を伺います。

2点目は、安心な介護保険制度について見解を伺います。

介護の基盤崩壊を打開するための緊急対策を実施し、高齢者も現役世代も安心できる制度への改革が必要と考えますが、見解を伺います。

私たちの調査で、高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が一つもない自治体が、昨年末で116町村になったことが明らかになりました。

来年度、国は介護職員の処遇改善と臨時の報酬改定を行います。訪問介護の基本報酬は下げたままです。このままでは介護現場の人手不足、訪問介護の基本報酬の引下げによる介護事業所の経営が深刻になることが予想されます。今、介護保険制度の抜本改善が求められています。現場で働く職員の方も、職員の処遇改善、基本報酬の引上げで事業所が運営できる制度にしないと、介護崩壊の日が近くなる。国庫負担を増やしてほしいと訴えられています。私は国庫負担を10%引き上げ、公費負担を60%に改革する。そしてケア労働者の大幅賃上げが必要と考えますが、見解を伺います。

3点目は、高額療養費問題です。

国は、高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げようとしています。この制度で誰でも起こり得るがんや長期治療の病気、突然のけがのとき、一定額を超えたら医療費を国が補助し、家計を支える制度です。利用者821万人のうち660万人が負担増の見通しで、必要な治療を諦める人が増えるのではと不安が広がっています。このような受診抑制や治療中断を防ぐためにも、公的拡充が求められています。見解を伺います。

次に、森の駅たるみず条例の一部を改正する条例案について伺います。

今回の条例案の改正で使用料の値上げが提案されました。使用料引上げの積算根拠、その妥当性と客観性について、考え方を示してください。

次は、一般質問に入ります。

学校における保護者負担の軽減について伺います。

最初の視点として、教育費の無償は学ぶ権利の保障です。お金の心配なく、学び、子育てできる社会を実現することが一層重要になっています。それは、憲法26条に「義務教育はこれを無償とする」というふうに明記されています。

2番目の視点は、保護者の方に教育費の負担が重たくのしかかっているということです。文科省は、子供学習費調査を実施しています。2024年末に発表した調査では、幼稚園から高校までの子供の教育費の家庭負担は、全て公立に通った場合が596万円、全て私立であれば1,976万円に上がるとしています。前回の調査から公立で22万円、私立で138万円も増加しています。要因の一つが物価上昇です。また、消費税が家庭の教育費負担を大きく押し上げたことは、はっきり読み取れます。内閣府の調査でも同じような傾向が明らかになってます。

この間、文科省は、保護者の負担軽減について提案をしています。学校における補助教材及び学校用品等による保護者の負担軽減や通学用服等の学用品についてなど、これまで通知を3回発出してます。それは、負担の軽減の努力を家庭や学校に求めるものになってます。これは一つの方法ではありますが、保護者の不安や課題を根本的に解決するものではないと考えます。

そこで、上記の2つの視点に基づき質問し、保護者の経済的な負担の軽減に取り組む必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか伺いたいします。

1点目は、物価高騰における影響が保護者の生活に及んでます。実態の把握はどのようにされているか。2点目は、どのように取り組んでこられたのか。3点目は、通学用服、学用品等や修学旅行等、保護者の負担軽減が求められていると考えますが、今後の取組の考えはあるのか伺います。

最後の質問は、妊産婦医療費助成制度について問います。

成育基本法、2018年に成立してますが、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げ、社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会

を担う子供を生み育てることができる環境が整備されるよう推進する。このことを基本理念としています。国の責任として、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責任を有すると規定しています。

助成制度となった県で実施された妊婦アンケート調査では、1万3,000人を超える回答の9割以上が、乳幼児医療費助成のような、医療機関の窓口で軽減する医療費助成制度の創設を希望していることが明らかになりました。

不調の際、費用面の不安なく受診できることは胎児、子供の健やかな成長に大きく寄与します。こうした制度により、社会全体で妊産婦を支えるという環境が醸成でき、妊産婦から特に鬱状態に陥りやすい産後直後から1年間の母親の不安定な心理状態の中で安心感にもつながり、ひいては少子化対策の一助になると考えます。今本市でも、妊産婦が安心して生み育てる環境整備が進んでいて、さらなる必要性が問われているというふうに思います。

そこで、以下の質問にお答えください。1つは、全国・県内の取組状況。2つ目は、県と垂水市に関する事業。3つ目は、これらを踏まえて、制度の創設が求められていると思いますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

再質問については保留をいたします。

○財政課長（草野浩一） おはようございます。国は予算編成で留意事項を示しているが、これらにどう対応していく考えかにつきましてお答えいたします。

議員が言われましたとおり、国は令和8年1月23日付で令和8年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等についての事務連絡を発出しております。

その上で本市の令和8年度当初予算編成におきましては、本議会初日、市長の施政方針で申し上げましたとおり、国の物価高騰や実質賃金の低下、景気の低迷、停滞している経済への対

策として、戦略的に財政出動を行う方針の動きを踏まえつつ、持続可能な健全な財政運営に努めるため、地域が抱える重要課題の解決に必要な予算を重点的に講じるなど、積極的に市財を投じるメリ張りのある予算編成を行ったところでございます。

財政の健全化は、地域社会の持続可能な発展を確保するために不可欠な課題でございます。そのため市民サービスの質を確保しながら、市の財政状況を安定化させるため、無駄な支出の削減や効率のよい予算配分について検討し、地方交付税、有効な補助金の活用やふるさと納税などのシステムを最大限活用しなければならないと考えております。

また、効率的に事業を運営するために、事業を検証するなど投資効果の分析を行い、限られた財源の中で、できるだけ効果を最大限発揮するために、高い成果を期待できる事業に重点的に資源を投入するなど、確実に成果につなげるよう努めなければならないとも考えております。

さらには、財政の透明化の確保を図るため、財政状況について、広報紙や市ホームページなどを通じて市民に分かりやすく説明を行い、信頼を構築することにより透明性を高め、市民参画を促すことにより、議員が御指摘されております住民参加の促進にもつながるものと考えております。

続きまして、持続可能な財政基盤の強化をどう図っていくのかについてお答えいたします。

持続可能な財政基盤の強化につきましては、昨年11月に開催しました令和8年度当初予算編成説明会の中で、令和8年度当初予算編成方針として、国・県支出金に加え、ふるさと納税をはじめとする新たな財源などによる積極的な歳入の確保、今日の社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、市民生活に真に必要な事業か。実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など、多角的な視点から事業の検証を行うとともに、

最小の経費で最大の効果を得られるよう十分に検討を行うこととしたところでございます。

本市財政の今後の見通しについて、歳入面においては、令和8年度は、国の賃上げに向けた働きかけに伴う初任給や最低賃金の上昇により個人所得の増加、市内企業による海外輸出やふるさと納税に係る返礼品の増産により法人税割の増加が見込まれているところですが、中長期的には、少子高齢化や人口減少などの影響により市税収入の増は見込めず、また、歳入の根幹となる地方交付税などによる地方財政への財源配分は、物価上昇に見合う規模となるかは不透明な状況にあります。

歳出面においては、社会保障費の増や物価や賃金の高騰などに伴う物件費の増、資材価格高騰に伴う普通建設費の増などに加えて、金利上昇による公債費の増なども見込まれているところです。

また、老朽化が進む施設の維持をはじめ本庁舎の耐震改修事業や、垂水小学校自動火災報知設備及び防火戸改修工事、垂水小学校屋内運動場の空調設備などの大型事業の実施に伴い、引き続き大変厳しい財政運営となるところが見込まれているところです。そのため単年度の収支均衡のみならず、中長期的に安定した財政基盤を構築できるよう、職員一丸となって進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農業振興につきましてお答えいたします。

食料自給率は、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す、極めて重要な指標でございます。しかしながら、我が国の自給率は、先進諸国の中でも依然として低い水準にとどまっている現状でございます。昨今の不安定な国際情勢、さらには、肥料・飼料といった生産資材価格の高騰を鑑みますと、食料供給を安易に市場原理のみに委ねることはできません。行政とし

て食料安全保障の強化に努めることは、市民の皆様暮らしを守る上で不可欠な責務であると認識しております。

我が国のカロリーベース食料自給率は、昭和40年度の73%をピークに低下し、直近の令和6年度の結果では38%となっております。これに対し国は、令和12年度までに45%へ引き上げるという目標を掲げております。

本市といたしましても、食料・農業・農村基本法の改正趣旨を重く受け止め、生産基盤となる農業者の確保・育成と農地の維持に対し、これまで以上に注力してまいります。

具体的な施策でございますが、まず担い手の確保と育成でございます。農業の魅力を戦略的に発信し、幅広い層から新たな担い手を確保するため、各種補助事業を積極的に展開してまいります。

また、経験豊富な指導農業士などによるきめ細やかな営農指導を通じ、次世代を担う若手農家の定着と育成を図ってまいります。

次に、農地基盤の維持・再生でございます。農業委員会や農地中間管理機構と緊密に連携し、効率的な営農を可能にする農地利用の集約化を推進してまいります。併せて、大きな課題となっている荒廃農地の再生にも計画的に取り組んでまいります。

最後に、地域経済の循環と消費拡大でございます。地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物の魅力を広く発信し、地産地消をさらに推進してまいります。加えて、加工・流通までを視野に入れた6次産業化を支援することで付加価値の高い農業を実現し、地域経済の活性化につなげてまいります。

本市の強みを最大限に生かした農業振興を力強く推し進めることで、市民の食を支え、ひいては国全体の食料自給率向上に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 農業振興につきまして、私のほうからもお答えをさせていただきます。

ただいま農林課長が答弁したことが基本でございますけれども、これまで取り組んでまいりました様々な農業施策を継続をして、課題であります農業者の確保・育成と農地の維持により一層注力をして、また地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物や加工品による地域内経済循環を活性化するために、市民の皆様へ垂水の農産物の魅力を広く発信をしながら、地産地消の推進でありますとか、先ほど申し上げました6次産業化による消費拡大を図るなど、国の政策としっかり連携しながら、本市の農業振興にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

安心な介護保険制度についてお答えをいたします。

現在、介護保険事業につきましては、全国的にホームヘルパーなどの介護人材が不足している状況は認識をしているところでございます。この状況を踏まえ、本市においては、令和8年度当初予算案の中に介護保険資格取得等支援事業を計上するなど、市内介護保険事業所の人材確保の取組を支援することとしておりますが、市町村単位で現状を根本的に打開する政策を検討することは難しいというふうに考えております。

そのようなことから、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国負担割合の見直しなど行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ることなど、全国市長会を通じて、介護保険制度の充実強化に関する重点提言を行っておりまして、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、高額療養費問題の自己負担限度額を引き上げようとしている。必要な治療を諦

める人が増えるのではないかと不安が広がっている。声を上げる必要があると考えるが見解はについてお答えをいたします。

現在、国民健康保険に限らず、協会けんぽなど全ての保険給付において、医療の高度化や高額薬剤の普及等において、高額療養費の総額は年々増加しており、結果として、現役世代を中心とした保険料が増加してきております。

そこで、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図ることを目的として、以前から見直しが検討されておりますことから、保険者負担に対する高額医療費負担金の基準額の引上げについては、保険料の上昇が生じることのないように、必要な措置を講じること、また、医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が今後も見込まれるために、特別な支援制度の創設を検討することについて、全国市長会を通じて国へ提言を行っているところでございます。

厚生労働省でも様々な議論がなされ、長期療養者への配慮等が盛り込まれているようですので、今後も引き続きまして、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藪俊一） おはようございます。使用料の引上げの積算根拠、その妥当性と客観性についての見解についてお答えをいたします。

初めに、今回の条例改正を上程するに至った経緯でございますが、現在のコテージ使用料につきましては、森の駅を開設した平成22年4月に施行した金額でございます。その後16年間、指定管理者の御努力の下、利用者サービスの一環としてこの金額での運営を継続してきたところでございます。

しかしながら、昨今の物価高騰や市内や近隣市町の宿泊施設の料金設定などの社会情勢の変

化に加え、本市における稼ぐ観光地づくりの推進や指定管理者からの依頼等も鑑み、今回、使用料に係る条例改正を上程させていただいたところでございます。

次に積算根拠でございますが、考え方といたしまして、固定の使用料ではなく上限の使用料を定めることで、指定管理者における柔軟な使用料の設定を可能にし、利用者サービスの質の向上と安定的な施設運営を図ろうとするものでございます。

金額につきましては、現在の森の駅の使用料は、1人当たり3,000円でございます。市内の宿泊施設における1人当たりの素泊まり料金を調査しましたところ、平均価格は約6,600円ございました。この6,600円を基準価格として、現行の3,000円から200%の6,000円を上限使用料として考えたところでございます。

この200%アップの妥当性と客観性でございますが、近隣市町が所有している宿泊施設におきましても、昨年度、本市と同様に200%の上限使用料とする条例改正を行っており、条例改正前以上の集客もあることから、妥当性は高いものと考えているところでございます。

また、客観性の観点といたしましては、繰り返しになりますが、今回の条例改正は、指定管理者における柔軟な使用料の設定を可能にし、利用者サービスの質の向上と安定的な施設運営を図るものであるとともに、本市内の事業所における稼ぐ力の向上に向けた取組の推進、昨今の物価高騰の社会情勢を鑑みた場合、利用者の理解は得られているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 学校における保護者負担の軽減につきましてお答えいたします。

このことにつきましては、議員御指摘のとおり、文部科学省から複数回通知が出されております。内容は、補助教材や通学用の服などに係

る保護者の経済的負担が過重にならないよう留意することや、負担軽減を図った事例の紹介などでございます。

学校教育課といたしましては、これらの通知に基づき、市内全小中学校の現状を定期的に把握し、指導を行っているところでございます。

具体的には、管理職研修会におきまして、物価高騰の状況を踏まえ、市販のドリル教材を本市が子供のタブレット端末に導入しているAIドリルで代替できないかなどの検討を行うよう指導しているところでございます。

また、各学校におきましては、校長の責任の下、年度末から年度初めにかけて、校内教材選定委員会を複数回開催し、使用する補助教材の必要性や内容と金額の妥当性などを検討した上で、学校教育課に届けを提出するようになっております。さらに当課では、各学校がどのような補助教材を使用し、どの程度の金額になっているか、市全体の状況を把握した上で、必要に応じて指導を行っているところでございます。補助教材の単価は年々少しずつ上がっておりますが、このような状況把握や指導により、保護者の負担額が上がらないように配慮しております。

そのほかに、通学用の服や修学旅行などの費用の負担軽減につきましては、毎年度、各小中学校を通じて保護者に就学援助制度を広く周知しているところでございます。こうした制度を利用していただくことで、保護者の負担軽減が図られているものと認識しているところでございます。

今後も、保護者への経済的支援を行うことで、子供たち一人一人が学用品等で困ることがなく、笑顔で学校生活を過ごせるよう、必要な施策や指導を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 妊産婦医療費助成制度についてお答えいたします。

議員からありましたとおり、妊産婦医療費助成制度とは、妊娠中から出産後にかけて、疾患等により医療機関等を受診した際に、健康保険が適用される診療費や薬代などの自己負担額を助成する制度でございます。

まず、妊産婦医療費助成制度の全国・県内の実施状況についてでございますが、全国におきましては、2025年11月現在、23道県の248の市町村が当該助成事業を実施しております。全国の市町村数が1,741でございますので、割合にしますと約14%という状況でございます。

一方、鹿児島県内の状況でございますが、現時点で当該助成事業を実施している市町村はございませんでした。

次に、県と本市が実施しております妊産婦に係る各種助成事業についてお答えします。

鹿児島県では、妊娠高血圧症候群等により入院治療が必要な場合に、費用の一部を助成する事業を実施しております。この事業は、妊娠中または出産後10日以内に妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患に罹患した妊産婦を対象とし、7日以上入院治療が必要な場合に、入院治療に要した費用の一部を助成する制度でございます。

次に、本市が実施しております事業についてでございますが、本市におきましても、妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援として多角的な助成事業を実施しているところでございます。

妊婦健診や妊婦歯科健診、産婦健診といった健康診査に係る費用助成をはじめ、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業や妊婦のための支援給付交付金事業、さらに産後に体調が思わしくない方や、授乳・沐浴の手技が心配な方を対象に、助産院や医療機関等で宿泊や日帰りをしてしながらサポートする産後ケア事業に係る助成事業など、経済的・精神的両面からの支援を目的とした事業を展開しているところでござ

います。

また、市民の皆様が安心して子供を生み育てられる環境づくりをさらに加速させるため、令和8年度予算におきましては、新たな支援事業や事業の拡充に係る予算を計上させていただいたところでございます。

具体的には、特定不妊治療に係る費用助成額の増額やRSウイルスによる新生児の重症化リスクを軽減するために、妊婦に対し接種するRSウイルスワクチン接種費用の助成、さらには妊婦健診や出産、産婦健診等を受診する際の医療機関までの交通費の一部を助成する妊産婦等に対する交通費等支援事業を計画しているところでございます。

最後に、御質問の妊産婦医療費助成事業の創設の考えについてでございますが、全国の普及状況や他市町村の動向等の情報収集に努め、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、不十分な点について再質問します。あと何分ありますかね。

○議長（北方貞明） 25分。

○持留良一議員 はい、分かりました。まず、財政問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

今回の施政方針の中でも気になった点が、財政状況の推移ということで、この借金との差が広がった理由として、国の財政出動を受け、収支均衡を図りながら市財等を投入し、未来への必要な先行投資を行ったというふうな形になります。

そしてまた基金の状況を見ると、8年度末では12億8,700万というような形になってます。この間にいろいろとお金が動くかもしれないと思いますが、問題は、これらの国の指導方針、いわゆる様々な形で強い経済とか言われてますが、これに関して、やっぱり国、地方もそのような形で追随していくというか、関係して

いくという動きが強まっていくのかなというふうに、この文章を見て読んだんですけども。そうすると、どうしても財政調整基金が重要な役割をすると。逆に言うと限られた財源だということになりますと、そのことによって有効に活用するとなったときに、市民サービスの低下も招きかねないような事態になってきてる。今、全年齢型社会保障の構築ということで、国保、後期高齢者も新たな保険料が増えてきますよね。また、高額療養費の問題なんかも含めて増えてくるとなってきたとき、やっぱり市民生活をこういう状況の中でどう守っていくのかというのがあると思うんですが、そういう意味で持続可能な財政運営をどうしていくのかということだったと思うんですが、これらの動きと今回の出たこの中身において、そのあたりについて問題ないのか。きちっとした財政健全化計画がやっていけるのか。持続可能な財政運営をやっていけるのか。この点についてお聞きをしたいと思えます。

○財政課長（草野浩一） 財政運営の御質問だと思いますが、昨日の市長の答弁でもありましたとおり、その年その年、その時々々の社会情勢でしっかりと重点的に支出する年もあれば、しっかりと精査をして、出すところはしっかりと出すという形のめり張りのある予算編成を行っているところでございますので、今年度大きく支出をしている。これがずっと続いていくというわけではございませんので、その年その年でしっかりと財政課としましても各課の予算要求状況等を把握をしながら、しっかりとめり張りのある予算編成をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 ぜひそういうのをやっていただきたいと思います。ただ、外からの動きです、今言ってみたいに国の動向を考えると、このために地方公共団体は収入の確保と支出の

抑制を同時に行う必要があり、具体的には効率的な事業運営が、各種サービスの質を維持しつつ無駄を省く工夫が求められていると。いわゆる国の地方財政の点で、今後、交付金の減少が起きるんじゃないかと。それも多額の借金を抱えている現状の中で、あとどうして地方自治体の関係をつくっていくのかという点では、やっぱりこういう形で、90年代にもあったように、地方財政計画という形で地方の財政の規律を非常に厳しくした時期がありましたけども、そういうことになってしまうと市民サービスが低下するということになりますので、そのあたりできちっとした財政運営を行っていくんだという点で、そのあたりの考え方を再度お聞きをしたいと思います。

○財政課長（草野浩一） 本市は平成15年、財政危機団体に陥る状況もありまして、財政改革プログラムをつくった経緯がございます。そのことを念頭に、しっかりと今現在、各課の予算要求の中でも事業検証をしているか、見直しをしているかというところでヒアリングを行いながら、財政規律というところはしっかりと保っているというふうに考えているところです。

加えまして国の動きにつきましては、今回そのような財政出動という形になりますので、国のその動きに合わせて地方交付税のほうも令和8年度は増額するということでもありますので、その時々において、国のほうもしっかりと財源補填という形でしておりますので、その国の動きを注視しながら、本市の予算編成というのは考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 今回、国が地域未来基金を積むということと、あと減債基金でしたかね、これも積むということで、これを差し引くと増減はないんですね、地方交付税の。だから、ある意味、私たちも何となく惑わされてるんですけども、そういうからくりをされてるんだなという

のを見ておく必要があるというふうに思います。

それと、先ほど言いましたとおり、私自身は国からの交付金が今後厳しくなっていくというのは見えてると思うんですけど、この中で大事なのは、先ほど言った住民参加の促進。今、全国でもこういう取組が進められていて、いろんな形で成果も生まれてるんですけども、こういうことによって市の財政運営をチェックするという役割も、参加するという点もありますが、こういう点での取組を、以前も提案したことがあったんですけども、この点についてお聞きして財政問題を終わりたいと思います。

○財政課長（草野浩一） 住民参加型の予算ということは、以前、持留議員が御質問した当時、全国的にもそういうふうな動きが一時期あったというのは認識しているところでございます。

今回御提案を受けましたので、それぞれの形でどういった形で市民が参加できるかというのは、また課内の中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 農業問題です。詳細については、予算委員会でぜひやっていきたいというふうに思いますが、昨年11月に2025年農林業センサス結果が出てますね。この主体の仕事をする基幹的農業従事者が、5年で25%も減少したというようなことも書かれてます。非常に重要な結果だろうと思うんですけども。また、平均年齢が67.6、70歳以上が55%占める実態。長く日本農業を支えてきた世代の大量引退が迫り、今後も担い手の急減は必至と見られると。そういう意味で、非常に今、重要な中に来てると思うんです。

そこからまた、全国の市町村に前質問したと思うんですけど、地域計画、これを作成するよう求めてきましたがということで、4月末のまとめでは、10年後には、耕作者の見通せない農地が全国で3割に達すると。現状の農政を前提

に農村の関係者に大規模化などの努力を求めても、農村の崩壊は防げないと。これも明らかになってきた。そうになってきたら、基本的に国が農業問題をどう取り組んでいくのか。先ほど言いましたとおり、自給率を上げて、担い手、所得補償、価格保障、やっぱりこれをつくっていくことが、改めてこのコンセンサスの実態からも明らかになったと思うんですが、この点については、また委員会のほうで深く議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に介護問題を。先ほど市長が言われたとおり、市長会のほうで2点にわたって持続可能な介護制度の確立についてということと人材の確保ということがうたわれてます。ぜひこれは努力をしていただいてですね。この中にも国庫負担の見直しというのが掲げられてます。都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、財政措置の充実を図る、調整交付金の枠を拡大するということでしたけども、これについて改めて市長の決意をお聞きしたいと思いますが。

○市長（尾脇雅弥） 今の問題に限らず農業問題も含めて、全ての背景は人口減少、少子高齢化ということにあるというふうに思います。そういう大きな流れの中で、現場の課題にどう対応していくかということで、仕組みを変えということも一つですし、財源確保という点においてはやっぱり地方では限界がありますので、先ほど申し上げたような考え方を基に、私も県の市長会の副会長も拝命しておりますので、いろんな場面で訴えて、しっかりと、そのことが担当者の耳に届くように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○持留良一議員 この点については、共通の課題だと思いますので、ぜひ取り組んでいかれることを強く希望しておきたいと思います。

高額療養費の問題なんですけれども、これについても市長会とか、後期高齢者、保険連絡協

議会も、この問題については、制度の見直しを行う場合には被保険者の実態を十分に把握し、当事者の意見に耳を傾けた上でということ、市長会のほうも同じような形で、この問題を問題視して取り上げて、国に要望しているところですよ。

こんな記事が出ました。がんを抱える一人の親ということで、長生きをためらわせる高額療養費制度改悪ということなんですね。高額な治療、がん患者にとって医療費の自己負担を抑える高額療養費制度は命綱です。高市首相は同制度の上限額、限度額を引き上げ、患者負担を狙っています。子供を持つ現役世代の患者は、治療と子供の将来を天秤にかける状況に迫られています。命か、娘の人生かと、こんな今、際どいところにこの問題が来ているんだということです。

それと、これは保険医協会だったと思うんですけど、全国保険医協会ですね。お医者さんたちの団体連合会なんですけど、署名が22万筆を超える形で厚労省にも提出されています。著名人もこれに署名をしているということで、太田光さんの名前が出てますけども、こんな形で国民のほうも様々な形で、この問題は大変なんだと、命を取るか、そういう状況になっているんだということでは来ていますが、改めて市長のこれらの声を聞いての決意をお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 命を守るということは、何より優先することです。先ほど答弁したように我々の立場上、しっかりと決定権者に対して意見を述べていくということだと思いますので、そのように御理解いただければと思います。

○持留良一議員 この問題については、まだまだこれから、運動によって変化することもあるかと思います。そういう意味でも、私たち一人一人が、この現実的な問題をしっかり受け止

めて、命を守る制度としてのこの高額療養費制度をしっかりと守っていけるよう、共に力を合わせていければというふうに思います。

森の駅の問題に移りますが、私はこんな形で根拠が出てくるのかなと思ったんですけども。原価の構成と対象範囲、ランニングコスト、イニシャルコスト、これが積算する中身だろうと思ったんですよね。そうしようと2倍に上がっていくことは、何かがどんな形で考え検討されて、この部分が上がっていくのかなというふうに思ったんですが、これが一般的な地方自治体の公共施設の使用料の計算方法なんだということです。まずこれが間違いないのか、ちょっとお聞きします。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 御質問ありがとうございます。現在、運営をしている指定管理者の運営コストというのは、今議員がおっしゃった積算で間違いはないと認識しているところでございます。付け加えまして、先ほど申し上げませんでしたけれども、現指定管理者になってからの経営状態というのは、通年、今、直近4年でございますけれども、マイナス十数万円ほどが出ておりますので、付け加えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○持留良一議員 厳しい中での指定管理者も大変かというふうに思いますが、やっぱり私たち議会としても、そういうきちとした科学的な根拠で、やっぱり判断するというのも一つだろうというふうに思います。当然、指定管理者に今後の運営という点で支援、援助していくという点でのところもそれに反映する部分もあるかと思っておりますけれども、ぜひ細かな点については、委員会のほうで深く議論をしていただければと思いますが、まだこの時間帯では十分に妥当性や客観性、積算根拠という点については理解できていけませんので、改めてまた委員会で、これらを受けて議論していただければ助かるなとい

うふうに思います。

次に、学校における保護者負担の問題についてお聞きをしたいと思います。

先ほど文科省の、また総務省の調査でも、いかに学校の教育費の負担が大変かということがお分かりいただけたと思います。国はそれに基づいて、先ほど課長が言われたとおり、様々な工夫をなささいというような形で、それぞれ学校等に指示を出して、保護者もそれに基づいて、また保護者の方々もいろいろな工夫をして負担軽減に努めていらっしゃると思います。しかし、それでもやはり限界があるわけですよね、この物価高騰における影響という点では。だからこそ、全国の自治体でも様々な工夫をしています、子育て支援で。小学校入学時3万円とか、プリント、木工材の公費負担、部活動月1,000円の負担、様々な負担で今挙げても、県内でも今度、志布志市が通学靴の支援なんかも検討しているということがあるし、豊中市では学校教育活動徴収金公費負担事業補助金交付要綱というのまでつくっています。これは何かというと、先ほど言ったような物価高騰で、それぞれの家計で賄いきれない、もう大変だということの現状の表れで、こういう形で負担が、それぞれ自治体で負担をし、学ぶ、子供たちの学ぶ保障を守っているんだということなんです、これらの他自治体の実践について、課長はまずどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（川崎史明） この大隅地区内でも、市町によってはそのような補助を行っているというところは認識しているところでございます。

○持留良一議員 認識じゃなくて、必要性の問題。私は今回の質問で、そう必要ないのかということで、最後のところでそのことを求めているんですけども、その点について。

○学校教育課長（川崎史明） 本市としましては、先ほど答弁いたしましたけれども、入学就

学補助制度というものを持っておりますので、実際、今の現在で就学援助の率としましては、小学生におきましては15.37%、中学校におきましては18.20%の子供たちが就学援助という制度を利用しております。議員のお話の中でも、いろんなものが上がっているということでしたけれども、例えば中学校の制服等につきましては、大体、冬用、夏用、それからカバン、それから体育服、こういうものを合わせると10万円を少し超えるぐらいの金額になるということはおもう分かっております。就学援助制度の中には、新入学学用品費としまして、3月の末に小学校では現在5万7,060円、それから中学校におきましては6万3,000円支給をしておりますけれども、こういうものを利用しまして、子供たちが新しい学校へ入学する、そういうところに活用していただければと考えているところでございます。

○持留良一議員 就学援助と言われましても、その範囲は限定されていますよね。ボーダーラインにかかる方々も結構いらっしゃるわけなんですよ。うちは1.3倍ですね、生活保護基準で。これについては、全然この間、物価が高騰したんだけど動きがないし、このことは何度もこの議会でも質問をしてきて、是正をしてきました。物価の状況の変化に合わないから私はこの点を質問したんです。

そしてまた、就学援助制度の中でもそうだけれども、当然全国の自治体でもこんな取組をしているんだということは何かということなんですよ。子供の学ぶ権利、どういう形でそうするのかというと、経済的な点で保証していかない限り、子供たちやっぱりその点でいろいろな問題が出てくるわけですよ。就学援助制度もあります。しかし中身は変わっていませんよ。しかし物価がどんどん上がっている。それに追いつかない。だったらこういう形で自治体でも応援しましょうと。子供たちの学びの保障を。学

ぶ権利を保障しましょうと。そのことを言っているわけなんですよ。だからこそ、このことを取り上げてきたんですけれども、このことについて、教育長と市長の見解を求めます。

○教育長（明石浩久） 議員の言われる、家庭の経済状況が子供の将来に影響しないよう、包括的な支援を推進していくことは大事なことでありと認識をしております。まずは先ほど学校教育課長の答弁にありましたとおり、学校現場で補助教材の負担が大きくならないように、しっかりと見極めをしていくことも大事なことでありと思っております。私も学校現場にありましたときに、各学年、各教科から要望のあった補助教材について、購入総額を算定しまして、前年度より上回る場合には教科間のバランスを図りながら、いずれかの教材を削除するというようなことも行ってまいりました。また、先ほどありました本市が導入しておりますA Iドリルにつきましては、市販教材と違いまして、保護者負担もないということですので、そういったことをさらに進めていけたらというふうに思っているところです。

また、不十分ではあるかと思いますが、学用品等に係る保護者負担につきまして、1月の臨時議会で御承認いただいた物価高対策事業の商品券が、3月に全ての市民の皆様に配布されるという予定であると聞いておりますので、学用品購入等の一部に活用していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうにもお尋ねがありましたので、基本的には今、担当課長、教育長が答弁したことが基本になります。子育て支援、教育の充実は何より大事だということで、特に力を入れてきたつもりであります。結果として、全国ICTアワードで文部科学大臣賞を取ったりとか、それは個別で支出しなくても、先ほど教育長が言ったような形で、垂水市の教

育制度に乗っかってそれが実現できるということでありますので、まずはそのことを御理解をいただきたいと思いますし、物価高騰対策に関しても、教育行政だけではなく、いろんな分野に影響がありますが、短期的に幅広く集中的に効果があるようにということで、1人1万円、加えて50%のプレミアムをやっておりますから、そういう意味で100点を目指すんですけども、全てにおいて100点というのは、この社会状況の中で難しいですので、そういった中で特にこの分野に関しては力を入れてやっていると。今後も今の段階はそうですけれども、まだ補正とか、今後もありますので、適宜必要な政策に関して投資はしていきたいと思っております。

○持留良一議員 最後になりますね。教育費の無償は学ぶ権利の無償であるということを、私はさっきから強く言っています。だからこそ、憲法26条では義務教育はこれを無償とするということと、補助教材は保護者負担と書かれている法令はないんですよ。そういうことを考えると、やはりきちっとできる自治体で、今、本来であれば国がやらなければならない制度です、義務教育は無償だということであれば、その中でも市長は学校給食を無償化されました。大きなまた取組だったと思います。であるならば、こういう教育関係においても、今の段階で国がやるべきことを地方自治体がしっかりとその点でもカバーしてやっていけば、子供たちの生まれる権利を守っていくんだということを、強く今後打ち出していきたいというふうに思います。

それから医療費、最後、医療費助成制度問題、これは先ほど言ったとおり、非常にこの出産環境を含めて整ってきていますので、これがさらに創設されることによって非常に安心して、子育てができる環境がさらに一層強くなっていくと思いますので、その点について最後に決意を市長にお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 全てに共通することは、市民の皆さんが幸福と、それぞれの立場がありますので、子供には子供の、中間層には中間層の、または高齢者には高齢者の、それぞれの福祉が充実するように、議会の皆さんと協議をしながら、一步でも前に進めるように頑張ってまいりたいと思います。

○持留良一議員 市長は建設的な提案をとおられましたので、今回こういう形で建設的な提案を2つにしましたので、ぜひそれを受け止めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は11時25分から。

午前11時16分休憩

午前11時25分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、篠原静則議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 皆さん、お疲れさまでございます。2月というのに春を思わせる陽気でございます。

そこで昨日、帰り、ちょっと農協のほうに行ったんですけども、素晴らしいロータリーのお花、そして帰り道は道の駅はまびらのすばらしいお花、大変美しいでした。年600万円やったって、予算が物語る美しさであったなと思っております。

また久しぶりに市民館にも寄ってみたんですけども、市民館の花も、花園も、大変きれいでした。ぜひ市民館の花園にも60万円ぐらいの予算をつけていただけたらもっときれいになるんじゃないかなろうかと思っております。

それと、ただいまから質問させていただきます瀬戸口藤吉翁事業のこれまでの取組と今後の

計画についてお尋ねいたしますけれども、垂水のスーパーダイワのところで、以前は河崎川の手前のほうに、マーチングロードという看板がございました。中央商店街でつくられた看板だと思いますけれども、このマーチングロード、国道ですけれども、これもちよっときれいにできたらなと一人と思うところでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

瀬戸口藤吉翁のふるさとである本市においてこれまで様々な顕彰事業に取り組んでこられたと思います。また、議会初日の施政方針の中でも予算が拡充されたと思っております。そこでこれまでの顕彰事業の取組と今後どのような事業を計画されているのかお尋ねいたします。

次に、包括連携協定についてでございますが、本市におきましては様々な企業さんと包括連携協定を締結されており、令和7年第3回垂水市定例会では梅木議員、新原議員から一般質問がなされたようでございます。その際も答弁いただいたところでございますが、多くの包括連携協定が締結されていることから、一つ一つの包括連携協定について、どのくらい当市にとって効果があるものか分かりにくいという声があるようでございます。

そこでお尋ねいたしますが、これまでの包括連携協定について、件数や実績等についてお答えをいただきたいと思います。

次に、市長の選挙公約についてお尋ねいたします。

前回の市長選挙におきまして、尾脇市長はグラウンドゴルフ場の整備や中央地区の雨水排水対策等、複数の公約を挙げられており、笑顔が続く進みやすい垂水市づくりのため、スピード感を持ちながら計画的かつ着実、丁寧に進めることを挙げられております。令和5年1月の当選以降、既に3年が経過しているところでございますが、市長選挙の際、挙げられた公約のうち、どのくらいの公約を実現されているのか、

実現されていないものはあるのか、公約は市長が有権者の皆さんと交わされた約束ごとであり、実現に向け尽力される市長はあるところでございますが、全体的な進捗状況について教えていただきたいと思います。

これで1回目を終わります。

○社会教育課長（大迫隆男） これまでの取組と今後の計画はにつきましてお答えいたします。

行進曲の父とも称される瀬戸口藤吉翁を顕彰する事業といたしまして、平成11年度以降、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールと海上自衛隊音楽隊による瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートを行ってまいりました。行進曲コンクールにつきましては、令和2年度の第22回大会を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止として以降、開催していないところでございます。同コンクールにつきましては、小学校の部から大学・一般の部まで幅広い年代の団体が参加されるコンクールとして多くの市民の皆様が楽しみにされておりました。しかし、第1回大会は最も多い30団体の参加がございましたが、その後、最も少ない年では9団体という状況もあり、主催者といたしましてもコンクールの開催自体に苦慮していた側面もございました。

全日本吹奏楽連盟が公表した2024年実態調査結果によりますと、2020年以降、毎年100団体以上が減少しており、全国的に吹奏楽団体数、部員数が減っているということから、今後コンクールを開催することは難しいものと考えております。しかしながら、少しでも市民の皆様が音楽に触れる機会をつくりたいという思いから、代替事業として令和5年度から瀬戸口藤吉翁を受賞した団体によるグランプリコンサートを実施しているところでございます。

また海上自衛隊音楽隊によるふるさとコンサートにつきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしましたが、令和3年度に感染症対策として事前申

込制で入場率を50%以下にした上で開催いたしました。その後は毎年通常開催しております。

令和8年度につきましては、6月に海上自衛隊音楽隊による瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートを開催予定となっております。現在、出演する音楽隊につきましては調整中でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 包括連携協定につきましてお答えいたします。

令和7年第3回市議会定例会において質問にお答えしましたとおり、包括連携協定とは、市と相手方がそれぞれの資源を相互に活用し、長期的な視点に立って課題解決に向けて協力、連携して取り組むことを目的に締結するものでございます。これまで4つの高等教育機関のほか、12の企業、医療機関1団体、NPO法人1団体と締結しており、また昨年11月には牛根地区、それからグローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社と本市による4者協定を締結したことから、包括連携協定の総数は19件となるところでございます。これらの協定を分類しますと、大きく3つに分類できるものと考えております。

まず1点目が高等教育機関、大学との連携でございます。大学が有する専門的な知見を活用し、本市の地域課題解決を図るもので、大学側にとっても地域貢献のほか、学生が実践的な学びを経験することができるという、相互にとって利益があるものでございます。

代表的な取組を挙げますと、鹿児島大学とは本市の最上位計画であります総合計画の策定や元気プロジェクトでの連携等を展開しており、鹿屋体育大学とは学校教育現場における連携や「はんとけん体操」に代表される一般介護予防事業の連携等を展開しております。また、鹿児島国際大学と鹿児島女子短期大学とは、学生が本市について学び、実際に複数回足を運んでい

ただくことで、本市に対する知識や愛着を育み、関係人口の増加に資するための取組として事業を展開しているところでございます。

2点目が、企業等との連携でございます。企業が有する専門的な知見や資源を活用することで、地域課題の解決を図るもので、企業にとってもCSR、企業の社会的責任でございますが、これを果たすことで社会的信頼を得ることができるものでございます。

代表的な取組を挙げますと、公益財団法人慈愛会とは産婦人科医療機関慈愛会垂水サテライトクリニックに関する連携、それから日本航空株式会社（JAL）ですが、JALとは本市特産品の販路拡大に資する取組を展開しているところでございます。また青山学院大学陸上競技部の原晋監督が取締役を務められている株式会社アスリートキャリアセンターとは、食材を青学陸上部の寮に提供することで、本市特産品の付加価値の向上を図る取組に加え、今般の議会には令和8年度事業として、部活動の実技講習等を目的とした取組に係る予算を計上しているところでございます。また株式会社タイミーとは、タイミーが有するマッチングの仕組みを活用した人材確保や新たな雇用創出を目指す取組が市内事業所において展開されているほか、令和8年度事業として、庁内のイベントスタッフ等をタイミーの仕組みを用いて確保することで、職員の負担軽減を図るための取組に係る予算を計上しているところでございます。

3点目が、牛根地区における4者協定でございます。これは地域振興計画に位置づけられた地域のありたい姿の具現化として、グラウンドゴルフ場の整備等に4者が連携して取り組むために締結したものでございます。この協定の最大の特徴は、地元企業と市が地域における課題の解決や持続的な地域の発展のため相互に連携し、それぞれの資源を提供する新しい官民連携の形であることであり、今後、他地区におきま

しても同様の協定を締結するためのモデルケースとしていきたいと考えているところでございます。

包括連携協定の締結に際しましては、相手方のネームバリューや実績を重要視するのではなく、相互に連携することで具体的にどのような事業を行うことができるのか、それらを通じて本市にとってどのようなメリットが生じ、本市の課題解決の一助とすることができるのかという点に主眼を置いているところでございます。

今後におきましても、期待できる効果をしっかり検証した上で、包括連携協定の締結を通じて、市民生活の質の向上や地域発展に寄与するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 包括連携協定につきまして、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。

その目的、これまでの件数、代表的な例につきましては、ただいま担当課長が答弁をしたとおりでございます。

市長として、この各種協定が単なる形式的な合意ではなくて、実際に地域課題を解決するための具体的な行動につながっていることを重視しております。

一例として、先ほど担当課長がお話をしましたけれども、鹿児島大学との元気プロジェクトにおける連携につきましては、平成29年度から取り組んでおりまして、直近で言いますと令和7年度の参加者からの満足度は94%を得ているというところでございます。全国的にも類を見ない実証実験でございまして、いい成果につながっているのではないかなというふうに思います。

このように、実際、御参加いただいた皆様からも非常に高い評価をいただいているところでございますが、去る令和5年6月には鹿児島県民交流センターで開催をされました第59回日本

循環器病予防学会学術集会というところにおきまして、第19回日本心臓財団小林太刀夫賞というものを受賞しておりまして、対外的にも非常に高い評価をいただいているところでございます。

また、日本航空JALとの連携につきましては、昨日もありましたふるさと納税1億円以上に加えて、国際線ファーストクラスラウンジでの「海の桜勘」の提供、あるいは鹿児島空港サクララウンジでの温泉水の提供、「桜島美湯豚」の国内線ファーストクラス機内食での提供、羽田空港内の羽田産直館での物販が行われておりまして、本市特産品の販路拡大に大きく寄与していただいているものと考えております。

これ以外の協定につきましては、全ての取組が継続して続いておりまして、様々な面で本市にとっての成果をもたらしているものと考えております。

このような成果に関しましては、道半ばであるものの、市民の皆様の幸福のために、また元氣な垂水づくりのために、必要不可欠なものであると考えております。今後も学術機関や企業などとの連携を継続して行うことで、本市が抱える課題の解決に取り組むとともに、本市の発展に寄与する新たな包括連携協定の締結につきましても市民の皆様一人一人の暮らしに寄り添い、地域の未来に向けた具体的な成果を生み出せるかどうかを基準に、しっかりと検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 公約の進捗状況につきましてお答えいたします。

令和5年1月に行われました市長選挙で、尾脇市長が配付していた選挙リーフレットには、全15項目の公約が掲げられています。そのうち有事に備える地域防災体制の具体策である消防団第1分団詰所の整備、子育て支援・教育の充実の具体策である高校生医療費無料化窓口負担

ゼロ、小中学校の給食費無償化、垂水でアウトドアレジャーの具体策であるグランピング施設計画等は既に実現しているところでございます。

また、有事に備える地域防災体制の具体策である中央地区の雨水排水対策や、スポーツを通じて健康増進、世代間交流の具体策であるグラウンドゴルフ施設整備（牛根地区と中央地区）、これについては計画どおりに進捗しており、特にグラウンドゴルフ場の整備については任期内の実現が見込まれるところでございます。

錦江湾横断道路の実施路線化につきましては、実現こそされておりませんが、周辺自治体や県、国、民間も含めた関係機関と連携して取り組んでおりまして、特に官民連携で取り組んでいる錦江湾横断道路推進連携協議会の決起集会では、森山裕衆議院議員をはじめ、多くの関係団体、関係機関等集まっていただき、総勢550人の方にお集まりいただいたところであり、実施路線化に向け、大きな推進力となったものと考えております。

公約の中には、海潟なぎさ荘跡地活用など、進展が見られないものもございますが、こちらについては相手方の意向が大きいことから、まずは周辺環境の整備を行うなど、将来的な活用に向け、現時点で行えることに取り組んでいるところでございます。

このように、既に実施したもの、計画的に進捗しているものが大半を占めており、進展が見られないものについても全く着手していないものはないところでございます。私たち職員としましては、市民の皆様から信任を受けた市長の公約実現に向け、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 御質問がございました公約の進捗状況につきまして、今、企画政策課長が答弁したとおりの現状でございますけれども、公約というのは具体的な政策や目標を示したも

のでありまして、単なるスローガンではなくて、市民の皆様とのお約束したものであると考えておりますことから、任期期間中の実現を目指して全力で取り組むべきものと考えておりまして、市職員の皆さんとともに日々取り組んでいる現状でございます。公約の中には相手方があるもの、本市単独の努力だけでは実現できないものもございますが、実現に向け、できることがあればしっかりと取り組み、周辺自治体や国、県、民間を含む関係機関と連携をして、一歩ずつ推進していく必要があると考えております。

一例を申し上げますと、宮脇海岸公園における「サウザンドガーデンたるみず」の整備につきましては、民間活力を導入することで実現に至ったものでありまして、新たな観光拠点として先週末は日によって満室となるという業務実績につながっているようでございます。結果的には交流人口の増加や地域資源の活用にご貢献いただいているものと考えているところでございます。

また錦江湾横断道路の実施路線化につきましては、本市のみならず大隅をはじめとする九州南部地域の産業、経済、文化の発展に寄与するとともに、防災、医療の観点からも命を守る道路でありますことから、特に官民の連携が不可欠と考えており、今年度は新たに事業推進に尽力する団体への補助金を予算化したところでもございます。

担当課長からありましたとおり、全ての公約は一朝一夕で完成するものではございませんので、既に実現したもの、計画的に進捗しているものが大半を占めており、方向性としたしましては確実に前進していると考えているところでございます。

市民の皆様とのお約束を果たすために、公約の実現はもとより、市民の皆様の幸福のために、元気な垂水の実現のために、残り1年間一生懸命頑張ってまいりたいと思っているところでござ

ざいます。

以上でございます。

○篠原静則議員 瀬戸口藤吉翁顕彰事業についてでございますが、これまでの取組と今後の計画はよく分かりました。ありがとうございます。

垂水市の生んだ偉大な作曲家、瀬戸口藤吉の顕彰事業については、今後も現在取り組んでいる事業を中心に頑張っていたきたいと思えます。

本市の文化振興につなげていただきたいと思いますのですが、市長の施政方針の資料に、寄贈ピアノ運送費について記載がございましたが、その点について教えていただきたいと思います。

○社会教育課長（大迫隆男） 寄贈ピアノ運送費につきましてお答えいたします。

瀬戸口藤吉翁が生前使用していたピアノの寄贈につきましては、令和4年12月議会で北方議員からの一般質問に、本市に正式な寄贈の申出がなされた場合の対応等についてお答えしたところでございます。

昨年8月、藤吉翁の孫に当たります瀬戸口典久様から寄贈したい旨の正式な文書が市長宛に届きましたので、翌月にはお礼状を送付したところでございます。

また12月に担当者が上京して、典久様に直接お会いし、寄贈に対してのお礼の気持ちを改めて伝えるとともに、本市に運搬するための協議を業者と行ったところでございます。

今回の運搬については、重量物の扱いが可能な作業員により、4トンチャーター車へ積み込みを行った上で文化会館まで運送する計画となっており、御質問のピアノ運送費につきましては新年度予算に計上しているところでございます。ピアノの運送時期は4月末を予定しており、その後、6月のふるさとコンサート開催時に市民の皆様にお披露目する計画となっているところでございます。

また、ふるさとコンサート終了後には市民の皆様気軽に閲覧いただけるよう、文化会館のホワイエに展示スペースを確保する方向で検討しており、このことにつきましては典久様にもお伝えし、了承していただいているところでございます。

なお、このピアノに加えまして藤吉翁の御息が使用していたコントラバスとトロンボーンについても寄贈いただく予定となっております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

先ほど社会教育課長の答弁の中で、令和4年の北方議長的一般質問のことを取り上げておりましたが、皆様御承知のとおり、今回のピアノ寄贈実現に至るまで、長い間、北方議長が御尽力をされたことにつきまして、この場を借りて感謝を申し上げたいと思えます。

藤吉翁の墓参りに何回も上京されたり、典久様との様々な交渉や調整等、北方議長の御尽力なくして今回の取組は成功しなかったと思っています。瀬戸口藤吉翁が実際使用されていたピアノが垂水市に里帰りするということは、大変価値あることだと思います。今後も典久様と連絡を取り合いながら、円滑に取組を進めるようお願いいたします。

そこで、このコンクール、ふるさとコンサート、長い間、実現されているわけですが、やっぱり何かをするに当たってきっかけがあるわけですが、そのきっかけをちょっと披露したいと思いますけれども、昔々といえばそんな昔でもないんですけれども、垂水市の下宮の商店そこの会議、会議といいますか、飲み会といいますか、そこで1人の垂水思いのおじさんがおりました。そのおじさんが北方議長でございますけれども、そのおじさんが当時の教育長に、何か垂水もやろうやということで提案をされ、その教育長が今度は市長に、当時の市長に提案されて始まったとお聞きしております。

その開催は、次の市長さんのときに開催されるようになったようでございます。御披露までということでございます。北方議長の頑張りがすごかったなと思っております。

次に、包括連絡協定の締結について、締結していることを、学術機関との連携、企業との連携では、それぞれもメリットがあることが理解できましたが、また牛根地区での4者間の協定では、これまでにない新しい官民連携の形であり、今後の地域課題解決のためのモデルケースとなるものであると分かりました。しかしながら、件数が多く、全ての包括連携協定について説明いただく時間もなかったことから、例えば広報紙やホームページ等で一般市民の皆さんにも分かりやすい方で進捗状況を示されてはいいかなものかと思うところでございます。

今後も協定の締結によるメリットをしっかりと検証しながら、包括連携協定による本当に市民の皆さんのためになるようにしっかりと検証いただくことを要望いたしまして終わりますが、私個人的には鹿児島大学との取り組み、今村病院、慈愛会垂水サテライトクリニック、ここは実感として分かるわけですが、他の連携協定があまり実感として分かりませんので、また分かりやすく教えていただけたら助かります。よろしくお願いいたします。

この件については、終わります。

次に、最後の公約でございしますが、既に実現した公約以外のものについて、おおむね着手済みであることが分かりました。公約の実現という意味において一定の評価をしたいと考えているところでございます。さて、公約につきましては、4年間という限られた任期中に実現することが大前提であり、そのためには職員の尽力が不可欠でございます。市長におかれましては、職員の皆さんの声を聞き、その上で必要なときはリーダーシップを示すことが求められると思います。今後も職員の頑張りを評価し

ながら、公約の実現に努めていただきますよう要望いたします。

そこで、市長にお尋ねをいたしますけれども、なぎさ荘の相手さん方との交渉はどういうふうになっているか、教えていただきたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 答弁の前に、私も北方議長には感謝を申し上げたいと思えます。大変御尽力をいただいておりますありがとうございます。

公約の中のなぎさ荘跡地です。御存じの方もいらっしゃると思えますけれども、某民間企業の所有ということでございまして、以前、旧フェリーの跡地の、フェリーの交換の際の土地の売買の関係で、元市長さん方と裁判沙汰になっているという経緯がございまして、なかなかあのなぎさ荘の草一本刈ることも許可できないというような状況がございました。草一本刈ったら裁判を起こすぞみたいな話も聞いたことがございますけれども、その後、何度か足を運んでお話をさせていただく中で、大分そのことは御理解をいただいて、管理する分には構わないということで、1回、地域の皆さんの協力も含めて管理させていただいたんですけれども、やっぱり草木はまた生えてまいりますし、30年近く放置されておりましたから、なかなか跡地活用も含めて、どうやっていくのかという大きな課題が残っております。

昨日、新原議員の中でも、海業も含めて周辺の御提案がございました。非常に壮大な計画で趣旨賛同でありますけれども、簡単にいかない事情もありますので、その辺のところと考えながら、海業でありますとか海の駅とか、いろいろあの辺エリアの開発の中に重要な場所ありますから、篠原議員がおっしゃったとおり、なかなか公約の中でもそこ進んでない部分でありますけれども、また改めて足を運びながら、今後いろいろ予想される水産関係のイベント等と

も絡めて、まずは交渉をして、いろんな意味での御理解を賜って、我々の思いを伝えながら官民連携、相当な額、あそこを購入するだけでも数億円という話でありますから、そこには跡地の活用というのがセットでないと難しいところがございますので、また御意見いただきながら、なぎさ荘跡地の有効活用というのは進めていければというふうに考えているところでございます。

○篠原静則議員 成果も大分悪いし、前川畑議長も一生懸命取り組んでいらっしゃったようですけれども、そういう意味も含めまして、この相手さん方の対応はぜひ市長のほうに頑張ってくださいたいと思います。

最後に、市長にもう一つお尋ねいたしますけれども、公約の中で、もう1期働かせてくださいとありましたけれども、これは勇退の意向でしょうか、お尋ねいたします。

○市長（尾脇雅弥） 我々は、皆さんもそうですけれども、選挙で選ばれないとそれぞれの仕事ができないわけありますので、1期4年ごとに公約を掲げて挑戦をしていくということがあります。結果として2期、3期、4期と積み上げてまいりましたけれども、まずはこの1期4年間、与えられた任期、特に今日は3月議会ということでありますから新年度予算をしっかりと成立をさせて、市民の皆様の様々な事業に影響がないようにやっていくということが、まずは私に与えられた使命でありますので、しっかりとまずは任期に向かって頑張っていきたいと考えているところでございます。

○篠原静則議員 副市長にお尋ねしますけれども、副市長は教育者ですから、この意味を教えてくださいませんか、どう受け取ればいいのか。

○副市長（坂元裕人） もう一回中身を教えてください。

○篠原静則議員 もう1期働かせてくださいと

いう言葉を、どういうふうに理解すればいいのか、教えていただきたいと思います。

○副市長（坂元裕人） 文字どおり捉えていただければと思いますけれども。

○篠原静則議員 文字どおり取り扱いたいと思います。

隣の町では、人が変われば景色も変わるというようなことで、勇退された方もいらっしゃいますので、市長は頑張っていられいますけれども、ぜひ県政、国政に進んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は1時15分から再開いたします。

正 午 休憩

午後1時15分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまです。

質問に入ります前に、ちょっとだけ前語りをしたいと思います。

昨日の夕方から今朝方にかけてテレビニュースを見ていると、例の物価高騰対策のプレミアム商品券の話題が出ておりました。熊本市長も陳謝なさってたんですが、結局、やり方が悪かったということですね。私の先輩で熊本住んでいる人間がいますが、2週間前からスーパーに買いに行ったら、どうも各スーパーとかお店単位で割当てをして販売していると。私の先輩は地元の大手のスーパーに行きましたら、もう商品券ありませんと、うちの割当てはありませんということでございました。そういうことで、せっかく国が物価高騰の支援対策で多額のお金を出しているのに、行政の不手際でそういうこ

とがあったということで、熊本市長も陳謝されたことと思います。

今朝ほど早めに登庁しましたら、水産商工観光課長が先頭になって、個人向けの1万円、1人当たり1万円、その配送業務を先頭に立って、また他の課員の応援も借りながら、すぐに郵便局へ持って行かれた様子を見ておりました。1月16日の臨時会が始まって、ひと月ちょっとの間でよう頑張ったなあと思っております。残りの分、50%分のプレミアム商品券、この分につきましても一刻でも早く、一時でも早く、間違いのないように販売していただけるように。また申込者が殺到した場合は、やはり抽選という部分も必要だと思いますので、その辺の部分も頭に入れていただいて、頑張りたいと思います。

それでは議長の許可を得ましたので、総括質疑に一般質問、ごちゃ混ぜになっておりますけれども、質問したいと思います。

まず、均衡あるまちづくりの考え方について、市長に伺います。

新城・牛根地区については、昭和の大合併以前、行政区でありましたが、両地区とも人口減少が著しいものがあります。平成17年、新城では1,347人住んでおりました。令和2年は887人です。また本年度、令和8年1月31日末日779人です、しかしながら、この数字には城山学園さんが36名、財宝マンションにお住まいの方も多分30名ほどおられるんで、実質は700名を切ってるんじゃないかというありさまでございます。牛根につきましては平成17年2,302人、令和2年が1,303人です。また令和8年1月31日末日には1,224人という状況です。平成17年、ひと昔前ですが半減と言っていいほどの数字であります。

そこで市長、均衡あるまちづくりについて、市長の考えを伺ってまいります。

2番目、消費税についてであります。

(1)については、ちょっと私も恥ずかしい質問でありましたので割愛します。

(2)です。今回の衆議院選挙において、自民党の公約として、飲食料品については2年間に限り消費税の対象としないことについて、国民会議において実現に向けた検討を加速するとの高市首相の発言がありました。現在、予算委員会で審議中ですが、減税か、非課税か、全く不明でありますけれども、実行された場合、本市への影響はどうか。また財源不足は懸念されますが、地方消費税交付金の減収分をどう補っていくのか、財政課長に伺います。

3点目、私立高校無償化についてであります。

突然の衆議院解散で、私立高校授業料の無償化拡充の4月スタートが不透明な状況に陥っております。予算案と改正法案の審議が大幅に遅れるため、年度内成立は絶望的であると思われる。現在、中学生は一生懸命受験の真ただ中でありますけれども、子供たちの入学金、授業料等の支払いに困難を生じることが、そういう家庭があることも懸念されます。本市独自の救済策の考えはないのか、教育総務課長に伺います。

4点目、垂水高校振興対策と新施策、地域みらい留学制度について伺います。

これまで年間約1,000万円の振興予算が生徒数増加に結びついているのか、また地域みらい留学制度の具体的な概要について、これは誰かな、学校経営課長でいいかな、教育委員会のほうで教えてください。

5点目、スマート農業の推進についてであります。

施政方針で説明された垂水市農業生き生き支援事業について、想定しているスケジュールと実証する機器はどのようなものかを考えているのか。また垂水の地形や品目に対応したものが必要であり、農家の所得向上に向けてどのような観点で検討していくのか、農林課長に伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（堀留 豊） 均衡あるまちづくりにつきまして、お答えいたします。

本市においては人口減少、少子高齢化が続いており、議員御指摘のとおり以前の行政区である新城・牛根両地区においても人口減少が著しく進んでいると認識しております。

こういった中で、本市では地域振興対策の1つとして、第4次垂水市総合計画において、市内9地区の地区公民館を地域拠点地区と位置づけ、各地域拠点地区において地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を定めて、各地域の特性を生かしたまちづくりを地域住民自らが進めていくこととしました。地域振興計画は平成23年3月に策定した大野づくり計画を皮切りに、現在では市内9地区全てで地域振興計画が定められ、この計画を基に各地域の特性を生かしたまちづくりが進められているところでございます。

新城地区については、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とする新城づくり計画、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする第2期新城づくり計画を策定し、「人情、豊かな自然と歴史に抱かれた住みよい郷 新城をめざして」を地区の大目標に掲げ、当計画に基づいたまちづくりを進めていただいております。

牛根3地区の松ヶ崎については、「歴史と景観に恵まれた松ヶ崎を、道の駅を生かして広めたい」を地区の大目標とし、道の駅たるみずを活用した人的交流による地域活性化を主体としたまちづくりを。境地区では、「熱く語れ 大きく動け 人がふれあう境浜魂」を大目標として、地域主体の交流イベントであるおじゃったもんせを生かしたまちづくりの開催や、境浜ふれあい館を活用した交流活動など、地域住民が主体となった交流活動による地域活性化を主体としたまちづくりを、二川地区では「牛根でし

かできないこと、牛根だからできることを牛根のみんなで考えよう」を地区の大目標とし、グラウンドゴルフや夏祭り等の各種イベントによる、住民交流による地域活性化を主体としたまちづくりを進めていただいております。

また、牛根地区については、牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社、そして垂水市との4者による包括連携協定も締結し、民間の力も活用した新たなまちづくりのモデルとなるような取組も進めているところでございます。

市としましても、地域の将来像実現のため、地域住民と行政をはじめ関係機関、そして民間企業等が連携し、住民ニーズに沿ったまちづくりを進めることは魅力ある地域づくり、住んでよかったと思える地域づくりにつながっていくものと考えているところでございますので、引き続き地域特性を生かしたまちづくりを進めていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） まず冒頭、感王寺議員が前語りの部分で、水産商工観光課長が頑張っているということに触れていただいたことに感謝を申し上げます。

本当にそのとおりで、全ての課長さん、職員が頑張って、まちの発展のために尽くしていただいております。裏事情を聞きますと、4日間、恐らく封筒詰めがかかるだろうということを職員の皆さんの協力で2日間で終わらせて、いち早く、このことを先ほどおっしゃいましたプレミアムの経済対策として、これまで2億円程度の市場規模だったのが大体5億円ぐらいになるということでもありますので、例えば5人家族、子供3人世帯になりますと7万円上限を使っていただきますと10万5,000円分まで使えるということと、加えて5万円が配付をされて、子育て1人2万円ということでもありますから、相当な額の財政支援にもつながっていくと思われま

すので、その辺のところをしっかりと対応していただければと思うところでございます。

その上で御質問のことにお答えしたいと思いますが、地域振興計画に基づくまちづくりにつきましては、担当課長が答弁したとおりでございますけれども、少し補足をさせていただきます。

私が市長に就任をさせていただいた平成23年当時には、市町村合併の法定協議会から離脱をして、単独での自治体運営を行わざるを得ない状況でございました。これまでの間、市民の皆様方の多大なる御理解と御協力の下で、安定した行政運営を行うことができたと考えておりますが、議員の御指摘のとおり、人口減少については垂水市だけではないにしても、全国的にも非常に厳しい状況であると認識をしております。

均衡あるまちづくりの観点で申し上げますと、担当課長が申し上げたとおり、縦長37キロのまちでございますので、この中に9つの小学校区がありますので、地域住民の皆様が自らの手で10年後の未来を描くということで、地域振興計画を作成をして、それぞれにおいて様々な評価をいただいております。確か新城地区におきましても国の評価をいただいて、まちづくり進んでいるものと認識をしております。

地域住民の皆様が地域の将来像を描き、その将来像を実現に向けた行動計画を地域住民自らが実行していくという、この地域振興計画は、森山先生をはじめ、国からも非常に高い評価を受け、地域振興計画に基づく事業に対する財政支援措置として総務省の過疎地域持続的発展支援交付金もこれまで多くの採用をいただいて、市内で総額1億7,494万円の交付金をそれぞれにいただいているところでございます。

今後もし市内9つの地区の振興計画に基づき、それぞれの特色のあるまちづくりをこれからも引き続いて行ってまいりたいと考えておりますが、議員が御指摘のある均衡のあるまちづくり

ということに関しましては、地域住民の皆様、地域組織、事業者、そして行政をはじめとした関係機関が一体となってそれぞれの地域の特性を生かし、地域の魅力を高めるとともに、人と人との触れ合いやふるさとへの愛着を持ち続け、住み続けたいと思えるまちづくりを実現することが必要だと考えているところでございます。

現在、具体的には牛根地区におきましては、垂水市と住民、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社様、健土様の4者協定に基づきまして、旧牛根中学校跡を中心に、今後の事業推進が計画をされております。恐らくは北、あるいは新城エリアがなかなか発展がどうなのかという御質問だと思いますけれども、新城地区におきましては、これはあくまでも私の私案でありますけれども、新城支所を中心とした拠点エリア、この近くに高齢者向けの施設もございまして、農協の跡地もありますので、この辺をどういうふうに活性化していくのかということが大切ではないかと、現段階においては考えております。

今後、地元の感王寺議員をはじめ関係者の御意見、御要望をいただきながら、やっぱり地域振興計画の中にしっかり位置づけるということが大事でございますので、そのプロセスを踏みながら具体化へ向けて検討の環境整備を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○財政課長（草野浩一） 飲食料費について2年間に限り消費税の対象としないことが実行された場合の本市への影響と地方消費税の研修分をどう補っていくのかにつきましてお答えいたします。

令和7年第4回定例会一般質問において、池山議員への答弁と一部重複いたしますが、消費税は国において徴収されており、税率10%のうち国税分が7.8%で、残りの2.2%は地方税分となります。これを最終消費地に税収を帰属させ

るために、年間販売額、人口、従業員数など、消費に関連した基準により、都道府県間で精算され、その2分の1が市町村に交付される地方消費税交付金となり、本市の令和6年度決算額で申し上げますと3億4,967万円の収入となっております。

総務省の国税、地方税の税収内訳では、令和5年度における消費税収は、国税分が23兆923億円、地方税分が6兆2,632億円となっております。

御質問である飲食料品の消費税ゼロの政策につきましては、高市総理は社会保障改革を議論する国民会議で、具体化に向けた協議が進められるとの発言がなされているところです。消費税決算額に占める食料品などの軽減税率分の額は公表されていないため、正確な減収の見込み額を数字でお示しすることはできないところでございますが、飲食料品税率ゼロが実現すれば、年5兆円ほど税収が減るとの報道がございますことから、先ほど申し上げました令和5年度の国税、地方税分を合わせた消費税収納29兆3,555億円と同じく令和5年度の本市の地方消費税交付金額3億3,325億円を用いて単純計算いたしますと、約5,778万円の減収となるようでございます。

併せて国税である消費税につきましても、地方交付税の財源とされておりますことから、消費税収が減収となった場合、地方交付税の財源不足により臨時財政対策債の発行が再開されるなど、結果的に市町村の負担増につながる可能性が高くなることが考えられます。

現在、国において地方消費税の減収分の財源につきましては、特例公債、いわゆる赤字国債に頼らず、補助金や租税特別措置の見直し、税外収入などで財源を確保することなどが報道されておりますが、地方消費税交付金の減収分への対応につきましては、現時点において明確に示されていないところでございます。

そのため当財政課といたしましては、今回の消費税減税の話に限らず、これまでも収支の均衡を図るため毎年行っております予算編成説明会の中で、将来にわたり持続可能な財政運営を行うため、各所属長をはじめ職員一人一人が危機感を持って既存事業の検証、見直し、いわゆるスクラップ&ビルドを行うなどの過剰投資や無駄な支出は抑制する支出の見直しを取り組むとともに、地方税だけでなく、交付金や補助金の効果的な活用の検討をする多様な収入源の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（小池康之） 高校授業料の無償化拡充の4月スタートが不透明であるが、本市独自の救済策の考えはないのかについてお答えいたします。

高等学校等において教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するために、国の施策として所得に応じて授業料等を支給する高等学校等就学支援金等事業が平成22年度から実施されております。そして令和8年度から所得制限の撤廃や支給上限額の引上げなど、事業の拡充が予定されております。この事業拡充に向けましては、議員の言われるとおり、衆議院議員選挙の影響のため高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正本案が4月までに成立するか懸念されているところであります。高校と直接手続を進める鹿児島県に確認しましたところ、本事業の開始に向けて新年度予算案に計上し準備を進めており、国からの情報を待っている状況とのことでございました。

したがって、本市独自の新たな救済策の実施は難しいと考えております。本市といたしましては、無利子で学費をサポートしている垂水市奨学資金を活用していただけるよう改めて保護者に周知してまいります。

以上でございます。

続きまして、垂水高校振興対策、これまでの

年間約1,000万円の振興予算が生徒数増加に結びついているのかについてお答えいたします。

本市唯一の高等学校である県立垂水高校の活性化は、市政運営の基本理念である元気な垂水市の根幹でもあり、本市になくてはならない学校として入学者確保や在校生の進路、夢を実現するため、垂水高等学校生徒通学費等補助金として7つの支援、いわゆるセブンサポートを行っております。垂水高校の過去5年間の入学者数は、令和3年度が計22人、令和4年度が31人、令和5年度が30人、令和6年度が26人、令和7年度が27人となっております。去る2月24日に公表されました公立高等学校入学者選抜学力検査最終出願者数では、普通科21人、生活デザイン科20人、計41人の出願者があり、前年同時期の25人から16人増加したところでございます。その要因の1つとして、令和7年10月25日の創立100周年記念講演会では、東進ハイスクール、東進衛生予備校等を運営する株式会社ナガセの永瀬昭幸社長、そして林修先生の講演が開催され、市内外から多くの方々に御来場いただき、垂水高校の認知度向上につながったものと思っております。

また、セブンサポートチラシにつきまして、支援の内容を具体的で分かりやすいものに見直しをするとともに、保護者の情報端末に電子媒体でお届けすることで、いつでも必要なときに見ていただけるように工夫を行ったことも増加の要因になったと考えているところでございます。現在、在校生の半数ほどが市外からの入学者であり、通学費補助金等セブンサポートを活用し、充実した学校生活を送っております。これまで地方創生・政策アイデアコンテストの受賞や動画クリエイト甲子園の入賞など、全国的に高い評価をいただいております。本市の垂水高校振興対策や垂水高校の取組により、学校が活性化していると実感しているところでございます。

今後も地元、垂水市に必要な高校として存在

意義を高められるよう、引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 地域みらい留学制度についてお答えいたします。

この取組については企画政策課で取り組んでいるものですから、お答えさせていただきます。

地域みらい留学は、都道府県の枠を越えて、意欲ある中学生・高校生が、自分の興味、関心にあった高校を選択し、その地域で3年間、または短期期間を過ごす国内進学プログラムでございます。参加校は令和7年9月時点で全国173校、参加生徒数は令和6年6月時点のデータでございますが3,192人となっております。県内の参加校でございますけれども、2市5町の8公立高校となっており、近隣では南大隅高校が受入れ校となっているところでございます。

本制度のメリットでございますが、留学する生徒にとっては地方での自然豊かな環境や少人数の手厚い教育が魅力となり、受け入れる高校にとっては県外からの生徒を受け入れることで、新たな刺激が生まれるという双方向のメリットがある仕組みとなっております。また留学期間中は生徒だけでなくその保護者も地域を訪れるようになり、将来的には移住や地域との関わり のきっかけになることから、関係人口の創出にも大変期待が持てる取組であると考えているところでございます。

一方、課題でございますけれども、生徒の受入れを行うに当たり、学校側の理解はもちろんのこと、宿泊場所や食事の提供体制の構築、生徒の生活・安全面を支えるサポート体制の整備が必要不可欠であることと考えております。本市としましても垂水高校は地域になくてはならない存在であり、垂水高校の在り方として、地域に貢献し、地域に支えられる高校を掲げた垂水高校振興対策に取り組んでいるところでございます。

このようなことから、本市では今年度よりこの地域みらい留学制度の導入について、県内の先進自治体へ聞き取り等の調査に着手したところでございます。来年度も引き続きこの地域みらい留学制度の導入についての調査研究、そして先ほど申し上げました課題解決に向けた検討を、垂水高校と連携して行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 垂水市農業生き生き支援事業のスケジュール、機器はどのようなものを考えているのか、また農家の所得向上に向けてどのような観点で検討していくのかにつきまして、お答えいたします。

スマート農業はA IやI o Tなどの先端技術を活用するものでございますが、本市は中山間地域特有の小規模農地や急傾斜地といった条件不利地を多く抱えております。そのため大型機械による代替が困難な作業や人力作業の負担軽減に直結する機器の検証が不可欠であると考えております。

令和8年度より市、県、J A等の職員で組織する垂水市農林技術協会を主体として研修会や実証調査を実施し、検証を行う計画としております。具体的には、のり面などの除草作業を安全、迅速に行うラジコン草払機、身体的負担を軽減するアシストスーツ、また果樹などの作業効率を高める電動剪定ばさみなど、農家労働の軽減に直接寄与する機器について実証してまいります。

スケジュールにつきましては、4月から5月にかけて意見交換会や検討内容の精査を行い、6月から10月にかけて生産現場での研修会や実証調査を実施する方向で、現在調整を進めております。

次に、農家の所得向上でございますが、省力化による生産性の改善を図ることで、労働時間の短縮や規模拡大が可能となります。また、こ

れらの機器導入は、高齢者の営農継続や雇用の確保にも有効な対策となり、地域共同活動の継続にも寄与できるものと考えております。

今後の研修会や実証調査を通じ、農家の皆様からの使用感や必要性について直接お伺いした上で、国、県の補助事業などの活用や事業内容との精査を行い、実効性のある導入支援に向けて検証を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 1回目の質問から答弁まで30分ですか。詳しく説明していただきました。

1点目です、均衡あるまちづくりということで、企画政策課長はあれですね、地域づくり計画ということを持ち出されました。でも、地域づくり計画というのが本当に政策となり得ているのか、政策と結びついているのかという分については、私はかねてから疑問なんです。地域の人たちが花を植えるとか何とかやってるわけですから、これを市の政策をまちづくり、均衡あるまちづくりに結びつくのかというのはちょっと疑問なんですけど、これは置いておきましょう。

だから、牛根については、市長、確かにグローバル・オーシャン・ワークスさんのすったもんだもありましたけど、御協力いただいて、牛根の方も喜んでいると聞いてますので分かります。

それで市長、また新城の部分にも前向きな答弁をいただきました。支所を通じて、支所の周辺の部分をどうやって活用するか、また小学校統廃合の問題もありますから、そこをどうやって活用するか。J Aの跡地をどうやって活用するか、今から考えていただくんですけども、前向きな答弁をいただいたことには感謝しますし、期待してます。

ただ、思う部分が、私、分かるんだけど、思うんだけど、市長も、移住定住の促進ということで、私も提言してきました。空き家の活用と

かでいろいろやってきて、私の言うことを全て、空き家解体の部分やら何やら、全て聞きいれていただいて、移住定住の促進を図っておられるのは理解してるんですけど、一番思う部分が、また交流人口ですね。そういうものにも力を入れている、そこを評価しますけども、一番問題が、難しいんですが、働く場所ですよ。働く場所がないっていうことです、決定的に。

具体例を挙げますと、南の拠点です。市長ははまびらの部分を南の拠点と言っておられたけども、古い話になりますけども、南中学校跡地の部分、第1回の定例会の後、1回の議会も挟まずに財宝さんに売られました。私、最終的には賛成したんですけども、そのとき何で賛成したかという、マンションもそうですけども、あそこにペットボトルの工場を造るんだということでありました。そうだったですよ。そういうことがあって、私は賛成しました。働く場があれば地元の人が帰ってくるかもしれない。また市外から移住者が増えるかもしれないということで賛成したんですけども、その後、財宝さんの経営方針の変わりもありまして、これはもう私企業ですから私は何も申しませんが、そういった部分。あとは今回の質問とは違いますが、理喜ニットの跡地です、あれは市の持ち物ですね、こっち側。その辺についてはちょっと施策が追いついてないんじゃないかと思うんですけども。

長々になりましたけど、働く場所という観点で、地域計画をおっしゃいましたが、それ以外の観点で言ってますので、今回はとりあえず働き場所の確保という部分で、市長、答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） 厳密に言えば、働く場所というよりは、自分の条件に見合う働く場所がないんだと思います。人手不足、昔は仕事がないって言ってましたけど、今、人が足りないので、トータルでは働く場所がないというよりは人が足りないということなのだと思います

けど、ただやっぱり地方にあって、地方のよさを享受しながら働き続けて、経済的にも豊かになるということになるならば、やっぱりそれに見合うスキルなり、いろんな業界でも、例えば電気工事何級とかいろいろありますよね、その能力に対してのいろんな手当とかいろんなものもありますので、そういった意味におきましては、現状としてよくあるんですけども、働くところはないかという、企業さんの条件もありますから、年齢だとか、いろいろ資格をどうしてるかと、給与としてはこれくらい欲しいということになると、それに値する人材であれば恐らくマッチングで雇用されるんだと思いますが、その辺のところ。

です。働きたいという希望があるときに、その方が見合う条件にひょっとして足りないのであれば、そこを支援する制度。何の道に関してもゼロからスタートするわけですから、一人前という言い方は適切かどうか分かりませんが、なるにはそれなりの経験とか能力が必要ですから、そこをサポートする仕組みとか。なので、いろいろヒアリングやニーズ調査もしていますけれども、うちの場合がなかなか1次産業に類する加工施設とか、例えば最近でありますと温泉水の関係で99さんてございますけれども、県内の企業の中で平均所得が4番目ということでありますので、そういった意味では同じ業界でもいろいろありますので、その辺のまずはその働きたい方のニーズを捉えながら、どういう手当ができるのか。うちは職安でも何でもありませんので、そのマッチングとか難しいところがありますけれども、そういった状況を踏まえた上で、どうすれば人を求めている会社はいっぱいあるし、仕事をしたいという人たちもおられるので、その辺の改良をどうやってうまく調整をしていく仕組みというのをつくっていくのかというのは検討課題だというふうに思います。

○感王寺耕造議員 確かにハードの部分という部分で、外のほうから呼び込むという部分はなかなか難しい。国の大きな支援があつて、熊本のTSMCみたいに何日もかけてという部分はちょっと当市には求められませんけど、今、市長はソフトの部分でというか、ソフトというか、そういう形でやるということは、それはそれでいいと思いますけれども。

ただ今後、小学校統合がどうなるか分からないけれども、小学校跡地の部分の活用、あと理喜ニットの跡地の活用、もろもろのものを含めて、どうやって、働く場所も確保が必要ですから、どこを活用していくかという視点も地域づくりの一つですから、その点のほうはお願いします。

あと、先ほど市長の功績というか評価したんですけれども、いろんな制度をつくりました。ただ気にかかっている部分が、制度をつくってはいるんだけど、うまくいってないんじゃないかと、そういう部分もあります。例えば垂水市の空き家バンクの部分ですね。今朝ほど調べてみたら、賃貸物件が市内4件、あと売買物件が14件しかないんですよ。今回、新しく空き家対策ということで、2人入れてやるということですから期待してますけれども、現状はここからです。

あともう一点、土木課長は答弁要りませんけど、私の地元です、市営住宅定住促進の話です。その部分の大浜住宅2戸空いてます、麓の定住促進2戸空いてます、4戸空いてるんですよ。ここでもほかのところは1戸だけ、中之平が、大浜住宅についてはもう30年以上経過してますけれども、現状維持ですかっていうことですね、定住促進。ただ中之平については、6年前ぐらい建てたのよね、そこが3戸空いてるんですよ、3戸。それが活用されてないわけですね。だから住宅を建てるなどとは言わないですから、造った後はそこを導入するような仕組み。空き家バン

クについても、せっかく制度をつくり上げたんだから、もう1回磨き上げていく、ブラッシュアップしていくっていう方向性は必要だと思いますので、その点は市長、全庁的に御検討いただきたいと思います。この問題については時間がないのでやめます。

あと、消費税の問題であります。まだ審議中ですから、どうこうするっていうことはあれなんですけども、財政課長がおっしゃったように、大きい部分があると。社会保障サービスに入る部分が入って来ないっていうことですから、どうするかということであります。この部分はやっぱり市長の役割ですから、財源として地方消費税がなくなったら市長の全国市長会も動くでしょうけど、その辺の部分で頑張ってください。その点を通じて後で答弁ください。

あと消費税については、様々ないろいろな問題が言われています。例えば物価高抑制対策にはならないのではないかと。物価高を容認する円安。あと円安対策やら現金給付が優先ではないかという声もあります。また減税分全てが値下げになるか、つながるかというのも疑問だと。これ小売業者の間では、減税のタイミングで事業者が本体価格の値上げに踏み切るのではないかと。そうすれば、消費者からすると値下げ幅は限定的になるのかという問題も指摘されています。

また飲食店については、食品税率が下がれば食材費も下がらなきゃいけないんですけども、卸業者からの仕入れ価格が反映される、減税の反映されるとは思わないと。長い物価高の背景に、逆に8%の消費税分を相殺するような価格転嫁が卸売業者の行動として起こるのではないかと。そういう部分もあります。

またスーパーについても、大手小売業者です。システム改修や値札の付け替え、半年から1年かかるんじゃないかと言われています。高市総理が2026年度の実現、また中道は今週からを出

張してますから、そうなりますと十分な時間、対策がレジについてもできないということであります。

それで、あと非課税ということはないんですけども、もし非課税となったら、納税者、食料品店は価格転嫁8%分をしなければいけない。死ねということだ。これはないと思いますけども、税率ゼロとしても事業者、消費者からの税が入って来ないわけですね。でも支払いの部分には全てのものにかかってくるということで、これ後持って還付金という形で戻す方向性になると思うんですけども、でも毎月毎月の売上げには、消費者からの税の幅をもらうわけですから。そうするとランニングコストが異常に、首をくくらなきゃならないのではないかとという部分が、農業、漁業、また飲食店にも出ているわけですね。また事業者の部分も、この還付の部分についての事務もかかります。それで税務署の部分も人員が限られてますから、還付が早くなることはない、申請をしても遅れるんじゃないかという話も出ています。

私は何を言わんかとしていると、まずこの市長に、先ほど言いました1点目です、全国市長会、また個人を通じて、社会保障費の部分をこの減税2年間の部分をどうやっていくのかという答弁と、あとやっぱり事業者です。特に農業関係は還付金が多うございますから、その辺の部分、農業、食料品、あと漁業者です、この部分にまだ決定ではないですから答弁しづらいかもしれませんが、単独の部分で、これから助成の部分を考えていただかないとならないときが来るんじゃないかと思います。その2点について市長、すみません、長くなりました。

○市長（尾脇雅弥） 先般の衆議院の総選挙での高市総理の公約でもありますので、恐らく消費税減税、あるいは食料品分かりませんけれども、そういう方向で議論をされて、そういうことになっていくのかなと思っております。

その際に、先ほどお話がありました、本市におきましても3億円程度の財源不足ということにどう対処するかという話だと思いますけれども。

なかなか、消費税が個人的にもないほうがいいとは思いますが、ただ、その財源っていうのは、もう釈迦に説法ですけれども、医療ですか、介護だとか、子育てとか、地方にとっては、より重要な部分に使われている貴重な財源、都会と地方では違うということが背景にあります。

そういった中で、大きな流れは、我々を変えられません。もちろん、陳情、要望はしていきます。当然、その力を合わせてやっていくということになりますけれども、例えば、その中で財源、財政の話。昨日も前田議員からもありました、いざ、いろんな場面にどうやって対処していくのかっていうのは財源の確保が必要ですし、この後、池山議員のほうからも財政に関する質問があると思いますけれども。まずは、やっぱり、我々が我々でできるっていうことは、我々の足腰をしっかりと強くしていくことだというふうに思います。

令和7年度に関しては、様々な時限立法の関係で、過去最高の160億を超える1年間の予算組みでありましたけれども、それからすると、今年度は百三十数億円として見劣りをする感があるんですが、近年の中で、やっぱり一番大きな投資をして、これから進んでいくということでございます。

その中で、先ほど感王寺議員が言われたことやら、あるいは、いろんな災害等もないとは限りませんので、そういったときにしっかりと足腰を強くするためには、自主財源比率を高く保つということだろうと思いますので。

以前、財源が厳しくて合併ができなかった、96市町村の中で下から2番目ぐらいのときがありましたけれども、今は、皆さんの御理解、御協力、市民の皆様の御協力、市役所職員の頑張

りで、その辺が改善されておりますので、そこをしっかりと、いざっていうときには自前しかありませんので、自前の足腰を強くする、自主財源比率を高めていくということが大事かなというふうに思います。

○感王寺耕造議員 市長がいつもおっしゃる「足腰を強くする」、理解できるんですよ、あれもこれもできないんですけれども。

今回の質問は、また国会審議の過程でありますから、もし私が言ったような部分が、垂水市の農業者、漁業者、それで、商店の方々がありましたら、やっぱり、そのときはきちっと対策していただかないことには、1次産業の要でありますし、また、市民の食料を守る人たちでもありますからね。いろいろありますから、お店もですね。その点是对応をお願いします。今後のことです。

高校無償化の問題です。

答弁で、教育総務課長、県の部分で新年度予算が計上してありますということでしょう。でも、国会審議の部分で法改正の部分が進まないことには出ないわけね。

それで、いろいろ私も聞いてみると、県内の私立高校でも納入は求めないって、入学金についてね、後で出るだろうからということで。それで、一応、親が出してもらって、後で還付金っていう形で受け取るっていう部分も話も聞きました。

まだ、この部分についても何も決まっていませんからね、当然、難しかったとは思いますがね。一応、奨学金制度っていうことを言われましたけれども、その分についても広く周知して、でもやっぱり、学校によっては困る方も出てくると思うんですよ。持留議員の質問でも就学援助云々等がありました。物価スライドの部分も何も考えていないって、私はちょっと応援のメッセージ言ったんですけど、ちょっと滑ってしまいましたけど。だから、その部分もき

ちっと、やっぱり対処していかなくちゃいけないと思うんですよ。もう答弁求めませんから、人の質問ですからね。

それと一緒に、今回の高校無償化の部分の動きについても、周知徹底の部分は図ってください。あと、せめて県内の私立高校の現状ぐらい、ちょっと発言していただきたかったけどね。今後、分かったらまた教えてください。

時間がないので、ここで終わります。

あと何でしたっけ。（発言する者あり）あと2つですね。分かりました。

企画政策課長の部分で分かったんですけどね、垂高は時間がないので後で。やめましょう。

今回は、21人と20人か。出願者が上がったっていうことで。ただ、聞いておりますけど、今年の垂中の卒業者が70人ですか。市内からはほとんど行ってないって。そこに金を払っていいのかっていう話は、私はまた別物ですから、後ほど議論させていただきます。

あと、地域みらい留学制度という部分でね、いい制度だと思うんですよ。ただ、僕が思う部分は、後先違うんじゃないですか。垂高は県立高校ですよ。それで、うちは市立の小学校、中学校があるんですよ。私から言わせれば、なぜそこから始めなかったのかっていうことです。

それでね、副市長が教育長のときに、私、ふるさと留学制度、特認校のことを言いました。でも、そのとき、生徒が1人になってから、やっとかと特認校の看板を立てたっていうことがこれは事実ですよ。

だから、何で小学校、中学校から始めなかったのかっていうことです。これも大事な問題ですから。教育長、市長、何で垂高からだったんですか。

○教育長（明石浩久） 御質問ありがとうございます。

垂水高校につきましては、私が垂水中央中学校に勤務しておりましたときに、ある保護者の

方が、「垂水高校なら進学させられるんです」という言葉を聞いたことがありました。（発言する者あり）はい。ぜひ、そういったところからも、垂水高校の存続、力を入れていかなければいけないと思っております。

また、私は定年退職の後、2年間、再任用で鹿屋市の中学校2校に勤務したんですけど、そこでの子供たちが今年度の4月、垂水高校の入学式に来ました。12人、垂水高校に入ってきてくれていました。それも大変ありがたいというか、垂水高校に対してありがたいという思いがあります。市内外にかかわらず、垂水高校で学ぼうという子供たち。それを……。 （発言する者あり）後先ですか。分かりました、はい。

親子山村留学制度等につきまして、小中学校の場合はどうしても親子ということになっていくかと思しますので、高校と違って。そこあたりの可能性というのを、またこれから調査研究していかなければならないと思っているところでございます。

○副市長（坂元裕人） 今、最後のほうに教育長が発言されましたけど、小中学校の義務制の留学制度と高校の留学制度は、やっぱりシステムの違うと思うんです。小中学校の場合は、やはり親の責任でもって、親がついてくる場合が多いでございます。ですので、同じ土俵で義務制と高校を論じるのは、ちょっと私は違うのかなと思います。

今答えられるのは、もうそれだけですけれども。確かに遅かったと言われれば、もうそれまでなんですけれども、当時一生懸命考えた上で、特認校制度を引いたということでございますので、そこはまた御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（北方貞明） 市長もあるんですか。いいですか。（発言する者あり）

○感王寺耕造議員 分かりました。了解はしま

せんけど。事情はあるよね、確かにね。子供だからね。保護者がついてきてという。でも、保護者がついてきてくれるところもあるわけだから。小宝島のところにあるわけですからね。

もう過ぎたことはもう。すみませんね、責める意味で言ったんじゃないですから勘弁してください。

ただ、今回は垂高でこういうことを始めるんだってということで、それで問題点も出ましたね。宿舎をどうするのか、食事をどうするのか、子供のしつけも含めて安全性をどうするのかっていうことですね。一応、検証して、実施に向けて、頑張ってください。それで、その答えを、今度は小学生、中学校っていう部分で、またきちっとフィードバックさせられるような、そういった形にしていだきたいと思っております。

この質問については終わります。

あと最後、農林課長、いつも農業の現場の部分、また、農道整備、集落の整備、頑張っていると思います。鳥獣被害も一生懸命やっただけでございます。

そういった中で今度、今、農林課長、草払いの部分、地域の田んぼ、畑、中山間地域の直接交付金の部分と多面的機能の部分で6割を占めているんですよ。6割ですね。国のお金を活用して、地域の方々は、6割の部分を農道であったりとか、市道、集落道であったりとか、畑、そこは一部ですけどね。それで、畑、田んぼの管理をやっているのも、そこもやっぱり、散歩道ですからね、集落道ですよ。ここの部分を6割やっているっていうことで。

今回、ラジコンの草刈機っていうことに向けて、農林技術協会の部分で、お金を使わずに検証していくんだと。また、機械メーカー、農機具メーカーの協力を得ながら、こういったものを導入していけばいいのか、農家がね、ということで、取組ってということで評価いたします。

そういったことで、電動アシストスーツ、ま

た、電動はさみの部分についても、牛根地区のビワ農家は、もう高齢が多いですから、やっぱり、電動のはさみがあれば、楽するでしょうから。こういった部分について、市長は「財源には限りがある」とおっしゃっておりますけど。

でも、実際、草刈機についても、もう地元で任せてもらっても困る。自助・共助ができない状況になっておりますから、ぜひともラジコン草刈機、今度、実際に見てみて、実証の中で活動を見て、この部分はやっぱり、各中山間地域が購入するのか、また市で持つのか、いろいろ方法等はあると思うんですけども。ある程度、補助金をつけて、耕作放棄地をなくす方法が必要だと思いますけれども、農林課長の答弁をお願いします。

○農林課長（森 秀和） まずもって、令和6年度末に地域計画を作って、10年後の目標とする目標地図を作っております。

議員、言われるとおり、地域計画の面積が1,000ヘクタールでございますが、中山間地域150ヘクタール、それと、多面的で457ヘクタール、おおよそ6割の農地を地域の皆様に管理していただいているところでございます。昨年でしたかね、更新時期だったんですけれども、これが更新ができるか心配したところでございます。あと5年間は更新して管理していただけるということで感謝しているところでございます。

やはり、地域に入って話をすると、高齢化が進んで難しいところもあるということでございます。御質問の中山間地域での機械の利用の仕方でございますが、まずは実際使えるか使えないかを検証するのが先でございますが、機械はリース等もございますので、その辺も含めて検証する必要があると考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 市長、近々4月か5月頃、多分やられるはずですので、市長も御公務でお忙しいでしょうけど、実際、まず新城の現場で

やってくれることが、新城の現場に来て、現状を見て、どういう機械でどのような部分が活用できるのか、ぜひとも参加してください。（発言する者あり）ちょっと待ってください。いいです。時間ないですからね。来てくださいね。

それで、全てのものについて、いろいろ私も言いますし、ほかの議員も言いますが、このラジコン草刈機は、どうにかして活用せんとね、耕作放棄地になりますから。補助金という形になるのか、リースの部分の手当になるか、なかなかの部分由市費の部分で補っていただきたいと、切に切にお願いいたしまして、私の一般質問総括質疑といたします。ぜひとも、買うかどうかしてください。

終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は2時25分から再開いたします。

午後2時16分休憩

午後2時25分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、池山節夫議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 3月議会最後の登壇者になります。それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先の通告順に従って質問をしてまいります。市長、教育長、関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、財政について。2026年度一般会計当初予算案は前年度比8%減となっておりますが、少し後退した予算編成になっているのではと感じます。また、県内の19市の当初予算案を見ますと、垂水市の自主財源比率は改善されているように思いますが、この2点について見解を伺います。

垂水市漁協は2025年度輸出に取り組む優良事

業者表彰において、最高賞である農林水産大臣賞を受賞されました。今回、特に垂水市漁協のどのような取組が評価されたのか教えてください。

次に、この受賞が垂水市の農業・畜産業に及ぼす影響や効果についてお聞かせください。

資源ごみについて、先日、荒崎のごみ収積場にごみを持っていきました。たまたま燃えるごみや資源ごみの分別を見る機会がありましたが、そこで、資源ごみの中に資源として再生できないものが入っているのを目にいたしました。市民の皆さんへ分別の徹底を呼びかける必要を感じましたが、生活環境課長の御答弁をお願いいたします。

歴史民俗資料館設置に向けた調査については、昨日の質問で理解をいたしましたので割愛いたします。

教育行政について。全国ICT教育首長協議会について詳しく教えてください。

次に、日本ICT教育アワード「文部科学大臣賞」の受賞について、この受賞の持つ意義と評価された点、そして、今後の課題等について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（草野浩一） 令和8年度一般会計当初予算は前年度比8%減となっているが、少し後退はしていないかにつきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、数字だけでみますと8%の減少となっているところでございますが、昨年度の令和7年度当初予算については、柊原市営住宅建替工事に5億3,000万円、消防救急デジタル無線設備強化事業に3億4,500万円、消防第一分団詰所整備事業に9,393万3,000円、地域経済循環創造事業補助金に5,000万円、輸出等対応施設整備事業補助金に2億4,553万9,000円など、例年に比べ、単年度としては事業費の大きな事業が複数重複したという、ある

意味特殊な年度となっておりますことから、当初予算といたしましては、過去最高額となったところでございます。

対しまして、今回の令和8年度当初予算は、先ほど申し上げたような単年度での大型事業はなく、施政方針でも申し上げましたとおり、地域が抱える重要な課題の解決に必要な予算を重点的に講じるとともに、持続可能な健全な財政運営に努めるため、収支の均衡を図ったことにより、令和6年度当初予算と比べますと、11.9%増であり、予算規模で申し上げますと、過去最大であります令和7年度当初予算に次いで、過去2番目となっているところでございます。

具体的に歳出の目的別で申し上げますと、農林水産業費、土木費、消防費においては、令和7年度までは、防災対策やインフラ整備など、緊急性・必要性を鑑み、集中的に投資を行っておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、消防・救急デジタル無線設備強化事業などの緊急性の高い大型事業が終了したことから、今後において、健全な財政運営を図るため、必要性の高い事業や、地域住民からの要望等に対応する事業に絞って配分する一方で、民生費においては、子育て支援や高齢者支援に係る配分を、衛生費においては、妊産婦等支援や予防事業に係る配分を、商工費においては、商工業振興に注力するための配分を、教育費においては、セカンドGIGA事業や夢の翼事業、垂水小学校屋内運動場空調設備など、未来の子供たちへの投資に係る配分を重点的に増額するなど、戦略的に、積極的に市財を投じるめりはりの利いた予算編成を行ったところでございます。

続きまして、県内19市の当初予算案を見ると、自主財源比率はどうなっているのかについてお答えいたします。

県内19市の当初予算案については、新聞等で確認しました数字で申し上げますと、19市中、

本市の47.5%が一番高い数値となっているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 農林水産大臣賞受賞について何が評価をされたのか、農業・畜産併せまして水産業への効果についてお答えをしたいと思います。

2025年度輸出に取り組む優良事業者表彰につきましては、公益財団法人食品等持続的供給推進機構が主催し、輸出において顕著な実績を挙げている農林水産物生産者、企業、団体、個人を広く発掘し、その取組内容を表彰し、取組内容を食品の輸出に関心のある方々に広く周知することにより、新たに輸出にチャレンジする方々への一助となることを目的として実施をされております。

今回の垂水市漁協につきましては、次の4点が評価されて、最高賞である農林水産大臣賞の受賞となったところでございます。

まず1点目は、平成元年の台風による壊滅的な被害を乗り越え、収益性の高い事業モデルを再構築した点でございます。垂水市漁協は、昭和40年代にブリの養殖事業を始めましたが、平成元年の台風で壊滅的な被害に遭ったことを転換点として、新たな設備投資を必要とせず、ブリよりも販売単価が高いカンパチの養殖事業を開始いたしました。

次に、2点目は、年間に約110万尾の天然種苗、約25万尾の人工種苗を仕入れる世界最大級の養殖生産規模である点でございます。

次に、3点目は、増肉係数や成長曲線を考慮し、出荷サイズと時期をコントロールし、安定した周年出荷を実現している点でございます。

最後に、4点目は、水揚げから加工、包装、梱包、出荷まで一貫生産体制を構築し、生鮮品としての海外輸出を可能にした点でございます。

これらの4点が評価され、垂水市漁協の皆様をはじめ、生産者の皆様のたゆまぬ努力が、今

回の農林水産大臣賞の受賞に至ったものでございます。

次に、農林水産大臣賞受賞による農業・畜産・水産業への効果についてお答えをいたします。

今回の受賞により、水産業への直接的な効果と農業・畜産業を含めた垂水市全体への波及効果があると考えております。

まず、水産業への直接的な効果といたしましては、海外市場におけるプロモーション効果があると考えております。日本における最高賞の農林水産大臣賞受賞という客観的評価は、海外市場の現地バイヤーや消費者に安心・安全・高品質を瞬時に伝える強力なメッセージとなり、輸出における心理的・実務的な障壁を軽減し、新規販路開拓を加速させるとともに、ブランドの信頼性を揺るぎないものにする効果があるものと考えております。

また、高い信頼性があることで、国内だけでなく、諸外国の水産物との明確な差別を図ることができ、品質管理に厳しい大手スーパーや高級レストランなどへの販路のアプローチが容易になり、激しい価格競争に埋没することなく、付加価値に見合った高価格帯での安定した取引が可能になると考えております。

次に、垂水市全体への波及効果についてでございます。今回の受賞が新聞やテレビなどの各種メディアで大きく取り上げられたことは、垂水市漁協の海の桜勘、単体のPRにとどまらず、垂水市そのものが高品質な食の産地として再認識されるきっかけとなったと考えております。垂水市産の農畜産物を含めた特産品の信頼性向上や食を通しての観光・交流人口の増など、垂水市全体への波及効果を期待しているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 資源ごみの分別の徹底についてお答えをいたします。

本市におきましては、ごみの減量化と適正な分別、資源循環の促進を目的としまして、現在27品目の分別収集を行い、ごみの減量化及び資源化の促進を図っているところであります。

本市のごみの資源化率は、令和5年度で44.3%となっており、国の19.5%や県の15.6%と比較して高い数値となっているところであります。

一方、近年、本市の資源化率が低下傾向にあることも把握をしております。

資源化率低下の原因といたしまして、議員から御指摘のありました、燃やせるごみと資源化できるごみの混在ごみの増加などが主な原因であると推測をしております。

これからも環境に優しいまちづくりを推進するに当たって、分別収集の徹底による資源化率の向上が重要でありますことから、ごみの適切な出し方について、現在、市報による広報、出前講座等で市民への分別の周知を行っておりますが、それに加えて、各振興会の回覧文書でも分別の重要性を再認識いただき、資源化率の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 日本ICT教育アワード「文部科学大臣賞」受賞につきまして、まずは、全国ICT教育首长協議会につきましてお答えいたします。

本協議会は、文部科学賞が2016年に開催した、2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会の中で、これからのICT教育の充実のためには、まちづくりに責任を持つ首長の役割がますます大きくなっているという提言を受けまして設立されております。

全国の各自治体の首長が参加し、我が国の教育の質的向上に向け、ICT機器の整備及び制度改革の推進に多大な貢献をしている協議会でございます。その協議会が主催者となり、優れた成果を上げている自治体や学校を表彰するた

めの取組が、日本ICT教育アワードとなっております。

垂水市は、本アワードにおいて、令和4年度と令和6年度に全国で第5席となる全国ICT教育首长協議会会長賞を受賞いたしました。そして、今年度は最高賞の文部科学大臣賞を受賞したところでございます。

去る2月3日に開催されました第8回日本ICT教育アワード表彰式後のサミットにおきまして、垂水らしい教育DXの創造というテーマで本市の取組を紹介し、参加された全国の各自治体の皆様や新聞やテレビなどの報道等で、この情報を得ました市民の方々から賞賛の声を多くいただいているところでございます。

続きまして、今回の文部科学大臣賞受賞で評価された点、それから、今後の課題につきましてお答えいたします。

受賞の大きな理由としましては2点ございます。一つは、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、市内全小中学校の通信環境をいち早く整備し、学校同士をオンラインで結ぶ遠隔合同授業などの授業改善を、全ての学校で推進してきたことにあります。

もう一つは、今年度から始まった文部科学省指定による研究開発学校の先駆的な取組にあります。本市は、全小・中学校で、子供たちの情報活用能力を育むカリキュラム開発に取り組んでおります。具体的には、地域を題材にした総合的な学習の時間「ふるさと垂水」と新しい教科「情報の時間」を融合させながら、子供たちの豊かな発想を生かして、日常生活で生きて働く情報活用能力を育てる実践研究に取り組んでいるところでございます。

こうした点を評価していただき、今回の受賞につながったものと考えているところです。

一方、この先駆的な取組はまだ始まったばかりでありますことから、今後は、子供たちが情報の時間で学んだことを生かしながら、ふるさ

と垂水で学んだことをわくわくしながら表現・発信する授業が展開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 まず、財政からですけど、昨日の前田議員の質問というか論戦というか、持留議員の今日の財政の問題、先ほど感王寺議員も財政についてちょっと質問されましたけど、あと私は後ろで聞いていて、積年の感があると言えればいいのかな。今ここに、平成11年、私、議長、持留議員、平成11年の当選組なんですけど、そのときの平成11年の財政状況というか、市債の残高と基金の残高というか、市債の残高が122億6,000万なんです、122億。そのときの財調が6億3,000万です。それで、1期たって、次に通るときですけど、そのときの市債が、平成15年の末でやっぱり124億4,000万だ、4億5,000万に近い、財政調整基金が3億7,000万です。この後、もっとちょっと悪くなるんです。それで、財調が1億8,000万ぐらいになったことがあって、そのときは、もう市長も議員で1期目でいらしたと思うんですけど、インフルエンザが1回出たら財調はなくなるという時代です。それこそ、昨日、前田議員のところで、平成16年のことを市長が言われましたけど、もう財政再建団体になるんじゃないかというその一歩手前だったんですよ。我々は、いろんな市民の皆さんから要望を受けて各課にお願いをしてたわけです。でも、篠原議員もいらしゃいますけど、その当時、我々の中での合言葉は、行政に何か頼んけいってん、金がねっ、て一言やらよと。こういう本当にそうだったんですよ。何かあそこのさ、あれよとか言ってみても、本当にお金がないんですと。確かにそうなんですよ、この状況だから。それからすると、今日、今この財政状況をちょっと聞きましたけど、私は本当によくなったなと思ってたんです。そしたら、前田議員は厳しかったですけど、もっと

頑張れということで、いいんですけど、市長、当時90億ぐらいだったと思うんですよ、予算編成も、それが今百三十何億。私はさっき8%減というのを聞いて、記者会見の後のを聞いて、8%も減するのかと。去年と相当後退しちゃって何がそうなったんだと思って聞いたんですけど、大きなものが、去年で済んだと。そしたら、ほぼそういうものを除けば、さっき、持留議員のどこやったかな。最小の経費で最大の効果を得られる事業を選別してやっていくと。そして、めりはりのある予算編成を行ったと、確かにそうになっていると思いますよ。この当時の90億ぐらいの予算をやっと組めて、それで、もうほぼ余裕はないわけです。何かしようという余裕もないような時代を、皆さんも一緒に過ごしているわけです。あの当時からすると、垂水の財政はよくなったなと思っているんですけど、この辺のこの予算の組めるこの状況について、市長の思いみたいなのがあればちょっといいですか。

○市長（尾脇雅弥） 財政状況は数字ですから、そのとおりだというふうに思います。私はもともと営業マンでしたから、営業の評価としては、やっぱり成果、数字というところがありますので、これだけ一生懸命頑張りましたとかいろいろあるんですけども、結果どうだったかというところが、私の中の仕事をさせていただく中での視点の1つでもあります。

そういった意味におきましては、改善傾向にあるということは、もう何よりもいいことだなというふうに思います。そのことは、本当に当時合併がかなわなくなってから大変だったと思いますけれども、市役所の中も行財政改革とか、職員の皆さんも少なくなる中で、地方分権で増える仕事をやっていくというのは、もう本当に今も含めて大変だし、非常に頑張っていたという成果だと思いますので、その積み上げが数的に改善をしてきていると。

先ほど言いました、令和7年度に関しては、幾つか消防事業中心に、時限的に令和7年度までにやらなきゃいけない優位な起債のものがあつた関係で160億ということになったんですが、そこは除いても、過去最大から2番目ということですから、決して予算が小さいわけではなくて、対前年比から比べると若干減じているように見えますけど、そういったことが、この限られた職員の中でできているということは、本当に皆さんの協力のおかげだなと思うところでございます。

○池山節夫議員 今の1期目、2期目、3期目ぐらいまでの議員の方は幸せだと思います。本当に本当なんですから、本当に北方議員も、持留議員も、篠原議員もそうですけど、何か頼んだらほぼ駄目なんです。何にもできない。みんな一生懸命辛抱しながら、職員の皆さんもそうですけど、やっそここまで来て、それでも前田議員はもっと頑張れと。もっと貯金を増やして減らさないかと、そうなんですけどね。自主財源比率を聞きましたけど、ここにちょっとあるんだけど、垂水47.5%になって、去年より3.1%よくなった。19市の中で一番よくなっているんです。このことが何を意味するかという聞き方もあれなんですけど、いろんな財政の組み方、予算編成に当たって、財政課長、これから先、ここまでよくなってきてても、やっぱり大変なもんかな。

○財政課長（草野浩一） 今議員が言われたとおり、自主財源が47.5%ということで、19市の中では大変いい数字になっておりますが、少し実情をいいますと、ふるさと応援寄附金が自主財源の約3割を占めておりますので、このふるさと応援寄附金のこの納税の頑張りが一番大きいかと思っております。ですので、ここのふるさと納税制度がいつまで続くか分かりませんが、しっかりとその制度をうまく活用しつつ、自主財源は、新たな自主財源と

いうところでしっかりと確保というか、いろいろと調べながら、併せて、本年1月にも、私も市長と同行しましたが、特別交付税の配分というところの陳情活動に行ったところですが、その新たな財源確保というところで、国への陳情活動を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

また、新規事業や継続事業においては必要な財源については、国の制度に基づく補助金の採択に向けて、関係省庁との交渉を含む具体的な活動を行っており、財源確保に努力をして、少しでも住民サービスの向上に資する形で運営したいと考えております。

そのためにも国との窓口をしっかりと広げていただくために、市長自ら年間を通じて複数回陳情を赴いておりますので、積極的な交渉により、新たな財源が確保できるようにというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 大変な中でいろんな事業を組んでいただいています。市長、自主財源比率がここまで改善したことと、19市の中でも一番よくなったと。そのことについて、これ一番ビリだと、やっぱり市長会に行ったらやっぱり小さくならにやいかんから、そこでやっぱりこういうふうになってくると、やっぱり胸を張れると思うんです。その辺の感覚的なものは、この4期目、あと1年残ってますけど、この辺のこれまでやってきた感じでどうですか。よく頑張ったなと思われませんか。

○市長（尾脇雅弥） 評価に関しては、周りの皆さんが評価されることだと思いますが、しかし、それぞれの指数、数字がありますので、通常お話をしておりますとおり、大変厳しい時代に比べると、この二十数年で約50億借金を減らして、50億貯金を増やして、将来負担比率がかなり破綻の手前でしたけれども、それも解消されておりますので、加えて自主財源比率、うち

は自衛隊があったり、京セラがあったりするわけではありませんけれども、皆様方の御理解と御協力で、みんなで職員はもちろんですけども頑張ってきて、少しずつ積み上げた結果として、19市の中で自前の財源が一番あるというのは誇らしいことだなというふうに思います。

○池山節夫議員 そうだと思います。私、志布志は、結構ふるさと納税が多いと思ってたんですけど、それでも垂水市のほうが自主財源比率はいいということで、志布志は2番目なんです。だから、その点に関してもすばらしいなと思ってます。今後とも一生懸命頑張っていたいて、我々議会も一緒になって協力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目ですけど、垂水市漁協のこの農林水産大臣賞の受賞、これについては、川畑議員がここにおられたら、私が質問することじゃなくて、川畑議員が、池山、とそんなのは俺に任せろという質問されると思ってるんです。本当に監事をされたり、長いこと漁協の役員をされて、今本当に喜んでおられるんじゃないかと思います。

昨日からJALとの連携協定とか、台湾の視察の話とかいろいろありましたけど、その中でも、海の桜勘の話が結構出てきたんですけど、今後やはりこの農林水産大臣賞を受賞したということで、やはり本当のブランドの向上ということに関してはすさまじくなったと思っているんです。ですから、ここから先、どんなふうはこの垂水市漁協と協力しながら、この垂水の水産業、カンパチ、ブリをどうやって盛り上げていく、台湾に関してでもいいんですけど、ピンポイントでもいいですけど、市長のこの養殖のこの農林水産大臣賞を受賞したことの重みというか、それで、農林水産大臣が来られたときにお話もされていると思うんですけど、その辺の感触的なものがあったら教えてください。

○市長（尾脇雅弥） これまでも垂水市のまち

づくりの経済政策の中で、6次産業化、観光振興という話をしてまいりました。6次産業化に関しては、ブリ、カンパチが国内の2割を生産をしておりますが、国内は人口減少、縮小社会ですから、国内だけではなくてアジアや世界へ向かって売り込んでいこうという話でございます。ブリはグローバル・オーシャン・ワークスさんを中心に、アメリカを中心に広がっているわけですけども、垂水漁協は単独日本一でありながら、なかなか海外市場が難しかったわけでありまして。でしたので、JALさんと連携して、タイのトンロー市場やいろんなところで開拓をしながら、JALの社員食堂とかいろんなところも含めて、昨日からお話があるように、職員の頑張りのも含めて販路を広げてまいりましたので、うちはこういう食の宝を、もうかる仕組みをつくるというのが6次産業化と位置づけています。ブリ、カンパチ、国内の2割を生産をしても大体売上は150億です。6次産業化の出口は500億と言われていまして、差し引きの350億を生産者以外がもうかっている部分を生産者が利益を上げるような仕組みにつくろうというのが、その流れの中で、客観的にも、このような形で農林水産大臣賞ですから、国の最高賞でございます。

1月6日の出初め式の午後から鈴木農林大臣が来られまして、私も一緒に組合長とともに船にりましたが、いろんな質問がありました。国家戦略の中でも、菅さんのときに1兆円海外輸出をしよう。そのときに6,000億ぐらいだったと思いますけど、ブリ、カンパチで伸ばしていくんだというお話でありました。

その後もその方針は変わらないわけですけども、やはり水産業というのは、限られた生けすの中でも大量に生産ができますので、世界がタンパク源をどうやって求めていくかという中で、この垂水の持っているカンパチ、ブリをはじめとした水産業を中心とした食の魅力というのは、

これから世界へ向けて広がっていくと思いますので、その辺をしっかりと観光とリンクしながら売り込んでいければというふうに思っているところでございます。

○池山節夫議員 ありがとうございます。この農林水産大臣賞をもらうと、最高賞をもらっているわけだから大変だと思うけど、水産商工観光課長、今後、市としても漁協としても取組、課題いろいろ出てくるとは思いますけど、その辺について。

○水産商工観光課長（大藺俊一） 御質問ありがとうございます。今後の課題と取組について御質問だったと思いますけれども、お答えをいたしたいと思います。

今後の課題につきましては、主に2点あると考えております。まず1点目の課題としては、安全・安心な水産物の提供についてでございます。トレーサビリティ体制の確保が困難な海外産天然種苗を使った養殖は、品質管理に厳しい欧米では敬遠されることになる可能性がございます。その対策として人工種苗導入を図っていくことが必要であると考えており、垂水市として人工種苗購入助成事業補助金にて、人工種苗に対する支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目の課題として、カンパチの知名度向上についてでございます。海外でのカンパチの知名度はサーモンやマグロ等と比較するとまだまだ低く、海外でのカンパチの知名度向上への取組が必要であると考えているところでございます。その対策として、海外でのシーフードショーなどへの積極的な出展を通して知名度向上を図っていくことが必要であると考えており、水産業販路拡大支援事業補助金にて、販路拡大に対する支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

国におかれましても、今回の農林水産大臣賞の受賞や1月の農林水産大臣視察など、本市の

水産業に大変注目いただいているところでございますので、この追い風を最大限に生かし、両漁協と水産業者の皆様とこれまで以上に緊密に連携し、国や県と協力して、垂水市の水産業振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 いい賞をもらって本当にブランド力が向上して、これからますますカンパチ、ブリの値段もよくなるんじゃないかと思います。ここに鈴木大臣が来られた翌日の新聞だろうと思いますけど、養殖カンパチの生産日本一の垂水市漁協では、酒かすを混ぜた餌でブランドの海の桜勘の寿司を鈴木農林水産大臣に出したと。そしたら、本当に言われたんでしょうね。疑っちゃいけないんですけど、鈴木農林水産大臣が、本当なんでしょうね。漁業者の努力の味だと。人生で食べた寿司の中で一番おいしいと言われたと。本当でしょうね。大臣はうそは言わないから。だから、それほどおいしかったと。それで、言われていることが、鹿児島県は農林水産業で稼ぐことに挑戦して全国でも先頭を走っていると。国の政策で後押しをしていきたいと言われたと。こんなふうに、非常に高い評価を受けているんですけど、市長、この辺の言葉を捉えて、また何かお願いに行けるとか何かありますか。

○市長（尾脇雅弥） いろんな政策を考えると、我々は我々でやることもありますけど、大きな国の流れを見極めてどう寄り添っていくかだと思うんです。だから、食に関しては人口減少社会ですから、海外に向かってというのが王道でありまして、世界は人口増社会で、食料争奪戦の中でタンパク、肉類もありますけれども、やっぱりブリ、カンパチの養殖の魚というのは非常に魅力的なわけなんです。そこにおいしくなる技法を長年研究された垂水漁協のカンパチあるいはブリ、私も同じ船に乗っていて、まさ

しくその発言を鈴木大臣、目の前でされましたから、今までで食べた中で一番おいしかったと。まあ寿司でしたけれども、そういうふうにおっしゃっていただいておりますので、現在も、渡辺経済フェローらとともに、いろんなそのサッカーの日本の国際試合とか、いろんなところでも広げておりますので、今後この評価に伴って、市場が広がっていくんだというふうに思っております。

○池山節夫議員 これほどお褒めの言葉をいただいています。それで、第2次高市内閣でも、そのまま大臣に再任されてますから、ぜひまた機会を捉えて、大臣のほうにいろんな意味で、陳情、漁協の方々と一緒に行ってもらって、垂水の水産業の発展に寄与していただきたいと思います。

それでは、この資源ごみに関しては、さっき課長の答弁でも理解いたしました。ぜひ4月に人がいろいろまた入ったり出たりしますから、市報でも、広報誌、ぜひ回覧板で、分別に関してはモラルの問題ですから、ここから先はいくら担当課が一生懸命頑張っていると思うんです。目にするわけですから、資源の分別に関しては守ってくださいと。それでもこういうことが起こるわけですから、ここから先は、市民の皆さんのモラルだということですから、やっぱり回数重ねて、回覧板なりで周知していただければ、また少しずつでも改善するんじゃないかと思っておりますので、この点に関しては要望しておきます。よろしくお願いします。

日本ICT教育アワードのこの受賞ですけど、この教育首长協議会というのがあって、ここが評価して、垂水市3回ぐらい、この会長賞というのをもう2回ぐらいもらっているわけですけど、市長、この首长協議会、首长だから市長なんかが、市長が行くわけですけど、これ立候補すればいいみたいなんです。立候補して、今いらっしゃるその評議員の方々も立候補された

んでしょうね。遠慮することないから、最高賞をもらっているところの自治体の首长として、この評議員に立候補されたらどうですか。感想を。

○市長（尾脇雅弥） この間も御質問でありました。今、市町も含めて102の役を担っております。今回子供たちの頑張りを中心にこのような賞を頂きましたので、自前でというよりは、もしそういうオファーがあれば検討させていただきたいと思います。

○池山節夫議員 オファーがあればね、私は自分から立候補してもいいぐらいだと思うんですけど、私がオファーしときましようかね。私のオファーじゃ駄目なだけけど。ぜひ最高賞を受賞している垂水市の市長ですから、堂々と胸を張って立候補されたいと思います。ということで、そういうことでお願いしておきます。

教育長、ICTのこの受賞、文部科学大臣賞、最高賞ですけど、これから垂水市、その前にちょっと学校教育課長、ちょっと伺いたい。垂水市だけの教科なのかな。この情報の何だっけ。

（発言する者あり）それちょっと説明してもらえませんか。

○学校教育課長（川崎史明） 情報の時間というのは、これからの情報活用能力を育てていかなければいけないという国の方向性があるんですけれども、そのためには、新しい教科として、情報について特設したことを学べる時間というのが必要だということで、私たち研究開発学校という指定を受けまして、その時間をつくることができたんです。これは時数的にいうと、国語とか算数とか、その中で情報に関わるような内容の時間を持ってきて、小学校1、2年生が年に20時間、3年生以上は年間35時間ということで、情報についての基礎について学んでいく、そして、それを生かしていく場としてふろさと垂水とうちは関係づけを行っているというところが特徴的なところでございます。

○池山節夫議員 これは、垂水市だけの正式教科になったと捉えていいんですか。垂水市だけですか、この教科。

○学校教育課長（川崎史明） これについては、現在のところ、この研究開発学校という指定を受けている、去年まで愛知県の春日井市が受けていたんですけども、そこと宮城県の宮城教育大学附属小学校と、それから、本市とその3つでございます。

ただ、この研究は、次の学習指導要領のときに、今後の国の方向性に関わるところになりますので、国としても、この後、私どもの研究実践を参考にしながら、多分正式な教科、あるいは教科以外で時間として位置づけられていくものであろうというふうに考えております。

○池山節夫議員 私、指定された垂水市だから、その情報の時間というのが学科として認められているわけです。これも前の教育長、今の副市長、現教育長、皆さんの頑張り、市長もなんですけど、何か書いてあったんだよ。垂水市の教育が日本の最先端モデルとして認められた証だと。垂水らしい教育で子供たちの未来を育む点が評価された。これすばらしいんです。私この質問をしましたが、私より前に二、三人はこのことで質問をされたら、私は聞くことがなくなるかなと思ってたんですけど、たまたまいらっしゃらなかったんで聞いてるんですけど、大々的に褒めてあげますよ。ということで、教育長、この受賞に関して、これから先の決意というのかな教えてください。

○教育長（明石浩久） 御質問ありがとうございます。

今回の受賞を受けまして、市役所また市民館に懸垂幕を掲げさせていただきました。第8回日本ICT教育アワードにおける文部科学大臣賞の受賞は、先ほどからありますとおり、市内の各小中学校の先生方の熱意ある実践と子供たちの頑張りが花開いて、大変うれしく思ってお

ります。

全国どこの自治体もGIGAスクール構想を推進しております。今回、日本ICT教育アワードをほかにも受賞された、東京都渋谷区は人口20万人以上、先ほどありました愛知県春日井市は人口30万人以上と、本市と比べますと規模の大きさが違う教育DXを推進している自治体は、幾つもございます。

先ほど学校教育課長の答弁にもございましたが、本市は令和3年度から、坂元前教育長の深い思い入れにより、持ち帰り前提の端末整備、学校同士をオンラインで結ぶ遠隔合同事業による交流の促進などを特徴として、教育環境の整備に取り組んでまいりました。併せてその前提として、尾脇市長の都会に負けないICT環境を、という強い思いから、財政支援による通信環境の整備に力を入れていただいている経緯がございます。

また、今年度は、全ての小中学校が文部科学省の研究開発学校の指定を受け、総合的な学習の時間を、本市は「ふるさと垂水」と名づけておりますが、その「ふるさと垂水」の中で、新しい教科、情報の時間で学んだことを生かしながら、情報活用能力を育てる実践・研究に取り組んでおります。こうした、垂水らしさを評価していただいて最高賞を受賞した、そのことが何よりの喜びでございます。

併せて、ICT教育アワードの表彰もそうですが、一般社団法人ICT CONNECT 21による教育DX推進自治体表彰2025につきましても、3年連続の受賞が決定いたしました。

現在、国のほうでは、全国どこの学校においても教育の水準を一定に保つための学習指導要領の改訂が行われております。今回の改訂では、本市が研究開発学校として取り組んでいる内容と関わりの深い、デジタルによる学習基盤を前提とした審議が進められております。

加えまして、情報技術のさらなる進展の中で

国際社会をリードする人材の輩出、今後の生産年齢人口の不足から、デジタル技術を活用した生産性の向上といった将来的な課題を踏まえ、全ての子供たちの情報活用能力の抜本的な向上を図る必要があると国では考えておりますことから、本市における教育D Xの推進につきまして、今後とも御理解いただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 本当、すばらしいと思います。

最後に、市長にまたちょっと聞きたいと思いますが、その前に、やっぱり今の教育長の前の教育長として思いがあれば、副市長。

○副市長（坂元裕人） 本当、すばらしい賞を頂いて、もううれしい限りなんですけれども、これもひとえに、やっぱりチーム力なんだろうなと思います。誰がではなくて、垂水の子供たちに関わる人たち全ての力が評価されたのかなと思っています。

それで、デジタル、デジタルばかり言っているように思いますが、明石教育長はもう御存じのとおり、毎朝アナログをやっています。旗を振っているんですね。これで子供の安全を担保する、あるいは子供に元気を与えるような言葉かけをする。これこそまた大事なんだろうなと思います。デジタルとアナログ、これ両輪で教育が成り立っていくんだろうなと思います。

これからの垂水の教育は本当に楽しみです。ありがとうございます。

○池山節夫議員 最後です。

先ほど、明石教育長のほうの答弁の中に、都会に負けない環境整備をするんだと、この市長の強い思いがあってここまで来たというお話があったんですけど、この都会に負けない環境整備をして、垂水の子供たちを最先端の教育で育てていくんだと。この思いがここに実を結んだと思いますから、市長、その感慨、感想があれば。

○市長（尾脇雅弥） 今、お話を頂いた、地方にあつて都会に負けない環境整備を決断するのは私の役割だと思っております。教育の細部にわたっては、現副市長あるいは現教育長をはじめ、教育委員会の皆さんが細部にわたって一生懸命頑張って、何より子供たちがプレーヤーとして頑張っていたことが評価されて、また、予算に関しては、議会の先生方の御理解がないと、思っている形にならないわけですから。

コロナ禍がスタートだったと思いますけれども、まだハード整備も終わっていないときに、ピンチをチャンスにということで、一挙に光を進めて、時の教育長に申し上げたのは、抜きん出てほしいという話をしました。これからはICTの時代だ、というふうに思ったからであります。私自身、あまり得意ではありませんけれども、そういった意味では、本当に皆さんのおかげだったと思います。

いずれ、G o o g l eの陣内さん、うちのフェローなんですけれども、この方もおっしゃるんですけど、次の1年間は、これまでの6倍速で進みますと。ここで甘んじている場合じゃないってことなんですね。加速度的に進化して、利便性も高まっていく中で、それをやっぱりどうやって使いこなしていくことに関しては、ハードの操作っていうところと、あと、人間教育の部分で、アナログっていう話もありますけど、両方合致して頑張っていかなければいけないと。

幼児教育においても専門家がいらっしゃいますし、また、大学においても、垂高OGの栗田先生とかいろんな方がいらっしゃいますから、オール関係者で、そういった子供たちの未来を明るくするための環境整備ができればというふうに思っております。

○池山節夫議員 この賞をもらわれて、今の方、前の方、G I G Aスクールのアドバイザーの先

生の喜びの言葉もちよっと聞きましたけど。

今日、誰の質問でしたかね。教育長、令和4年からの垂水市の子供が三十何人ずつでしたね、3年連続、3年間で100人に満たないわけですよ。でも、それを少子化に負けない、この先端の教育で、垂水の子供たちを大きく育てていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（北方貞明） 以上で、令和8年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△議案第28号～議案第37号予算特別委員会設置、付託・議案第28号庁舎整備検討特別委員会付託

○議長（北方貞明） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第37号までの議案10件については、12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また、議案第28号中、耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第37号までの議案10件については、12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また、議案第28号中、耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにそれぞれ決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員、新原勇議員、池田みすず議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、篠原静則議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、池山節夫議員、以上12名を予算特別委員会委員にそれぞれ指名いたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々は予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正副委員長との互選を行い、その結果を報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時22分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△予算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（北方貞明） 予算特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

予算特別委員会委員長、梅木勇議員、副委員長、池田みすず議員。

以上でございます。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（北方貞明） 日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会の議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人

数を超えている3名の候補者がありましたので、広域連合規則第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づき、選挙の結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知を行います。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（北方貞明） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条の規定によって、立会人に堀内貴志議員、篠原静則議員及び感王寺耕造議員の3名を指名します。

候補者名簿を配ります。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。すみません。（発言する者あり）3時35分から。鍵を開けてください。

〔議場開鎖〕

午後3時29分休憩

午後3時35分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（北方貞明） ただいまの出席議員数は12名です。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（北方貞明） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（北方貞明） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（北方貞明） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

それでは、順次投票をお願いします。

〔1番議員から順次投票〕

1番 高 橋 理枝子 議員

2番 宮 迫 隆 憲 議員

3番 前 田 隆 議員

4番 新 原 勇 議員

5番 池 田 みすず 議員

6番 梅 木 勇 議員

7番 堀 内 貴 志 議員

9番 篠 原 静 則 議員

10番 感王寺 耕 造 議員

11番 持 留 良 一 議員

12番 北 方 貞 明 議員

13番 池 山 節 夫 議員

○議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の堀内貴志議員、篠原静則議員及び感
王寺耕造議員の、開票の立会いをお願いいたし
ます。

〔開票・点検〕

○議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたし
ます。

投票総数 12票

そのうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

重久昌樹君 0票

松元正明君 7票

畑中香子君 5票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（北方貞明） 本日の日程は、以上で全
部終了いたしました。

△日程報告

○議長（北方貞明） 明27日から3月15日まで
は、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月16日午前10時から開きま
す。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これをもちまし
て散会いたします。

午後3時43分散会

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 8 年 3 月 1 6 日

本会議第4号（3月16日）（月曜）

出席議員 12名

1番	高橋理枝子	7番	堀内貴志
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫

欠席議員 1名

8番	川越信男
----	------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		教育長	明石浩久
事務局長		教育総務課長	小池康之
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	新屋一己	社会教育課長	大迫隆男
水産商工	大藺俊一		
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和8年3月16日午前10時開議

△開 議

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△諸般の報告

○議長（北方貞明） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和8年1月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお示ししておきましたから御了承願います。

○議長（北方貞明） ここで、議員定数等調査特別委員会委員長からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。議員定数等調査特別委員長、梅木勇議員。

〔議員定数等調査特別委員長梅木 勇議員登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（梅木 勇） おはようございます。令和7年6月20日の本会議において設置されました垂水市議会議員定数等調査特別委員会におけるこれまでの調査経過及びその結果、併せまして今後の方針について、現時点の中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、昨年4月に垂水経済同友クラブ及び垂水市商工会より議長宛に提出された要望書を一つの契機として設置されました。その要望内容は、議員定数を2名削減し、それにより生じた財源を議員報酬の引上げに充てるべきであるという極めて具体的なものでありました。

これを受けて、本市議会の議員定数が今日の本市の社会情勢から適正であるか、報酬は適正なものなのか等を調査し、現状の議員定数が市

民からの意見を十分に反映できている議会となっているのか、また活発な議会運営のために何が必要かを調査、研究する目的で、議長を除く全議員を構成委員とする特別委員会が設置されたとともに、議論すべきテーマとして、議員定数、議員報酬、政務活動費の3項目を設定し、これらの見直しを行う場合には、いずれの項目も次の改選時から反映することを目標として様々な取組を重ねてまいりました。

本特別委員会は、これまで10回にわたり開催され、委員による活発な意見交換が行われました。

主な活動内容としまして、本市議会が置かれている現状を分析するとともに、近隣市議会の定数や報酬状況との比較調査を実施しました。また、外部から専門家を招聘し、地方自治における地方議会の役割や規模の考え方等について、専門的知見を交えて意見を聴取しました。さらに、市民の声を集約する取組が欠かせないとし、昨年12月から本年1月まで、ウェブ上でも回答可能な市民アンケート調査を実施し、235名の方々から回答を寄せていただきました。

また、本年1月には、市内6か所の公民館等において、市民と議員が直接対話を行う「議会と語る会」を全7回開催し、御参加くださいました55名の市民の生の声に耳を傾け、市民アンケートの結果と併せて、そうした貴重な御意見を私たちの議論に反映いたしました。

去る3月9日に開催しました特別委員会において、これまでの議論や市民の皆様からの御意見を総括し、採決を行いました。

なお、採決に関しましては、議員定数、議員報酬、政務活動費については独立した課題であることを確認し、それぞれを区分する形でお諮りしました。

その結果、3項目について次のとおり委員の多数が賛成し、本委員会の結論として集約されました。

1つ目は、議員定数について、現行の定数14人から2人削減するものとする結論に至りました。

2つ目は、議員報酬について、現行の議員報酬水準を引き上げるべきとする結論に至りました。

3つ目は、政務活動費について、議員活動の質の向上のために必要であるとする結論に至りました。

最後に、今後の方針につきまして申し上げます。

本特別委員会は、この後も設置を継続し、ただいま申し上げました結論に基づき、必要な手続や作業を進めてまいりたいと考えております。

まず、議員定数については、根拠となります垂水市議会議員定数条例のほか、関連する条例等を改正するための作業に取り組み、以後に開かれます議会定例会への改正案の上程を目指します。

次に、議員報酬、政務活動費については、本特別委員会の真摯な取組の成果と位置づけ、市長に対して、特別職報酬等審議会の設置及び審議を開始されるようお願いをしております。

以上、議員定数等調査特別委員会のこれまでの取組経過と本特別委員会が導き出した結論、併せまして、今後の方針についての中間報告といたします。

○議長（北方貞明） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第2号～議案第18号・議案第28号
～議案第37号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第2、議案第2号から日程第18、議案第18号までの議案及び日程第19、議案第28号から日程第28、議案第37号までの議案27件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第2号 垂水市特定乳児等通園支援事業の

運営に関する基準を定める条例 案

議案第3号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市行政手続条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市火入れに関する条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する等の条例 案

議案第12号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第15号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第16号 垂水市過疎地域持続的発展計画について

議案第17号 内ノ野辺地に係る総合整備計画について

議案第18号 野久妻辺地に係る総合整備計画に

について

議案第28号 令和8年度垂水市一般会計予算案

議案第29号 令和8年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第30号 令和8年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第31号 令和8年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第32号 令和8年度垂水市公設地方卸売市場特別会計予算案

議案第33号 令和8年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第34号 令和8年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第35号 令和8年度垂水市水道事業会計予算案

議案第36号 令和8年度垂水市病院事業会計予算案

議案第37号 令和8年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算案

○議長（北方貞明） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、前田隆議員。

〔産業厚生委員長前田 隆議員登壇〕

○産業厚生委員長（前田 隆） おはようございます。2月12日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、2月27日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第2号垂水市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について申し上げます。

審査の過程において、監査や指導の体制について質疑があり、基本的には県が毎年指導監査に入るため、それに併せて市も同時に入っていくことを考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号垂水市火入れに関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、火入れの届出が必要な条件について質疑があり、地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑などを、森林やその周辺1キロで行う場合が該当し、7日前までに市に許可申請書を提出する必要があるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する等の条例案について申し上げます。

審査の過程において、条例廃止に至った経緯と跡地活用について質疑があり、売上げ減少や施設の老朽化などを踏まえ、市から卸売業者に閉鎖を打診して同意を得た。跡地については、条例可決後に審議を進めていくとの回答がありました。

また、条例改正と廃止の時期について質疑があり、国の法改正に基づく条例改正は、令和8年4月1日に施行し、廃止については令和9年4月1日施行となる。市場の運営については、現在、卸売業者からは令和8年8月で終了する意向はあるが、条例が存続している間は継続できないか、協議を続けたいとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、閑散期の集客について質疑があり、スポーツ合宿や番組ロケの誘致を進めているとの回答がありました。また、使用料の上限額を2倍に設定した理由について質疑

があり、今回の改正は近隣市町の値上げの改正案等も参考にしながら、2倍となる上限額を設定した。これが一概に4月1日から料金が2倍になるということではなく、この上限額の範囲内で、指定管理者が営業努力やお客様の動向などを見て自由に設定していくことになるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、改正の趣旨について質疑があり、令和6年1月の能登半島地震において、宅地内給水の復旧工事が遅れ、水が使用できない期間が長期化したことにより、今回の改正で、災害等で業者が不足した際、他の市町村で指定を受けている業者であれば、本市の指定をその場で受けなくても即時工事に入れるよう円滑化を図るとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、総務文教委員長、池田みすず議員。

〔総務文教委員長池田みすず議員登壇〕

○総務文教委員長（池田みすず） 2月12日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました案件について、3月3日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第3号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑はありませんでした。審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げ

ます。

審査の過程において、特段質疑はありませんでした。審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、職員の事務負担について質疑があり、公務員の成り手不足が言われる中、一部の仕事はアウトソーシングを進め職員の負担軽減を図り、またスクラップ・アンド・ビルドと人材育成を両輪として、元気な垂水をさらに前に進めていきたいとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑はありませんでした。審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、専門職の会計年度任用職員と正規職員のすみ分けについて質疑があり、業務内容が一致的なもの、今後継続して必要なものを精査して、どちらの雇用形態が適しているかを検討し、採用していくとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号垂水市行政手続条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、公示送達ホームページ公開について質疑が交わされました。審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号垂水市税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑はありませんでした。審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑はありませんでした。審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号垂水市過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

審査の過程において、今後の学校の在り方も含めた教育振興について質疑があり、教育振興の分野でも過疎債を充てることができる事業もあり、その中で学校の在り方についても、今後、教育委員会と連携して、子供たちにとってよりよい環境がつかれるようにしていきたいとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号内ノ野辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

審査の過程において、用地交渉の進捗状況について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号野久妻辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

審査の過程において、改良舗装工事の区間内の地権者について質疑があり、令和8年度に測量設計を実施する予定だが、なるべく垂水市道の用地内で計画して整備できるものと考えているとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案

のとおり可決されました。

次に、議案第15号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、改正理由と本市における簡易サウナの対象施設の有無について質疑があり、イベントやレジャー等でテントサウナが普及したことによって全国的に火災事例発生が増加に伴い改正するものである。本市では森の駅たるみずのテントサウナ2件が対象であるとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、庁舎整備検討特別委員長兼予算特別委員長、梅木勇議員。

[庁舎整備検討特別委員長兼予算特別委員長梅木 勇議員登壇]

○庁舎整備検討特別委員長兼予算特別委員長（梅木 勇） 去る2月26日の本会議において委員会付託となりました令和8年度各会計予算案について、3月4日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第28号令和8年度垂水市一般会計予算案中の財政課所管費目について説明があり、入札方法と落札率について質問があり、指名競争入札方式で実施され、落札率は結果として高止まりであったが、物価高騰が続く中、企業努力だけでは下がらないと認識しているとの回答がありました。

また、家屋借上料の契約内容について質問があり、令和6年度から令和8年度までの3年契約であり、予算には仮設庁舎のリース料と原状回復費用が含まれているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

次に、去る2月26日の本会議において予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました令

和8年度各会計予算案について、3月4日及び5日の議案に対する質疑並びに9日には市長への総括質疑の計3日間にわたり委員会を開き審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第28号令和8年度垂水市一般会計予算案につきましては、農業振興費及び就学援助費について総括質疑がなされ、農業振興費では、農業従事者の減少が加速する中、新規就農者の確保・育成には極めて重要な課題であるが、国による就農支援の要件が厳しくなり、支援が頭打ちになっている現状、垂水市独自の支援策が拡充されたことは評価するが、実態に即したさらなる改善余地はないかとの質問に対し、人口減や担い手不足、物価高騰などの厳しい現状を受け止め、令和7年度に支援の抜本的な拡充を行ったところであり、国の支援の動向を注視しつつ、垂水市独自の支援と組み合わせて、切れ目ない支援体制を維持していく。

対象年齢についても、国の原則50歳未満に対し、市では満55歳以下と対象を広げて、多様な人材確保に努めている。

今後も、現場の意見を聴取し、先進自治体事例の調査研究をはじめとして、実態に即した支援に取り組んでいくとの回答がありました。

就学援助制度では、制服代や教材費の値上げをはじめとする隠れ教育費の負担が問題になっている中、物価高騰に対する教育費の実態調査や対策についてどう考えているのか、また、段階的に実施されている生活保護基準の見直しが就学援助にどのような影響があり、その対応はどうなっているのかとの質問に対し、子供たちの貧困問題や子育て世帯の経済的負担は重要な問題であることは認識している。垂水市の就学援助認定基準は令和2年度から生活保護基準の1.3倍に引き上げており、県内19市中4番目に高い水準となり、就学援助率も16.4%と、全国平均の13.66%より高いところである。クラブ

活動費、PTA会費など援助対象品目の拡大については支給している自治体もあるが、垂水市では認定基準の倍率を高く設定していることで、より多くの家庭に援助機会を提供している。また、就学援助に限らず、他自治体に先駆けた学校給食の無償化や子ども医療費の無償化など、先進的な子育て支援に取り組んでいるとの回答がありました。

以上の総括質疑、討論がなされた後、採決を行った結果、異議はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和8年度垂水市国民健康保険特別会計予算案については、異議はなく原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和8年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案については、異議があったため挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和8年度垂水市交通災害共済特別会計予算案、議案第32号令和8年度垂水市公設地方卸売市場特別会計予算案、議案第33号令和8年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第34号令和8年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第35号令和8年度垂水市水道事業会計予算案、議案第36号令和8年度垂水市病院事業会計予算案及び議案第37号令和8年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算案につきましては、いずれも異議はなく、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。今回、令和8年度の垂水市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論をしたいと思います。

来年度、保険料が引き上げになると、高齢者の生活に大きな影響を与えることは必須です。値上げによる保険料は、制度発足時に比べて約25%も増加することになります。値上げは、年金、医療、介護などの社会保障の改悪と、消費税の下で貧困と格差がさらに拡大し、高齢者の暮らしを支える基盤の崩壊が進んでいます。

さらに、異常な物価高騰は引き続き市民生活、とりわけ高齢者の生活を窮地に陥れている状況にあると思います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の医療制度から切り離して抱え込み、高齢者の人口が増えることによる医療費の増大を後期高齢者の保険料で賄うという差別的な仕組みであり、今回の保険料改定によってそのことが一層明らかになりました。

さらに、低所得等の高齢者への保険料の軽減特例は廃止され、窓口負担の配慮措置も今年の9月で終わりました。

2024年8月30日に開かれた社会保障審議会医療保険部の報告で、後期高齢者の医療負担の窓口負担の見直しの影響について、医療サービスの利用料が1%減少したほか、医療費総額3%減少したと報告をされています。このままだと、保険料の負担増とその影響で深刻な受診抑制がさらに進み、社会保障としての役割が根底から崩されていくことになりかねません。

また、国民の所得に対して、税金や社会保険料が占める割合を示す指標である国民負担率も、社会保障費負担が増えてきたことで46%までに上がってしまいました。このことから、国民生活とりわけ高齢者の生活の深刻さは一層明らかだと思います。

さらに、後期高齢者医療制度でも制度化され

た出産一時金の負担や子ども・子育て支援金制度は、財政負担を高齢者にも課すことになっています。子育て支援制度については、財政的にも制度的にも、国が責任を持って子育て支援をする制度を確立すべきものです。市としても、市長会を通じて国に働きかけることを要望することを求めます。

さらに、国に対しては医療費の窓口負担を廃止することを強く求めたいと思います。

最後に、差別負担増の後期高齢者医療制度についてはこれを廃止し、高齢者が安心して医療が受けられる制度の確立を国に求めることを改めて強く要望し、令和8年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算について反対の討論をいたします。

○議長（北方貞明） 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。先ほど討論がございました議案第30号を除く議案第2号から議案第18号までの議案、議案第28号及び議案第29号並びに議案第31号から議案第37号までの議案26件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第30号を除く議案第2号から議案第18号までの議案、議案第28号及び議案第29号並びに議案第31号から議案第37号までの議案26件については、各委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第30号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は

起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（北方貞明） 起立多数です。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第38号上程

○議長（北方貞明） 次に、日程第29、議案第38号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○市民課長（福元美子） 議案第38号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全世代・全経済主体に医療保険の保険料と合わせて令和8年度から拠出することが決まりました。それに伴い、地方税法が一部改正されたことを受け、本市においても子ども・子育て支援金制度による賦課を行うため、本市条例を改正しようとするものでございます。

それでは、添付してあります新旧対照表により、子ども・子育て支援納付金に係る主なものについて御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第2条におきまして、国民健康保険税の賦課額の内訳に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の項目を追加しております。そして、その算定方法として、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、18歳以上の被保険者に係る均等割額を加算して算定することを規定しております。

2ページをご覧ください。第3条は、文言の整理でございます。3ページにかけまして、第9条の3の次に、第9条の4から第9条7までの4条を加え、今回の子ども・子育て支援金に

係る税率等を定めております。第9条の4は、所得割額を2.6%に定めようとするものでございます。第9条の5は、被保険者均等割額を被保険者1人につき1,400円に定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください。第9条の6は、18歳以上の被保険者均等割額を1人につき47円に定めようとするものでございます。第9条の7は、世帯別平等割額を各号に掲げる世帯の区分に応じて定めようとするものでございます。

第23条第1項では、文言の整理と、7割・5割・2割の減額の対象になった場合の均等割額、平等割額について定めようとするものでございます。

5ページをご覧ください。第23条第2項は、未就学児均等割額の減額に関する条文ですが、子ども・子育て支援金につきましても同じ扱いとするために、条文を追加するものでございます。

6ページをご覧ください。第23条第3項は、出産被保険者の所得割額、均等割額の減額に関する条文ですが、子ども・子育て支援金につきましても同じ扱いとするために条文を追加するものでございます。

なお、附則第1項で、施行期日を令和8年4月1日と規定し、附則の第2項で、この条例による改正後の垂水市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

条例改正案につきましては以上でございますが、この子ども・子育て支援納付金につきましては、冒頭申し上げましたように、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、それに伴い、子ども・子育て支援金の賦課について地方税法が改正されたことを受け、条例改正案を本会議へ上程させ

ていただきました。

賦課限度額及び軽減判定所得等の改正につきましては、3月末日に公布され4月1日施行となりますことから、専決処分とさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほど言った後期高齢者と同じ仕組みで取られるというふうに思うんですけども、大体年間どのぐらいの負担になっていくのか。もし分かっていたら教えていただきたいということと、確認ですけれども、この条例の施行は8月でしたか。この施行日についてもお願いします。

○市民課長（福元美子） 持留議員の御質問の前に、先ほど御説明申し上げました、第9条の3の次に加えましたところで、今回の子ども・子育て支援金に係る税率を定めておりますというところで、第9条の4は、所得割額を0.26%に定めようとするものでございます。先ほど2.6%と申し上げてしまいました。申し訳ありませんでした。

おおむね幾らぐらいずつ、加算されるものかといいますか、所得によりまして様々ではあるのですが、夫婦・子供の3人世帯で年収150万円と仮にした場合で、5割軽減がかかりまして約2,700円程度になります。150万円ちょっと平均的なところで申し上げたところでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日を規定しております。

○議長（北方貞明） よろしいですか。

○市民課長（福元美子） 以上です。

○持留良一議員 ということは、今回の一般会計に関して、国民健康保険特別会計が提案されました。先ほども議決されたんですけども、これとの関係で、この税の負担が増えるという

ことの関係では、どんなふうに理解すればよろしいでしょうか。

○市民課長（福元美子） 予算といたしましては、このことが子ども・子育て支援法につきましては令和6年に公布されており、地方税法につきましても、賦課につきましては改正されておりましたので、予算としましては、県から示されている金額を計上しております。

以上でございます。

○議長（北方貞明） よろしいですか。いいですね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫留休憩いたします。

午前10時49分休憩

午後1時0分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、委員長の審査報告を求めます。総務文教委員長、池田みすず議員。

〔総務文教委員長池田みすず議員登壇〕

○総務文教委員長（池田みすず） 本日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました案件について、先ほど委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第38号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、求められている納付額について質疑があり、子ども・子育て支援金として新たに負担するよう示された令和8年度分の約775万円程度を歳入に見込む必要があるため設計した改正案である。この負担については、今後、令和10年度にかけて段階的に引き上げて

いくとのことでした。

また、法定外繰入の検討の有無について質疑があり、平成30年から県が主体となって国保運営を行っており、所得水準等に応じて事業費納付金を納める必要がある。県は法定外繰入を行わない方針となっており、法定外繰入は社会保険や共済などに加入している市民の方々も含めた税金から補填することになることもあり、法定外繰入は行わないこととしているとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（北方貞明） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第38号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議がありますので、議案第38号は起立によって採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本議案を原案どおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（北方貞明） 起立多数です。よって、議案第38号は可決することに決定いたしました。

△議案第39号上程

○議長（北方貞明） 日程第30、議案第39号垂

水市副市長の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第39号垂水市副市長の選任について御説明を申し上げます。

現在、副市長であります坂元裕人氏が、令和8年3月31日をもって辞職されますことから、新たに松原寛氏を副市長として選任しようとするものでございます。

選任しようとする松原氏の住所は、鹿児島市武岡、年齢は50歳でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って参集を願います。

午後1時5分休憩

午後1時30分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第39号垂水市副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第39号垂水市副市長の選任については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありません

か。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第39号垂水市副市長の選任について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第39号垂水市副市長の選任については同意することに決定いたしました。

△決議案第1号上程

○議長（北方貞明） 次に、日程第31、決議案第1号アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、決議案の提案をいたします。

その前に、国連の専門家13人が、12日、声明を出して、米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃について国際法に完全に違反し侵略行為だと非難をしています。専門家は、米国とイスラエルに対し、自ら国際法を超越した存在だと見なすべきではないとし、戦争をやめろべきだと主張もしています。

専門家は、米国の無条件降伏要求が長期戦争と甚大な人的被害につながりかねないと警告し、イランの将来の指導者を自ら選ぶという米大統領の宣言など、米国の体制転換要求も非難をしています。

いかなる人権侵害も、国連加盟国や加盟国の主権に対する不当な干渉や、違法な攻撃を正当化する法的また道徳的根拠にはならないとし、イラン国民だけが完全な主張のもと、法の支配と人権尊重の原則に沿って自らの未来を決定できるとも述べています。

また、専門家は女子校や石油精製所、淡水化施設への攻撃など、国際人道法の重大な違反となり得る特定の攻撃についても、独立した調査を求めました。他方、イランについて、自衛の権利があるものの、近隣の湾岸諸国、淡水化インフラや高層マンションなど、民間人を標的とした報復攻撃も国際人道法に違反し、直ちにこれを停止しなければならないというようなふうに国連の専門家12人の方々も述べています。

私も、この基本的な立場に立って今回提案をさせていただきました。

提案理由は読んでいただければ分かると思いますので、中身について、決議案を読んで提案とさせていただきたいと思います。

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に抗議し、即時中止を求める決議案

アメリカとイスラエルは、2月28日、イランに対する大規模な攻撃を開始した。これは国連憲章と国際法を乱暴に蹂躪する無法な先制攻撃であり、本議会として断固抗議する。

現在、グテーレス国連事務総長をはじめ、世界中から批判の声が上がっている。

極めて重大なことは、トランプアメリカ合衆国大統領は、イラン政権を巨大なテロ組織と決めつけ、大規模かつ継続的な作戦によるイラン海軍の壊滅を宣言し、イラン国民に対し、体制転覆を公然と呼びかけていることである。いかなる理由があろうとも、武力による一方的な攻撃で、独立した主権国家の指導者を殺害する権限は誰にも与えられていない。体制転覆を目的とした攻撃が継続されれば、世界の平和と安定が根底から覆すことは明らかである。

現に、今回の軍事攻撃によって双方に多数の死傷者が出ており、罪のない子供も含む多くの市民が犠牲になっている。

さらに、イランによる報復攻撃が湾岸諸国へ拡大し、軍事的エスカレーションを引き起こしている事態は、絶対に阻止しなければならない。

よって、垂水市議会は、アメリカ合衆国政府及びイスラエル政府に対し強く抗議し、直ちに攻撃を中止するとともに、交渉による平和的解決の道に立ち戻るよう強く要求するものである。

以上、決議する。ということです。

どうか皆様方の議員の賛同をよろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（北方貞明） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。決議案第1号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議がありますので、決議案第1号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本決議案について、原案どおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（北方貞明） 起立多数です。よって、決議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（北方貞明） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（北方貞明） 次に、日程第33、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から所掌事務のうち会議規則第103条の規定により配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△副市長挨拶

○議長（北方貞明） ここで、副市長からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○副市長（坂元裕人） お疲れさまでございます。

今日は3月16日ですね。何の日か御存じですか。私の誕生日なんです。それがどうしたということでもないんですけど。何かこうやっぱ縁みたいなものを感じているところでございます。

このたび一身上の都合により、副市長職を退任させていただくことといたしました。

振り返ってみますと9年間、教育長を8年そして副市長1年、9年にもわたって重責を尾脇市長の下で担わせていただきました。

先般行われました中央中の卒業式、あの卒業生は、実は私が平成29年、教育長に就任したときの子供たちです。小学校1年生、それぞれの学校に元気よく入学して参った子供たちです。数は少のうございませけれども、非常にまとまりのよい、そしてまた涙もろい、すごく思いやりあふれる学年の子供たちであったというふうに記憶しております。

ところが、あの子供たちも、考えてみますと9年間という間、順調に育ってきたわけではないんですね。と申しますのは、小学校高学年から中学校に上がるこの間、コロナという大変な大変な目に遭いまして、きっと楽しみにしていた学校行事、あるいは日頃の教育活動が中止になったり、あるいは規模縮小になったりなどなど、大変こう辛い、苦しい、悲しい思いをした子供たちだったんだろうなと思います。

それでも、子供たちってやはり立ち直るというのか、自分自身をきちんと律しながらまた成長していく、すばらしい力を持っているんだなということを改めて感じる次第でございます。

そのように、たくましい子供たちなんですけれども、一方、じゃコロナの頃、我々は何したんだということを考えてみますと、まさにこうピンチをチャンスに変える、ちょうどGIGAスクールが始まったときでした。

私は、この授業の中身を見たときに、これは垂水の教育改革は、このGIGAスクールで行えるんじゃないかなというふうに直感的に感じました。ただ、このGIGAスクールは、もちろん私が幾ら考えたってできるわけではございません。やはりそこには職員の理解があったり、あるいは学校の管理職、先生方、ましては学ぶ子供たち、そういう全てのGIGAスクールに関わる人たちの理解を得ながら、そしてスモー

ルステップで上がっていきなさいいけないという。

しかしながら、私は、職員にも、そして学校の職員にも子供にも恵まれたなと思っています。みんなが同じ方向を向いて、一生懸命に取り組んだ結果が今あるのかなと思います。

そういう意味では、いい方に教育長を継いでもらったなと思っています。また明石教育長がきつときつと大きな大きな花を咲かせてくれるんじゃないかなと思っております。

そのように、非常に頑張って結果が残せたという部分と、そしてまた逆に、なかなか頑張っても結果が出ない部分もございました。例えば前半のほうで申しますと、学力向上はなかなか難しゅうございました。一生懸命頑張っているんですけどもなかなか伸びない。そのときにやはりGIGAスクールで考えましたのは、これ学力向上に随分寄与するツールだなということも感じておりました。そういうときに、やはりすばらしい学校教育課長を迎えて、セットで取り組むというようなことも試みてまいりました。

ですので、今教育委員会で言うと、売りはGIGAスクールと学力向上、大きくはこの2点なのかなと、これが垂水の売りというふうに申し上げても過言ではないと思っています。

ですので、ぜひこの垂水のすばらしき教育を求めて、子供と一緒に移住定住してくださる方々が増えればありがたいなと思っているところでございます。

一方、また、最後の1年はこちらのほうで副市長として務めさせていただきました。いろんな課題がどんどん出てきた1年だったのかなというふうに思っています。それをうまくコントロールできればよかったんでしょうけれども、私自身がやはりそういうところで少し足踏みしたところもあって、なかなか一つ一つ丁寧に向き合ったつもりでございますけれども、十分な

解決には至らなかった部分もあったのかなというふうに感じているところでございます。

しかしながら、課長をはじめ職員は一生懸命取り組んできてくれております。また、これからもそういう気持ちできちっとまた業務に向き合ってくれるものと信じます。ですので、垂水の未来は明るいというふうに私は思っております。

これからは、私、一市民として、市の活性化を願うと同時に、また、執行部をはじめ行政のほうにも関心を寄せながら、応援団の一人として、すぐ近くの実家から、もしくは自宅からすぐ見えるところに市役所がございまして、心ながら応援をしてみたいなと思っております。

何かこうお役に立てる場面ではまた発言もしたいし、私でできることがあればお手伝いもしたいなと思っております。

9年間に及ぶ長き長き間、議員の皆様方、執行部の皆さん、そして市民の皆様方に本当にお世話になりました。そして、何よりもこれから先の子供たち、自己実現を果たすべく頑張ってもらいたいなと願っております。

本当に9年間ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

△市長挨拶

○議長（北方貞明） この際、市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 本議会に提案をいたしました全ての案件につきまして、大変熱心に御審議を賜りまして、いずれも原案どおり可決をしていただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各常任委員会における御審議を通じていただきました貴重な御意見、御要望等につきましては、十分留意いたしまして、今後の市政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営におきまして、引き続き市民の皆様のために御支援・御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

また、今議会をもって退任される坂元副市長におかれましては、これまで市政を長きにわたってお支えをいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そして、同じく今議会をもって役職定年をされる福元市民課長、岩元水道課長、森農林課長におかれましては、本当に長い間市民のために頑張っていただきました。ありがとうございました。これまでの皆様の御功績に対し心より感謝を申し上げます。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げ、閉会に際してのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（北方貞明） これをもちまして、令和8年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午後1時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員